

# 官報

## 号外

平成六年六月二十三日

### ○第百二十九回 参議院會議録第二十五号(その一)

平成六年六月二十三日(木曜日)

午後三時六分開議

#### ○議事日程 第二十四号

平成六年六月二十三日

午後一時開議

第一 裁判官の介護休暇に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

#### ○本日の会議に付した案件

一、平成六年度一般会計予算

二、平成六年度特別会計予算

三、平成六年度政府関係機関予算

一、日程第一

一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二、日程第二

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五号(その一) 議事日程追加の件 平成六年度一般会計予算外二件

一、国際問題に関する調査の中間報告  
一、国民生活に関する調査の中間報告  
一、産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

平成六年度一般会計予算

平成六年度特別会計予算

平成六年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長井上吉夫君。

〔審査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔井上吉夫君登壇、拍手〕

○井上吉夫君 ただいま議題となりました平成六年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算三案の内容につきましては、既に藤井大蔵大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成六年度予算三案は、三月四日、国会に提出され、五月十七日、藤井大蔵大臣から趣旨説明を

聴取し、衆議院からの送付を待つて、六月九日から審査に入りました。

この間、六月二十日には公聴会を、二十一日、二十二日の両日には委嘱審査を行うとともに、予備審査中の三月十四日から十六日にかけては、秋田県及び青森県に委員を派遣して現地調査を行うなど、本日に至るまで効率的かつ濃密な審査を行ってまいりました。

予算審査は、深刻な景気情勢に配慮して越年編成等による審査のおくれをでき得る限り短縮すべく、参議院の自主性と良識の上に立ち、与野党ともに一日も早い早期成立に向けた努力が払われました。

以下、質疑のうち主なものの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、羽田連立政権の政治姿勢について、「連立政権は発足以来、野合と指摘される政策矛盾の拡大と強権的な政治手法に加え、細川前総理のみずからの資金経理疑惑での退陣などにより、我が国の内政、外交を混迷させたばかりか、長期の政治空白をつくり、予算編成を越年させ、予算の国会審議を停滞させたが、羽田総理はこれをどう認識しているか。羽田総理指名直後の改組の結成は、社会党の政権離脱を招き、議院内閣制のもとでの民意反映の基盤を欠いている。政治の安定のためには、どこかの時点でけじめをつけるべきではないか。」との質疑があり、これに対し羽田内閣総理大臣から、「三十八年間に及ぶ自民政権にわたって連立政権が生まれ、数カ月を経過したが、政治腐敗はもとより、中選挙区制のもとで真の政策論争ができなかったという状況を打開するため、政治改革をなし遂げたほか、ウルグアイ・ラウンドについても、我が国にとってはつらいことながら、この問題に積極的に対応し、決断した。こうした今までの日本の政治が陥っていた閉塞状態を打破したという意味で、細川連立政権八カ月の成果は政治の歴史に残るものと思っている。ただ、首班指名後の社会党の政権離脱は残念の一語

に尽きるが、現在は政治が大きく変化しようとする揺籃期に当たると思っている。けじめをつけるということは国民の審判を問うということと思うが、しかし我々の目の前に山積する課題は与野党、野党の別なく解決しなければならず、その意味で、これから誠心誠意各党に対し一つ一つ呼びかけをしていきたいので、ぜひ協力を願いたい。さらに、安定した政治が必要であることも十分承知しているので、一層の努力をしてまいりたい。」との答弁がありました。

外交・防衛問題につきましては、「北朝鮮は核開発に対するIAEAの査察を拒否し、一方的にIAEAからの脱退を宣言し、国連が制裁を加えるなら宣戦布告とみなすとか、ソウルを火の海にするなどと言っているが、政府の認識と対応を聞きたい。国連で北朝鮮に対する制裁決議が行われ、国連憲章四十一条に基づく要請があった場合、自衛隊はどのような行動がとれるのか。」との質疑があり、これに対し羽田内閣総理大臣並びに柿澤外務大臣及び神田防衛庁長官から、「北朝鮮の核開発について、IAEAはプルトニウムが既に抽出されているのではないかと疑いを強めている。核施設の検証でその点が確認できて、将来の核開発の歯どめになることが必要であり、政府としては、北朝鮮の核開発疑惑問題は北東アジアの安全保障の上からも、核不拡散体制や国際社会の安全保障にとっても憂慮すべき事態であり、強い懸念を持っているところである。国連の制裁は、米国が一年以上にわたる粘り強い説得にもかかわらず、北朝鮮側がこたえないために主張しているものであるが、制裁の目的はあくまで北朝鮮の翻意を促すことが趣旨であって、懲罰的なものではない。北朝鮮のIAEA脱退は国際機関からの脱退であって、核不拡散条約からの脱退には触れていないので、真意の把握とともに、北朝鮮が査察を完全に受け入れ、IAEAに復帰するよう事態を見守っていくと同時に、関係国と協調し対応していきたい。また、国連の経済制裁に対し、自衛隊

としてどういふことができるかという事は、平和裏に話し合いを行おうという状況であり、経済制裁の内容も明らかでない現段階では答えられない。」との答弁がありました。

次に、景気・経済問題について、「景気の底入れを感じさせる経済指標が出始めたやさきに急激な円高ドル安に見舞われ、昨年のように回復の芽がしぼんでしまふのではないかと懸念が出てきている。政府は景気の現状をどう判断し、景気の先行きを確実にするための手を打つか。二月の総合経済対策の効果をどう見ているか。また、二・四〇の本年度の政府経済見通しの達成は可能か。」との質疑があり、羽田内閣総理大臣並びに寺澤経済企画庁長官から、「景気は、設備投資と企業収益が引き続いて減少しているほか、雇用情勢も製造業を中心に非常に厳しい状況にあるが、その一方で、公共投資と住宅建設が堅調に推移するなど明るい面と暗い面が交錯している。政府としては、景気は総じて低迷が続いているものの、一部に明るい動きが見られるとの判断をしている。しかし、最近の急激な円高は、我が国のみならず世界の経済に影響を及ぼすので、各国と密接に連絡をとりながら対応しているが、何よりも我が国の経済政策を各国にわかるよう鮮明にさせていくことが大切であると考えている。景気対策については、内需の喚起が大事で、二月の所得税減税を含む十五兆円の総合経済対策を着実に実施するとともに、規制緩和やその他の施策を完全に実行して、持続的な成長路線に乗せる懸命な取り組みを怠りたくない。総合経済対策の経済効果については、経済対策に加え、その他の諸条件が順調に波及していくとGNPを二・二〇押し上げる

効果が期待できるものと考えており、六年度二・四〇の経済見通しの達成に全力を挙げてまいりたい。」との答弁がありました。

財政問題について、「パウルが崩壊して以降、我が国の財政は極めて厳しい状況に置かれており、国債残高は二百一兆円、国民一人当たり換算すると六百一十一万円の借金を抱えている計算になる。政府はこの巨額な国債残高をどう処理していくつもりか。平成六年度予算では、赤字国債の発行を回避するため、NTT株売却益活用補助金の繰り上げ償還等の経理操作や隠れ借金によるやりくりが極限に達しているが、いつまでこのような手法を使うつもりか。」との質疑があり、これに対し藤井大蔵大臣から、「二百兆円もの国債の累積を解消していくためには国債の累積体質をやるべきことが一番大事で、財政の仕組みを根本にさかのぼって考え直し、歳入のあり方を見直すなど、あらゆる努力をして新発債の発行を抑えていかなければならないと考えている。平成六年度予算における各般のやりくりは御指摘のとおりであるが、赤字国債に頼るよりも国庫内のいろいろな調整でやりくりする方がよいと判断した結果このような方法をとったもので、このような事態を厳粛に受けとめているところである。」との答弁がありました。

また、税制問題について、「税制の抜本改革について羽田総理は、六月中に成案を得て本年中に国会で法案を通すと言っているが、これは公約と受けとめてよいのか。税制改革の前提は不公平税制の是正と行財政改革だと考えるが、中でも消費税の益税をどう把握し、是正を図っていくつもりか。来年度以降の所得税減税が国際公約となつて

いるが、税制の抜本改革において所得税制を高齡化社会にふさわしい税構造に是正すべきではないか。」との質疑があり、これに対し羽田内閣総理大臣並びに藤井大蔵大臣から、「税制の抜本改革については、税制調査会の答申を踏まえ早急に骨格をまとめ、各党初め国民の皆様の見解を聞きつつ法案の作成に当たりたい。税制改革法案の本年中の国会成立については、先般の所得税の特別減税法案の審議において全会一致で修正を見たことでもわかるように、各党の御理解をいただきながら改革を行うことができるだろうと思っており、当然これは公約である。消費税の益税は、平成二年に調査、推計した免税点、簡易課税、限界控除を合わせて五千億円程度という数字があるが、平成三年の改正によりその七割程度は縮減されたのではないかと見ており、巷間言われるほど大きな金額ではない。しかし、批判のあることも事実であるので十分考慮してまいりたい。所得税については、高齡化社会における負担のあり方として中堅所得者に極めて大きな負担がかかる仕組みを是正することが大事だと考えている。」との答弁がありました。

最後に、「二十一世紀福祉ビジョン」をめぐり、高齡化社会における福祉の充実と国民負担、税財政のあり方、福祉政策推進のための地方財源の確保と地方分権の必要性など、幅広い質疑が展開されました。

このうち、「二十一世紀福祉ビジョン」は、厳密な積み上げを欠いたふわふわしたカステラのようなもので、最も厳密な詰めの要する税制改正の根拠にされるのは乱暴で納得しがたい。政府は福祉ビジョンに基づいて「税制改革に関する機械的試算」を発表したが、これは消費税率引き上げを意図的にねらったものではないか。」との質疑に対し、大内厚生大臣並びに藤井大蔵大臣から、「福祉ビジョンの積算は、厚生省において地方の老人福祉推進計画に基づき高齡者のニーズの増加傾向をもとに推計するなど、施策ごとにあらゆる統計を活用し推計しており、大づかみに積み上げたというものではない。また、「税制改革に関する機械的試算」については、税制調査会から福祉ビジョンのケースⅡに基づいて将来の所要税収を計算せよとの要請があり試算したもので、特定の意図を持ったものではない。今後、これをもとにあらゆる角度から議論を深めていただきたいと考えている。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、私学助成の一般財源化問題、大蔵、通産両事務次官の消費税率引き上げ要請行脚、核兵器使用に関する国際司法裁判所への陳述内容、京都府警の朝鮮総連京都本部捜索問題、公共料金の凍結、公明新聞の記事をめぐる問題、行財政改革の推進など広範多岐にわたりますが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して久世委員が反対、日本社会党・護憲民主連合を代表して北村委員が賛成、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して白浜委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成六年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。片山虎之助君。

〔片山虎之助君登壇、拍手〕

○片山虎之助君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成六年度予算三案に対し、反対の討論を行います。

今、我が国は厳しい経済情勢への対応はもろろんのこと、規制緩和、行財政改革の推進等早急に解決しなければならぬ課題が山積し、国際的にも我が国の役割は一層増大しております。

このような状況下において、予算の年内編成と一日も早い成立は政府がとるべき至極当然の政治判断であります。連立政権は政治改革最優先に固執し、本予算については、政府案決定が二月十五日、国会提出が三月四日と大幅におくらせ、さらに、本年四月の羽田内閣組閣に当たつての連立与党内の国民にわかりにくい権力ゲームによる混乱状態が予算審議を一層おくらせました。

この国民不在の政治責任はまことに重大であることをまずもって指摘せざるを得ません。まさに内閣の職務、責任の放棄にはかなりなりません。

また、予算委員会におきましては、我々自民党が審議促進に多大の協力をしているにもかかわらず、与党・公明党の機関紙が、我が党が国会審議をおくらせているかのごとき一方的な記事を載せ、我が党の抗議に二日間の審議空転の後、弁明、陳謝を繰り返したことは記憶に新しいところであり、誠に遺憾です。さらに、質疑中、政府は何回おわび、言い直し、陳謝、訂正をしたことでありましょうか、全く枚挙にいとまがないのであります。

その上、北朝鮮の核疑惑問題で国際社会が極めて神経をとがらせているときに、羽田総理が北朝鮮に核はないなどと誤解を招く軽率、軽薄な発言をして釈明を余儀なくされております。こんなに釈明、陳謝ばかりしているような、確固たる政治理念や基本政策を持たない、しかも官僚主導の内閣に、我が国のかじ取りを任せ、国民の将来を託すことができるでしょうか。否、断じてできないのであります。羽田内閣は深く総辞職すべきことを強く主張するものであります。

以下、反対の主な理由を申し上げます。まず反対の第一の理由は、景気対策が不十分なことであり、政府は、景気対策としての所得税・住民税減税の実施を強調しますが、これらは今年度限りのものであり、来年度以降の減税については、政府税調答申は出しましたが、政府としては現在までのところ何ら明言していないのであります。加えて、事あるごとに将来の消費税増税を、しかもネット増税を有形無形に示唆する態度では、景気への効果は到底期待できないと考えます。

また、公共事業関係費は、前年度比四・〇％増を確保したと言われますが、補正後対比で見るとマイナスであり、景気回復を図るには力不足であることが明白であります。我が党は大幅な追加修正の必要性を訴えてきておりますが、これなくしては平成六年度の二・四％経済成長は絵そらごとにと終わることは必定と言わなければならず、到底認められません。

反対の第二の理由は、国民生活重視という政府の予算編成方針がかけ声倒れに終わっていることであり、政府は、生活者重視への公共事業の配分比率の変更を予算編成の重点課題として掲げているにもかかわらず、その成果は全く微々たるものであり、めり張りのきいた生活者重視の配分とは到底言えないのであります。

また、現ゴールドプランは平成六年度で計画の中間年を迎えますが、推進率が五割を超えている施策はわずか二つにすぎず、とりわけケアハウス、在宅介護支援センターなどは二割にも達しておりません。来るべき本格的な高齢化社会への対応としては全く不十分と言わねばならないでしょう。

本年三月に厚生大臣の私的懇談会がまとめた「二十一世紀福祉ビジョン」の目標も、仮説による単なる理想にすぎず、ビジョンの目標数値とその実現性が定かでなく、さらには実際の施策と全然つながつておりません。このビジョンを受けて、新ゴールドプランなり、エンゼルプランなりの策定を待つて、初めて増税の根拠たり得る実りある議論が始まるのではないかと考えます。

反対の第三の理由は、私立学校助成費が大幅に削減されていることであり、私立高校・中学校等への経常経費助成額は、六百三十五億円と前年度に比べ二百十二億円も減額されております。政府は、減額分は地方交付税で手当てすると言っておりますが、交付税率を現状に据え置いたままでの地方交付税への移行は、地方への負担転嫁を進めようとするものにほかならず、せんだつての政府統一見解も今後のあり方をあいまいにしたままであり、このような政府の姿勢は絶対に容認できないところであります。

反対の第四の理由は、つじつま合わせによる財政の実態を国民の目から覆い隠している点であります。政府は、国債整理基金の資金繰りのために、NTT株売却益活用事業資金の繰り上げ償還を行い、他方、繰り上げ償還分の補てんとして建設国債を発行するという措置を講じております。しかし、これは地方まで巻き込んで赤字国債を建設国債へ振りかえたにすぎず、実質は赤字国債の発行と何ら変わらないのであります。

さらに、一般会計承継債務の償還繰り延べ、地方財政対策に伴う歳出繰り延べなど、総額二兆四千九百二十二億円にも上るいわゆる隠れ借金が行われており、財政の実態を故意にゆがめる政府の財政手法はこそくであり、絶対に認めることはできません。

反対の第五の理由は、財政再建に積極的に取り組む姿勢が見られないことでもあります。我が国財政の現状は、国債残高が二百兆円を超えようとしており、急速に悪化してきております。今、まさに実効ある財政再建への取り組みが強く求められているのであります。しかるに政府は、国債依存度を五％以下とするさきの財政再建目標を平成十一年度まで先延ばししましたが、目標達成のめどは全くないと断じても過言ではなく、まさに問題の先送り以外の何物でもありません。こうした政府の姿勢を厳しく糾弾するものであります。

最後に、連立政権の政治姿勢に一言申し上げます。昨年八月、政治改革を旗印に非自民を結集、さつそうと登場した細川連立政権は、政治改革法案が成立した途端、政権基盤の求心力が欠け、国

政の実態を国民の目から覆い隠している点であります。政府は、国債整理基金の資金繰りのために、NTT株売却益活用事業資金の繰り上げ償還を行い、他方、繰り上げ償還分の補てんとして建設国債を発行するという措置を講じております。しかし、これは地方まで巻き込んで赤字国債を建設国債へ振りかえたにすぎず、実質は赤字国債の発行と何ら変わらないのであります。

民福祉税構想の朝令暮改、日米首脳会談の決裂などに加え、みずからの政治資金スキャンダルによりこの四月、自滅いたしました。

これを引き継いだ羽田政権も、謀略的な会派「改新」騒動が裏目に出て、首班指名時の政権基盤は大きく変質し、連立与党は衆議院でほぼ三分の一、本院では四分の一以下の勢力を占めるにすぎず、憲政の常道に反する多数の民意に基づかない少数政権となっております。

今、我が国に求められる政権は、野合による政策の欺瞞、権謀術数、疑惑隠しの連立政権ではなく、新しい時代に適合した国家観や政治理念のもと、開かれた民主的な政治手法に基づき、基本政策の合致した、しかも議会制民主主義の確立に責任を持てる政権の擁立であるべきであります。

この一年を振り返って、連立政権の政策矛盾はますます拡大し、強権的な政治手法と官僚主導は国民と国会不在をもたらし、連立政権のたらい回しはまさに議会制民主主義の否定以外の何物でもありません。こうした連立政権のあり方に深い反省と自発的な総辞職を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 角田義一君。

〔角田義一君登壇、拍手〕

○角田義一君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となっております平成六年度予算三案について、政府原案に賛成の討論を行うものであります。

周知のように、本予算案は、我々も加わった細川連立政権が作成したものであるとはいえず、自民党政権のもとで各省庁による概算要求が行われたものであるという制約がありました。また、連立

政権下の予算編成でもありますから、我々の諸政策が十分に反映されたものでないことは、ある意味で当然であります。しかしながら、本予算案には、我が党が連立政権に参画する折に主張した生活者優先、平和と軍縮の一層の推進などの基本的な考え方に基づく施策が一定程度盛り込まれており、新しい方向への記念すべき試みが刻印されたものと評価していることをまず冒頭に申し上げておきたいと存じます。

以下、政府原案に賛成する主な理由を申し上げます。賛成の理由の第一は、公共投資の拡充等、景気に十分配慮したものとなっていることであります。

景気対策は、国内政策としてはもちろん、国際的にも強く求められていたものであります。本予算案において、我が国経済史上最長とも言われる不況克服のため、五・五兆円にも上る思い切った特別減税が組み込まれていることは、まことに時宜にかなったものと評価しております。

公共事業関係につきましても、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に社会資本整備を推進するとともに、平成五年度第三次補正予算とあわせ、景気に配慮するために高い伸びが確保されております。中小企業対策や土地・住宅税制などを含め、その効果が十分に期待されることと存じます。

第二は、公共事業の配分シエアの見直しが行われたこととあります。過去三十年間、ほとんど手がつけられなかった公共事業の事業別、省庁別の配分にメスが入られ、新しく自然公園、地下鉄、航路標識に予算を配分するとともに、住宅対

策、下水道、ごみ・廃棄物処理対策を含む環境衛生等の国民生活の質の向上に結びつく分野を重視するなど、不十分ながらも生活者の視点に立った予算編成の端緒が開かれていると思うのであります。

第三は、社会保障の充実、雇用対策等、生活に直結した施策を推進するものとなっていることとあります。それは、例えばホームヘルパーの派遣、老人デイサービス施設、在宅障害者デイサービス施設等の増加を見込むなど、ゴールドプランの前倒し実施が実現されていることに示されております。また、雇用対策につきまして、緊急雇用開発計画の策定が必要であるという我々の主張が取り入れられる形で雇用支援トータルプログラムが策定され、これに基づく総合的な雇用対策が盛り込まれております。

第四は、防衛予算の縮小が実現していることとあります。

今回、防衛費の伸び率を三十四年ぶりに〇・九％の低水準に圧縮できたことは、連立政権に我が党が参画して初めてなしたものであり、二十一世紀へ向けた軍縮への第一歩であり、画期的な成果として自負するものであります。

細川内閣は、防衛計画の大綱の見直しに着手して国民の期待を集めました。今日、ポスト冷戦時代にふさわしい、あくまで軍縮を念頭に置いた防衛政策を追求することを多くの国民が求めていると思うのであります。

第五に、歳入面でも不公平税制の改革が図られていることをこの際指摘しておきたいと存じます。例えば、使途不明金に対し四〇％の追加負担税

率を設けたこと、あるいは交際費についても適切な改革の手が加えられたことなど、不公平税制の是正に向けて実な一歩が踏み出されております。特に、使途不明金については、いわゆるゼネコン汚職などで政治家に渡された資金の出どころになっっているものであり、いわば汚職の温床とも言えるものであります。今回の措置は、税制面から政治腐敗防止策を講じたものと評価できます。

以上、政府案に賛成する主な理由を申し上げます。最後に、この際、若干付言しておきたいと思っております。

昨年十二月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに当たっては、政府は、農家の方々に不安や動揺を来さないよう、そしてまた、これにより一段と厳しい環境に置かれることとなる日本農業の体質を強化し、魅力ある産業として確立するよう万全の対策を講じることと国民に約束しております。

本年度予算においては、中山間地域対策と低金利融資など直接的な営農支援策に重点が置かれていたが、今後とも、農村地域の生活環境整備を充実させるなど、我が国最重要施策の一つとして必要な予算を確保し農業再建に当たらなければならぬことを強調しておきたいと存じます。

また、羽田内閣になって、細川前総理が率直に反省とおおびの気持ちを表明した過去の我が国の侵略行為について、閣僚の中からこれを否定し、また憲法に抵触する集団的自衛権に言及するなど、日本の軍事的行動に積極的な発言をする者が続いたこと、さらには、国際司法裁判所に対する意見陳述書において、核兵器の使用が国際法に違

反しないかのような見解を示そうとしたことなど、連立政権の政策、政治姿勢が変化していることは、率直に申し上げてまことに遺憾であります。

政府は、ポスト冷戦の時代認識をしつかり持ち、核兵器使用問題についても、特に被爆体験を持つ国として、これを国際法違反とする国際世論の側に立つ姿勢を鮮明にすべきであることを主張するのであります。

内外とも極めて困難な政局にあります。現在の連立政権は極めて不安定であり、国民の期待に十分にこたえることは残念ながらできないように思われます。したがって、我が党は、安定した政権を樹立するため、昨日、政権構想を発表し、各党に御提示申し上げたところでございます。

現連立政権が、国内外の疑惑や批判をしばしば呼び起こしたこれまでの姿勢を反省し、昨年夏の連立政権樹立の原点に立ち返り、生活者優先、平和と軍縮という基本を改めて確認して、国民の期待にこたえ、新たな安定政権の樹立に協力されるよう期待して、私の賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(原文兵衛君) 高崎裕子君。

〔高崎裕子君登壇、拍手〕

○高崎裕子君 私は、日本共産党を代表して、九四年度政府予算三案に対し、反対の討論を行います。

今国会の論戦を通して、羽田内閣の憲法に対する態度、その政策が国民にとって大変危険な性格であることがいよいよ明らかとなり、不信任に値する内閣であることが浮き彫りになりました。まず、侵略戦争に対する無反省と憲法無視の姿

勢です。

羽田総理は、組閣の当初から、侵略戦争を美化する発言をした人物を閣僚に任命するという違憲行為を行い、それを指摘されても、反省をしないばかりか不当な弁護に終始しました。

我が党が国連憲章、ポツダム宣言、東京裁判の基本理念を示しつつ、十五年間にわたる中国に対する戦争の認識をただしたのに対し、総理は、侵略戦争であったと説明することをあくまで拒否した上、国際的にも共通認識となっているあのヒトラーの戦争までも侵略戦争であることをかたくなに認めなかったのです。

総理のこのような認識は、戦後の国際社会が侵略戦争と軍国主義を地球上から一掃する決意を共通の土台としたその原点を否定するものであり、日本国憲法が掲げる平和理念をも否定するものです。

次に、北朝鮮の核開発疑惑を口実とした制裁の問題も重大です。

総理は所信表明で、北朝鮮をめぐる緊急事態のもとでは、国連の決議がなくても、日米及び日韓の各国間で緊密に連携し、協調してこれに対応するとの方針を打ち出しました。これは、アメリカとの共同の軍事行動やその他の有事体制化を進める危険な道に踏み込む宣言です。しかし、政府が制裁論の口実としている核そのものについても、我が党の質問に、北朝鮮の核の正確なことはわからないなどと、まともな根拠を示せなかったではありませんか。

にもかかわらず、政府は、制裁の具体的な対応についての答弁を一切拒否しながら、日米韓三国協議で早々と送金停止などの具体的約束をするな

ど、国際的にも際立ったアメリカ言いなりの姿勢を示し、国会と国民を欺いていることは絶対認められません。

一瞬にして生命も財産も奪ってしまいう原爆。その苦しみ、恐ろしさを体験した唯一の被爆国日本だからこそ、世界に向かって核兵器廃絶の先頭に立つべきではないでしょうか。ところが、いまだに核兵器の使用は実定国際法に反しないとする政府の態度は到底許されません。

このような政府の政治姿勢のもとでの本予算案は、具体的に以下の理由によって容認できません。

第一に、戦後最悪と言われる不況、また新たな円高の影響が懸念される中で、国民本位の抜本的な不況対策が求められているにもかかわらず、国民生活犠牲、大企業奉仕の反国民的方向が貫かれていることです。

本予算の景気回復の最大の目玉は六兆円規模の所得減税ですが、これも所得のいかににかかわらず一律二〇％の減税というもので、購買力を引き上げるための庶民に手厚い減税とはほど遠く、しかも、ことし一年限りの措置となっています。

政府は、来年度以降も減税を続けるためにはその財源として消費税の増税を認めよと国民に迫っています。これにこたえて、政府税調は事実上七〇％以上の税率引き上げの答申を出し、連立与党も社会党も間接税の引き上げを政権構想で打ち出すなど、いよいよ重大な問題となっています。国民への公約を無視した消費税増税は絶対に許されません。

我が党は、この最悪の増税計画を撤回させるため、国民とともに闘うことを改めて表明するも

のです。

また、不況の悪循環を打開するためには中小企業や雇用問題について抜本的対策が求められています。しかし、中小企業予算は十二年連続の削減であり、その一方、大銀行に対しては抱え込んでいる不良債権処理のために巨額の減税措置さえ設けているのです。

人減らし、リストラ、海外移転、下請いじめの規制など、大企業の横暴に対する民主的規制が今こそ必要であるとともに、官公需の中小企業向け発注率の引き上げ、低利の緊急融資制度の創設など、国民の立場に立った対策がどうしても必要です。

第二に、政府は高齢化社会に備えると言いつながら、年金の支給開始を六十五歳に繰り延べ、そして入院時の食事代として当面、一日六百元の患者負担を強行しようとしています。今でさえお年寄りには入院を拒否されたり三カ月で退院させられ大変だと悲痛な声を上げています。世界に例を見ない老人差別医療に加え、このような国民医療の改悪、社会保障の後退は絶対認められません。

さらに、私立高校などへの経常費助成の二五％もの削減は自民党時代にもなかったことであり、直ちに私学助成の復活を強く求めます。

第三に、米輸入自由化についてです。

米輸入自由化が実施されるなら、日本農業が存亡の危機を迎えることは火を見るより明らかです。にもかかわらず、本予算案は、米輸入自由化を前提にして中小零細農家を切り捨てる新農業政策を推し進めようとしています。今重要なことは、米を初め農産物の自由化措置を直ちに中止し、減反政策をやめ、適切な備蓄、食糧の自給率

向上へ一步踏み出すことです。

第四に、本予算案では、現在でも既に世界第二位の軍事費がさらに増額され、アメリカの要求にこたえてAWACS二機の購入など、正面装備費を増強しています。米軍への思いやり予算もこの十六年間で四十倍に達しました。政府は、北朝鮮制裁を口実とする憲法違反の有事立法の策定を直ちにやめるとともに、この莫大な軍事費の思い切った削減で国民生活を守るべきです。

最後に、五年ぶりの赤字国債の発行を含め十三兆六千億円もの国債発行を行い、国債残高削減のための定率繰り入れを停止するなど、極めて不健全かつ国民負担増大の予算となっていることです。これにより歳出に占める国債費の比率は一八・七％になり、国債残高は実に二百兆円の大台を超えることになるのです。

我が党は、今私が指摘した諸問題を、平和と国民生活を守る方向で予算の組み替えを衆議院で要求しましたが、ゼネコン中心の公共事業の腐敗と浪費の構造にメスを入れ、大企業、大金持ち優遇の不公平税制を根本的に洗い直し、軍事費の半減などをするなら、大増税も赤字国債の発行もなしで十兆円の財源が確保できるのです。今こそ国民の立場に立った政治の革新的転換を強く要求いたします。

しかしこれは、羽田内閣にもはや期待すべくもありません。羽田内閣は、国民の三割の支持しか得ていない少数与党内閣です。憲政の常道に従い、民意を反映する中選挙区制のもとの解散・総選挙を速やかに行うことこそ国民の要求であり、そのことを強く求めて反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 林寛子君。

〔林寛子君登壇、拍手〕

○林寛子君 私は、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました平成六年度予算三案に対し、賛成の討論を行うものであります。

昨年八月の連立政権発足以来、十カ月が経過いたしました。この間、連立政権は小選挙区比例代表並立制の導入を柱とする政治改革関連法案を成立させ、政治改革を実現するほか、ガット・ウルグアイ・ラウンドについては、我が国にとってつらい問題でありながら積極的に対応し決断をするなど、難しい諸課題に真っ正面から取り組んでまいりました。

連立与党内で必ずしもすべてがスムーズに対応できたわけではありませんが、連立政権が改革の道を歩み続け政治の閉塞状態を打破してきたことは、我が国の政治の歴史に残るものであり、大きな成果であると高く評価するものであります。

今後、政府は、政治改革については区割り法案の速やかな国会提出、成立により政治改革の総仕上げを行うとともに、税制改革さらに行政改革等に積極的に取り組まれるよう強く要望いたします。

さて、我が国経済は、バブル崩壊後の景気低迷の中で企業収益が落ち込むほか、雇用調整を実施する企業の割合もなお高水準にあるなど、依然として厳しい状態にあります。しかし、ここに来て、ことし二月の総額十五兆円を上回る史上最大規模の総合経済対策の効果が徐々にあらわれ、一部ではありますものの、景気に明るさが見え始めております。

さらに経済を順調な回復軌道に乗せていくためには、この六年度予算の一日も早い成立、執行が待たれていることは、だれの目にも明らかであります。

他方、世界に目を向けますと、東西冷戦終結後の新たな枠組みと国際秩序の構築が求められております。

かかる状況の中、我が国に対しても、ODAなど経済協力のもとより、PKOへの派遣、さらには今回の北朝鮮の核疑惑問題など、さまざまな方面で国際的にも重要な役割を果たすことが強く求められております。

本予算案は、現下の非常に厳しい財政事情の中で、こうした内外の諸要請にこたえた極めて適切な内容となっており、高く評価できるものであります。

以下、順次賛成の主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、景気に対し十分な配慮がなされていることであります。

本予算案において、公共事業費は対前年度比四・〇％増と、一般会計全体の伸び率一％増を大幅に上回る伸びとなっております。しかも、五年度第三次補正予算と合わせたいわゆる十五カ月予算としてみれば、公共事業費は実に二二・六％の高い伸びが確保されているのであります。

加えて、全国民が待望していた五兆五千億円に上る所得税・住民税減税が盛り込まれ、今まさに実施に移されようとしており、かかる施策が相まって景気浮揚に絶大な効果を発揮するものと大いに期待されるものであります。

賛成の第二の理由は、生活者重視の予算配分となつて点であります。

公共事業費の事業別の伸び率を見ますと、廃棄物処理施設一四・四％増、水道一〇％増、市街地整備九・五％増など、国民生活と密着した分野に手厚い予算配分が行われております。

福祉の面においても、ホームヘルパーやデイサービス等の事業の大幅拡充、在宅介護支援センターの充実など、ゴールドプランの着実な実施を図っているほか、出生率の低下、核家族化の進展に対応し、子育て支援等の児童家庭対策を推進するエンゼルプラン・ブレイクを創設するなど、新たな社会福祉に積極的に取り組む姿勢が見られ、極めて高く評価できるものであります。

また、現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用支援トータルプログラムに基づく総合的な雇用対策を推進するため、雇用対策予算を前年度の二倍以上増額しており、これなどはまさに時に適宜になった措置と言えるものであります。

賛成の第三の理由は、国際貢献の要請にこたえた内容となっている点であります。

本予算案における経済協力費の伸びは四・四％増と、主要経費中、実質的に最も高い伸びとなっており、厳しい財政状況の中でも国際貢献に対する特段の配慮が見られます。

内容的にも、途上国における人づくり支援に関する予算を大幅に増額するほか、環境、人口など地球的規模の問題、さらに人権、難民といった今日的課題にも積極的に対応するなど、極めて適切な内容となっており、国際的にも高い評価が得られると確信するものであります。

賛成の第四の理由は、防衛費が適切に計上されていることとあります。

東西冷戦の終結という国際情勢の大きな変化を

踏まえ、防衛費の伸びは〇・九％増と、実に三十四年ぶりの低い伸びとなっております。

内容的にも、現下の厳しい財政状況のもと、防衛力全体として均衡のとれた体制の維持、整備に努め、正面装備の予算を極力抑制する一方、隊舎、宿舎などの充実にはきめ細かな配慮が見られ、まことに適切な計上となっております。

賛成の第五の理由は、不公平税制の是正に積極的に取り組んでいることであります。

政府は、課税の適正化、公平化に向け本年度税制改正の中で、公益法人の寄附金の非課税枠縮小、交際費課税の見直し、さらに、これまでやみ

献金の温床と言われてきた企業の使途不明金に対しては通常の法人課税に加え四〇％の追加課税を行うこととしております。かかる不公平税制の是正は、いずれも国民の強い声にこたえたものであり、高く評価できるものであります。

最後に、政府におかれましては、本予算の成立後は間髪を入れずに執行に取りかかり、景気の一刻も早い回復を図り、もって日本経済を持続的成長経路に移行させるとともに、二十一世紀の本格的高齢化社会への対応に万全を期し、国民一人一人が真の豊かさを実感できる国づくりにさらに邁進されんことを強く要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(原文兵衛君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(原文兵衛君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(原文兵衛君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十票

白色票

百三十票

青色票

百十票

よって、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票氏名) 百三十名

会田 長栄君 青木 薪次君  
鶴山 篤君 一井 淳治君  
糸久八重子君 稲村 稔夫君  
今井 澄君 岩崎 昭弥君  
岩本 久人君 上野 雄文君  
小川 仁一君 及川 一夫君  
大淵 絹子君 大森 昭君  
大脇 雅子君 梶原 敬義君  
上山 和人君 川橋 幸子君  
菅野 壽君 喜岡 淳君

北村 哲男君 久保 亘君  
久保田真田君 日下部禮代子君  
櫻井 規順君 志苦 裕君  
清水 澄子君 篠崎 年子君  
庄司 中君 菅野 久光君  
鈴木 和美君 瀬谷 英行君  
竹村 泰子君 谷畑 孝君  
谷本 巍君 種田 誠君  
千葉 景子君 角田 義一君  
堂本 暁子君 中尾 則幸君  
西岡瑠璃子君 野別 隆俊君  
浜本 万三君 肥田美代子君  
深田 肇君 淵上 貞雄君  
細谷 昭雄君 堀 利和君  
前畑 幸子君 松前 達郎君  
三重野栄子君 三上 隆雄君  
峰崎 直樹君 村沢 牧君  
村田 誠醇君 本岡 昭次君  
森 暢子君 安永 英雄君  
山田 健一君 山本 正和君  
吉田 達男君 渡辺 四郎君  
薬科 満治君 足立 良平君  
栗森 喬君 井上 計君  
石井 一二君 池田 治君  
磯村 修君 乾 信也君  
猪木 寛至君 江本 晴美君  
勝木 健司君 河本 孟紀君  
北澤 俊美君 河本 英典君  
小島 慶三君 釘宮 磐君  
木暮 山人君 小林 正君  
田村 秀昭君 笹野 貞子君  
武田邦太郎君

寺崎 昭久君 寺澤 芳男君  
直嶋 正行君 中村 鋭二君  
永野 茂門君 野末 陳平君  
長谷川 清君 萩野 浩基君  
林 寛子君 平野 貞夫君  
古川太三郎君 星川 保松君  
星野 朋市君 松尾 官平君  
山崎 順子君 山田 勇君  
吉田 之久君 荒木 清寛君  
猪熊 重二君 牛嶋 正君  
及川 順郎君 大久保直彦君  
風間 昶君 片上 公人君  
刈田 貞子君 黒柳 明君  
木庭健太郎君 白浜 一良君  
高桑 栄松君 武田 節子君  
統 訓弘君 常松 克安君  
鶴岡 洋君 中川 嘉美君  
浜四津敏子君 広中和歌子君  
矢原 秀男君 山下 栄二君  
横尾 和伸君 和田 教美君  
島袋 宗康君 西川 潔君  
赤桐 操君 椎名 素夫君  
新聞 正次君 安恒 良一君

反対者(青色票氏名)

百十名

井上 吉夫君 井上 章平君  
井上 孝君 井上 裕君  
石井 道子君 石渡 清元君  
板垣 正君 岩崎 純三君  
上杉 光弘君 上野 公成君  
浦田 勝君 遠藤 要君  
小野 清子君 尾辻 秀久君

|        |        |
|--------|--------|
| 大河原太郎君 | 大木 浩君  |
| 大島 慶久君 | 大塚清次郎君 |
| 太田 豊秋君 | 合馬 敬君  |
| 岡 利定君  | 岡野 裕君  |
| 岡部 三郎君 | 加藤 紀文君 |
| 狩野 安君  | 鹿熊 安正君 |
| 等原 潤一君 | 片山虎之助君 |
| 鎌田 要人君 | 木宮 和彦君 |
| 北 修二君  | 久世 公堯君 |
| 杳掛 哲男君 | 倉田 寛之君 |
| 河本 三郎君 | 佐々木 満君 |
| 佐藤 静雄君 | 佐藤 泰三君 |
| 斎藤 十朗君 | 斎藤 文夫君 |
| 坂野 重信君 | 沢田 一精君 |
| 志村 哲良君 | 清水嘉与子君 |
| 清水 達雄君 | 下稻葉耕吉君 |
| 下条進一郎君 | 陣内 孝雄君 |
| 須藤良太郎君 | 鈴木 省吾君 |
| 鈴木 貞敏君 | 世耕 政隆君 |
| 関根 則之君 | 田沢 智治君 |
| 田辺 哲夫君 | 高木 正明君 |
| 竹山 裕君  | 坪井 一字君 |
| 中曾根弘文君 | 永田 良雄君 |
| 橋崎 泰昌君 | 成瀬 守重君 |
| 西田 吉宏君 | 野沢 太三君 |
| 野間 赴君  | 野村 五男君 |
| 南野知恵子君 | 服部三男雄君 |
| 林田悠紀夫君 | 平井 卓志君 |
| 二木 秀夫君 | 真島 一男君 |
| 前島英三郎君 | 前田 勲男君 |
| 増岡 康治君 | 松浦 功君  |
| 松浦 孝治君 | 松谷蒼一郎君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 溝手 顕正君 | 宮崎 秀樹君 |
| 宮澤 弘君  | 村上 正邦君 |
| 守住 有信君 | 森山 眞弓君 |
| 矢野 哲朗君 | 柳川 覺治君 |
| 山崎 正昭君 | 山本 富雄君 |
| 吉川 博君  | 吉川 芳男君 |
| 吉村剛太郎君 | 有働 正治君 |
| 上田耕一郎君 | 聴濤 弘君  |
| 高崎 裕子君 | 立木 洋君  |
| 西山登紀子君 | 橋本 敦君  |
| 林 紀子君  | 吉岡 吉典君 |
| 吉川 春子君 | 青島 幸男君 |
| 下村 泰君  | 畠 正敏君  |
| 國弘 正雄君 | 田 英夫君  |
| 西野 康雄君 | 三石 久江君 |
| 紀平 梯子君 | 鈴木 栄治君 |

○議長(原文兵衛君) 日程第一 裁判官の介護休暇に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
及び本日委員長から報告書が提出されました。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長猪熊重二君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔猪熊重二君登壇、拍手〕

○猪熊重二君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の介護休暇に関する法律案は、社会の高齢化等に対応した施策として、一般職の国家公務員について介護休暇制度を設けると同様、の趣旨で、裁判官についても介護休暇制度を導入するための法整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、介護休暇中は報酬を受けないことと憲法上の報酬減額禁止規定との関係、介護休暇の内容を最高裁判所規則で定めることとは是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化するため必要な措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、現行の裁量の余地のない相互主義を緩和すること、承認要件の五年の職務経験期間に国内における研修弁護士としての経験を二年を限度として算入できること、外国法事務弁護士の請求により登録が取り消された後の手続を合理化すること、事務所名称中にローファームの名称を使用することを認めること、一

定の要件のもとに我が国の弁護士との共同の事業を営むことを認めること等であります。

委員会におきましては、改正に至る背景と規制緩和の基本的視点、共同事業等の具体的内容、今後の課題と展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、裁判官の介護休暇に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長会  
田長栄君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲  
載〕

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君 ただいま議題となりました健康保  
険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚  
生委員会における審査の経過と結果を御報告申し  
上げます。

本法律案は、医療保険制度を通じ、良質かつ適  
切な医療の効果的かつ安定的な提供を図るととも  
に、老人保健福祉施策を総合的に推進するため、  
療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及  
び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創  
設、療養取扱機関等の廃止、拠出金による老人保  
健制度の目的の達成に資する事業の実施、老人介  
護支援センターの老人福祉施設としての位置づけ  
等の措置を講ずるものでありますが、衆議院にお  
いて、入院時食事療養費の定額負担について経過  
措置等を講ずるとともに、法施行後三年を目途と  
して入院時の食事等についての給付と費用負担の  
あり方に関して検討を加える旨の修正が行われて  
おります。

委員会におきましては、今後の医療政策のあり  
方、付添婦の雇用の確保、基準看護制度の見直し  
と診療報酬上の配慮、一部負担のあり方と保険外  
負担の規制、精神障害者の社会復帰対策等の諸問  
題について質疑が行われましたが、その詳細は会  
議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本  
共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨  
の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を  
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま  
した。

なお、本案に対し、九項目の附帯決議が付され  
ております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま  
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

国会議員法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ご  
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員  
長大森昭君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲  
載〕

〔大森昭君登壇、拍手〕

○大森昭君 ただいま議題となりました三法律案  
につきまして、御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関す  
る法律の一部を改正する法律案は、国会議員に交  
付されている特殊乗車券の利用範囲を変更して、  
新たに寝台料金を支払うことなく乗車できるよう  
にするものであります。

次に、国会議員法の一部を改正する法律案は、  
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が  
制定されたことに伴い、国会職員につきましても  
同様の措置を講ずるための規定の整備を行おうと  
するものであります。

次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律  
案は、上野公園にある支部上野図書館に関する規  
定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、三法律案  
はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決  
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採  
決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されまし  
た。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務  
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正  
する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする  
ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長井  
上章平君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲  
載〕

〔井上章平君登壇、拍手〕

○井上章平君 ただいま議題となりました法律案  
につきまして、外務委員会における審査の経過と  
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和  
国及びエリトリアに大使館を、アラブ首長国連邦  
のドバイに総領事館をそれぞれ新設すること、パ  
ラグアイのエンカルナシオン領事館を廃止するこ  
と、新設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤  
基本手当の基準額を定めること等を内容とするも  
のであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって  
御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致  
をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし  
ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本家は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、国際問題に関する調査会長から、国際問題に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長沢田一精君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔沢田一精君登壇、拍手〕

○沢田一精君 国際問題に関する調査会における調査の中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、国際問題に関して長期的かつ総合的な調査を行うため平成四年八月に設置されました。以来、三年間にわたる調査活動のテーマとして設定いたしました「二十一世紀に向けた日本の責務」のもと、鋭意調査を進めてきております。

このほど、第二年度の調査について中間報告を取りまとめ、議長に提出いたしましたところであります。ここに、その概要を申し上げます。

第二年度におきましては、アジア太平洋地域における平和の構築、国際文化交流の推進、アジア太平洋地域の経済発展への寄与と我が国政府開発援助のあり方などについて調査を行いました。

まず、アジア太平洋地域における平和の構築につきましては、政治・安全保障対話の促進、国際交流等を通じた信頼醸成の構築等について検討を深めました。

また、国際文化交流の推進につきましては、国際文化交流の実施体制の拡充、地方、民間の国際交流活動の活性化、国連大学に対する支援等の諸問題について調査を進めました。

さらに、アジア太平洋地域の経済発展への寄与とODAのあり方につきましては、環境、人口、難民等の諸問題への対処、民間援助団体、地方自治体等による国際協力に対する支援、技術協力におけるシルバール人材の活用、熱帯林の保全、再生のための施策の充実等の問題を取り上げました。以上の調査を踏まえ、早急に施策の具体化を求める三項目の提言を行いました。

その第一は、留学生に対する奨学金、宿舍の整備を初めとする関係経費の拡充、留学生担当教職員増員等、留学生受け入れ施策の充実に努めること。

第二は、国際文化協力を拡充するため、文化財保護の国際協力にかかわる実施機関を早急に設置すること。

第三は、アジア太平洋地域諸国におけるポリオの根絶等、子供の健康に関する分野の協力の充実に努めることであります。

政府並びに関係各方面におかれましては、本報告の趣旨を体し、今後の施策に反映されるよう強く

要望するものであります。

本調査会は、最終年を迎えるに当たって設定した「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマのもとで、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進、ODAのあり方、経済協力に関する基本法の立法化の検討などについて、さらに調査を進めることとしたしております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) この際、国民生活に関する調査会長から、国民生活に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。国民生活に関する調査会長鈴木省吾君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔鈴木省吾君登壇、拍手〕

○鈴木省吾君 国民生活に関する調査会の中間報告について申し上げます。

本調査会は、今期のテーマを「本格的高齢社会への対応」とし、昨年八月の中間報告においては、高齢者の介護と生活環境の整備を中心に十項目の提言を行いました。二年度目に当たるとして、本年は、初年度のフォローアップを行うとともに、家族、医療、生活保障の三分野について、高齢者福祉の視点から検討を加えることとし、公聴会を開催するなど鋭意調査を進めてまいりました。

このたび、各会派の意見の一致を見て中間報告がまとまり、これを議長に提出いたしました。以下、報告書の概要について申し上げます。

高齢者福祉についての施策は進みつつありますが、まだ多くの課題が残されております。高齢者保健福祉推進十九年戦略、いわゆるゴールドプランにつきましては、ホームヘルパーや特別養護老人ホームなどの整備目標の思い切った引き上げを行い、医療、住宅など関連施策も取り入れるなど、新たな高齢者福祉総合推進計画を策定すべきであります。

また、マンパワーの確保、高齢者用住宅の整備や福祉の町づくりの推進、きめ細かく利用しやすい福祉サービスの提供などに努めていく必要があります。

次に、家族と高齢者福祉について申し上げます。

世帯の小規模化や高齢・少子化が進み、高齢者や子供を社会的に支えていくことが必要となっております。ことしは国際家族年であります。女性や高齢者の人権の尊重、子供が健やかに育つための環境の整備などが基本的な課題と考えます。子育ての支援としては、労働時間の短縮、保育対策の一層の充実、児童手当の改善などが必要であります。

また、高齢者と介護する家族への支援としては、公的な介護サービスの拡充、介護休業法の早期制定、在宅介護の経済的負担の軽減などを進めていくことが求められております。

次に、高齢者医療の問題点であります。

まず、地域医療、在宅医療の充実が課題であります。かかりつけ医の役割の強化や老年医学の重

視、訪問看護ステーションの早急な拡充などが望まれます。

また、いわゆる老人病院などの療養環境は十分なものとは言えません。プライバシーに配慮した居室等療養環境の改善が必要であります。また、早期リハビリテーションの拡充、在宅を含めたホスピスなど終末期医療の充実、痴呆性老人への適切な処遇などを推進していく必要があります。

次に、高齢者の生活保障について申し上げます。

高齢期の所得保障の基本は、公的年金であります。負担と給付の均衡を図り、公的年金制度を将来にわたって安定したものにしていかなければなりません。このため、国民年金の空洞化対策、今後急増する保険料負担のあり方、パートタイム労働者や専業主婦の保険料などの課題について検討していく必要があります。

また、年金と雇用との連携が強く求められております。六十歳代前半の雇用を確保するため、定年延長や継続雇用の促進、高齢者に働きやすい労働条件や職場環境の整備などが必要であります。

最後に、以上申し上げました事項につきまして、十四項目にわたって提言を行っております。政府を初め関係各方面の一層の努力を要請するとともに、本調査会におきましても引き続き調査を進めてまいり所存であります。

なお、詳細につきましては報告書で御承知願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) この際、産業・資源エネルギー

ギーに関する調査会長から、産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。産業・資源エネルギーに関する調査会長櫻井規順君。

〔審査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔櫻井規順君登壇、拍手〕

○櫻井規順君 産業・資源エネルギーに関する調査会の中間報告について、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、第二年度のテーマとして、産業分野では「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」について、また、資源エネルギー分野については「エネルギー供給の課題と対策」を、それぞれ取り上げ、鋭意調査を進めてまいりました。また、平成四年六月の調査報告の提言のうち、物流問題に

関しフォローアップを行いました。

本日、その経過と結果を中間報告として取りまとめ、議長に提出をいたしました。

この報告は五つの部分から成っておりますが、以下その主な内容について御報告申し上げます。

第一部では、産業問題、資源エネルギー問題、物流問題のそれぞれにつき、テーマ選定の経緯を説明するとともに、調査に当たっては、七回二十一人に及ぶ学識経験者等の参考人から意見聴取、浜松市における地方公聴会、委員相互間での意見表明等を行ったところであります。

第二部では、「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」について、調査検討した結果を述べて

おります。

企業においては、企業利益の確保のほか、株主、従業員、消費者などの利害関係者との調整、環境問題への取り組み、地域社会への貢献、企業の海外進出に伴う現地社会との融和など、社会的側面を重視した企業行動が求められております。

このため、企業の社会的責任問題を初め、パートタイム労働者等非正規職員に対する労働条件の一層の向上、女性に対する雇用機会の拡大、高齢者・障害者雇用の促進、消費者教育の充実、高齢化社会に向けた消費者重視、企業のフィランソロピー活動の推進とそれのための環境整備、企業の海外進出と現地社会との融合策、産業の空洞化対策等について指摘をしております。

第三部では「二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策」について、調査検討した結果を述べております。

エネルギーをめぐる内外情勢としては、エネルギー需要が大きな伸びを示していること、石油の中東依存が高まり長期的な安定供給が重要であること、また地球温暖化問題への対応が不可欠となつていくことであります。

これらを踏まえ、エネルギー供給の政策のあり方として、公益事業政策の見直しや原子力発電に係る正面からの議論の必要性、新エネルギーや省エネルギーの推進、エネルギー技術の研究開発や教育の重要性などについて指摘をしております。

第四部では、平成四年六月の調査報告の提言のうち物流問題、すなわち魅力ある職場づくりの推進、輸送需要の平準化、物流の効率化、運輸部門における省エネルギー対策に関するフォローアップについて述べております。

最後に、以上の検討結果を踏まえ、第五部では、緊急に政策的対応を要する十一項目について提言を行っております。

まず、「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」では、企業のフィランソロピー活動支援のための税制措置の拡大と特定公益増進法人制度の見直し、社会貢献会計導入の検討、フィランソロピー活動に関する情報ネットワークの整備、ボランティア休暇・休職制度の普及促進であります。

また、「二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策」では、助成措置の拡充等による太陽光発電の普及促進、売電価格の見直し等によるごみ発電の一層の推進、原子力安全に係る情報開示制度の整備、エネルギー技術に係る高等教育と基礎研究体制の整備、省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成であります。

さらに、「フォローアップ」では、都市内物流の効率化の推進と省庁間の連携強化、トラックから鉄道、海運重視へと転換するモーダルシフトの推進と環境整備であります。

これらの提言については、その実現のために関係機関の御努力を求めものであります。

なお、報告書の詳細については会議録で御承知くださるようお願いいたします。

本調査会は、今後とも一層充実した調査を進めてまいり所存であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君  
副議長 赤桐 操君

議員

松谷蒼一郎君 矢野 哲朗君  
山崎 正昭君 吉村剛太郎君  
太田 豊秋君 南野知恵子君  
服部三男雄君 野間 赴君  
橘崎 泰昌君 清水 達雄君  
佐藤 泰三君 鹿熊 安正君  
片山虎之助君 鎌田 要人君  
清水嘉与子君 須藤良太郎君  
成瀬 守重君 合馬 敬君  
尾辻 秀久君 石渡 清元君  
井上 章平君 陣内 孝雄君  
二木 秀夫君 野沢 太三君  
宮崎 秀樹君 岡野 裕君  
竹山 裕君 柳川 覺治君  
吉川 博君 大塚清次郎君  
查掛 哲男君 田辺 哲夫君  
西田 吉宏君 増岡 康治君  
村上 正邦君 森山 眞弓君  
宮澤 弘君 吉川 芳男君  
大木 浩君 田沢 智治君  
世耕 政隆君 井上 吉夫君  
遠藤 要君 林田悠紀夫君  
沢田 一精君 北 修二君  
岩崎 純三君 大河原太一郎君  
山本 富雄君 笠原 潤一君  
溝手 顕正君 新間 正次君  
狩野 安君 佐藤 静雄君  
河本 三郎君 加藤 紀文君

岡 利定君 前島英三郎君  
野村 五男君 大島 慶久君  
坪井 一字君 関根 則之君  
上野 公成君 喜岡 淳君  
真島 一男君 中曾根弘文君  
鈴木 貞敏君 下稻葉耕吉君  
小野 清子君 志村 哲良君  
木宮 和彦君 吉田 達男君  
齋藤 文夫君 松浦 孝治君  
守住 有信君 石井 道子君  
上杉 光弘君 浦田 勝君  
菅野 壽君 佐々木 満君  
倉田 寛之君 久世 公堯君  
永田 良雄君 松浦 功君  
高木 正明君 岡部 三郎君  
上野 雄文君 斎藤 十朗君  
平井 卓志君 鈴木 省吾君  
坂野 重信君 下条進一郎君  
井上 裕君 前田 勲男君  
井上 孝君 板垣 正君  
鈴木 栄治君 岩崎 昭弥君  
中尾 則幸君 峰崎 直樹君  
安恒 良一君 椎名 素夫君  
紀平 悌子君 川橋 幸子君  
大脇 雅子君 薬科 満治君  
谷畑 孝君 山田 健一君  
種田 誠君 岩本 久人君  
肥田美代子君 堀 利和君  
櫻井 規順君 西岡瑠璃子君  
三上 隆雄君 堂本 暁子君  
森 暢子君 深田 肇君  
谷本 巍君 会田 長栄君

篠崎 年子君 大淵 絹子君  
竹村 泰子君 千葉 景子君  
一井 淳治君 渡辺 四郎君  
山本 正和君 小川 仁一君  
前畑 幸子君 角田 義一君  
村田 誠醇君 洲上 貞雄君  
糸久八重子君 本岡 昭次君  
久保田真留君 梶原 敬義君  
浜本 万三君 大森 昭君  
鈴木 和美君 及川 一夫君  
志苦 裕君 今井 澄君  
小島 慶三君 山崎 順子君  
河本 英典君 直嶋 正行君  
上山 和人君 三重野栄子君  
武田邦太郎君 寺澤 芳男君  
釘宮 磐君 江本 孟紀君  
北村 哲男君 日下部禧代子君  
萩野 浩基君 北澤 俊美君  
泉 信也君 長谷川 清君  
清水 澄子君 野別 隆俊君  
庄司 中君 乾 晴美君  
井上 哲夫君 小林 正君  
星野 朋市君 平野 貞夫君  
細谷 昭雄君 稲村 稔夫君  
菅野 久光君 栗森 喬君  
磯村 修君 笹野 貞子君  
木暮 山人君 足立 良平君  
松前 達郎君 穂山 篤君  
村沢 牧君 古川太三郎君  
池田 治君 林 寛子君  
田村 秀昭君 勝木 健司君  
久保 亘君 青木 薪次君

安永 英雄君 瀬谷 英行君  
星川 保松君 野末 陳平君  
中村 鋭一君 石井 一二君  
永野 茂門君 松尾 官平君  
荒木 清寛君 風間 昶君  
西川 潔君 西野 康雄君  
西山登紀子君 横尾 和伸君  
山下 栄一君 島袋 宗康君  
翫 正敏君 高崎 裕子君  
浜四津敏子君 武田 節子君  
猪熊 重二君 青島 幸男君  
國弘 正雄君 林 紀子君  
寺崎 昭久君 中川 嘉美君  
木庭健太郎君 白浜 一良君  
刈田 貞子君 下村 泰君  
三石 久江君 吉川 春子君  
猪木 寛至君 牛嶋 正君  
常松 克安君 片上 公人君  
統 訓弘君 田 英夫君  
橋本 敦君 山田 勇君  
矢原 秀男君 広中和歌子君  
及川 順郎君 有働 正治君  
吉岡 吉典君 井上 計君  
吉田 久之君 和田 教美君  
大久保直彦君 鶴岡 洋君  
黒柳 明君 高桑 栄松君  
聴濤 弘君 立木 洋君  
上田耕一郎君

國務大臣

内閣総理大臣 羽田 孜君  
法務大臣 中井 治君  
外務大臣 柿澤 弘治君

|              |                                 |                                               |                                                                      |
|--------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 大蔵大臣         | 大蔵委員                            | 内閣委員会                                         | の間の協定の締結について承認を求めるの件                                                 |
| 文部大臣         | 辞任                              | 理事 小島 慶三君 (小島慶三君の補欠)                          | 航空業務に関する日本国とシヨルダン・ハシエミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件                      |
| 厚生大臣         | 牛嶋 正君                           | 外務委員会                                         |                                                                      |
| 農林水産大臣       | 文教委員                            | 理事 猪木 寛至君 (猪木寛至君の補欠)                          |                                                                      |
| 通商産業大臣       | 辞任                              | 農林水産委員会                                       | 航空業務に関する日本国政府とウィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                   |
| 運輸大臣         | 下条進一郎君                          | 理事 林 紀子君 (林紀子君の補欠)                            |                                                                      |
| 郵政大臣         | 橋本 敦君                           | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。               | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 |
| 労働大臣         | 商工委員                            | 健康保険法等の一部を改正する法律案 (閣法第三五号)                    |                                                                      |
| 建設大臣         | 辞任                              | 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。                           | 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件                 |
| 自治大臣         | 宮崎 秀樹君                          | 戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案                       |                                                                      |
| 国家公安委員会委員長   | 千葉 景子君                          | 同日次の本院提出案を衆議院に送付した。                           | 千九百七十一の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件             |
| 内閣官房長官       | 浜四津敏子君                          | 公職選挙法等の一部を改正する法律案                             |                                                                      |
| 国務大臣         | 高崎 裕子君                          | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案                 | 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件     |
| (総務庁長官)      | 市川 正一君                          | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 千九百七十一の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件 |
| (防衛庁長官)      | 補欠                              | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案 (農林水産委員長提出)     |                                                                      |
| 国務大臣         | 林田悠紀夫君                          | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。     | 航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                           |
| (経済企画庁長官)    | 加藤 紀文君                          | 航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件 |                                                                      |
| 国務大臣         | 補欠                              | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| (環境庁長官)      | 斎藤 文夫君                          | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                           |
| 国務大臣         | 永田 良雄君                          | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| (国土庁長官)      | 補欠                              | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| 左藤 恵君        | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| 政治改革に関する特別委員 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| 辞任           | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| 深田 肇君        | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |
| 千葉 景子君       | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。               | 航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件                        |

平成六年六月二十三日 参議院会議録第二十五号(その一) 議長長の報告事項

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案  
電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案  
放送法の一部を改正する法律案  
特定放射光施設の共用の促進に関する法律案  
建設業法の一部を改正する法律案  
不動産特定共同事業法案  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案  
更生緊急保護法の一部を改正する法律案  
商法及び有限会社法の一部を改正する法律案  
雇用保険法等の一部を改正する法律案  
平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てらるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案  
証券取引法の一部を改正する法律案  
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案  
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案  
林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
製造物責任法案  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
裁判官の介護休暇に関する法律案(閣法第六十五号)審査報告書  
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第

三五号)審査報告書  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
J R 東日本による言論弾圧に関する質問主意書(訛正敏君提出)  
防衛庁における「戦略」に関する質問主意書(訛正敏君提出)  
同日本院は、科学技術会議議員に高須美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、宇宙開発委員会委員に末松安晴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害等調整委員会委員に武石章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、漁業審議会委員に池尻文二君、上原宣成君、坂井益郎君、佐藤一誠君、土屋孟君、藤野慎吾君、松井矩雄君、山下ミヤ子君及び渡邊行雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に石川雅嗣君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシエ

ミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件  
千九百七十一の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件  
千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件  
千九百七十一の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
航空法の一部を改正する法律  
道路運送車両法の一部を改正する法律  
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律  
地方自治法の一部を改正する法律  
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

律  
放送法の一部を改正する法律  
特定放射光施設の共用の促進に関する法律  
建設業法の一部を改正する法律  
不動産特定共同事業法案  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律  
更生緊急保護法の一部を改正する法律  
商法及び有限会社法の一部を改正する法律  
雇用保険法等の一部を改正する法律  
平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てらるべき資金の繰入れの特例等に関する法律  
証券取引法の一部を改正する法律  
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律  
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律  
農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律  
林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律  
農業改良助長法の一部を改正する法律  
製造物責任法案  
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件  
本日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）  
 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第一一号）  
 本日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）  
 本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第九号）  
 国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一〇号）  
 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一一号）  
 本日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を外務委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）  
 本日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書  
 平成六年度一般会計予算、平成六年度特別会計予算及び平成六年度政府関係機関予算審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）審査報告書  
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書  
 国会職員法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）審査報告書  
 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第一一号）審査報告書  
 国際問題に関する調査報告書（中間報告）  
 国民生活に関する調査報告書（中間報告）  
 産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）



# 官報

号外

平成六年六月二十三日

## ○第百二十九回国会参議院會議録第二十五号(その二)

〔本号(その一)参照〕

### 審査報告書

平成六年度一般会計予算

平成六年度特別会計予算

平成六年度政府関係機関予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日

予算委員長 井上 吉夫

参議院議長 原 文兵衛殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

平成六年度一般会計予算、平成六年度特別会計予算及び平成六年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、財政体質の悪化につながらない特例公債の発行を抑制するため、徹底した歳出の洗い直しに取り組み一方、資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとして、(一)既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に経常部門経費については厳しく抑制し、これまで日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用等によって行ってきた社会資本の整備の促進を図るための事業については、これを確保することとし、(二)時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして

効率的な行政の実現を図るため、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等を受けて、改革合理化措置を着実に実施し、(三)税制面においては、当面の経済状況等を踏まえた政策的要請にこたえるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の改正を行うこととし、(四)公債発行額は十三兆六千四百三十億円とすること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面で、「財政法」第四十条第一項ただし書の規定による公債十兆五千九百九十二億円及び「平成六年度分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律」による公債三兆一千三百三十八億円の収入を予定するほか、税外収入についても、深刻な財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、景気や国民生活の質の向上への配慮など社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を行うこととしている。一般会計予算の総額は、歳入歳入とも七十三兆八百十六億六千九百四十三万円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入百七十五兆五千三百三十三億九千八百三十五万九千円、歳出百五十二兆

九千九百五十八億九百二十一万六千円である。特別会計の数は、電源開発促進対策特別会計ほか三十七で昨年度と同数である。

また、政府関係機関の数は、国民金融公庫は十で昨年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

平成六年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

### 審査報告書

裁判官の介護休暇に関する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

法務委員長 猪熊 重二

参議院議長 原 文兵衛殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会の高齢化等に対応した施策

の展開を図るため、一般職の職員の例に準じ、裁判官の介護休暇に関する制度を設けようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判官の介護休暇に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

裁判官の介護休暇に関する法律案

裁判官の介護休暇に関する法律

(裁判官の介護休暇)

第一条 裁判官の介護休暇については、次条に規定するもののほか、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号)の適用を受ける職員の例に準じ、最高裁判所規則で定める。

(介護休暇中の報酬)

第二条 裁判官は、介護休暇中は報酬を受けない。

### 附 則

この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日から施行する。

### 審査報告書

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日

法務委員長 猪熊 重二

参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五号(その二)

平成六年度一般会計予算 平成六年度特別会計予算 平成六年度政府関係機関予算 裁判官の介護休暇に関する法律案 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法律事務所と併存の承認の基準について相互主義を緩和するとともに、外国法律事務所が弁護士と共同の事業を営むことができないこととする等外国法律事務士の活動に関する規制を合理化する上で必要な措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相互の保証の下に」を削る。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後、国内において弁護士又は外国法律事務所として任用され、かつ、当該弁護士又は当該外国法律事務所に対しその外国弁護士となる資格を取得した外国の法に関する知識に基づいて行つた業務の提供は、通算して二年を限度としてその資格を取得した外国において外国弁護士と

して行つた職務の経験とみなす。

第十條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、承認をすることができない。

一 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合において、そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなること。

二 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合において、そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなること。

第十二条中「以内」の下に「又は第二十九条の規定による請求より登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内」を加える。

第十四条第二項第五号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 法務大臣は、承認後に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じているときは、当該各号に規定する外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。

一 弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなり、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならないこと。

二 弁護士となる資格を有する者に対し引き続き外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合において、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならなくなったこと。

第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項中「第十條第三項」を「第十條第四項」に改める。

第三十條第一項第四号中「第二項第一号から第四号まで又は第三項」を若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項に改める。

第四十五條第二項を次のように改める。

2 外国法律事務所の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの(以下「所属事業体」という。)の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一 当該所属事業体の名称を用いている外国法律事務所がない場合

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法律事務所がある場合において、その外国法律事務所と事務所を共にするとき。

第四十七條第二項を次のように改める。

2 外国法律事務所は、第四十五條第二項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加するに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

第四十九條の次に次の三條を加える。

(特定共同事業)

第四十九條の二 外国法律事務所は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

一 第三条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる法律事務

二 国内において効力を有し、又は有した法(条約その他の国際法を除く。)がその全部に適用され、又は適用されるべき法律事件(当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件及び外国に住所又は主たる事務所若しくは

本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事件を除く。)についての法律事務であつて、その取扱いについて当該法律以外の法に関する知識を必要としないもの

2 前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行つた法律事務の取扱い若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての業務の提供(通算して二年に限る。)又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行つた経験は、国内において弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 外国法律事務所は、第一項の規定による共同の事業(以下「特定共同事業」という。)を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行つた法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

(特定共同事業に係る届出)

第四十九條の三 外国法律事務所は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法律事務所士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。

3 第一項の規定による届出した後、特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法律事務所士の登録に付記

された事項の訂正をしなければならない。

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該特定共同事業に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(特定共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(承認の基準等に関する経過措置)

2 改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新法」という。)第十条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「旧法」という。)第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

(承認の失効に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた外国法事務弁護士で、この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項の規定による承認の取消しを受けていない者については、新法第十二条の規定を適用する。

平成六年六月二十三日 参議院会議録第二十五号(その二)

用する。この場合においては、同条中「第二十九條の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日」とあるのは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行の日」の翌日とする。

(承認の取消しに関する経過措置)

4 新法第十四条第三項の規定は、この法律の施行の際現に旧法第七条の規定による承認を受けている者についても適用があるものとする。

(懲戒の処分に関する経過措置)

5 この法律の施行の際現に外国法事務弁護士である者に対するこの法律の施行前に生じた事実に基づく懲戒の処分については、なお従前の例による。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。  
平成六年六月二十二日  
厚生委員長 会田 長栄  
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療保険制度を通じ、良質かつ適切な医療の効率的かつ安定的な提供を図るとともに、老人保健福祉施策を総合的に推進するため、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、療養取扱機関等の廃止、拠出金による老人保健制度の目的の達成に資する事業の実施、老人介護支援センターの老人福祉施設としての位置付け等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

医療保険制度に係る平成六年度一般会計予算(厚生省所管)において、入院時の食事に係る給

付の見直しによる支出減が約三百七十五億円、看護療養費の廃止による支出減が約百六十七億円、出産育児一時金の創設による支出増が約二億円、傷病手当金減額率の見直しによる支出増が約二億円、計約五百三十八億円の支出減と見込まれていたが、衆議院修正(入院時食事療養費に係る患者負担額の減額)により約百三十三億円の支出増が見込まれ、合計約四百四億円の支出減と見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

一、付添看護の解消に伴う基準看護制度の見直しに当たっては、看護・介護職員の配置について診療報酬上適切な評価を行うとともに、看護・介護の質の低下を招くことのないよう、事後の状況等の実態を調査し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。また、重篤な患者や術後の患者についての看護婦配置の評価を検討するなど、看護の質の向上を図るよう配慮すること。

二、付添看護の解消に伴い、付添看護婦・付添婦及びその紹介に携わる事業者が、付添看護の院内化や在宅医療の推進に適切に対応できるよう、弾力的な雇用形態、研修、診療報酬等の経済的評価など、適切な措置を講ずること。

三、入院時食事療養費の定額自己負担を定めるに当たっては、一般の食費負担が、平均的な家計における食費の状況を勘案した額から経過的に六百万円に軽減された趣旨を十分に踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者の負担について、経過措置を講ずるとともに、その入院が長期にわたる場合に配慮しつつ、適切な措置を講ずること。

四、付添看護の解消により保険外自己負担が解消される一方、入院時食事療養費の定額自己負担が創設されるなど、自己負担のあり方についての見直しにかんがみ、患者の自己負担が必要な受診の阻害要因にならないよう、今後とも格段

の配慮を払うとともに、引き続き不合理な保険外自己負担の解消に向けて所要の措置を講ずること。

五、入院医療における食事療法及び栄養指導の重要性にかんがみ、栄養士による栄養管理、ベッドサイドにおける栄養指導、在宅医療充実のための訪問栄養指導について、診療報酬上の評価など所要の措置を講ずること。あわせて、入院時の食事の内容や摂食環境の改善を図ること。

六、在宅医療の充実・推進を図るため、診療報酬上の格段の評価など、所要の措置を講ずること。

七、入院・在宅を通じて、精神障害者や難病患者など長期療養を要する患者に対しては、施策全般にわたる見直し拡充を図ること。とりわけ、精神障害者については、社会復帰のための各般の施策の拡充及び施設整備の計画的推進を図ること。その一環として診療報酬上の評価について検討を加え、また、マンパワーの確保を進めるとともに、精神科ソーシャルワーカー等の資格制度について、早急に検討すること。

八、医薬品の適正な使用の推進を図るため、製薬企業における安全性に配慮した開発・製造、医薬品の評価・審査体制の充実、医療機関における医薬品情報の活用、医薬分業の推進と薬歴管理等関連施策全般にわたる一層の推進を図ること。

九、今後の高齢社会における介護等のニーズの増大・多様化に応えていくため、新たなゴールドプランを策定するとともに、それを国家的施策として展開するため、所要の措置を講ずること。右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

| 等級   | 標準報酬額    | 日額      | 報酬月額                  |
|------|----------|---------|-----------------------|
| 第一級  | 九二、〇〇〇円  | 三、〇七〇円  | 九五、〇〇〇円未満             |
| 第二級  | 九八、〇〇〇円  | 三、二七〇円  | 九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満  |
| 第三級  | 一〇四、〇〇〇円 | 三、四七〇円  | 一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 一一〇、〇〇〇円 | 三、六七〇円  | 一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 一一八、〇〇〇円 | 三、九三〇円  | 一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 一二六、〇〇〇円 | 四、二〇〇円  | 一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 一三四、〇〇〇円 | 四、四七〇円  | 一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 一四二、〇〇〇円 | 四、七三〇円  | 一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 一五〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円  | 一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 一六〇、〇〇〇円 | 五、三三〇円  | 一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満 |
| 第一級  | 一七〇、〇〇〇円 | 五、六七〇円  | 一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満 |
| 第二級  | 一八〇、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円  | 一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満 |
| 第三級  | 一九〇、〇〇〇円 | 六、三三〇円  | 一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 二〇〇、〇〇〇円 | 六、六七〇円  | 一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 二二〇、〇〇〇円 | 七、三三〇円  | 二一〇、〇〇〇円以上 二二三、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 二四〇、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円  | 二二三、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 二六〇、〇〇〇円 | 八、六七〇円  | 二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 二八〇、〇〇〇円 | 九、三三〇円  | 二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 三〇〇、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 二九〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満 |
| 第二〇級 | 三三〇、〇〇〇円 | 一〇、六七〇円 | 三三〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満 |

|      |          |         |                       |
|------|----------|---------|-----------------------|
| 第二級  | 三四〇、〇〇〇円 | 一一、三三〇円 | 三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満 |
| 第三級  | 三六〇、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 三八〇、〇〇〇円 | 一二、六七〇円 | 三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 四一〇、〇〇〇円 | 一三、六七〇円 | 三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 四四〇、〇〇〇円 | 一四、六七〇円 | 四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 四七〇、〇〇〇円 | 一五、六七〇円 | 四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 五〇〇、〇〇〇円 | 一六、六七〇円 | 四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 五三〇、〇〇〇円 | 一七、六七〇円 | 五一五、〇〇〇円以上 五五五、〇〇〇円未満 |
| 第十級  | 五六〇、〇〇〇円 | 一八、六七〇円 | 五五五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満 |
| 第十一級 | 五九〇、〇〇〇円 | 一九、六七〇円 | 六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満 |
| 第十二級 | 六二〇、〇〇〇円 | 二〇、六七〇円 | 六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満 |
| 第十三級 | 六五〇、〇〇〇円 | 二一、六七〇円 | 六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満 |
| 第十四級 | 六八〇、〇〇〇円 | 二二、六七〇円 | 六九五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円以上 |

第三条第二項中「事務所」の下に「第四十四条ノ四第一項及第四十四条ノ五第一項ヲ除キ」を加える。

第九条ノ二第二項中「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に、「又ハ調剤」を「調剤又ハ第四十四条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護」に改める。

第十一條ノ二第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書を「前項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者及其ノ被扶養者(次項及次条第一項ニ於テ被保険者等ト称ス)ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ  
 保険者ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用

ニ係ル資金若ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養若ハ療養環境ノ向上又ハ福祉ノ増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得  
 第二十三条ノ二第一項中「保険者ハ」の下に「前条各項ノ」を加え、「前条ノ施設」を「当該事業」に改め、同条第二項中「施設」を「事業」に改める。

第三十七条ノ二中「第二十三条ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出」を「第二十三条各項ノ事業ヲ為スコト」に改める。

第四十三条第一項中「者ヲ除ク」の下に「次項ニ於テ之ニ同ジ」を加え、「其ノ者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護」に改め、

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

第四十三条第二項を次のように改める。

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及被保険者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養（以下選定療養ト称ス）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

第四十三条第三項中「第一項第一号乃至第四号」を「第一項」に改める。

第四十三条ノ三第二項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項第一号」に改め、「第四十三条ノ七第一項」の下に「第四十三条ノ十七第九項」を加える。

第四十三条ノ四第二項中「前項（の下に）第四十三条ノ十七第九項」を、「船員保険法」の下に「国民健康保険法」を加え、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「依ル医療」の下に「入院時食事療養費ニ係ル療養を加える」。

第四十三条ノ六第二項中「前項（の下に）第四十三条ノ十七第九項」を加え、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第四十三条ノ十二第一号及び第二号中「第四十四条第十三項」を「第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項」に改め、同条第三号中「又ハ」の下に「第四十三条ノ十七第五項」を加え、同条第四号中「第四十三条ノ十第一項（の下に）第四十三条ノ十七第九項」を加え、同条第六号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「医療」の下に「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加える。

第四十三条ノ十三第一号及び第二号中「第四十四条第十二項」を「第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十二項」に改め、同条第三号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五号（その二） 健康保険法等の一部を改正する法律案

第四十三条ノ十四第一項中「第四十四条第十二項」を「第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十二項」に、「第四十三条第一項」を「第四十三条第二項」に、「此等ノ規定ヲ第六十九条の三十一」を「第六十九条の三十一」に改める。

第四十三条ノ十七を次のように改める。

第四十三条ノ十七 被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ第四十三条第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付食事療養ニ要スル平均的ナル費用ノ額ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ平均的ナル家計ニ於ケル食費ノ状況ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル額（所得ノ状況其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ命令ヲ以テ定ムル者ニ関シテハ別ニ定ムル額以下標準負担額ト称ス）ヲ控除シタル額トス

厚生大臣標準負担額ヲ定メタル後食費ノ状況其ノ他ノ事情著シク変動シタルトキハ速ニ其ノ額ヲ改定スベシ

被保険者ガ第四十三条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ食事療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ被保険者ハ其ノ被保険者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保険者ガ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ食事療養ヲ受ケタル場合ニ於テ被保険者ガ其ノ被保険者ノ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ノ中入院時食事療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三条第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受クル際当該支払フ為シタル被保険者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十六第一項ノ規定ハ第四十三条第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シテ之ヲ準用ス

第四十四条第一項及び第二項を次のように改める。

被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）ニ基ク大学ノ附属施設タル病院其ノ他ノ高度ノ医療ヲ提供スルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スル病院又ハ診療所ニシテ都道府県知事ノ承認ヲ受ケタルモノ（以下特定承認医療機関ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養

特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含まルモノトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

二 当該食事療養ニ付前条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第四十四条第三項及び第五項中「同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十項中「療養ノ給付」の下に「前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム」を加え、同条第十一項中「第一項」を「第一項第一号」に、「第二項」を「第二項第一号」に改め、同条第十二項中「第四十三条第二項」を削り、同条第十三項中「第四十三条第二項、」を削り、「第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十四項中「ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所」を「ノ規定」に改める。

第四十四条ノ二中「被保険者ハ療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費ノ支給」を加える。

第四十四条ノ三第一項中「当該療養」の下に「（食事療養ヲ除ク）を」、「控除シタル額」の下に「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」を加え、同条第二項中「療養ニ付テノ」を削り、「第四十三条ノ九第一項」を「第四十三条ノ九第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第四十三条ノ十七第二項」に改める。

第四十四条ノ四 疾病又ハ負傷ニ因リ居宅ニ於テ継続シテ療養ヲ受クル状態ニ在ル者(主治ノ医師ガ其ノ治療ノ必要ノ程度ニ付命令ノ定ムル基準ニ適合シタルト認メタルモノニ限ル)ニ対シ其ノ者ノ居宅ニ於テ看護婦其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ行フ療養上ノ世話又ハ必要ナル診療ノ補助(保険医療機関等、特定承認保険医療機関又ハ老人保健法第六條第四項ニ規定スル老人保健施設ニ依ルモノヲ除ク以下訪問看護ト称ス)ヲ行フ事業(以下訪問看護事業ト称ス)ヲ為ス者ニシテ都道府県知事ノ指定スルモノ(以下指定訪問看護事業者ト称ス)ニ就キ被保険者老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ当該指定ニ係ル訪問看護事業ヲ行フ事業所ニ依リ行ハル訪問看護(以下指定訪問看護ト称ス)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス前項ノ訪問看護療養費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス

訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付指定訪問看護ニ要スル平均的ナル費用ノ額ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二相当スル額トス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定メタル額トスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

被保険者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタル場合ニ於テハ被保険者ハ其ノ被保険者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受ケル際当該支払ヲ為シタル被保険者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

被保険者ハ指定訪問看護事業者ヨリ訪問看護療養費ノ請求アリタルトキハ第四項ノ規定ニ依リ定及第四十四条ノ八第二項ノ規定ニ依リ指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル)ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

被保険者ハ前項ノ規定ニ依リ審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前各項ニ定ムルモノノ外指定訪問看護事業者ノ訪問看護療養費ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四条ノ五 前条第一項ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ訪問看護事業者ヲ行フ者ノ申請アリタルモノニ就キ訪問看護事業者ヲ行フ事業所(以下訪問看護事業所ト称ス)毎ニ之ヲ行フ指定訪問看護事業者以外ノ訪問看護事業者ヲ行フ者ニ就キ老人保健法第四十六條ノ五ノ二第一項ノ規定ニ依リ指定老人訪問看護事業者ノ指定アリタルトキハ其ノ指定ノ際当該訪問看護事業者ヲ行フ者ニ就キ前条第一項ノ指定アリタルモノト看做ス但シ当該訪問看護事業者ヲ行フ者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ申出ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

老人保健法第四十六條ノ十七ノ八ノ規定ニ依

ル指定老人訪問看護事業者ノ指定ノ取消ハ前項本文ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ト看做サレタルモノノ地位ニ影響ヲ及スモノニ在ラズ

都道府県知事訪問看護事業者ヲ行フ者ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ指定ヲ拒ムモノトス

一 申請者ガ地方公共団体、医療法人、社会福祉法人其ノ他厚生大臣ノ定ムル者ニ非ザルトキ

二 当該申請ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ノ知識及技能並ニ人員ガ第四十四条ノ八第一項ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル基準及同項ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル員数ヲ満たサザルトキ

三 申請者ガ第四十四条ノ八第二項(第五十九條ノ二ノ二第三項及第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ適正ナル指定訪問看護事業ノ運営ヲ行フコト能ハザルト認メラルトキ

第四十四条ノ六 指定訪問看護事業者ハ第四十四条ノ八第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ訪問看護ヲ受クル者ノ心身ノ状況等ニ応ジ自ラ適切ナル指定訪問看護ヲ提供スルモノトス

指定訪問看護事業者ハ前項(第五十九條ノ二ノ二第三項及第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リノ外本法以外ノ医療保険各法ニ依リ被保険者及被扶養者ノ指定訪問看護ヲ提供スルモノトス

第四十四条ノ七 指定訪問看護事業者及当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ハ指定訪問看護ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受ケベシ

第四十四条ノ八 指定訪問看護事業者ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所毎ニ命令ノ定ムル基準ニ依リ命令ノ定ムル員数ノ看護婦其ノ他ノ

従業者ヲ有スベシ

前項ニ定ムルモノノ外指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準ハ厚生大臣之ヲ定ム

厚生大臣第一項ノ命令ヲ定メントスルトキ又ハ前項ニ定ムル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ヲ除ク)ヲ定メントスルトキハ審議会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

厚生大臣第二項ニ定ムル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル)ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十四条ノ九 指定訪問看護事業者ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ名称及所在地其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ニ變更アリタルトキ又ハ当該指定訪問看護ノ事業ヲ廃止シ、休止シ若ハ再開シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ届出ツベシ

第四十四条ノ十 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ指定訪問看護事業者又ハ指定訪問看護事業者タリシ者若ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者タリシ者(本項ニ於テ指定訪問看護事業者タリシ者等ト称ス)ニ対シ報告若ハ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、指定訪問看護事業者若ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者(指定訪問看護事業者タリシ者等ヲ含ム)ニ対シ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ当該指定訪問看護事業者ノ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ権限ニ付之ヲ準用ス

第四十四条ノ十一 指定訪問看護事業者ガ左ノ

各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 指定訪問看護事業者ノ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ第四十四条ノ八第一項ノ命令ヲ以テ定ムル基準又ハ同項ノ命令ヲ以テ定ムル員數ヲ滿タスコト能ハザリシトキ

二 指定訪問看護事業者ガ第四十四条ノ八第二項(第五十九条ノ二ノ第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ適正ナル指定訪問看護事業者ノ運営ヲ行フコト能ハザリシトキ

三 第四十四条ノ四第六項(第五十九条ノ二ノ第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四 指定訪問看護事業者ガ前条第一項(第五十九条ノ二ノ第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)本条ニ於テ之ニ同ジノ規定ニ依リ報告又ハ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五 指定訪問看護事業者又ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ前条第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同項ノ規定ニ依リ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ當該職員ノ同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ當該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為當該指定訪問看護事業者ニ於テ相當ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六 本法以外ノ医療保険各法ニ依ル被保険者又ハ被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ第二号乃至前号ノ一ニ相當スル事由アリタルトキ

七 指定訪問看護事業者ガ不正ノ手段ニ因リ

第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ受ケタルトキ

第四十四条ノ十二 都道府県知事左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ旨公示スベシ  
一 第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ為シタルトキ

二 第四十四条ノ九ノ規定ニ依ル届出(同条ノ命令ニ定ムル事項ノ變更並ニ同条ニ規定スル事業ノ休止及再開ニ依ルモノヲ除ク)アリシトキ

三 前条ノ規定ニ依リ第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ取消シタルトキ

第四十四条ノ十三 第四十三条第一項各号ニ掲グル療養ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス  
第四十四条ノ十四 被保険者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)療養ノ給付(特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

前項ノ移送費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス  
第四十六條を次のように改める。  
第四十六條 削除  
第四十七條中「前二條」を「第四十五條」に改める。

第五十條第一項中「分娩費」を「出産育児一時金」に、「被保険者ノ標準報酬月額ノ半額ニ相當スル金額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ當該政令ヲ以テ定ムル額)」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。  
第五十條ノ二を削る。  
第五十一條から第五十三條までを次のように改める。

第五十一條乃至第五十三條 削除  
第五十五條第一項中「第四十四條第一項ノ規定ニ依ル療養」を「入院時食事療養費ニ係ル療

養、特定療養費ニ係ル療養若ハ訪問看護療養費ニ係ル療養」に改め、「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に、「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加え、「同項ノ規定ニ依ル療養」を「入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ訪問看護療養費ニ係ル療養」に改め、「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療」の下に、「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加え、「又ハ特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費」に改め、同条第二項中「又ハ特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費」に改める。

第五十六條第二項中「医療」の下に、「入院時食事療養費ノ支給」を加え、「又ハ特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費」に改める。  
第五十九條ノ二第二項中「但シ」の下に「第一号乃至第六号ニ掲グル場合ニ於テハ」を、「額」の下に、「第七号ニ掲グル場合ニ於テハ」第二号、第四号又は第六号ニ規定スル額ハ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ、食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ハ現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲを加え、同項第一号中「第三号」を「第四号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号」を「同項第五号」に改め、「伴フモノ」の下に「及選定療養」を加え、同項第二号中「第四十三條第一項第四号」を「第四十三條第一項第五号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「第三号」を「第四号」に、「同項第三号中「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「選定療養タル」に改め、同項第四号中「第四十三條第一項第四号」を「第四十三條第一項第五号」に、「療養」を「療養(食事療養ヲ除ク本号ニ於テ之ニ同ジ)ヲ」に、「同号」を「同項第五号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「選定療養タル」に改め、同項第五号中「乃至第三号」を「乃至第四号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノ」を「同項第五号ニ掲グル療養ニ伴フモノ及選定療養」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号)を「選定療養タルモノ(同項第五号)に改め、同項第六号中「第四十三條第一項第四号」を「第四十三條第一項第五号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「(食事療養及選定療養」に、「同項第四号」を「同号」に、「療養」を「療養(食事療養ヲ除ク)ニ」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル」を「選定療養タルモノヲ受クル」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又ハ前号ニ掲グル場合ニ於テ併セテ食事療養ヲ受クル場合 第二号、第四号又ハ前号ニ規定スル額及當該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ノ合算額  
第五十九條ノ二第三項中「第四十三條ノ九第一項」を「第四十三條ノ九第二項」に、「第四十四條第二項」を「第四十四條第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第七号ニ規定スル食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第四十三條ノ十七第二項」に改め、同条第七項中「第四十三條ノ十六第一項」の下に「第四十三條ノ十七第八項」を加え、同条の次に次の二條を加える。

第五十九條ノ二ノ二 被保険者ノ被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ對シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族訪問看護療養費ノ額ハ當該指定訪問看護ニ付第四十四條ノ四第四項ニ規定スル厚生大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相當スル額トス

第四十四條ノ四第二項、第三項及第六項乃至

「選定療養タル」に改め、同項第五号中「乃至第三号」を「乃至第四号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノ」を「同項第五号ニ掲グル療養ニ伴フモノ及選定療養」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号)を「選定療養タルモノ(同項第五号)に改め、同項第六号中「第四十三條第一項第四号」を「第四十三條第一項第五号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「(食事療養及選定療養」に、「同項第四号」を「同号」に、「療養」を「療養(食事療養ヲ除ク)ニ」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル」を「選定療養タルモノヲ受クル」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又ハ前号ニ掲グル場合ニ於テ併セテ食事療養ヲ受クル場合 第二号、第四号又ハ前号ニ規定スル額及當該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ノ合算額  
第五十九條ノ二第三項中「第四十三條ノ九第一項」を「第四十三條ノ九第二項」に、「第四十四條第二項」を「第四十四條第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第七号ニ規定スル食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第四十三條ノ十七第二項」に改め、同条第七項中「第四十三條ノ十六第一項」の下に「第四十三條ノ十七第八項」を加え、同条の次に次の二條を加える。

第五十九條ノ二ノ二 被保険者ノ被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ對シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族訪問看護療養費ノ額ハ當該指定訪問看護ニ付第四十四條ノ四第四項ニ規定スル厚生大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相當スル額トス

第四十四條ノ四第二項、第三項及第六項乃至

平成六年六月二十三日 參議院會議錄第二十五号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

第十二項、第四十四条ノ六第一項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第二項及第四項、第四十四条ノ十並ニ第五十五条ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シテ之ヲ準用ス

第五十九条ノ二ノ三 被保険者ノ被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第四十四条ノ十四第一項ニ規定スル命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

第四十四条ノ十四第二項及第五十五条ノ規定ハ家族移送費ノ支給ニ関シテ之ヲ準用ス

第五十九条ノ四第一項中「配偶者分擔費トシテ」を「配偶者出産育児一時金トシテ」第五十条第一項ノ「に改め、同条第二項を削る。

第五十九条ノ四ノ二第一項中「又ハ療養」の下に「(食事療養ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ)」を加え、「若ハ家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費」に改める。

第五十九条ノ五中「家族埋葬料、配偶者分擔費又ハ配偶者育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又ハ配偶者出産育児一時金」に、「特定療養費、埋葬料、分娩費若ハ育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若ハ出産育児一時金」に改める。

第五十九条ノ六中「特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給、移送費」に改める。

第六十二条第二項中「又ハ特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費」に改め、同条第三項を削る。

第六十六条第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費」に、「分娩費、家族療養

費、家族埋葬料、配偶者分擔費、育児手当金及配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及配偶者出産育児一時金」に改める。

第六十七条ノ二第二項中「従事スル保険医」の下に「若ハ第四十四条ノ四第一項ニ規定スル主治ノ医師」を加え、「事業主又ハ保険医」を「事業主、保険医又ハ主治ノ医師」に改め、同条第三項中「支払又ハ」を「支給若ハ第四十三条ノ十七第五項」に、「又ハ特定承認保険医療機関」を「若ハ特定承認保険医療機関又ハ第四十四条ノ四第六項(第五十九条ノ二ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者」に改める。

第六十九条ノ八中「二十八日」を「二十六日」に改める。

第六十九条ノ十二第一項中「(同項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く)」を削り、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十六日」に改め、同条第四項中「第四十三条第一項第一号から第四号まで」を「第四十三条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)

第六十九条ノ十二ノ二 日雇特例被保険者が第四十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに支給資格者票を提出して、そのものから同条第一項第五号に掲げる療養と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 前条第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

第六十九条ノ十三第一項を次のように改める。

日雇特例被保険者が支給資格者票を提出して、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから受けた療養

二 第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(特定承認保険医療機関を除く。次条、第六十九条ノ二十第一項並びに第六十九条ノ二十六第一項及び第二項において同じ)又は薬局のうち自己の選定するものから受けた選定療養

第六十九条ノ十三第二項中「前条第二項」を「第六十九条ノ十二第二項」に改める。

第六十九条ノ十四第一項中「保険者は、療養の給付」の下に「入院時食事療養費の支給を加え、同条の次に次の二条を加える。

(訪問看護療養費)

第六十九条ノ十四ノ二 日雇特例被保険者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに支給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 第六十九条ノ十二第二項、第五項及び第七項の規定は、訪問看護療養費の支給について準用する。

(移送費)

第六十九条ノ十四ノ三 日雇特例被保険者が療養の給付(特定療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、第四十四条ノ十四第一項の命令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第六十九条ノ十五第一項中「特定療養費の支給」の下に「訪問看護療養費の支給を加え、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十六日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「若しくは特定療養費」を「特定療養費の支給若しくは訪問看護療養費」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十九条ノ十六第一項中「二十八日」を「二十六日」に、「若しくは特定療養費」を「特定療

養費の支給若しくは訪問看護療養費」に改め、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十六日」に改める。

第六十九条ノ十七の見出しを「(出産育児一時金)に改め、同条第一項中「二十八日」を「二十六日」に、「(分べん費)を「(出産育児一時金として、第五十条第一項の政令で定める金額)」に改め、同条第二項を削る。

第六十九条ノ十八第一項中「(分べん費)を「(出産育児一時金)に改め、同条第二項中「(月前の標準賃金日額の合算額一月分)」を「(月の属する月の前四月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの)」に改める。

第六十九条ノ二十及び第六十九条ノ二十一を削り、第六十九条ノ二十二を第六十九条ノ二十とし、同条の次に次の二条を加える。

(家族訪問看護療養費)

第六十九条ノ二十一 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに支給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対して、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 第六十九条ノ十二第二項、第五項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

(家族移送費)

第六十九条ノ二十二 日雇特例被保険者が被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対して、第四十四条ノ十四第一項の命令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第六十九条ノ二十三第二項中「二十八日」を「二十六日」に改める。

第六十九条ノ二十四の見出しを「(配偶者出産

育児一時金」に改め、同条第一項中「配偶者分  
べん費」を「配偶者出産育児一時金」に改め、同  
条第二項中「配偶者分べん費」を「配偶者出産育  
児一時金」に、「二十八日」を「二十六日」に改め、  
同条第三項中「配偶者分べん費」を「配偶者出産  
育児一時金」に、「第五十九条ノ四第一項」を「第  
五十条第一項」に改める。

第六十九条の二十五を次のように改める。

第六十九条の二十五 削除

第六十九条の二十六第一項中「薬局又は」を  
「薬局若しくは」に改め、「療養を」の下に「受け  
たとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護  
事業者のうち自己の選定するものに提出して、  
そのものから指定訪問看護を」を、「その療養」  
の下に「又は指定訪問看護」を加え、「特定療養  
費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、  
特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費若し  
しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」  
の下に、「入院時食事療養費の支給」を加え、同  
項第二号中「二十八日」を「二十六日」に改め、同  
条第二項を次のように改める。

2 特別療養費の額は、第四十三条第三項第一  
号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療  
所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関か  
ら受けた療養については第一号に規定する額  
(当該療養に食事療養が含まれるときは当該  
額及び第二号に規定する額の合算額)とし、  
指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護  
については第三号に規定する額とする。

一 当該療養(食事療養を除く)につき算定  
された費用の額(その額が、現に当該療養  
に要した費用の額を超えるときは、当該現  
に療養に要した費用の額)の百分の七十に  
相当する額

二 当該食事療養につき算定された費用の額  
(その額が、現に当該食事療養に要した費  
用の額を超えるときは、当該現に食事療養  
に要した費用の額)から標準負担額を控除

した額

三 当該指定訪問看護につき算定された費用  
の額の百分の七十に相当する額

第六十九条の二十八中「被扶養者の療養」の下  
に「(食事療養を除く)」を加え、「家族療養費」  
を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護  
療養費」に改める。

第六十九条の二十九中「指定療養費」を「入院  
時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、  
移送費」に、「分べん費、出産手当金若しくは育  
児手当金」を「出産育児一時金若しくは出産手当  
金」に、「家族埋葬料、配偶者分べん費若しくは  
配偶者育児手当金を」家族訪問看護療養費、家  
族移送費、家族埋葬料若しくは配偶者出産育児  
一時金」に改める。

第六十九条の三十の見出し中「社会保険」を  
「医療保険」に改め、同条第一項中「特定療養費」  
を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護  
療養費、移送費」に、「分べん費、出産手当金若  
しくは育児手当金を」を「出産育児一時金若しくは  
出産手当金」に、「社会保険各法」を「医療保険各  
法」に改め、同条第二項及び第三項中「特定療養  
費、埋葬料、分べん費若しくは育児手当金」を  
「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療  
養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時  
金」に、「社会保険各法」を「医療保険各法」に、  
「家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者育児  
手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、  
家族埋葬料又は配偶者出産育児一時金」に改  
め、同条第四項中「社会保険各法」を「医療保険  
各法」に、「特定療養費若しくは家族療養費」を  
「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療  
養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養  
費」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中  
「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養  
費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、家  
族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」  
に改め、同項を第五項とする。

第六十九条の三十一の表を次のように改める。

|                                                                                                   |                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第四十三条第二項、第四十三条ノ二、第四十三<br>条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三<br>条ノ七、第四十三条ノ九第三項から第六項まで、第<br>四十三条ノ十及び第四十三条ノ十六第一項 | 療養の給付並びに入院時食事療養費、<br>特定療養費、家族療養費及び特別療養<br>費の支給 |
| 第四十三条ノ八、第四十三条ノ八ノ二、第四十三<br>条ノ九第一項及び第二項並びに第四十三条ノ十六<br>第二項                                           | 療養の給付                                          |
| 第四十三条ノ九ノ二                                                                                         | 療養の給付及び特定療養費の支給                                |
| 第四十三条ノ十七第二項から第六項まで                                                                                | 入院時食事療養費の支給                                    |
| 第四十三条ノ十七第八項                                                                                       | 入院時食事療養費、家族療養費及び特<br>別療養費の支給                   |
| 第四十四条第二項から第四項まで及び第十四項                                                                             | 特定療養費の支給                                       |
| 第四十四条第六項                                                                                          | 特定療養費、家族療養費及び特別療養<br>費の支給                      |
| 第四十四条第十項                                                                                          | 療養の給付及び入院時食事療養費の支<br>給                         |
| 第四十四条ノ三                                                                                           | 療養費の額の算定                                       |
| 第四十四条ノ四第二項及び第六項から第十二項ま<br>で、第四十四条ノ六第一項、第四十四条ノ七、第<br>四十四条ノ八第二項及び第四項並びに第四十四<br>条ノ十                  | 訪問看護療養費、家族訪問看護療養費<br>及び特別療養費の支給                |
| 第四十四条ノ四第四項及び第四十四条ノ十三                                                                              | 訪問看護療養費の支給                                     |
| 第四十四条ノ十四第二項                                                                                       | 移送費及び家族移送費の支給                                  |
| 第五十四条第二項、第五十八条及び第五十九<br>条                                                                         | 傷病手当金及び出産手当金の支給                                |
| 第五十九条ノ二第二項                                                                                        | 家族療養費の支給                                       |
| 第五十九条ノ二第三項から第五項まで及び第八<br>項                                                                        | 家族療養費及び特別療養費の支給                                |
| 第五十九条ノ二ノ二第二項                                                                                      | 家族訪問看護療養費の支給                                   |
| 第五十九条ノ四ノ二第二項                                                                                      | 高額療養費の支給                                       |
| 第六十条、第六十一条、第六十二条第一項及び第<br>二項                                                                      | 日雇特別被保険者又はその被扶養者                               |

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

三項並びに第六十三条から第六十五条まで  
第六十六条から第六十九条まで

保険給付

第七十条ノ三第一項中「並ニ」の下に「入院時食事療養費」を加え、「家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に改め、「高額療養費」の下に「移送費」を加え、「及出産手当金」を「出産手当金及家族移送費」に改める。

第七十条ノ四第一項中「並ニ」の下に「入院時食事療養費」を加え、「家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に改め、「高額療養費」の下に「移送費」を、「出産手当金」の下に「家族移送費」を加える。

第七十一条ノ三中「及第七十五条ノ二」を「第七十五条ノ二及第七十六条」に改める。  
第七十一条ノ四第二項中「保健施設及福祉施設」を「保健事業及福祉事業」に改める。  
第七十六条を次のように改める。

第七十六条 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基テ育児休業ヲ其ノ使用セラルル事業所ニ於テ為シタル被保険者ガ保険者ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル

附則第九條第四項中「前年」の下に「（一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年）」を加え、同条第六項中「第七十一条」の下に「第七十六条」を加える。  
（船員保険法の一部改正）  
第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

| 標 準 | 報 酬      | 報 酬    |
|-----|----------|--------|
| 等 級 | 月 額      | 日 額    |
| 第一級 | 九二、〇〇〇円  | 三、〇七〇円 |
| 第二級 | 九八、〇〇〇円  | 三、二七〇円 |
| 第三級 | 一〇四、〇〇〇円 | 三、四七〇円 |
| 第四級 | 一一〇、〇〇〇円 | 三、六七〇円 |
| 第五級 | 一一八、〇〇〇円 | 三、九三〇円 |
| 第六級 | 一二六、〇〇〇円 | 四、二〇〇円 |

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に、「傷病手当金」を「傷病手当金等」に、「第三十一条ノ三」を「第三十一条ノ六」に、「分娩費、出産手当金及育児手当金」を「出産育児一時金及出産手当金」に改める。  
第四条第一項の表を次のように改める。

|      |          |         |            |            |
|------|----------|---------|------------|------------|
| 第七級  | 一三四、〇〇〇円 | 四、四七〇円  | 一三〇、〇〇〇円以上 | 一三八、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 一四二、〇〇〇円 | 四、七三〇円  | 一三八、〇〇〇円以上 | 一四六、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 一五〇、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円  | 一四六、〇〇〇円以上 | 一五五、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 一六〇、〇〇〇円 | 五、三三〇円  | 一五五、〇〇〇円以上 | 一六五、〇〇〇円未満 |
| 第一級  | 一七〇、〇〇〇円 | 五、六七〇円  | 一六五、〇〇〇円以上 | 一七五、〇〇〇円未満 |
| 第二級  | 一八〇、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円  | 一七五、〇〇〇円以上 | 一八五、〇〇〇円未満 |
| 第三級  | 一九〇、〇〇〇円 | 六、三三〇円  | 一八五、〇〇〇円以上 | 一九五、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 二〇〇、〇〇〇円 | 六、六七〇円  | 一九五、〇〇〇円以上 | 二一〇、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 二二〇、〇〇〇円 | 七、三三〇円  | 二一〇、〇〇〇円以上 | 二三〇、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 二四〇、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円  | 二三〇、〇〇〇円以上 | 二五〇、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 二六〇、〇〇〇円 | 八、六七〇円  | 二五〇、〇〇〇円以上 | 二七〇、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 二八〇、〇〇〇円 | 九、三三〇円  | 二七〇、〇〇〇円以上 | 二九〇、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 三〇〇、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 二九〇、〇〇〇円以上 | 三一〇、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 三二〇、〇〇〇円 | 一〇、六七〇円 | 三一〇、〇〇〇円以上 | 三三〇、〇〇〇円未満 |
| 第一級  | 三四〇、〇〇〇円 | 一一、三三〇円 | 三三〇、〇〇〇円以上 | 三五〇、〇〇〇円未満 |
| 第二級  | 三六〇、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 三五〇、〇〇〇円以上 | 三七〇、〇〇〇円未満 |
| 第三級  | 三八〇、〇〇〇円 | 一二、六七〇円 | 三七〇、〇〇〇円以上 | 三九五、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 四〇〇、〇〇〇円 | 一三、六七〇円 | 三九五、〇〇〇円以上 | 四二五、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 四四〇、〇〇〇円 | 一四、六七〇円 | 四二五、〇〇〇円以上 | 四五五、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 四七〇、〇〇〇円 | 一五、六七〇円 | 四五五、〇〇〇円以上 | 四八五、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 五〇〇、〇〇〇円 | 一六、六七〇円 | 四八五、〇〇〇円以上 | 五一五、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 五三〇、〇〇〇円 | 一七、六七〇円 | 五一五、〇〇〇円以上 | 五四五、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 五六〇、〇〇〇円 | 一八、六七〇円 | 五四五、〇〇〇円以上 | 五七五、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 五九〇、〇〇〇円 | 一九、六七〇円 | 五七五、〇〇〇円以上 | 六〇五、〇〇〇円未満 |
| 第一級  | 六二〇、〇〇〇円 | 二〇、六七〇円 | 六〇五、〇〇〇円以上 | 六三五、〇〇〇円未満 |
| 第二級  | 六五〇、〇〇〇円 | 二一、六七〇円 | 六三五、〇〇〇円以上 | 六六五、〇〇〇円未満 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 第三級 | 六八〇、〇〇〇円 | 二二、六七〇円 |
| 第三級 | 七一〇、〇〇〇円 | 二二、六七〇円 |
| 第三級 | 七一〇、〇〇〇円 | 二二、六七〇円 |

第五條第一項中「權利及」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費」を、「高額療養費」の下に「移送費」を加え、「分娩費」を、「家族移送費、出産育児一時金」に、「育児手当金、配偶者分娩費、配偶者育児手当金」を「配偶者出産育児一時金」に改める。

第九條ノ三第二項中「特定療養費若ハ家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費」に、「又ハ調剤」を、「調剤又ハ第二十九條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護」に改める。

「第三章 保険給付及福祉施設」を「第三章 保険給付及福祉事業」に改める。

第二十二條第一項中「及第三項」を削る。

第二十三條第二項第一号を次のように改める。

一 子又ハ孫（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルモノニ限ル）

第二十三條第二項第三号を次のように改める。

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルモノニ限ル）

第二十五條ノ二第一項中「其ノ保険給付ヲ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス」を削る。

第二十五條ノ三第一項中「ナルトキハ」を「ニシテ一部負担金アルトキハ当該」に改め、同条第二項中「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ」の下に「若ハ同法第四十四條ノ四第一項ニ

|            |            |
|------------|------------|
| 六六五、〇〇〇円以上 | 六九五、〇〇〇円未満 |
| 六九五、〇〇〇円以上 |            |

規定スル主治ノ医師を加え、「船舶所有者又ハ保険医」を「船舶所有者、保険医又ハ主治ノ医師」に改め、同条第三項中「支払又ハ」を「支払若ハ第二十八條ノ七第四項」に、「第三十一條ノ二第五項」を「第三十一條ノ二第四項」に、「又ハ特定承認保険医療機関」を「若ハ特定承認保険医療機関又ハ第二十九條ノ四第六項（第三十一條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第四十四條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）」に改める。

「第二節 療養ノ給付及傷病手当金」を「第二節 療養ノ給付及傷病手当金等」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

第二十八條第一項第四号から第六号までを次のように改める。

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

第二十八條第二項中「其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」を「前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷」に、「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中「前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給」を「第一項第六号ノ給付」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル）以下食事療養ト称ス（ニ係ル給付及選定療養、健康保険法第四十三條第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）疾病又ハ負傷

二 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

第二十八條ノ三第一項中「第二十八條第三項」を「第二十八條第五項」に、「次条第二項」を「第二十八條ノ四第二項」に改める。

第二十八條ノ六中「第二十八條第三項第二号」を「第二十八條第五項第二号」に改める。

第二十八條ノ七を次のように改める。

第二十八條ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八條第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ命令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各

号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第四十三條ノ十七第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額（同条第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時食事療養費ノ額及第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時食事療養費ノ額ニ付テハ入院時食事療養費算定額トス

第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受ケル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ命令ヲ定ムル所ニ依リ領取証ヲ交付スベシ

健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項及第四十三條ノ十並ニ本法第二十八條第四項、第二十八條ノ二、第二十八條ノ四第三項及第二十

八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九條第一項及び第二項を次のように改める。

被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八條第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

一 特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養

二 第二十八條第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)又ハ薬局(以下保険医療機関等ト称ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養

特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付健康保険法第四十四條第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス)ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第四十三條ノ十七第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第二十九條第三項中「同項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額」を「当該療養ニ付特定療養費算定額(当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該

該特定療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス)」に、「前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ同条第二項」を「算定費用額ヨリ同項」に改め、同条第七項中「第二十八條第三項第二号」を「第二十八條第五項第二号」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に、「第二十八條第三項」を「第二十八條第五項」に改め、「療養ノ給付」の下に「前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム」を加え、同条第八項中、「第四十三條ノ十」を「及第四十三條ノ十」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第四項」に、「第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ六及第二十八條ノ七」を「及第二十八條ノ四第三項」に改め、同条第九項中、「第四十三條ノ十」を「及第四十三條ノ十」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第四項」に、「第二十八條ノ六及第二十八條ノ七」を「及第二十八條ノ六第一項」に、「健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十項中「第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)」を「算定費用額」に改める。

第二十九條ノ二中「都道府県知事ハ療養ノ給付」の下に、「入院時食事療養費ノ支給」を加える。

第二十九條ノ三第一項中「額ハ当該療養」の下に「(食事療養ヲ除ク)」を加え、「第二十八條ノ三」を「第二十八條ノ三第一項」に、「(同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額)」を「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」に改め、同条第二項中「前項ノ療養ニ付テ」を「前二項」に、「第二十八

条ノ四第一項」を「第二十八條ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受ケタキ場合ニ於テハ第二十八條ノ七第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ都道府県知事ヲ定ム

第二十九條ノ四第一項を次のように改める。

船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一條ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ行政庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一 療養ノ給付 第二十八條ノ三又ハ第二十

八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額

二 入院時食事療養費ノ支給 第二十八條ノ七第二項ニ規定スル入院時食事療養費算定額ヨリ其ノ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

三 特定療養費ノ支給 第二十九條第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

四 療養費ノ支給 第二十九條ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額

五 訪問看護療養費ノ支給 第二十九條ノ四第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

第二十九條ノ四第二項中「特定療養費又ハ療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費」に改め、同条を第二十九條ノ五とし、第二十九條ノ三の次に次の一条を加える。

第二十九條ノ四 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八條第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第四十四條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

前項ノ訪問看護療養費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第四十四條ノ四第四項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル訪問看護療養費ノ額及第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ訪問看護療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トス

第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又

平成六年六月二十三日 参議院會議録第二十五

健康保険法等の一部を改正する法律案

二九

## 第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス但シ同法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ル間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル給付ハ当該疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ関スル家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ニ係ル療養ノ開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間(当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル)ニ限り之ヲ支給ス

第二十八条第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ関シ之ヲ準用ス

「第三節 分娩費、出産手当金及育児手当金」を「第三節 出産育児一時金及出産手当金」に改める。

第三十二条第一項中「分娩費」を「出産育児一時金」に、「標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第三十二条ノ二を次のように改める。

第三十二条ノ二 削除

第三十二条ノ三中「前二条」を「第三十二条」に改める。

第三十二条ノ四中「第二十八条第二項」を「第二十八条第四項」に、「前三条」を「第三十二条及前条」に、「分娩費、出産手当金若ハ育児手当金」を「出産育児一時金若ハ出産手当金」に改める。

## 第三十二条ノ五 削除

第三十三条第一項中「配偶者分娩費トシテ」を「配偶者出産育児一時金トシテ」第三十二条第一項ノ二に改め、同条第二項を削る。

第四十二条第二項を削る。

第四十四条中「又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セザルニ至リタル日より起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セズシテ三年ヲ経過シタルトキ」を削る。

第五十条ノ四第五号中「達シタル」の下に「以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」を加える。

第五十条ノ九第一項第三号中「又ハ特定療養費」を「特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費」に改め、同項第四号中「又ハ特定療養費」を「特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費」に、「給付又ハ当該特定療養費ノ支給」を「療養ノ給付、特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第四項」に、「特定療養費ノ支給又ハ」を「特定療養費ノ支給若ハ訪問看護療養費ノ支給又ハ」に改める。

第五十一条第一項中「療養ノ給付又ハ」の下に「入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を加える。

第五十二条中「若ハ特定療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費」に改め、「為サズ又ハ」の下に「移送費」を加える。

第五十三条第一項中「其ノ期間療養ノ給付」の下に「又ハ入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を加え、「分娩費、出産手当金又ハ育児手当金」を「出産育児一時金若ハ出産手当金」に、「同項第六号ニ掲グル療養ノ給付」を「移送費ノ支給」に改め、同条第二項中「療養ノ給付又ハ」の下に「入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に「訪問看護療養費若ハ移送費」を加える。

第五十六条ノ三中「配偶者分娩費、配偶者育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産育児一時金」に、「若ハ特定療養費ノ支給又ハ分娩費、育児手当金」を「又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

「第九節 福祉施設」を「第九節 福祉事業」に改める。

第五十七条ノ二を次のように改める。

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者(以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス)ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業(次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム)ヲ為スコトヲ得

第五十八条第一項中「療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費、家族移送費」を加え、「分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金」に改め、同条第三項中「又ハ第二十九条第一項ニ規定スル」を「特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル」に改め、「於ケル療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を加える。

第五十九条第五項中「療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費、家族移送費」を

加え、「分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金」に改める。

第五十九条ノ二第一項中「第五十七条ノ二ノ施設」を「第五十七条ノ二第三項ノ事業」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条ノ二 育児休業等ニ関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ガ行政庁ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ係ル保険料ニ付前条ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ負担スベキ保険料ノ額ノ中間第一項第二号ニ規定スル額ニ相当スル額ニ付テハ之ヲ免除ス附則第十六項中「障害年金ヲ受クベキ者ガ」の下に「其ノ支給ヲ停止セラレ又ハ」を加え、「第四十二条第一項」を「第四十二条」に改める。

附則第十八項中「第四十二条第一項」を「第四十二条」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「療養の給付」を「療養の給付等」に、「保健施設」を「保健事業」に改める。

第二十七条第二項中「厚生省令で定める事項に係る規約の変更」を「同項第一号及び第二号に掲げる事項のうち、厚生省令で定めるもの」に改め、同条第四項中「第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更」を「第二項に規定する厚生省令で定める事項」に改める。

「第一節 療養の給付」を「第一節 療養の給付等」に改める。

第三十六条第一項中「(その者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養

に係るものを除く。」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第三十六条第二項を次のように改める。

2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

第三十六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項第一号から第四号までに定める」を「第一項の」に、「療養取扱機関」を「保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第四十条の見出しを「（保険医療機関等の責務）」に改め、同条中「療養取扱機関において行われる療養の給付に関する準則については、厚生省令で定めるもののほか、健康保険法」を「保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たする場合の準則については、同法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する命令の例により難いとき又はよることが適当と認め

められないときの準則については、厚生省令で定める。

第四十条の二を削る。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十二条第一項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第三項」に、「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同項第三号イ中「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同号ロ中「第三十六条第一項第四号」を「第三十六条第一項第五号」に改め、同条第二項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「とられた」を「採られた」に、「つとめた」を「努めた」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四十三条第二項及び第三項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十四条第一項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「とる」を「採る」に改め、同項第三号中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第二項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十五条の見出しを「（保険医療機関等の診療報酬）」に改め、同条第一項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第三項及び第四項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「定」を「定め」に改め、同条第八項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（健康保険法の準用）

第四十六条 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ十及び第四十三条ノ十四第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

第四十七条から第五十一条までを次のように改める。

第四十七條から第五十一條まで 削除

第四十七條から第五十一條まで 削除

第五十二条を次のように改める。

（入院時食事療養費）

第五十二条 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用に

ついて、世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、同項に規定する標準負担額（以下単に「標準負担額」という。）を控除した額とする。

3 被保険者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

5 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省令の定めるところにより、領収証を交付しなければなら

ない。

6 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条

第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

第五十三条第一項及び第二項を次のように改める。

保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が次の各号に掲げる療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一 自己の選定する特定承認保険医療機関（健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）について受けた療養

二 自己の選定する保険医療機関等について受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第四十四条第二項第一号の規定による厚生大臣の定め

の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二

条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三

条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付につ

いて第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られるべきときは、当該措

置が採られたものとした場合の額とする。)を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から、標準負担額を控除した額

第五十三条第三項中「特定承認療養取扱機関」を「特定承認療養取扱機関」に、「又は療養取扱機関」又は「保険医療機関等」に、「第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第五項中「特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関」を「特定承認療養取扱機関又は保険医療機関等」に改め、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第三十六条から第五十一条まで(第三十六条第一項、第三十九条、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項並びに第五十一条第二項を除く。)」の規定は、特定承認療養取扱機関並びに特定承認療養取扱機関を「健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、特定承認療養取扱機関等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十一條、第四十五条第三項から第七項まで、第四十六條、第四十八條並びに第四十九條の規定は、療養取扱機関について受けた第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給並びに当該療養取扱機関を「健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、保険医療機関等」について受け

た選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第二項に規定する健康保険法第四十四条第三項の規定による厚生大臣の定める例」を「当該療養につき第二項の規定」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条第一項中「保険者は、療養の給付」の下に、「入院時食事療養費の支給」を加え、「緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等及び特定承認療養取扱機関」に、「必要がある」を「保険者がやむを得ないもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第五十四条第二項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療養取扱機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第五十四条第三項中「当該療養」の下に「(食事療養を除く。)」を、「控除した額」の下に「及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を加え、同条第四項中「療養」について」を削り、「第四十五条第二項の規定」の下に、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定」を加える。

第五十四条の三中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条を第五十四条の五とする。

第五十四条の二に見出しとして「特別療養費」を付し、同条第一項中「療養取扱機関又は特

定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等若しくは特定承認療養取扱機関又は指定訪問看護事業者」に、「診療又は薬剤の支給を受けたときは、療養費を支給するものとする」を「療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十六條、第四十八條、第四十九條並びに」を「健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三條ノ十、第四十四条ノ七及び第四十四条ノ十並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十五條第三項」に改め、「第五項」の下に「並びに第五十四條の二第三項、第八項及び第十項」を加え、「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を、「保険医療機関等若しくは特定承認療養取扱機関又は指定訪問看護事業者」に改め、「並びに当該療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を削り、「健康保険法第四十四条第二項」を「健康保険法第四十四条第二項第一号」に、「同法第四十四条第二項」を「同法第四十四条第二項第一号の規定による厚生大臣の定める例により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条ノ四第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療養取扱機関」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第三項」を「第五十四條第三項」に改め、「療養の給付を受けることができる場合」とあるのは、「入院時食事療養費の支給を受けることができるならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」とを加え、同項を同条第五項とし、同条を第五十四條の三とし、同条の次

に次の一条を加える。  
(移送費)  
第五十四条の四 保険者は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が療養の給付(特定療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生省令の定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生省令の定めるところにより被保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

2 前項の移送費は、厚生省令の定めるところにより被保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。  
(訪問看護療養費)  
第五十四条の二 保険者は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が指定訪問看護事業者(健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)について指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生省令の定めるところにより被保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、自己の選定する指定訪問看護事業者に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第四十四条ノ四第四項の規定による厚生大臣の定める例により算定した

定訪問看護を提供する場合の準則については、健康保険法第四十四条ノ八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限

第五十五条第一項中「第五十三条第一項に規

訪問看護療養費の支給若しくは家族移送費」に改め、「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加え、「若しくは老人訪問看護療養費」を「老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費」に改め、同条第三項中「又は特定療養費の支給(療養費の支給を含む)」を、「入院時食事療養費の支給、特定療

別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という）に改める。

第六十条から第六十三条までの規定中「療養の給付又は特定療養費の支給」を「療養の給付等」に改める。

第六十五条第二項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関若しくは特定承認保険医療機関」に、「従事する国民健康保

その財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならぬ」を「組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求する

ことができる」に改め、同条第二項中「市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができ、この場合、前項の規定により組合が処分を行う」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により組合が市町村に対し処分の請求を行った場合においては、市町村は、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分する。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

「第六章 保健施設」を「第六章 保健事業」に改める。

第八十二条第一項中「施設、保険給付のために必要な施設、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な施設をすることができ、この事業を行うように努めなければならない」に改め、同条第二項中「その」を「前二項の」に、「前項の施設」を「当該事業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第八十八条第一項及び第三項中「国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師」を「保険医及び保険薬剤師」に改める。

第八十九条第一項中「療養取扱機関若しくは特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関」に、「国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師」を「保険医若しくは保険薬剤師」に改め、同条第二項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認保険医療機関」に改める。

第九十八条第一項中「第八十条第一項」を「第八十条第三項」に改める。

第九十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十四条第二項中「特定療養費若しくは特別療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費」に、「又は調剤」を「調剤又は指定訪問看護」に改める。

第九十五条中「第四十六条第二項」を「第九十八条第二項」に、「第四十六条第三項」を「第九十八条第三項」に改める。

第九十六條の次に次の一項を加える。

(児童福祉施設等に入所中の被保険者の特例)

第九十六條の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定による児童福祉施設への入所措置(同条第二項の規定による指定国立療養所等への治療等の委託措置を含む)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第十八条第四項第三号の規定による身体障害者更生援護施設への入所措置、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定による精神薄弱者援護施設若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設への入所措置又は老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへの入所措置が採られたため一の市町村の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採

られた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第二百二十条中「療養取扱機関の申出の受理、特定承認療養取扱機関の承認及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録に關し都道府県知事の行うべき事務については、政令」を削る。

第二百二十一条第一項中「療養取扱機関若しくは特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「第四十五条第七項」の下に「(第五十二條第六項、第五十三條第六項及び第七項並びに第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第八項第一号及び第九項第一号中「特定療養費、療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改める。

附則第十一項中「第五十四條の二第四項」を「第五十四條の三第三項」に、「第五十四條の二第六項」を「第五十四條の三第五項」に改める。

第四条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第七條」に、「老人保健審議会(第七條第十一條)」を「削除」に改め、「第三節 医療」の下に「並びに入院時食事療養費」を、「医療の実施」の下に「並びに入院時食事療養費」を加え、「第六節 研究開発の推進(第四十六條の五の四)」を「第六節 移送費の支給(第四十六條の五の四・第四十六條の五の五)」に改める。

第五條中「施設又は」を削る。

第六條第五項中「第三十一條の二第一項」を「第三十一條の三第一項第一号」に、「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改める。

第七條を削り、第一章中第六條の次に次の一條を加える。

(諮問)

第七條 厚生大臣は、この法律の規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保健施設に關する事項その他の老人保健に關する重要事項(第三十條第一項、第三十一條の二第八項、第三十一條の三第七項、第四十六條の二第五項、第四十六條の五の二第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條の十七の五第四項に規定する事項を除く。については、あらかじめ、政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

第二章 次のように改める。

第二條 削除

第八條から第十一條まで 削除

第十二條中第五號の四を第五號の五とし、同號の次に次の一號を加える。

五の六 移送費の支給

第十二條中第五號の三を第五號の四とし、第五號の二を第五號の三とし、第五號の次に次の一號を加える。

五の二 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)

第十七條中「第三十一條の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。」を削り、同條第五號及び第六號を削り、同條第七號を同條第六號とし、同條第四號中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同號を同條第五號とし、同條第三號の次に次の一號を加える。

四 家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第十七條に次の一項を加える。

2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及びこの法律の規定による医療を受けることができる者（以下「老人医療受給対象者」という。）の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の医療に含まれないものとする。

第十七条の四を第十七条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（移送費の支給）

第十七条の六 移送費の支給は、第四十六条の五の四の規定により支給する給付とする。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二中「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の三第一項」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（入院時食事療養費の支給）

第十七条の二 入院時食事療養費の支給は、第三十一条の二第二項の規定により支給する給付とする。

第二十条中「医療（医療費の支給を含む。）の下に」「入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）を加え、」及び「老人訪問看護療養費の支給」を、「老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給」に改める。

第二十二条中「施設又は」を削る。

第三章第三節の節名中「医療」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。

第三章第三節第一款の款名中「医療の実施」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。

第二十五条第二項中「第十七条第四号から第十六号までに掲げる給付及び同条第七号を」「第十七条第一号から第十六号までに掲げる給付又は同条第七号に掲げる給付」を「第十七条第一項各号に掲げる給付（同項第六号に掲げるものにあつては、」に改め、同項第二号を削り、同項第三

号中「前二号」を「前号」に、「診療所及び」を「及び診療所（第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）並びに」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「同項第三号を」「同項第二号」に改め、同条第五項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号」を「第三項第二号」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、七十歳以上の加入者等であつて国民健康保険法第十六条の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者に対しては、当該他の市町村の長が医療を行う。

第二十八条第一項第一号中「第十七条第一号から第三号まで」を「第十七条第一項第一号から第四号まで」に、「同条第四号」を「同項第五号」に改め、同項第二号中「第十七条第四号」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第五項中「第十七条第七号」を「第十七条第一項第六号」に改める。

第三十一条の二第二項及び第二項を次のように改める。

市町村長は、老人医療受給対象者が、次に掲げる療養を受けたときは、その者に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下単に「特定承認保険医療機関」という。）のうち自己の選定するものについて受けた療養

二 保険医療機関等のうち自己の選定するものについて受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合計額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき第三十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下この項において「特定療養費算定額」という。）から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、選定療養と併せて第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

二 当該食事療養につき前条第二項に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から標準負担額を控除した額

第三十一条の二第三項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第四項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に、「第一項に規定する厚生大臣が定める療養」を「選定療養」に改め、同条第六項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第七項中「第一項に規定する療養」を「選定療養」に、「第二項」を「第二項第一号」に改め、同条第九項中「第三号を除く。」を「第一号」に、「前条」を「第三十一条」に、「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第十項中「前条」を「第三十一条」に、「第一項に規定する厚生大臣が定める療養」を「選定療養」に改め、同条を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（入院時食事療養費）

第三十一条の二 市町村長は、老人医療受給対象者が、保険医療機関等（薬局を除く。以下

この条において同じ。）のうち自己の選定するものについて第十七条第一項第五号に掲げる給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、その者に対し、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。）を控除した額とする。

3 厚生大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等（薬剤師を除く。）は、厚生大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 老人医療受給対象者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をし

た老人医療受給対象者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならぬ。

8 厚生大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 第二十五条第三項から第五項まで、第二十七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養費及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療又は」を「医療、入院時食事療養費の支給又は」に改め、同項第一号中「医療の下に」、入院時食事療養費の支給を加え、同項第二号及び第三号中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「係る療養の下に」を「食事療養を除く。次項において同じ。」を、「控除した額」の下に「及び食事療養に要する費用の額から標準負担額に相当する額を控除した額」を加え、同条第三項中「算定した額とし」の下に「食事療養に要する費用の額は、第三十一条の第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とし」を加え、「前条第二項」を「前条第二項第一号に改め、「医療又は」の下に「食事療養若しくは」を加え、同条第四項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改める。

第三十三条中「医療(医療費の支給を含む。)」の下に「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)」を加える。

第三十四条中「第四十二条第三項を除き、以

下この款において同じ。の下に「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。)」を加える。

第三十五条、第三十六条の前の見出し及び第三十六条から第三十八条までの規定中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第三十九条中「市町村長は、医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を、「理由なしに医療」の下に「入院時食事療養費に係る療養」を、「従わないときは、医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十条中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十一条第一項中「において、医療」の下に「入院時食事療養費の支給を」、「価額」の下に「支給した入院時食事療養費の額」を加え、同条第二項中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加え、同条に次の一項を加える。

3 市町村長は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会であつて厚生省令の定めるものに委託することができる。

第四十二条第一項中「よつて医療」の下に「入院時食事療養費の支給を」、「価額」の下に「支給した入院時食事療養費の額」を加え、同条第二項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に、「医療又は」を「医療、入院時食事療養費の支給又は」に改め、同条第三項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、「費用の支払」の下に「第三十一条の二第五項の規定による支払」を加え、「第三十一条の二第四項」を「第三十一条の三第四項」に改める。

第四十三条中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給を」、「当該医療の下に」、入院時食事療養費の支給を、「又は当該医療」の下に「入院時食事療養費に係る療養」を加える。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十五条及び第四十六条中「第十七条第七号」を「第十七条第六号」に改め、「除く。」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。

第三章第六節第四十六条の五の四を第四十六条の五の六とし、同節を同章第七節とし、同章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 移送費の支給

(移送費の支給)

第四十六条の五の四 市町村長は、老人医療受給対象者が医療(特定療養費に係る療養を含む。を)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、その者に対し、移送費として、厚生省令で定めるところにより算定した額を支給する。

(準用)

第四十六条の五の五 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二第二項並びに第四十六条の四の規定は、移送費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十六条の八第四項中「提供するものとし」を「提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努め」に改める。

第四十六条の十七の三中「提供するものとし」を「提供するとともに、自らその提供する指定老人訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定老人訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努め」に改める。

第四十八条第一項中「第十七条第四号」を「第十七条第五号」に、「同条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に、「第

七号」を「第六号」に改め、「」に限る。の下に「入院時食事療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける食事療養に係るものに限る。)」を加え、「第三十一条の二第九項」を「第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項」に改める。

第五十七条中「第三十一条の二第九項」を「第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項」に改める。

第六十四条第二項中「施設をする」を「事業を行う」に改める。

第八十二条第一項中「権利及び」の下に「入院時食事療養費」を加え、「又は老人訪問看護療養費の支給を」、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給に改める。

第八十六条中「医療(医療費の支給を含む。)」の下に「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)」を加える。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

(拠出金の徴収及び納付義務に関する特例)

第三条 基金は、平成十二年三月三十一日までの間、第五十三条第一項に規定する拠出金のほか、第六十四条第二項に規定する業務のうち政令で定めるもの及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、事業費拠出金及び事務費拠出金を徴収するものとする。

2 前項の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 保険者は、事業費拠出金及び事務費拠出金を納付する義務を負う。

第四条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する事業費拠出金の額は、第五十五条第一項の規定により算定された概算医療費拠出金の額(平成六年度にあつては、その二分の一の額とする。に、保健事業の実施状況、各医

療保険の運営の状況、医療費拠出金の額の動向等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(運用)

第五條 第五十七條から第六十二條まで、第六十四條第一項第一号、第六十七條、第七十九條第三項及び第四項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條第一項、第八十五條第一項並びに第八十七條第二項第一号の規定は、附則第三條第一項の規定により基金が徴収する事業費拠出金及び事務費拠出金について、第七十一條の規定は、附則第三條第一項の政令で定める業務に関する利益及び損失の処理について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

(老人福祉法の一部改正)

第五條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十條の二」を「第十條の二の二」に、「第二十條の七」を「第二十條の七の二」に改める。

第五條の三中「及び老人福祉センター」を「老人福祉センター及び老人介護支援センター」に改める。

第五條の四第二項第二号中「関する」を「関し、必要な情報の提供を行い、並びに」に改める。

第六條の二中「規定する」の下に「情報の提供並びに」を加え、「養護者」を「その者を現に養護する者」に改め、「老人デイサービスセンター」の下に「老人介護支援センター」を加える。

第一章第十條の二の次に次の一条を加える。

(諮問)

第十條の二の二 厚生大臣は、老人の福祉に関

する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

第十五條第二項及び第十六條第一項中「又は老人短期入所施設を」老人短期入所施設又は老人介護支援センターに改める。

第十七條第一項中「中央社会福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十八條第一項並びに第十八條の二第一項及び第三項中「若しくは老人短期入所施設」を「老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター」に改める。

第十九條第一項中「第十五條第三項」を「第十五條第四項」に改め、同条第三項中「中央社会福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十條の二を第二十條の二の二とし、第二十條の次に次の一条を加える。

(処遇の質の評価等)

第二十條の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立つてこれを行うように努めなければならない。

第三章第二十條の七の次に次の一条を加える。

(老人介護支援センター)

第二十條の七の二 老人介護支援センターは、第六條の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導、市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

第三十一條の二第二項第二号中「図る」を「図る、及び入所者の立場に立つた処遇を行う」に改める。

り、及び入所者の立場に立つた処遇を行う」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中健康保険法第二十三條の改正規定、同法第二十三條ノ二の改正規定、同法第三十七條ノ二の改正規定、同法第七十一條ノ三の改正規定、同法第七十一條ノ四の改正規定及び同法第七十六條の改正規定(同法附則第三條、第五條、第八條及び第九條第六項の改正規定を含む。)並びに第二條中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三條第二項の改正規定、同法第五十條ノ四の改正規定、同法第三十九條の節名の改正規定、同法第五十七條ノ二の改正規定、同法第五十九條ノ二第一項の改正規定及び同法第六十條の次に一條を加える改正規定並びに第三條中健康保険法の目次の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二條の改正規定及び同法第一百六十六條の次に一條を加える改正規定並びに第四條中老人保健法第五條の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十五條に一項を加える改正規定並びに附則第二十九條の規定並びに附則第三十條の規定並びに附則第五十六條の規定並びに附則第六十一條の規定 平成七年四月一日

二

第一條中健康保険法第四章の二の改正規定(「二十八日」を「二十六日」に改める部分に限る。)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三

第四條中老人保健法第四十一條に一項を加える改正規定、同法第四十六條の八第四項の

改正規定並びに同法第四十六條の十七の三の改正規定並びに第五條中老人福祉法の目次の改正規定(第二十條の七に係る部分に限る。)、同法第五條の三の改正規定、同法第六條の二の改正規定、同法第十五條第二項の改正規定、同法第十六條第一項の改正規定、同法第十八條の二第一項及び第三項の改正規定、同法第十九條第一項の改正規定、同法第二十條の二を同法第二十條の二の二とし、同法第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條の七の次に一條を加える改正規定並びに同法第三十一條の二第二項第二号の改正規定並びに附則第三十一條中社会福祉事業法第二條第三項第二号の三の改正規定 公布の日

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 平成六年十月一日前に健康保険の被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者及び同法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の標準報酬月額が八万六千円以下であるものの標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の健康保険法(以下「新健康保険法」という。)(第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、被保険者が改定する。

2

前項の規定により改定された標準報酬は、平成六年十月一日から平成七年九月三十日までの標準報酬とする。

第三條

この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第四条 厚生大臣の定める病院又は診療所(新健  
保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承  
認保険医療機関を除く。)において、新健保法第  
四十三条第一項第五号に掲げる療養の給付を受  
ける被保険者又は被保険者であった者(老人保  
健法の規定による医療を受けることができる者  
を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限  
る。が、当該病院又は診療所の従業者以外の者  
が提供する看護(以下この項において「付添看  
護」という。)を受けたときは、平成八年三月三  
十一日(付添看護の状況その他の事情を勘案し、  
厚生省令で定める要件に該当する病院又は診  
療所として都道府県知事の承認を受けたものにお  
ける付添看護については、その日後厚生省令で  
定める日)までの間、当該付添看護を新健保法  
第四十四条ノ二又は新健保法第六十九条の十四  
第一項(新健保法第六十九条の二十六第四項に  
おいて準用する場合を含む。)に規定する療養の  
給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

2 前項の規定は、健康保険法の規定による家族  
療養費の支給及び被扶養者の療養について準用  
する。

3 新健保法第四十三条ノ十七第二項(新健保法第六十九条の三  
十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に  
規定する標準負担額は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の  
規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同  
項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める  
額とする)とする。

2 前項の規定は、新健保法附則第九条第一項に  
規定する特例退職被保険者には、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に老人保健法第四  
十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問  
看護事業者であるものについては、新健保法の  
施行日に、新健保法第四十四条ノ四第一項の指  
定訪問看護事業者の指定があったものとみなす。  
ただし、その指定老人訪問看護事業を行う者が  
施行日の前日までに、厚生省令の定めるところに  
より別段の申出をしたときは、この限りでない。

第七条 施行日前に入院していた健康保険の被保  
険者又は被保険者であった者であつて、被扶養  
者がいないものに係る施行日前までの傷病手当  
金及び出産手当金の額については、なお従前の  
例による。

第八条 新健保法第五十条第一項、第五十九条ノ  
四、第六十九条の十七及び第六十九条の二十四  
の規定は、分べんの日が施行日以後である被保  
険者及び被保険者であった者について適用し、分  
べんの日が施行日前である被保険者及び被保険  
者であった者のこの法律による改正前の健康保  
険法の分岐費、育児手当金、配偶者分岐費及び配  
偶者育児手当金については、なお従前の例による。  
(入院時食事療養費及び訪問看護療養費の支給  
等に関する規定の施行前の準備)

2 前項の規定は、新健保法第四十三条ノ十七  
第二項の標準負担額、新健保法第四十四条ノ八  
第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指  
定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪  
問看護の取扱いに関する部分を除く。)、その他  
新健保法に基づく制度の実施の大綱に関するも  
のを定めようとするときは、施行日前において  
も新健保法第一ノ二に規定する政令で定める  
審議会に諮問することができ、

八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営  
に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する  
部分に限る。)を定めようとするときは、施行日  
前においても中央社会保険医療協議会に諮問す  
ることができる。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第十条 平成六年十月一日前に船員保険の被保険  
者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険  
者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ三  
の規定による被保険者の資格を有する者を除  
く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が八万六  
千円以下である者については同年十月からその  
標準報酬額を改定する。

第十二条 附則第四条第一項に規定する厚生大臣  
の定める病院又は診療所において、第二条の規  
定による改正後の船員保険法(以下「新船保法」  
という。)第二十八条第一項第五号に掲げる療養  
の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた  
者(厚生大臣の定める状態にある者に限る。が、  
新船保法第二十八条第三項に規定する給付対象  
傷病に關して、附則第四条第一項に規定する付  
添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日  
(附則第四条第一項の規定による都道府県知事  
の承認を受けた病院又は診療所における付添看  
護については、その日後同項に規定する厚生省  
令で定める日)までの間、当該付添看護を新船  
保法第二十九条ノ二に規定する療養の給付等と  
みなして同条の規定を適用する。

2 前項の規定は、船員保険法の規定による家族  
療養費の支給及び被扶養者の療養について準用  
する。

百分の九十とする。

第十四条 施行日前に入院していた船員保険の被  
保険者又は被保険者であつた者であつて、被扶  
養者がいないものに係る施行日前までの傷病手  
当金及び出産手当金の額については、なお従前  
の例による。

第十五条 新船保法第三十二条及び第三十三条の  
規定は、分べんの日が施行日以後である被保険  
者及び被保険者であった者について適用し、分  
べんの日が施行日前である被保険者及び被保険  
者であつた者のこの法律による改正前の船員保  
険法の分岐費、育児手当金、配偶者分岐費及び配  
偶者育児手当金については、なお従前の例による。  
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日前に行われた食事の提供、看護  
又は移送に係る国民健康保険法の規定による給  
付については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行の際現に第三条の規定

による改正前の国民健康保険法(以下「旧国保法」という。)第三十六条第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医(以下この条において単に「保険医」という。)若しくは保険薬剤師(以下この条において単に「保険薬剤師」という。)でないもの又は旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下この条において単に「保険医療機関」という。)若しくは保険薬局(以下この条において単に「保険薬局」という。)でないもの

については、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係においては、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第二十条 新国保法第十六条の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十一条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る老人保健法の規定による給付については、なお従前の例による。

第二十二條 厚生大臣の定める病院又は診療所(新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。)において、第四條の規定による改正後の老人保健法(以下「新老人保健法」という。)第十七條第一項第五号に掲げる給付を受ける老人医療受給対象者(厚生大臣の定める状態にある者に限る。)が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護(以下この条において「付添看護」という。)を受けたときは、平成八年三月三十一日(付添看護の状況

その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を新老人保健法第三十二条第一項に規定する医療とみなして同項の規定を適用する。

2 新老人保健法第三十一条の二第二項に規定する標準負担額は、同項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。)

(入院時食事療養費に關する規定の施行前の準備)  
第二十三條 厚生大臣は、新老人保健法第三十一条の二第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会に諮問することができ、この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老人保健法第七條に規定する政令で定める審議会からの答申とみなす。

2 厚生大臣は、新老人保健法第三十一条の二第二項に規定する基準並びに同条第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

(事業費拠出金等に関する規定の施行前の準備)  
第二十四條 厚生大臣は、新老人保健法附則第三條第一項の政令を定めようとするとき、及び新老人保健法附則第四條第一項の政令を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会の意見を聴くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老人保健法第七條に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。(老人保健法の一部改正に伴う国家公務員等共済組合の業務等の特例)  
第二十五條 新老人保健法附則第三條第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第三條

第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第三十三條第一項及び同法附則第三條第一項」とする。

2 新老人保健法附則第三條第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、同法第百十三條第一項中「第五十三條第一項」とあるのは、「第五十三條第一項及び同法附則第三條第一項」とする。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十六條 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正後の老人福祉法(以下この条において「新老人福祉法」という。)第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを設置している国及び都道府県以外の者について新老人福祉法第十五條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二十号)附則第一條第三号に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十七條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「及び第四十三條ノ十七」を削り、「これら」を「同項」に改める。  
附則第五條第一項中「新健保法第四十四條第二項」を「健康保険法第四十四條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第十三條第一項中「及び第二十八條ノ七」を削り、「これら」を「同項」に改める。  
附則第十四條中「新船保法第二十九條第二項」を「船員保険法第二十九條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第四十七條第一項中「この法律による改正後の国家公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)(第五十五條の二第二項)を「国家公務員等共済組合法第五十五條の二第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「改正後の法」を「改正後の国家公務員等共済組合法」第四項において「改正後の法」という。)に改める。

附則第四十九條第一項中「この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)(第五十七條の二第二項)を「地方公務員等共済組合法第五十七條の三第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「改正後の法」を「改正後の地方公務員等共済組合法」第四項において「改正後の法」という。)に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)  
第二十八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 前三号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

第十三條第二項中「同法第三十一條の二第九項」を「同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項」に改める。  
第十四條第一項中、「第二項及び」を「及び第四号、第二項並びに」に改める。  
第十四條の三第三項中「第十三條第二項」を「第十三條第一項第四号、第二項」に、「する医療機関」を「する医療を担当する機関」に、「当該医療機関」を「当該機関」に改める。  
第十四條の六第一項中、「第二項及び」を「及び第四号、第二項並びに」に改める。  
(厚生保険特別会計法の一部改正)  
第二十九條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
第三條中「保健施設費、福祉施設費」を「保健事業費、福祉事業費」に、「及保健施設」を「及保

健康事業に改める。

第六条中「保健施設費、福祉施設費」を「保健事業費、福祉事業費」に改める。

第七条第三項中「保健施設費及福祉施設費」を「保健事業費及福祉事業費」に改める。

第十条第二項中「保健施設費又ハ福祉施設費」を「保健事業費又ハ福祉事業費」に、「及保健施設費」を「及保健事業費」に改める。

第十八条ノ六中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改める。

第十九条第二項第三号中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改め、同項第四号中「保健施設及福祉施設費」を「保健事業及福祉事業」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第三十条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第三十一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の三中「又は老人福祉センター」を「老人福祉センター又は老人介護支援センター」に改める。

第七条第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第十条第一項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会」を削る。

(児童福祉法の一部改正)

第三十二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第二十条第四項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関」に改める。

第二十一条の九第二項中「第二十条第三項の下に(第四号を除く。）」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三十三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第十九条の二第二項中「その他の病院若しくは診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

(精神保健法の一部改正)

第三十四条 精神保健法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「政令で定める病院若しくは診療所」を「病院若しくは診療所(これらに準ずるものを含む。）」に、「薬局」を「薬局であつて政令で定めるもの(」に改め、「除く。」の下に「次条において「医療機関等」という。」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十二条の二第一項及び第二項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関等」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十五条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第四十九条中「その他の病院、診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第三十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療を担当する機関」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五条第一項中「第四号」を「第五号」に、「並びに」を「及び」に改め、「第五号及び」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第三十六条第一項中「その他の病院若しくは診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

第四十一条第一項中「第四号」を「第五号」に、「並びに」を「及び」に改め、「看護及び」を削り、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第四項中「並びに看護」を削り、「若しくは医療費」を「医療費若しくは移送費」に改める。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第三十七条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第九条第一項中「診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

第十四条の二第二項中「医療機関から」を「者から」に改める。

第十四条の三第一項中「診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第三十八条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第十二条中「診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。」を加える。

第十七条第一項中「医療機関から」を「者から」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第三十九条 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「収容」を「入院」に改め、同条第三項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第四十条 公害健康被害の補償等に関する法律(第四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項

第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十号第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条に次の一号を加える。

三 前三号に掲げるもののほか、病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて総理府令で定めるもの

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

第四十一条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第七号第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第四十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第四十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第五

号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第四十四条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（船員法の一部改正）

第四十五条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十条中「左の」を「次の」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を削り、同条第四号中「病院、診療所その他」を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第四十六条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「又は第五十五条の二第一項」を「若しくは第五十五条の三第一項第一号に、第五十八号」を「第五十八号第一項に改め、「保険医をいう。」の下に「又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する主治の医師」を、「その保険医」の下に「又は主治の医師」を加え、同条第三項中

「又は第五十五条の二第一項に規定する特定承認保険医療機関」を「若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者」に、「又は特定承認保険医療機関」を「若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者」に改める。

第五十一条第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費」に改め、同条第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 削除

第五十四条第一項中「第五十六条」を「第五十六条の三」に改め、「（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。）」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第五十四条第二項を次のように改める。

2 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び健康保険法第四十三条第二項に規定する厚生大臣の定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

第五十五条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第五十五条の二第二項及び第二項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷によ

り、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養

二 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。）から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される現に当該療養に要した費用の額（その額がきは、当該現に療養に要した費用の額）の百分の八十に相当する金額

二 当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準により算定される算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

第五十五条の二第三項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「対して」を「対し」に改め、同条第四項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第七項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項第一号」に、

「前条第一項の規定」を「第五十五条第一項の規定」に改め、「療養の給付」の下に「(前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。)」を加え、同条第八項中「前条第八項」を「第五十五条第七項」に、「第二項」を「第二項」に改め、同条を第五十五条の三とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)

第五十五条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準により算定する。前項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、組合員は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

とみなす。

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

第五十六条第一項中「組合は、療養の給付」の下に、「入院時食事療養費の支給」を加え、同条第二項中「第五十四条第一項第一号から第四号まで」を「第五十四条第一項各号」に改め、同条第三項中「当該療養」の下に「(食事療養を除く。)」を、「その額が現に療養」の下に「(食事療養を除く。)」を、「控除した金額」の下に「及び当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額の合算額」を加え、「当該金額」を「当該合算額」に改め、同条第四項中「前項の療養について」を「前項」に改め、「要する費用の額の算定」の下に、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定」を加える。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(訪問看護療養費)

第五十五条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、組合員が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定する。前項の規定により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合員は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(移送費)

第五十六条の三 組合員が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合員が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する命令で定めるところにより算定する。前項の規定により算定した金額とする。

第五十七条第一項中「第四項及び第五項」を「以下この条から第五十七条の三まで」に、「費用につき、組合員に」を「費用について組合員に」に改め、同条第二項中「ただし」の下に「第一号から第六号までに掲げる場合においては、」を加え、「当該療養」を「療養」に改め、「金額

を」の下に、「第七号に掲げる場合においては、第二号、第四号又は第六号に規定する金額は現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を」を加え、同項第一号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、「(伴う療養)」の下に「及び選定療養」を加え、同項第二号中「第五十四条第一項第四号」を「第五十四条第一項第五号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を」を「食事療養及び選定療養」に、「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を「同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養」に、「第五十四条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第四号中「第五十四条第一項第四号に掲げる療養」を「第五十四条第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。以下この号において同じ。)」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第五号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項

第四号に掲げる療養に伴う療養を「同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養」に、「同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「(第五十四條第一項第四号)」を「(同項第五号)」に改め、同項第六号中「から第五十四條第一項第四号」を「から第五十四條第一項第五号」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「(食事療養及び選定療養)」及び第五十四條第一項第四号に掲げる療養を「及び同号に掲げる療養(食事療養を除く。)」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合に

おいて併せて食事療養を受ける場合 第二号、第四号又は前号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額

第五十七條第三項中「第五十五條の二第二項」を「第五十五條の三第二項」に、「算定の例」を「算定、前項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五條の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第五十五條の二第六項、第五十五條の三第六項並びに第五十六條第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8 前項において準用する第五十六條第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額(同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

第五十七條の次に次の二条を加える。

(家族訪問看護療養費)

第五十七條の二 被扶養者が指定訪問看護事業から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四條ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の七十に相当する金額とする。

3 第五十六條の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 第五十五條第七項の規定は、前項において準用する第五十六條の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(家族移送費)

第五十七條の三 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について組合員に対し家族移送費を支給する。

2 第五十六條の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

2 第五十八條中、「健康保険法を」と、同法に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所(健康保険法第四十四條ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百十七條第二項において同じ。)の看護婦その他の従業者は、同法及び

これに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

第五十九條第一項中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」の下に、「入院時食事療養費」を加え、「特定療養費、療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、又は家族移送費」に改め、「(家族療養費)」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第二項中「(家族療養費)」の下に「又は家族訪問看護療養費」を、「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を、「継続して家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を加える。

第六十條第一項中「特定療養費、療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、又は家族移送費」に改め、同条第二項中「特定療養費若しくは療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費」に改める。

第六十條の二第一項中「第三項若しくは第七項」を「若しくは第三項に改め、又は療養」の下に「(食事療養を除く。次項において同じ。)」を加え、「若しくは家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十二條を次のように改める。

第六十二條 削除

第六十四條第一項中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に「入院時

食事療養費」を加え、「特定療養費若しくは療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十五條中「配偶者出産費、育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費に、「特定療養費、分べん費、育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

第六十六條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十七條第三項中「前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれを、前項の場合について」に、「第六十一條第二項ただし書を、同条第二項ただし書に改める。

第八十七條の五第一項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第百十七條第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、組合の指定訪問看護に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。)に対し、その行つた訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に關し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦

その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百二十条中「第二十九条ノ四」を「第二十九条ノ六」に、「第三十一条ノ三」を「第三十一条ノ六」に改める。

附則第九条の二第二項中「第五十七条第七項において準用する第五十六条第三項及び第四項」を「第五十七条第八項」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国家公務員等共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

2 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、この法律による改正後の国家公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であつた者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。)が、附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四条第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を改正後の法第五十六条第一項に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、国家公務員等共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 改正後の法第五十六条の二第二項に規定する

訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年改正法附則第四条第一項の規定により厚生大臣が告示する日までの間は百分の九十とする。

5 前項の規定は、改正後の法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

6 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

7 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の育児手当金については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十八条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「又は第五十七条の二第二項」を「若しくは第五十七条の三第一項第一号に」、「第六十条」を「第六十条第一項に改め、「をいう。の下に」又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条ノ四第一項に規定する主治の医師」を、「その保険医の下に」又は主治の医師」を加え、同条第三項中「又は第五十七条の二第二項に規定する特定承認保険医療機関」を「若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は第五十八条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者」に、「又は特定承認保険医療機関」を「若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者」に改める。

第五十三条第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費」に改め、同条第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 削除

第五十五条の二中「第五十八条第一項若しくは第二項」を「第五十七条の三、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項」に、「第六十八条第一項若しくは第二項」を「第六十八条第一項」に、「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費」に改める。

第五十六条第一項中「第五十八条」を「第五十八条の三」に改め、「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。)」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「(収容)」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第五十六条第二項を次のように改める。

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行ふものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び健康保険法第四十三條第二項に規定する厚生大臣の定める療養(以下「選定療養」という。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

第五十七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号」に改め、同条第七項を削り、第八項を第七項とする。

第五十七条の二第二項及び第二項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関」という。)から受けた療養

二 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(特定承認保険医療機関を除く。

以下「保険医療機関等」という。)から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)の百分の八十に相当する金額

二 当該食事療養について健康保険法第四十三條ノ七第二項に規定する厚生大臣の定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十七条の二第三項及び第四項中「前条第一項第一号」を「第五十七条第一項第一号」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第七項中「前条第一項第一号」を「第五十七条第一項第一号」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に、「前条第一項」を「第五十七條第一項」に改め、「給付」の下に「前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。」を加え、同条第八項中「前条第八項」を「第五十七條第七項」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)

第五十七條の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六條第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたとき

は、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する標準負担額（以下「標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合は、組合員は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

第五十八條第一項中「組合は、療養の給付の下に、入院時食事療養費の支給を加え、同条第二項中「第五十六條第一項第一号から第四号まで」を「第五十六條第一項各号」に改め、同条第三項中「当該療養」の下に「（食事療養を除く。）」を加え、「その額が現に療養」を「その額が現に当該療養」に改め、「控除した金額」の下に

「及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額」を加え、「当該金額」を「当該合算額」に改め、同条第四項中「前項の療養について」を「前項に改め、要する費用の額の算定」の下に、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七條の二第二項の食事療養についての費用の額の算定」を加える。

第五十八條の次に次の二条を加える。  
（訪問看護療養費）  
第五十八條の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合員が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しな

ければならない。

6 指定訪問看護は、第五十六條第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十七條第七項の規定は、第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（移送費）  
第五十八條の三 組合員が療養の給付（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する命令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

第五十九條第一項中「第四項及び第五項」を「以下この条から第五十九條の三まで」に、「つき、を」について改め、同条第二項中「掲げる金額と」を「定める金額と」に改め、「ただし」の下に、「第一号から第六号までに掲げる場合において」を加え、「当該療養」を「療養」に改め、「金額を」の下に、「第七号に掲げる場合において」を加え、第二号、第四号又は第六号に定める金額は現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を加え、同項第一号中「第三号まで、第五号又は第六号」を「第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六條第一項第四号」を「同項第五号」に改め、「伴う療養」の下に「及び選定療養」を加え、同項第二号中「第五十六條第一項第四号」を「第五十六條第一項第五号」に、

「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「食事療養及び選定療養」に、「第五十六條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養（同項第五号）」を「第四号までに掲げる療養（同項第五号）」に、「第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「第四号までに掲げる療養であつて選定療養」に、「第五十六條第一項第四号に掲げる療養に伴う療養」を「同項第五号に掲げる療養」に改め、同項第六号中「第五十六條第一項第四号に掲げる療養」を「第五十六條第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び）」に、「健康保険法第四十三条

療養（食事療養及び）」に、「健康保険法第四十三

第一項に規定する厚生大臣の定める療養費を「選定療養費」に、及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養費を「及び同号に掲げる療養費(食事療養費を除く。)」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合に  
おいて併せて食事療養費を受ける場合 第二号、第四号又は前号に定める金額及び当該食事療養費について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額

第五十九条第三項中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第七号に規定する食事療養費についての費用の額の算定に關しては、第五十七条の二第二項の食事療養費についての費用の額の算定の」に改め、同条第七項中「第五十六条、第五十七條第一項」を削り、「及び第七項並びに前条」を「第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「第五十七條第八項」を「第五十七條第七項」に、「その額が現に療養費を」を「その額が現に当該療養費」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 前項において準用する第五十八條第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額(同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

第五十九条の次に次の二条を加える。

(家族訪問看護療養費)  
第五十九条の二 被扶養者が指定訪問看護事業  
者から指定訪問看護を受けた場合において、  
組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護  
に要した費用について組合員に家族訪問看護  
療養費を支給する。

二 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問  
看護について健康保険法第四十四条ノ四第四  
項に規定する厚生大臣の定めるところにより

される算定の例により算定した費用の額の百分の七十に相当する金額とする。

三 第五十八条の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

四 第五十七條第七項の規定は、前項において準用する第五十八條の二第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(家族移送費)

第五十九条の三 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について組合員に家族移送費を支給する。

二 第五十八條の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

第六十條中「健康保険法」を「同法」に改め、同条に次の一項を加える。

二 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所(健康保険法第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百四十四條の二十八第二項において同じ。)の看護婦その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

第六十一條第一項中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費を」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を加え、「特定療養費、療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、特定療養費、訪問看護療養費、

移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費」に改め、「(家族療養費)の下に、家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第二項中「(家族療養費)の下に」又は家族訪問看護療養費を、「よる医療」の下に、入院時食事療養費を、「継続して家族療養費」の下に、「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に、入院時食事療養費を加える。

第六十二條中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費を」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費」に改める。

第六十二條の二第一項中「第三項若しくは第七項」を「若しくは第三項」に改め、「又は療養」の下に「(食事療養費を除く。次項において同じ。)」を加え、「若しくは家族療養費」を、「訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 削除

第六十六條第一項中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を加え、「特定療養費若しくは療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十七條中「配偶者出産費、育児手当金を」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費」に、「特定療養費、分べん費、育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

第六十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ

る。

第六十九條第三項中「前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれを」前項の場合についてに、第六十三條第二項ただし書を「同条第二項ただし書」に改める。

第九十六條第一項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第百三十六條中「第二十九條ノ四」を「第二十九條ノ六」に、「第三十一條ノ三」を「第三十一條ノ六」に改める。

第百四十四條の三第二項の表第九十六條第一項の項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第百四十四條の二十八第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 主務大臣は、組合の指定訪問看護に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る指定訪問看護を行った指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者者であつた者等」という。)から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者(指定訪問看護事業者者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附則第十七條の二第二項中「第五十九條第七項において準用する第五十八條第三項及び第四

項を「第五十九条第八項」に改める。  
(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る地方公務員等共済組合法の規定により給付については、なお従前の例による。

2 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であった者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。)が、附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四条第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を改正後の法第五十八条第一項に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、地方公務員等共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 改正後の法第五十八条の二第二項に規定する訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年改正法附則第四条第一項の規定により厚生大臣が告示する日までの間は百分の九十とする。

5 前項の規定は、改正後の附則法第十八条第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

6 施行日前に入院していた組合員又は組合員であった者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

7 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による育児手当金の支給については、なお従前の例による。  
(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第五十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「特定療養費及び療養費を」入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費に改め、同項第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条の表第四十七条第二項の項中「その保険医を」その保険医又は主治の医師に改め、「又は保険医を」、保険医又は主治の医師に改め、同表第六十六条第二項の項を削り、同表第六十六条第五項の項中「第六十六条第五項」を「第六十六条第四項」に改め、同表第六十六条第八項の項中「第六十六条第八項」を「第六十六条第七項」に改める。

第四十六条第一項中「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「又はその管理者」を「若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者」に、「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定に」、又は特定承認保険医療機関を、「特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 文部大臣は、組合の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者(第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該指定に係る訪問看護事業所(第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。)の看護婦その他の従業者であつた者に對し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附則第二十一項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。  
(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費」に改める。

第二十九條中「第六十六条第四項」を「第六十六条第三項」に改める。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二項を「第五十四条の三第一項」に、「組合員又は」を「組合員若しくは」に、「当該特定療養費の額、家族療養費の額又は」を「当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に改め、「限る。」の下に「又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護」を加え、「助産の給付」を削り、同項第四号中「特定療養費」を「入院時食事療養費若しくは特定療養費」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第二十六条第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)

(地方税法の一部改正)

第五十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「特定療養費、家族療養費又は」を「入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に、「第五十四条の第二項」を「第五十四条の第三項」に、「組合員又は」を「組合員若しくは」に、「当該特定療養費の額、家族療養費の額又は」を「当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に、「(限る。)」を「(限る。又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を)」に改め、「(同法の規定によつて)」の下に「入院時食事療養費若しくは」を、「療養のうち当該」の下に「入院時食事療養費若しくは」を加え、「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)、同法」を、「同法」に改める。

第七百三十三条の四第二項第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)  
第五十八条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「改正後の法」という。)第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第七項の規定は、施行日以後に行われる改正後の法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の地方税法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療については、なお従前の例による。

改正後の法第七百三十三条の四の規定は、平成七

年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)  
第五十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号五十三中「療養取扱機関の申出の受理、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録、特定承認療養取扱機関の承認及びこれらに対する」を「保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び特定承認保険医療機関の」に改める。

(地方財政法の一部改正)  
第六十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十号第八号の三中「療養の給付」の下に「並びに入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費」を加え、「及び」を「並びに」に改める。(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)  
第六十一条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第三号中「保持増進のための」の下に「事業に係る」を加える。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)  
第六十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十八條第一項」を「第二十八條第三項第二号」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)  
第六十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「要する費用の額の算定に関する基準」の下に「入院時食事療養費に係る

療養についての費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を加え、同条第六十六号中「及び同法第四十四條第二項に規定する療養」を、「入院時食事療養費に係る療養についての費用、特定療養費に係る療養についての費用及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護」に改める。

第七條第三項中「重要事項」の下に「老人保健法第二十條に規定する医療等以外の保健事業に関する事項を除く。」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)  
第六十四条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第一項」を「健康保険法第四十三條第二項」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「定める命令」の下に、「同法第四十四條ノ八第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)」を加え、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六條第一項の規定による定め並びに同法第四十條及び第五十三條第一項」を、「同法第二十九條ノ四第十項の規定による命令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十條第二項」に改め、「厚生省令」の下に「並びに同法第五十四條の第二十項の規定による厚生省令」を加え、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第四項の規定による定めに関する事項

第二条第二項中「国民健康保険法第三十七條第一項に規定する申出の受理及び同法第四十八條に規定するその申出の受理の取消し、同法第五十三條第一項に規定する承認及び同条第十項において準用する同法第四十八條に規定するそ

の承認の取消し、並びに同法第四十九條の規定による登録の取消しについても、同様とする。」を削る。

(罰則に関する経過措置)  
第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧国保法第三十六條第四項に規定する療養取扱機関又は旧国保法第五十三條第一項に規定する特定承認療養取扱機関の開設者の業務上の秘密に関しては、旧国保法第二十一条各項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(検討)  
第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討を加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日  
参議院議長 原文武衛殿  
議長運営委員長 大森 昭

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、特殊乗車券の利用できる範囲に、新たに寝台料金を含めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に五百六十万円が計上されている。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成六年六月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第一項中「(寝台料金を除く。)」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国会職員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日

議院運営委員長 大森 昭

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮ってこれを定めることとするものであり、妥

当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

国会職員法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成六年六月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国会職員法の一部を改正する法律  
国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 勤務等

第二十四條中「勤務時間、」を削る。

第五章中第二十四條の二を第二十四條の三とし、第二十四條の次に次の一条を加える。

第二十四條の二 国会議員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮ってこれを定める。

附 則

この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の施行の日から施行する。

1 この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の施行の日から施行する。

2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の九第一項第三号中「第二十四條の二」を「第二十四條の三」に改める。

審査報告書

審査報告書

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日

議院運営委員長 大森 昭

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、支部上野図書館に関する規定を整備するものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成六年六月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国立国会図書館法の一部を改正する法律  
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 図書及びその他の図書館資料を一般公衆の利用に供することを主たる目的とする支部図書館として、支部上野図書館を置く。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の国立国会図書館法第二十二條の規定による国立国会図書館の支部図書館は、この法律による改正後の国立国会図書館法第二十二條の規定による支部上野図書館となる。

審査報告書

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。

た。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十三日

外務委員長 井上 章平

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティに変更すること、在キルギスタン日本国大使館の名称を在キルギス日本国大使館に、位置の国名をキルギスに変更すること、在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在下バイ日本国総領事館を新設することともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在エンカルナシオン日本国領事館を廃止すること、在ナホトカ日本国総領事館に係る規定を削除することを内容とするものであって、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行に要する費用として、平成六年度予算に三百五十九万八千円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成六年六月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年六月二十三日 参議院会議録第二十五号(その二)

国会職員法の一部を改正する法律案 国立国会図書館法の一部を改正する法律案 国立国会図書館法の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中「アルマ・アタ」を「マルマティ」に、「在キルギスタン日本国大使館」を「在キルギス日本国大使館」に、

「ビシュケク」に、「在ポルトガル日本国大使館」を「在ポルトガル」に

トガル リスボン 在ポルトガル 在マケドニア

日本国大使館 旧ユーゴスラヴィア共和国日本国大使館 在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国 スコピエ

「に改め、同表アフリカの項中」在エチオピア日本国大使館

エチオピア アディス・アベバ 在エチオピア日本国大使館 在エリトリア日本国大使館

エリトリア アスマラ に改める。

別表第一の二 総領事館の表中近東の項中「中近東」在ホラムシャハル日本国総領事館 イラン

「ホラムシャハル」を「中近東」に改める。 在ホラムシャハル日本国総領事館 アラブ首長

国連邦 「ドバイ」に改める。 在ホラムシャハル

別表第一の三 領事館の表中南米の項を削る。

別表第二の一 大使館の表欧州の項中「サルギンマン」を「サルギン」に、「ホルンガル」を「ホルン」に

「ホルン」を「ホルン」に改める。 1,010,000 980,000 887,000 823,700 723,600 633,600

533,600 475,200 411,800 380,200 343,500 316,800 285,100 253,400

(小字及び「」は衆議院修正)

|               |           |           |         |         |
|---------------|-----------|-----------|---------|---------|
| 「ポルトガル」       | 1,010,000 | 980,000   | 887,000 | 823,700 |
| 「マケドニア」       | 1,170,000 | 1,070,000 | 972,400 | 905,100 |
| 「ユーゴスラヴィア共和国」 | 475,200   | 411,800   | 380,200 | 316,800 |
| 723,600       | 633,600   | 538,600   | 475,200 | 411,800 |
| 804,100       | 701,800   | 600,800   | 530,400 | 463,100 |
| 285,100       | 253,400   | 229,200   | 200,000 | 170,000 |
| 325,800       | 292,200   | 260,000   | 230,000 | 200,000 |

|                 |           |           |         |         |         |         |
|-----------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 「に改め、同表アフリカの項中」 | 1,060,000 | 977,700   | 917,400 | 827,000 | 730,400 | 640,000 |
| 566,900         | 506,600   | 463,800   | 433,600 | 403,500 | 373,400 | 343,200 |
| 「に改め、同表アフリカの項中」 | 1,090,000 | 1,060,000 | 977,700 | 917,400 | 827,000 | 730,400 |
| 730,400         | 640,000   | 566,900   | 506,600 | 463,800 | 433,600 | 403,500 |
| 730,400         | 640,000   | 566,900   | 506,600 | 463,800 | 433,600 | 403,500 |
| 343,200         | 316,800   | 285,100   | 253,400 | 229,200 | 200,000 | 170,000 |

|                         |           |         |         |
|-------------------------|-----------|---------|---------|
| 別表第二の二 総領事館の表欧州の項中「ナヒマ」 | 1,090,000 | 973,700 | 883,300 |
| 733,600                 | 693,200   | 614,900 | 554,600 |
| 506,500                 | 476,300   | 446,200 | 416,100 |
| 385,900                 | 355,100   | 325,800 | 292,200 |
| 806,300                 | 712,800   | 626,300 | 555,100 |
| 497,500                 | 454,900   | 426,100 | 397,300 |
| 385,500                 | 339,700   | 304,500 | 278,800 |
| 573,800                 | 496,600   | 439,300 | 387,800 |
| 712,800                 | 626,300   | 555,100 | 497,500 |
| 253,000                 | 229,200   | 200,000 | 170,000 |
| 339,700                 | 304,500   | 278,800 | 253,000 |

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、別表第一の改正規定中「マケドニア」を「ユーゴスラヴィア共和国」に改めることについては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成六年六月二十三日

国際問題に関する調査会長 沢田 一精

参議院議長 原 文兵衛殿

国際問題に関する調査報告(中間報告)

目次

- 一 審議経過
- 二 調査概要
  - 1 アジア太平洋地域における平和の構築
  - 2 国際文化交流の推進
  - 3 アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助の在り方
  - 4 早期に施策の具体化を求める提言
  - 5 最終年に向けて
- 一 審議経過

本調査会は、第百二十四回国会の平成四年八月七日(金)の本会議において、国際問題に関し長期かつ総合的な調査を行うため設置された。

第二年度の調査は、三年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「二十一世紀に向けた日本の責務」の下、第百二十八回国会の平成五年十一月十日(水)に柳井俊二外務省総合外交政策局長から「最近の国際情勢」及び高島有終防衛庁参事官から「最近の国際軍事情勢」についてそれぞれ説明を聴いた後、質疑を行った。

次いで、十二月十日(金)に廣野良吉参考人及び中江要介参考人、第百二十九回国会の平成六年二月九日(水)に平野健一郎参考人及び小島明参考人、三月二十三日(水)に五十嵐武士参考人及び吉田和男参考人をそれぞれ招いて意見を聴取し、質疑を行った。

以上の調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」を最終年において調査を進める具体的な問題として選定するに当たり、五月二十五日(水)の調査会において自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。

このほか、第百二十九回国会の平成六年三月十四日(月)から十六日(水)にかけて、広島県、福岡県及び熊本県に委員派遣を行い、五月二十五日(水)に派遣報告を聴取した。

二 調査概要

第二年度においては、第一年度における「国際

社会の変化と日本の責務」今後の日本外交のあり方」についての調査を踏まえ、東西冷戦終結後の流動的な国際情勢の下、相互依存関係がますます深まる国際社会において、日本が二十一世紀に向けた責務を果たし、アジア太平洋地域はもとより、世界の平和と繁栄に寄与していくためには、どのような方途があり得るのか、いかなる施策の充実を図るべきかを軸として、アジア太平洋地域における安全保障の枠組みの構築、国際文化交流の推進、アジア太平洋地域の経済発展への寄与と我が国政府開発援助(ODA)の在り方を始めとする諸問題について調査を進めた。

参考人の出席を求めている意見の聴取及び質疑、委員間の意見の交換等により行った調査は、主に以下の三つに集約することができる。

1 アジア太平洋地域における平和の構築

(一) 政治・安全保障対話による信頼醸成の構築  
アジア太平洋地域においては、カンボジア紛争の終結など好ましい動きが見られる一方、朝鮮民主主義人民共和国の核開発をめぐる緊張、南沙諸島の領有権に関わる関係諸国間の摩擦、北方領土問題など様々な不安定要因が依然として存在している。

世界の平和と安定を確保する上で、高い成長率を持続するアジア太平洋地域の国際的な役割はますます重要になっている。民族、宗教等の様々な分野における多様性を特色とするアジア太平洋地域においては、経済的な結び付きを深めると同時に、安全保障の体制作りが重要な課題となっており、域内諸国相互の信頼感を作り出すために地域的な対話の促進が不可欠である。アジア太平洋地域の政治・安全保障をめぐる対話の努力は、本年七月にはASEAN地域フォーラムの開催が予定されるなど着実に積み重ねられている。

調査会では、アジア太平洋地域における平和の構築について論議が行われ、委員から、新しい安全保障の枠組み、多国間協議の在り方について、軍事問題に限らず人権、環境、難民等の問題を視

野に入れた信頼醸成の取組が必要となってくる、アジア太平洋地域において、欧州におけるCSCDのような信頼醸成の仕組みを構築していくことが大切であるとの見解が示されるなど、様々なレベルにおける対話、交流等を通じて、平和の構築を図っていくことが重要であるとの認識はおおむね共通するものがあつた。

他方、日米安保体制について、本格的な集団的安全保障体制作りのためには、日米軍事同盟の廃棄を目指し非同盟の道を歩むべきであるとの意見が述べられる一方、国際的な集団安全保障体制が十分でない現状では、日米安保体制を崩したり、米国のアジアにおけるプレゼンスを否定することには同意できないとの見解が示された。

(二) 国際交流等を通じた信頼醸成

委員間の意見の交換では、アジア太平洋地域における平和と安定の確保に向けて、ASEAN地域フォーラム等の政治・安全保障対話の努力がなされているが、このような動きを進め、国際交流、人的交流を通じた信頼醸成の構築を図る観点から、前期の外交・総合安全保障に関する調査会の最終報告で提案した「アジア太平洋議員フォーラム」の開催等、多角的重層的な政治・安全保障対話のネットワーク構築の推進に努めるべきであるとの意見が表明された。

他方、参考人からは、アジア太平洋地域において、ECで始められた「エラスムス計画」のような国際的な大学の連合組織の枠組みの形成を促進し、相互交流の形で各国の若者の交流を飛躍的に拡大推進すること、アジア太平洋地域の多面的な域内協力に資するため、情報ネットワークの拠点を日本が提供することなどを通じて信頼醸成の構築に努力することが重要であるとの指摘がなされ、多くの委員からもこれを肯定する見解が示された。

(三) アジア太平洋地域における国際的な責務

果たすに当たっての留意  
アジア太平洋地域の一員である日本は、域内諸国との政治、経済、文化の各般の分野にわたる対

話と協力を進め、友好協力関係の進展に努めることが求められている。

参考人からは、日本がアジア太平洋地域における国際的な責務を果たすに当たって留意すべき事項について意見が示された。すなわち、アジアを中心として二十一世紀の日本の責務を考えると、「アジアの中の日本」と言えるかは、日本が真剣に考えるべき問題であること、日本は国際社会において自らの存在価値が認められるよう経済的、文化的な交流、信頼感の醸成に努める必要があることなどの指摘である。

委員からは、アジア太平洋諸国に心から信頼されるパートナーとして、未来志向の友好協力関係を築いていくには過去を清算しておかなければならないこと、終戦五十周年に当たり歴史の教訓を学び謙虚に自己反省を行うべきこととの見解が表明された。

2 国際文化交流の推進

(一) 国際文化交流の重要性と実施体制の拡充  
大きな転換期にある今日の国際社会において、アジア太平洋地域、ひいては世界の平和と安定をもたらす上で不可欠なことは、諸国民の相互理解と信頼関係の構築である。とりわけ、長期的な視野に立った積極的かつ多面的な人的交流、知的交流など国際文化交流を推進することは、世界各国との相互理解を深め、信頼関係を築くための重要な手段である。

また、日本の社会が国際社会に向かって一層開かれ、豊かな興行のある文化を有する社会となる上でも、更には世界における日本及び日本人に対する理解をより一層深めていく上でも、国際文化交流の推進は重要なものとなっている。

参考人からは、国際文化交流が日本の望ましい国際貢献の方途であるとの見解が示される一方、経済面での日本の膨張に対し、文化面での輸入超過、日本からの発信が少ない状況とのギャップを放置すると、日本が世界にゆがんだ形で映るプロ

セスを作ることになってしまふとの認識が示された。

調査会では、参考人の意見をも踏まえ、国際文化交流の推進の具体策について論議が行われた。

委員からは、国際文化交流を一層強力に推進する上で、実施体制の拡充について、我が国の国際文化交流の中核的実施機関である国際交流基金が、ブリティッシュ・カウンシル、ゲーテ・インスティテュートなど、世界の主要な同種の機関と比較し、依然として大きな開きがあることが指摘され、予算、人員、在外機関の拡充を図るとともに、事業の内容の多様化に工夫を凝らす必要性があるとの意見が表明された。

(二) 地方、民間の国際交流活動の活発化

今日、国際関係における主体の多様化が進み、主権国家以外にも、地方自治体、民間団体、更に個人までが国際関係の主体として登場するに至っており、国際交流の分野においても、地方自治体、民間団体の役割は極めて大きなものになってきている。

このような状況を踏まえ、参考人からは、地方自治体、民間団体の主体性を尊重して、国と地方、官民の協調、連携を重視しつつ、地方、民間の国際交流活動を側面的に支援する必要があるとの指摘がなされた。

さらに、参考人から、国際交流の実践体験に基づき、民間における国際交流団体の組織的、財政的な基盤の確立に資するために、少額又は任意の団体に対する寄付について国際交流に係る税制上の優遇措置を拡充するよう意見が述べられた。

他方、委員からは、地方、民間を主体とする国際文化交流の活発化には、広い意味での地方分権の推進が重要であり、例えば、国際協力事業団の技術研修施設の運営について地元自治体の意向をより一層反映させることができれば、技術研修員との交流を通じて、地域の特性を生かした国際交流が今以上に展開できるとの見解が表明された。

(三) 国際文化協力の拡充

有形、無形の文化遺産、文化財は人類共通の財産である。これらの保存修復、振興を図る国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つである。

調査会では、委員から、国際文化協力の重要性とそのよう一層の拡充の必要性について意見が表明された。

他方、参考人からは、アンコール遺跡等の世界的な文化遺産の保存修復の推進については、多国間プロジェクトの枠組みの下、日本のリーダーシップを発揮するよう努めるべきであるとの見解が示された。

(四) 国際交流に携わる人材の育成、留学生受入れに対する施策の充実

人的なつながりが重要な意味を持つ国際交流活動において、日本の国際交流の基盤をより確固たるものとし、活動を更に推進するためには、専門家として国際交流を担う人材を養成することが不可欠である。

これについて参考人からは、高等教育における国際交流に関する教育・研究機会の拡充を推進すること、専門家として国際交流に携わる人材を計画的に育成することの必要性が述べられた。

一方、実践的な外国語教育の充実を含め、国際感覚を身に付けて、国際社会において活躍できる能力を養うため教育体制の整備、施策の充実が必要であるとの意見が示された。

参考人からは、留学生受入れ十万人計画について教員の達成を目指すばかりでなく、留学生も、受入大学、教員側も満足のできる教育研究環境が作られるよう留学生受入れに対する施策の充実について、国立大学における留学生の定員内化の促進等の必要性が指摘された。

調査会では、参考人の意見、留学生の受入れに積極的に取り組んでいる広島大学への委員派遣による実情調査をも踏まえ、留学生受入れ十万人計画の達成に向けた施策の充実について調査を進めた。

(五) 国連大学に対する支援の拡充

調査会では、委員から、日本が招致した国連大学の重要性にかんがみ、国際交流に資する観点からも、国連大学と日本、開発途上国の高等教育機関とのネットワークの形成を促進すること、新設の研修訓練場を活用して開発途上国の人材を招き、環境分野を始めとする技術研修を実施することなど、国連大学の活動を強化するため、国連大学に対する支援をより一層拡充すべきであるとの意見が表明された。

3 アジア太平洋地域の経済発展への寄与と政府開発援助の在り方

(一) アジア太平洋地域の経済発展への寄与

アジア太平洋地域は順調な経済発展を遂げ、二十一世紀に向けた世界の成長センターと期待されており、世界経済の発展にとって、その重要性はますます増大している。

このような状況を踏まえ、調査会においては、アジア太平洋地域の経済発展に対して、我が国がどのように寄与、対応していくべきかについて調査を行った。

参考人からは、今後、中国、東欧圏等の約三十億人が世界規模の自由市場経済に参加することにより、「大競争の時代」となるであろう、日本は、アジア諸国が経済発展に伴い自己主張を始め、欧米諸国に対抗姿勢を示す中で、欧米諸国とアジア諸国との経済的な問題での仲介役になれるような立場をとるべきものと考えたとの意見が述べられた。

他方、日本経済が世界に大きな影響を及ぼすことから、経済の安定と発展を目指した国内努力を払うとともに、市場開放の促進と対外障壁の着実な低減を図ることが重要である。日本の経常収支黒字が世界経済の不安定要因であることは間違いない、貯蓄超過国として経済余力を世界のためにどのように貢献、活用していくかが大切である、日本は経常収支黒字削減のため、市場を提供しな

がら相手の市場も使うという双方の拡大過程に早く切り換える必要があるとの見解も表明された。

委員からは、アジア太平洋地域諸国の経済的なテークオフ、経済力の強化に伴い、日本との経済関係は競合関係ともなり、どうすれば平和的な競争が維持できるか議論する必要があるとの意見が述べられた。また、近隣諸国との共存共栄、クリーンエネルギーによる環境保全に資する観点から、パイプラインを敷設して、シベリア、中国の天然ガスの供給を図る構想が示された。

(二) 政府開発援助の在り方

日本のODAは、特にアジア太平洋地域を中心に実施され、世界最大の規模に達した。今後、量的拡充、質的改善の着実な実施はもとより、環境、人口、難民、エイズなど人類の生存基盤に関わる地球規模の諸問題への対処が課題となっている。他方、ODAは、その主な財源を税金に求めていることから、国民の理解、支援、参加の下、ODAの内容を更に検討していく必要がある。このような観点から、調査会では様々な角度から議論が行われた。

参考人からは、環境、人口、難民等の諸課題により一層積極的に貢献するため、ODAにおける基礎生活分野の基盤充実に係る事業を計画的に拡大するよう努めるべきではないか、特に開発途上国の自立的発展の中核となる人材を育成するため、いろいろな分野における人造り援助、教育援助の一段の拡充に努力する必要があるとの意見が述べられた。

また、民間援助団体(NGO)、地方自治体による国際協力に対する政府の側面支援を充実すべきであり、特にNGO関係者に対する保険制度の拡充等、NGOへの支援システムの強化に努めるべきである、さらに、より一層きめ細かなODA実施のため、経済協力予算における行政経費の充実、援助専門家の計画的な養成に努力すべきであるとの見解も示された。

委員からは、ポリオなど予防接種により生命を救うことができる病気により、多くの子供たちが亡くなっている状況を解決するため、開発途上国におけるワクチンの自給体制の確立に向けた支援の強化を始めとして、環境、人口、難民、エイズなどに重点を指向するきめ細かいODA実施のための施策の充実が重要であるとの意見が表明された。

また、高齢化社会の進展等にかんがみ、優秀な技術・技能を有するシルバリー人材を中核とする技術協力を実施する組織の創設について、地方の活性化の観点から、国内の各地方に研修施設の展開を図ることを含め検討を進めるべきではないかとの考えが述べられた。

さらに、熱帯材の最大輸入国である我が国としては、熱帯林の伐採に際して再生、回復についての保証に努めることを始め、熱帯林の保全、再生のための施策のより一層の充実に努力すべきこと、特に国の公共事業における熱帯材の型枠用合板としての使用について、その抑制の徹底を図るべきことについて意見が表明された。

4 早期に施策の具体化を求める提言

本調査会は、以上の調査に基づき、次の三点の事項について早期に施策の具体化を求めるものである。

(一) 留学生受入れ施策の充実

留学生受入れ十万人計画が進められている。留学生の受入れに当たっては、その施策の充実に図るため、国費留学生及び私費留学生に対する奨学金、留学生宿舍の整備等を始めとする関係経費の拡充、国立大学における留学生センターの整備、留学生担当教職員の増員、国立大学における留学生の定員内化の促進、学位授与の円滑化等大学等の受入れ及び教育研究体制の充実に格段の努力を払うべきである。また、このため、経済協力予算の一層の充当を進めるべきである。

(二) 「国際文化財保存修復協力センター(仮称)」の早期設置

人類共通の遺産である世界的な文化遺産、文化

財を損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際文化協力は、日本ならではの国際的責務を果たす重要な方途の一つである。国際文化協力の拡充に資するため、文化財保護の国際協力を組織的に実施する機関として、「国際文化財保存修復協力センター(仮称)」を早期に設置すべきである。

(三) ポリオ根絶に向けた支援等医療協力の充実  
予防接種により生命を救うことができる感染症により、多くの乳幼児が未だ死亡している開発途上国の現状に対処するため、世界保健機構(WHO)が推進している「二〇〇〇年までのポリオ根絶計画」及びWHO、ユニセフ等が提唱している「子どもワクチン構想(CVI)」をも踏まえ、当面アジア太平洋地域諸国におけるポリオ根絶及びワクチン供与を含む開発途上国の予防接種体制の整備に向けた支援を推進するなど、子供の健康に関する分野の協力を一層充実すべきである。

5 最終年に向けて

本調査会は、これまでの調査を踏まえ、最終年を迎えるに当たって設定した「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」のテーマの下、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進、ODAの在り方、経済協力に関する基本法の立法化の検討などについて調査を進める。

調査報告書

国民生活に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成六年六月二十三日

国民生活に関する調査会  
参議院議長 原 文兵衛殿  
国民生活に関  
する調査会長 鈴木 省吾

国民生活に関する調査報告(中間報告)

本格的高齢社会への対応

まえがき

現在の我が国は、諸外国に例を見ないような急

速かつ高度な高齢化の進展の中で、来るべき本格的高齢社会にいかにか転着陸するか、様々な途を社会全体として探っているところである。

本調査会においても、「本格的高齢社会への対応」を今期の課題として取り上げ、初年度に当たる昨年は、高齢社会対策の現状と課題を概観するとともに、高齢者福祉について高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に、参考人の意見聴取や勉強会を行う等鋭意調査を行い、その結果を、十項目にわたる提言を含む中間報告として取りまとめ、議長に提出、公表したところである。その後、政府においても、「高齢者等が利用しやすい建物の建築促進に関する法律案」を提出(成立)するなど、当調査会の前回中間報告の提言に関連する幾つかの分野についてその進展の跡が見られた。

二年度目に当たる今年は、引き続き高齢者福祉の問題を中心に据えつつ、前回報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、前回検討した分野以外で、年金、高齢者医療及び高齢者福祉といったいわゆる狭義の社会保障のみならず、本格的高齢社会へ向け関連性のある家族や雇用などの問題も含め高齢者福祉の視点から施策の検証を進めることとし、参考人からの意見聴取、北欧等福祉先進国への海外派遣による現地調査、公聴会、政府からの説明聴取、国内視察による実情調査、さらに委員の意見表明とフリートークキングを行ったほか、専門家を交えての勉強会等の活動を行ってきた。

本報告は、その検討の結果を「前回中間報告のフォローアップ」、「家族の変貌と高齢者福祉」、「福祉の視点から見た高齢者医療」及び「高齢者の福祉と生活保障」として取りまとめ、中間的に必要な提言を行うものである。

なお、当調査会は、参議院改革の一環として、国政の基本的事項に関し、専ら長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として設置されたものである。

目次

本格的高齢社会への対応

I 高齢者福祉政策の動向と課題—フォローアップ—

一、高齢者福祉政策の動向と課題

(一) 高齢者福祉の基本的視点

(二) 高齢者福祉政策の動向

(三) 高齢者福祉を巡る課題

二、前回中間報告で提言した事項について

(一) 「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の推進と「長寿社会対策十か年計画」の策定

(二) マンパワーの確保、福祉マインドの育成

(三) 家族介護者への支援

(四) 高齢者用住宅の整備促進、住宅改造の支援等

(五) 福祉のまちづくりの推進

(六) 分かりやすい用語と利用しやすい手続

II 家族の変貌と高齢者福祉

一、家族の変化と社会保障

(一) 家族を巡る環境の変化

(二) 家族形態・家族機能の変化

(三) 家族機能の変化と社会保障・高齢者福祉

二、少子社会における家族

(一) 少子化の現状

(二) 少子社会の影響

(三) 子育てと子供の成長への支援

三、高齢者の介護と家族への支援

(一) 高齢者と家族を巡る状況

(二) 高齢者介護の状況

(三) 高齢者と家族への支援

(四) 高齢者の介護システムの確立

III 福祉の視点から見た高齢者医療

一、高齢者医療の課題

二、地域医療、保健事業の充実

(一) 保健・医療・福祉の連携強化

(二) 在宅医療の充実

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(三) 地域保健の推進</p> <p>三、高齢者医療における生活の質の向上</p> <p>(一) 高齢者の療養環境の改善</p> <p>(二) 痴呆性老人の処遇</p> <p>(三) リハビリテーションの充実</p> <p>(四) 高齢者の選択の尊重</p> <p>四、高齢社会に対応した医療関係職種の内方</p> <p>(一) 高齢社会に対応した医学教育</p> <p>(二) 高齢社会に対応した看護教育</p> <p>高齢者の福祉と生活保障</p> <p>一、高齢者の生活と就業状況</p> <p>(一) 高齢者の経済生活の現状</p> <p>(二) 高齢者の雇用状況</p> <p>二、公的年金等による所得保障</p> <p>(一) 公的年金制度</p> <p>(二) 企業年金・個人年金等の育成・普及</p> <p>(三) 資産の活用</p> <p>三、高齢者雇用の促進、生きがいの創造</p> <p>(一) 定年延長・継続雇用等の促進</p> <p>① 定年延長・継続雇用 ② 再就職援助の促進</p> <p>(二) 多様な就業機会の確保</p> <p>(三) 生きがいづくりと社会参加支援</p> <p>四、経済生活の安全確保</p> <p>(一) 高齢期の消費者被害の防止</p> <p>(二) 高齢者の財産・権利の保護</p> <p>V 提言</p> <p>一、図表</p> <p>二、調査委員会名簿</p> <p>三、調査会の活動状況</p> <p>(参考) 海外派遣の報告</p> <p>本格的な高齢社会への対応</p> <p>— 高齢者福祉の視点からの施策の検証 —</p> <p>I 高齢者福祉政策の動向と課題 — フォローアップ —</p> <p>本調査会は、昨年八月の中間報告において、高齢者福祉政策の基本的方向を提示するとともに、</p> | <p>高齢者の介護体制及び生活環境の整備の問題を中心に、十項目の提言を行い、政府並びに関係各方面に対しその実現方を要請した。</p> <p>この中間報告に基づき、調査会は、提言についての対応を中心として三回にわたり政府からの説明聴取、質疑を行うなどフォローアップを行い、その後の施策の展開や提言した事項の実現度について検証を行ってきた。</p> <p>さらに、参考人から意見を聴くとともに、「高齢者福祉の現状と課題」をテーマに公聴会を開催するなど、引き続き高齢者福祉の問題に取り組んできた。</p> <p>本章では、こうした二年度目の調査活動を踏まえて、前回中間報告後における高齢者福祉を巡る動向を概観し、そのあるべき方向や今後の課題について検討を加えるとともに、提言した事項について具体的な福祉施策の動きを検証することとする。</p> <p>一、高齢者福祉政策の動向と課題</p> <p>(一) 高齢者福祉の基本的視点</p> <p>前回中間報告においては、超高齢社会に適切に対処していくためには「すべての施策について福祉の視点から検証を加え、政策全般に福祉の考え方を組み込んでいく」ことが必要であるとした上で、高齢者福祉の基本的な視点として、「在宅ケア中心の考え方」、「ノーマライゼーションの理念」、「利用者を中心に置いたサービスの提供」、「個々の高齢者の選択の尊重」、「福祉現場への分権化や手続の簡素化」などの必要性を示した。さらに、こうした基本的視点を踏まえつつ、我が国の高齢者福祉の方向はいかにあるべきか、真剣に議論すべき時期に来ており、広く国民的なコンセンサスをつくっていくため、検討の基礎となる情報を積極的に提示した上で、幅広い議論を積み重ねていくことが必要であると指摘した。</p> <p>こうした高齢者福祉の基本的理念や、これから世界で最も高い高齢社会を迎える我が国の福祉の在り方を考える上で、北欧等福祉先進国の動向を</p> | <p>探ることは極めて重要である。</p> <p>中間報告後の昨年八月から九月にかけて、本調査会のメンバーで構成される議員団が、高齢社会問題についての調査のため、本院からスウェーデン、デンマークなど欧州四か国に派遣されたが、これらの国々においては、介護を受けることは高齢者の権利であり国の義務であること、そのため社会のシステムとして高齢者の介護体制を確立していること、高齢者の残存能力を尊重することが本人・家族双方にとって好ましいこと、高齢者の自己選択・自己決定の尊重と従来の生活との継続性の重視などが、基本的な理念として流れていることが印象に残った。</p> <p>欧米諸国においても、近年社会保障、高齢者福祉について様々な制度改革が行われているが、調査した国々における最近の高齢者福祉の傾向としては、地方への権限移譲と地方自治体の役割の増大、在宅ケアの重視、福祉の重点化など増大する社会保障費用への対応などが特徴として挙げられる。これらは我が国における高齢者福祉の課題とも共通するものであるが、こうした国々とはサービスなどに質量ともに格段の差があることを認識した上で、具体的な福祉施策の在り方を考えていく必要がある。</p> <p>(二) 高齢者福祉政策の動向</p> <p>高齢化が急速に進む中で、我が国の社会保障制度も現在大きな転換期を迎えている。昨年来、平成六年の財政再計算期に合わせた年金制度の大幅な改革や、保険給付の範囲の見直しを含む医療保険制度の変革などが議論され、関係法案が国会に提出されている。また、これらと関連しながら、介護の問題を中心とした高齢者福祉の将来像についても、その財源問題も絡みながら、注目を集めている。</p> <p>高齢者福祉に関しては、本年三月二十八日、厚生大臣の私的懇談会である「高齢社会福祉ビジョン懇談会」から、「二十一世紀福祉ビジョン」が提出された。この「福祉ビジョン」は、「社会経済全</p> | <p>体のシステムを少子・高齢社会にふさわしいものにつくりかえていく」、「適正給付・適正負担という我が国独自の福祉社会の実現を目指す」ことを基本理念に掲げ、社会保障の基本的在り方としては、福祉等の水準を思いきって引き上げ、年金・医療・福祉等のバランスのとれた社会保障へと転換することなどを提示している。</p> <p>「福祉ビジョン」が示す具体的な福祉施策の在り方の中で注目されるのは、施設・在宅サービスの大幅改善などを内容とする「新ゴールドプラン」の策定であろう。また、雇用、住宅、教育等関連施策の充実、連携強化に言及するなど総合的な施策の推進にも配慮している。さらに、社会保障の負担の在り方については、社会保険料負担中心の考え方を基本的に維持しつつ、国民的公平性が確保されるような財源構造の実現と福祉財源として目的税を導入することについての慎重な対応を求め、間接税増収措置を講ずる場合は、その一定程度を社会保障経費へ充当することについても検討に値するとしている。なお、社会保障に係る給付と負担について、現行制度のケース、介護・児童対策等の充実を図るケース、年金改正・医療の効率化を前提としたケースなど四つのケースの将来見通しの試算を示し、判断の材料を提供しているのが特徴である。</p> <p>この「福祉ビジョン」を踏まえて、四月十三日厚生省に「高齢者介護対策本部」が設置され、介護問題について総合的な検討が行われる体制が整備された。こうした中で、地方自治体の老人保健福祉計画の策定の状況も見ながら、「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の見直し、総合プランとしての新ゴールドプランの策定が進められるものと見られる。</p> <p>「福祉ビジョン」でも、将来的な介護サービスの大幅充実などを具体的に提示し、関連施策との連携の必要性を指摘、国民に幾つかの選択肢を提供していることは、本調査会の提言の趣旨にも沿ったものであり、評価すべきものであるが、一方で</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

は「適正給付・適正負担」の概念のあいまいさ、介護・子育てのシステムづくりのプロセスが示されていない、給付と負担の試算の根拠・前提が適当か否か、またこれらの数字が独り歩きするおそれがあるのではないか、などの問題点を指摘する声も多い。いずれにせよ、このビジョンは中長期的な視点に立って描かれたものであって、今後、その内容とともにこれに基づく具体的な福祉改革の手順や姿を国民に提示した上で、議論を深めていくことが必要である。

### (三) 高齢者福祉を巡る課題

高齢者福祉政策の最大の課題は、飛躍的に増大していく高齢者の介護需要への対応である。高齢者介護についての我が国の対応は「ゴールドプラン」策定以降本格化したばかりであり、北欧等の福祉先進国と比べて理念、実施体制、サービスの内容とも大きな格差がある。二十一世紀の超高齢社会が迫っている現在、尊厳を持ちつつ安心して老後を過ごせるような介護システムの確立を図っていくことは喫緊の課題である。

現在進められている在宅体制の整備については、福祉・医療など各種サービスの拡充とサービスの統一的・一体的提供、家族介護者への支援などの施策を一層推進していく必要がある。また、特別養護老人ホームなどの施設については、地域ケアの核の役割を果たすとともに、社会に貢献してきた高齢者が生活するにふさわしい環境を整えていくことが必要である。さらに、現在老人病院で療養している高齢者も数多いが、病院は長期ケアの場としては必ずしも適切ではなく、本来福祉の分野で対処すべきケースも見受けられる。福祉サービスの充実とともに、医療サービスとの適切な調整が望まれる。

高齢者の長期にわたるケアを支えるためには、在宅・施設、福祉・医療、公的・民間など様々なサービスを有機的かつ効率的に組み立てていかなければならない。そして高齢者や家族に対しては、多様なサービスの選択肢を用意して、高齢者の

希望を尊重することを基本に、家族の介護力や費用負担の能力等も勘案しつつ高齢者本人にとって最も適切な介護の在り方をコーディネートしていくことが必要である。

高齢者介護に要する費用が増大するに伴い、その負担の在り方についても様々な議論が展開されている。従来、福祉等の社会保障に要する費用の増加については、国や地方の財政負担の急増「国民負担率」(租税負担率と社会保障負担率の合計)のアップという観点から議論がなされることが多かったが、前回の中間報告では「国民負担率」をいかに抑制するかに集中するのではなく、高齢社会における給付と負担の問題について幅広い視点から検討すべきことを指摘した。今回の欧州各国における調査や関係者からの意見の中でも、負担率の高さだけでなく、どのように費用が使われただけ自分に戻元されるかという観点も重要であるとの指摘があった。社会保障給付が国民経済等にもたらすプラスの面や、公的負担を抑えれば私的負担(見えない負担)が増えていくことなどについても、更に分析していくことが必要であろう。

なお、国民の意識をみると、社会施設の整備や社会保障の充実のために税金など国民の負担が増えることについて、「やむを得ない」など肯定的な見方をしている者は五・二%、「好ましくない」など否定的な者は四六・三%となっており、やや前者が多い(経済企画庁平成五年度国民生活意識調査)。

介護費用の財源調達の方法については、「介護保険」など介護について公的な保険方式を導入すべきであるとの意見もあり、今後の早急に検討すべき課題の一つであろう。いずれにしても、給付と負担の問題は、国民に正確な情報と選択肢を示し、幅広い議論を経ながら合意を得ていくべきものである。

二、前回中間報告で提言した事項について  
前回中間報告における提言は以下に掲げる十項目である。これらについては、社会全体で高齢社

会対策に取り組もうとしている中で、全般的には対策は進んでいるものと評価でき、新たな立法や予算措置等が講じられるものも多いが、なかなか進捗を見ないものもある。以下、提言の主な事項について、その後の具体的な施策の動向と残された課題について概観する。

#### 〈中間報告における提言〉

- ①「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の推進
  - ②「長寿社会対策十か年計画」の策定等
  - ③マンパワー確保
  - ④家族介護者への支援
  - ⑤福祉マインドの育成
  - ⑥高齢社会に対応した社会資本の整備促進
  - ⑦住宅困窮高齢者の居住の確保、公的ケア付き住宅の整備促進
  - ⑧高齢者の居住に適した住宅の普及促進、住宅改造の積極的支援
  - ⑨福祉のまちづくりの推進
  - ⑩分かりやすい用語と利用しやすい手続
- (一)「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の推進と「長寿社会対策十か年計画」の策定
- 「ゴールドプラン」は、平成六年度が計画の中間年に当たるが、「二十一世紀福祉ビジョン」は、地方自治体の老人保健福祉計画の策定や、ゴールドプラン策定後の施策である訪問看護や福祉用具などの新しい事業の展開を踏まえて、早急な見直しを求めている。

現時点におけるゴールドプランの推進状況は、ホームヘルパー、ショートステイの充実、特別養護老人ホームの整備などについては、おおむね順調であるが、在宅介護支援センターやケアハウスの整備などは進捗が遅れている。このうち目標達成が見込まれるものについては、現プランの目標水準の思い切った引き上げを行うとともに、遅れているものについてはその原因を明らかにし、一層のこ入れを図ることが必要である。

個別の項目についてみると、まずホームヘル

パーについては順調に進捗しつつあるが、目標値を大幅に上乗せしないと、在宅介護の充実にはつながらないのではないかと指摘とともに、処遇の大幅な改善、常勤職員であるヘルパーの増加、男性ヘルパーの参入促進、研修体制の充実強化、高齢者本人が選択できるヘルパー制度などを求める声も強い。次に、ショートステイについて利用期間の弾力化を図り、「三か月以内」に期限を延長したこと、デイサービスについて早朝・夕方の時間延長に対する加算を新設したことは、多様なサービスの提供の一環として評価できるが、今後利用回数の増や職員体制の充実とともに、デイサービスのについては既存施設の活用や設置要件の一層の緩和等による整備促進も求められる。

在宅介護支援センターについては、高齢者やその介護者への情報提供や総合的な援助を行う機関として期待されている。今回老人福祉法に明確に位置付けられることとされているが、整備は遅れているので重点的に取り組む必要がある。加えて、例えば小学校区ごとなどもっと身近なところ、高齢者福祉に関するあらゆる相談を持ち込めるような、高齢者にも分かりやすい窓口の設置を求める意見もあり、各種福祉サービスの手続を利用しやすく、簡素なものにしていくことも関連して、検討すべき課題である。

特別養護老人ホームについては、量的な整備は進みつつあるが、潜在的な需要を呼び起こすなど整備が追いつかず待機者が減らないことが指摘されており、前倒しで整備を進めていくことが求められる。整備の促進のため、特に都市部における定員規模の要件緩和や他施設との複合化の促進も必要である。さらに、生活する場としての快適な住環境の整備も求められ、一人当たりの床面積など設備基準の改善によるプライバシーへの配慮や、少なくとも将来個室に転用可能な構造にしておくことも必要である。

ケアハウスについては、生活援助サービスを受けつつ個室で、また夫婦で暮らせる施設として評

価できるが、整備は著しく遅れているため、今後一層促進していくことが求められる。また、身体機能が更に低下した場合においてもそのまま暮らし続けていけるような介護サービスの提供が望まれる。

高齢社会対策を総合的かつ効果的に進めるためには、前回中間報告において提言し、「福祉ビジョン」も指摘するように、医療、住宅等様々な関連施策の目標を含めた総合的な高齢社会対策の計画を策定することが必要である。こうした内容を持つ新ゴールドプランの策定に向け、さらに強力な取り組みが求められる。その際には、ゴールドプランの残りの五年間だけを考えるのではなく、二十年、三十年先の福祉の姿を念頭に置きつつ進める必要がある。

なお、地方自治体が策定した老人保健福祉計画については、それぞれの地域の実情を反映するものとして、国としても計画の実現に向けて、予算措置を含めて最大限の支援をすべきである。また、様々な公私のサービスの組み合わせや個々の高齢者へのコーディネートの仕事など、計画を実行に移す際のプロセス、仕組みについては、これから各自治体で取り組んでいくこととなる。地域にあった最善の介護システムの確立のため、支援していくことが必要である。

(二) マンパワーの確保、福祉マインドの育成  
保健医療・福祉分野におけるマンパワーは、介護施策の充実に伴って平成二年から平成十二年までの十年間で百万人の増員が必要とされているが、労働力人口の伸びが鈍化する中で、人材の確保は困難な状況にある。このため、介護関係職員の大幅な処遇の改善、人材養成体制の充実などが

急務となっている。マンパワーはすべての福祉施策の基本条件であるとの認識の下、一層の取組みが望まれる。

看護職員については、働き続けるための条件整備に努めるとともに、医療専門職としての地位の向上、大幅な処遇改善を図ることが必要である。また福祉専門職として重要な役割を担うことが期待される社会福祉士、介護福祉士については、一層の養成力の強化や研修体制の充実、福祉現場における位置付けの明確化などが課題である。なお医療の分野においても、病院と退院後の生活をスムーズに結びつける役割の重要性が認識されつつある。医療関係のソーシャルワーカーについて、その役割や資格の在り方などを検討すべきであろう。また、民間介護サービスにおける介護労働者についても、雇用管理の改善、能力開発等を積極的に進めていく必要がある。高齢者の医療や福祉に携わる職員は、人の命にかかわる仕事であるという重要性に鑑み、社会的地位の向上と一層の処遇改善が求められる。

地域の介護力向上に大きな役割を果たしているボランティア活動については、その位置付け、評価の在り方などについての様々な議論があるが、介護マンパワーの一翼を担うものとして、その振興のため、学校・家庭等におけるボランティア教育の推進やボランティア活動に参加しやすいような環境の整備を図っていく必要がある。なお、一部で導入されている時間貯蓄制度やボランティアの展開の一つとして注目に値しよう。

高齢社会についての認識をはぐくみ、世代間の相互扶助への理解を促すためには、青少年期から

の福祉教育や福祉の体験学習が重要な役割を果たす。そのため、まず学校教育の場で、地域の高齢者や高齢者福祉施設との日常的な交流の促進を図り、世代間の相互理解を進めることが必要である。学校施設と高齢者福祉施設等との複合化や児童・生徒の減少により増加している空き教室や給食設備の利用も検討すべきである。また、年金・福祉等の社会保障制度についての理解を深めるため、その制度の趣旨、将来的な展望などについて、これまで以上に積極的に広報活動を行うことが必要であり、分かりやすいパンフレットなどの作成、配布に努めるべきである。

#### (三) 家族介護者への支援

働きながら高齢者の介護を続けていくためには、介護休業制度の普及促進が求められる。介護休業制度を導入している事業所は平成五年五月現在、一六・三％となっているが、従業員五百人以上では五一・九％と、規模の大きい事業所ほど導入が進んでいる。国家公務員については、介護休業制度(三か月以内、無給)の導入を含む「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が国会において成立しており、民間企業も視野に入れた「介護休業法制定の機は熟している」と言えよう。早急な法制化を求めるとともに、その際には安心して介護に当たれるよう十分な休業期間の確保やその間の所得保障、時間単位で取得できる部分休業制度の導入についても検討すべきである。

在宅で高齢者を介護する家族に対する支援としては、ホームヘルプサービスなどの介護サービスは早急に充実させていくことが必要であるが、現実には家族介護者は稼働機会が制約され、また介護に伴う経済的な負担も大きい。介護している家

族に対してもヘルパーとして給与を支給する北欧の例も視察してきたが、家族の介護労働に対する正当な評価をした上で、在宅介護の負担を軽減するための方策が求められる。地方自治体においては、在宅の要介護高齢者やその家族に対して何らかの手当を支給するところが増加しており、例えば東京都においては月額二万七千円〜四万九千円(平成五年度)が「老人福祉手当」として高齢者本人に支給されている。こうした手当については自治体によって格差が大きく、また少額の手当では負担の軽減につながらず、かえって介護への心理的負担になるのではないかと指摘もある。今後こうした手当の在り方を含め、在宅の費用負担の軽減措置について幅広く検討していく必要がある。

#### (四) 高齢者用住宅の整備促進、住宅改造の支援等

高齢者の居住に適した住宅の整備については、平成三年度から公営、公団の新築住宅について段差など生活上の障害を除去した「バリアフリー」構造が標準仕様となっているが、民間住宅への普及は遅れている。住宅建築当初からバリアフリー構造、又は将来改造可能な構造にしておくことは、高齢者の在宅生活を可能にする点に、介護が必要となった場合にも介護者の負担を軽くすることとは明らかである。介護費用の軽減効果は、建設省・建設経済研究センターの試算(九三年五月)によると、高齢者住宅整備に伴う建築費用のアップ分を差し引いても、二〇二五年までに日本全体で十一兆五千億円に達するとされている。現在建設省は、民間住宅を含めた高齢化対応仕様の普及促進のための「住宅の設計指針」の策定を進めている

が、当面この指針の早期策定とその徹底を図るとともに、将来的にはすべての住宅について高齢者の居住に適した構造・機能となるよう、より積極的な施策が必要である。

住宅改造の支援については、住宅金融公庫融資における高齢者用設備設置のための住宅改良に係る割増貸付けの額が、平成六年度に五十万円から百万円に増額されるが、この融資制度の利用度は低いとされている。所得制限、上限なしに改造費用を助成する江戸川区の住宅改造助成制度など、地方自治体の先進的な例も参考にして、融資にとどまらず更に積極的な支援策を講じていくべきである。

#### (四) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者に配慮した福祉のまちづくりに関しては、本年一月の建築審議会の答申を受けて、今国会において「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が成立した。これは、病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物について、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等を高齢者、身体障害者が円滑に利用できるようにするための措置を、建築主に努力義務として課すもので、今までの自治体レベルでの取組みから、全国的、統一的な推進体制にレベルアップするという意味で評価できるものである。今後、既存建築物の改修についての適切な指導、誘導措置等一層の施策の充実が必要である。

福祉のまちづくりに関しては、建設省、厚生省、運輸省などにおいて新規事業により積極的な推進を図ることとしているが、高齢者、障害者のノーマライゼーションを保障していく視点から、

各省庁が十分連携を取りつつ、地方自治体等と一体となって、建物、道路、公園、交通機関、スポーツ施設など生活空間として、面的、総合的なまちづくりの整備に努めていくべきである。

公共交通の改善については、本年三月に「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」が策定された。これは、昭和五十八年のガイドラインを見直したもので、駅の改札口の幅を広げること、エスカレーターを車いす対応にすること、対象を鉄道駅だけでなくバス・空港・旅客船ターミナルなど公共交通全般に広げることなどを内容とするものである。また、

昨年八月には鉄道駅におけるエレベーターの整備指針の策定、エスカレーター、エレベーターの整備指針の改訂が行われた。こうしたエレベーター、エスカレーターの整備については、現在日本開発銀行による超低利融資制度があるが、平成六年度から一層の促進を図るため新たな補助金制度を設けることとしている。こうした一連の施策は、高齢者などの移動、社会参加を支援するものであり、評価できよう。今後は、特に駅などのエレベーターの設置や、自宅からターミナルに着くまでの移動手段の確保について重点的に取り組むことが望まれる。

(六) 分かりやすい用語と利用しやすい手続  
高齢者やその家族にとって、各種の福祉サービスの内容が分かりやすく、しかも煩雑な手続なしで臨機応変に提供されることが望ましい。「二十

一世紀福祉ビジョン」においても、「総合相談体制の確保等国民に身近で利用しやすい社会保障サービスの推進」に留意すべきとして、総合的相談窓口の設置、コーディネーターの確立、情報ネットワーク体制の整備、分かりやすい用語の使用など

を提言している。

あらゆる相談を受け的確に案内する窓口を小学校区など身近な地域に設置すること、サービスの重複を避けて個々の高齢者に最も適した介護サービスの組み合わせを調整すること、行政の縦割り体制を改善するとともに休日や夜間等におけるサービスの適切な提供など、高齢者や介護者、また福祉現場で働く自治体関係者や介護関係職員の声をできるだけ反映して、分かりやすく利用しやすい福祉サービスの提供に努めていくべきである。

#### Ⅱ 家族の変貌と高齢者福祉

我が国の家族、家庭を取り巻く状況は大きく変化した。戦後の産業化の進展、高度経済成長は、核家族化の進行と三世代家族の比率の減少をもたらした。加えて人口の急速な高齢化、出生率の低下に伴う少子化、価値観やライフスタイルの多様化などによって、家族の形態、役割、機能は大きく変わりつつある。こうした家族の変貌は、社会保障の在り方全般についても見直しを迫るものであるが、とりわけ家族の持つ養育機能や介護機能の変容に伴い、子供や高齢者を社会的に支えるため、福祉サービスを大幅に拡充していくことが求められている。家族の機能を補完し、強化するための適切な支援策を早急に進めていく必要がある。

#### 一、家族の変化と社会保障

(一) 家族を巡る環境の変化  
我が国の家族は、戦後の「家制度」解体とともに、三世代等の大家族から、夫婦を単位とする核家族中心へと大きく変化した。また、急激な経済発展に伴う農耕世帯の減少と雇用者世帯の増

加、都市への人口集中などの社会経済環境の変化は、家族の有り様にも大きな影響をもたらした。生産の単位としての家族の意味は薄れ、生活の場という意味合いが強くなり、夫が雇用労働者として外で働き、妻は家庭で家事・育児に従事するという、男女の性別役割分担が一般化した。

しかし、こうした分担によって、夫は「会社人間」化して豊かな家庭生活を享受できない、妻は家庭の責任を一身に負うため多様な生き方を選択できない、また子供にとっては父親の不在等により家庭における教育力が低下するなど、ゆがみも表面化してきた。経済が豊かになり、個人の生活や選択の重視、多様な価値観の尊重にウェイトが移っていくにつれて、男女がともに役割を分かち合う「男女共生」や、労働・雇用と家庭の新しい関係の構築が求められるに至った。現在、女子雇用者（非農林業）のうち有配偶者の比率はほぼ六割に達するとともに、専業主婦の比率は五割を割っており、女性の社会進出は一層進んでいる。こうした動きが家族を巡る環境変化の第一である。

次に、家族に新たな衝撃をもたらしているのが、高齢・少子社会の到来である。人口高齢化の原因は高齢者の増加（長寿化）と出生子供数の減少であるが、六十五歳以上の高齢者が全体の人口に占める比率は、平成五年十月現在で一三・五％と年々上昇の一途をたどっている一方で、〇～十四歳の年少人口は一六・七％と、近年の出生児数の著しい減少を反映して減少を続けている（総務庁「推計人口」。ちなみに十年前の昭和五十八年には、老年人口は九・八％、年少人口は二二・五％であった）。

もとより家族・家庭のとらえ方や、理想とする

家族像などは個々人によって異なっており、画一的に家族の在り方を示すことは適當ではないが、こうした家族を巡る様々な環境変化を踏まえつつ、高齢者の介護や子育ての支援など必要な施策を講じていくことが必要である。

なお本年は、国連の定める「国際家族年」である。国際家族年は、「家族から始まる小さなデモクラシー」をスローガンに、家族の多様性、個人の基本的人権を尊重しつつ、家族問題への関心の喚起、家族の福祉を支援・促進するための諸施策の実施等を目的としている。国際家族年に向けて政府は、関係十八省庁で構成される「関係省庁連絡会議」を設置し、少子化問題への対応、男女共同参画型社会の形成、家庭生活と職業生活の調和などを政策課題として、具体的施策を進めるとしているが、家族についての国民の多様な考え方を反映してか、施策の目的や方向性、その効果が必ずしも明確ではないとの指摘もある。国際家族年に当たって、施策を推進していく際に考慮すべき基本的な課題としては、家事・育児・介護についての公平な分担など夫婦の家庭内における平等の実現、子供を生み育てやすい環境の整備、高齢者や子供、女性の人権の尊重などの点が挙げられよう。

### (二) 家族形態・家族機能の変化

我が国の家族形態の変化としてまず挙げられるのは、平均世帯人員の一貫した減少である。昭和三十年における世帯人員は四・六八人であったが、平成五年には二・九六人と、三人を割り込んで年々減少している(以下、厚生省「国民生活基礎調査」)。

世帯構造別にみると、核家族世帯は二千四百八

十三万世帯(全世帯の五九・四%)、単独世帯九百三十二万世帯(同二二・三%)、三世帯世帯五百三十四万世帯(同二一・八%)となっており、単独世帯が三十年間でほぼ倍増しているほか、核家族世帯の中では夫婦のみ世帯の割合が増加傾向にある(七百三十九万世帯)。夫婦と未婚の子のみの核家族世帯や、三世帯世帯は、数としては横ばいしない微減であるが、全体に占める割合は低下する傾向にある。なお戦前の家制度の下では、直系家族による三世帯世帯が中心であったと考えがちであるが、家を継ぐ長男以外の子が独自に核家族をつくることも多く、当時においても核家族の比率は五〇%を超えていたとされている。

次の特徴は、急速な高齢化である。六十五歳以上の高齢者のいる世帯は平成五年現在千二百十八万世帯で、全世帯の二九・一%となっている(二十年前は六百八十万世帯、二一・〇%)が、このうち三世帯世帯は四百三十七万世帯(同三百七十二万世帯)、夫婦のみ世帯は二百八十四万世帯(同八十三万世帯)、単独世帯は百九十九万世帯(同五十七万世帯)となっている。三世帯世帯の割合の低下とともに、夫婦のみ世帯、単独世帯の割合の急激な上昇が特徴である。

高齢者の家族との同居の傾向をみると、六十五歳以上の者のうち子と同居している者が五六・四%、夫婦のみの者は二八・二%、独り暮らしは一・一%となっており、同居の割合が低下するとともに、夫婦のみや独り暮らしの割合が増加している。なお、同居率はこの十年で約一〇%低下しているが、子と別居している者のうち約六割は、別居の子が同一市区町村、近隣地域、同一家屋又は同一敷地に居住しており、同居率の著しい

低下ほどには、家族のネットワークは失われていないとも言える。

さらに、児童のいる世帯(十八歳未満の未婚の者が同居している世帯)は、千四百五十九万世帯、全世帯の三四・九%と、昭和五十年当時の千七百四十二万世帯、同五三・〇%と比較して大きく減少している。なお、児童のいる世帯における平均児童数は一・七八人で、大きな変化は見られないが、やや減少する傾向にある。

以上の調査によって、世帯人員の減少、世帯の高齢化、夫婦のみや独り暮らし世帯の急増など、家族形態の大きな変化が年々進んでいることが明らかにしたが、その背景には、人口高齢化と少子化の進行のほか、価値観の多様化、高齢者の自立志向など様々な要因が考えられる。では、このような家族形態の変化が、家族の機能にどのような影響を与えているのであろうか。

(三) 家族機能の変化と社会保障・高齢者福祉  
家族の持つ機能としては、従来生産の単位としての機能、日常生活の維持にかかわる機能・情緒的安定や人間形成にかかわる機能などが挙げられてきた。

このうち、近時の家族形態の変化に伴い指摘されているのは、家族の生活維持機能のうちの養育機能や介護機能の変容である。かつては直系家族の中で、子供を養育し病人や高齢者を扶養・介護してきたが、世帯の人数が減少し女性の社会進出も進んだ結果、こうした機能を社会保障がカバーすることとなった。ただし、かつての家族扶養についての実態把握とともに、家族が変化してきた原因やその影響について客観的に検証することが必要である。例えば、大正期における老親扶養期

間は五・〇年であったが、昭和六十年にはこれが十八・七年と大幅に伸びている(厚生白書)し、同居率と同居年数を掛けた「同居扶養力」は逆に高まっているとする指摘(湯沢参考人資料)。昭和十年は同居九〇%×八年間七二〇、平成二年は同居六〇%×二十二年間一二、三三〇)もある。さらに、かつては寝たきりの高齢者を長期間家族が介護するということはまれであり、もともと家族の介護力自体は極めて小さかったとする分析も示されている。

世帯・家族の縮小は、産業構造の変化や家族観の多様化等に対応して進行してきたもので、不可避的なものであること、女性の積極的な社会進出は、経済的な自立、生きがいの獲得、国民経済への貢献など評価すべき多くの点があることなどを考慮すると、こうした家族構造・機能の変化はこれからの進んでいくことが予想され、この変化に対応した社会保障、高齢者福祉の施策を推進していくことが必要である。

現在、社会保障における家族のとりえ方は、各制度で様々である。生活保護法は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」(第十条)として世帯単位原則を定める。また、社会福祉を利用する際の所得制限や費用徴収などにも広く扶養義務者の所得を含めている。国民健康保険法は、住民を被保険者とする個人単位の扱いであるが、世帯主からの保険料徴収(第七十六条)など世帯を単位として家族を把握する旨の規定がある。健康保険法は、扶養関係にある家族も一体として扱っている。年金保険は、昭和六十一年の年金改正以降、すべて個人単位となっているが、被扶養配偶者は、国民年金の第三号被

保険者となり、保険料を負担しなくてもよいことになっている。

社会保障制度審議会においては、昭和四十八年の意見書「社会保障制度における家族の取り扱いについて」の中で、「医療保険にしても年金保険にしてもいくつかの法制にわかれ、その沿革のちがいが家族の給付の取り扱いにも反映してバランスを欠いている。これは、国民のすべてを包括してその一人一人の生活をその生涯にわたり保障するという社会保障の目的に於いても解決を要する点」であると述べているが、各制度の家族のとりえ方にはまだかなりのバラツキがあり、整合性が取れていないことも指摘されている。

現在進行している世帯規模の縮小や単独世帯の増加は、家族単位、世帯単位よりも、個人単位でとらえる方向に社会保障制度を移行させていく誘因となる。また社会保障施策には、個人の尊重とともに多様な家族の多様なニーズを個々に把握し、支援していくことが求められており、社会保障における権利付与、費用徴収の単位も、今後個人に着目していく方向が適当と考えられる。税制、社会保障を通じた家族のとりえ方について、分かりやすく、整合性のあるものにしていくことが必要である。

なお、寿命の伸長とともに老後の期間は長くなっており、高齢期における家族変動の可能性も増している。例えば、近年長年連れ添ってきた夫婦の離婚が増加しており、全体の離婚傾向が微増である中で、二十年以上同居してきた夫婦の離婚は総離婚件数の一五・五％(平成四年)と、二十一年間で三倍の割合に増えている。高齢期における家族変動は、それまでの人生の長い年月を反映し

て、要介護となった場合の対応、財産の分与、年金の配分、遺産の相続など、複雑な問題を生じさせている。

## 二、少子社会における家族

### (一) 少子化の現状

出生率の低下は、長寿化とともに人口の高齢化をもたらす大きな要因である。平成五年における出生数は、百十八万五千一人(推計)と、前年より二万四千一人減となり、合計特殊出生率(女性が一生のうちに生む平均子供数)も平成四年の一・五〇を割り込むことが確実視されている。合計特殊出生率は、昭和五十年に二・〇を下回って以来低減傾向が続き、平成元年には、前年比マイナス〇・〇九と大きく落ち込み、「一・五七ショック」などと少子化への注目を集めたが、その後も回復は見られずここ毎年史上最低の値を更新している。

出生率の低下は、先進諸国にある程度普遍的に見られる傾向であるが、一・五〇という数字は、ドイツの一・四八(九〇年)とほぼ同じ、イタリアの一・二六(九一年)よりは高く、スウェーデンの二・一一(九一年)、アメリカの二・〇一(九一年)、イギリスの一・八五(九〇年)よりは低い値となっている(厚生省「人口動態統計」)。

少子化の要因としては様々なものが挙げられている。まず未婚率の上昇・晩婚化であるが、未婚率についてみると、二十五～二十九歳で男性六四・四％、女性四〇・二％、三十～三十四歳で男性三三・六％、女性二三・九％となっており、二十代後半の女性(二十一年間で約二・二倍)と三十代前半の男性(同二・八倍)の未婚率の増加が著しい(総務庁「国勢調査」平成二年)。また、平均初婚年

齢も、男性二十八・四歳、女性は二十六・〇歳と、徐々に上昇してきた(平成四年)。さらに生涯未婚率は、厚生省の将来推計人口(平成四年)の中位の仮定においては、四・二％から今後一一・〇％まで上昇するとされており、我が国の結婚慣行が徐々に変わりつつあることを示している。こうした晩婚化あるいは非婚化の背景には、女性の社会進出と経済力の向上、結婚・出産・育児と就業を両立させる条件の未整備、価値観の多様化と結婚観の変化などが挙げられよう、とりわけ女性にとつて、結婚は様々な選択肢の一つとなり、男性の意識や社会制度の変化がこれに対応できていないというのが実態と考えられる。

次に、平成四年の出生動向基本調査によると、夫婦にとつての「理想子供数」は二・六四人であるが、実際の「予定子供数」は二・一八人となり、両者には〇・四六人の開きがある。これは、第三子を持つことをためらう傾向によるものとされているが、理想の子供数を持つとしない理由としては「子育てにお金がかかる」(三〇・一％)、「教育にお金がかかる」(二八・三％)、「心理的・肉体的負担」(二〇・六％)、「家が狭い」(二二・四％)など、子供の養育にかかる費用や居住環境の遅れを挙げることが多い。一人の子供が成人するまでの子育てコストはおおよそ二千万円に上り、特に子供の大学進学時期には子育てコストは可処分所得の四五～七〇％を占めると試算される(平成五年版「厚生白書」)など、経済的な要因は大きい。このほか生活上の様々な楽しみの増大、多くの子の育児と仕事との両立の難しさ、受験競争など子供の将来への不安などが、実際に持つ子供の数を少なくしていると考えられる。

結婚するかしないか、子供を生むか生まないか、いつ何人生むかなどは個人の選択の領域に属する問題であり、直接政策的に介入すべきものではないが、結婚や出産をした場合にそれが不利にならないよう、養育費用の軽減や保育施設の充実など子供を生み育てやすい、また子供自身が健康に育つことができる環境を整備していくことは重要な課題である。

### (二) 少子社会の影響

子供の数が少ない社会となっていくことは、我が国の社会経済にも、また子供自身や親にも様々な影響を及ぼすと考えられる。

少子社会の影響、評価については、プラス・マイナス様々な意見がある。総人口の減少により社会にゆとりが生じ、育児環境や生活環境などの改善が期待される一方、若年労働力不足や貯蓄率の低下などによる経済成長への制約や、若者の減少による社会の活力の低下を懸念する声も強い。また、高齢人口比率の上昇によって現役世代の負担が増し、不公平感など世代間の摩擦を引き起こすことや、マンパワー等の不足によって、すべての高齢者に十分な介護が行き渡らなくなることも予想される。若年層にとつては一層の負担が求められることになるが、高齢者にとつては、その自助努力によって若年層の負担軽減を図るという視点も必要であろう。安定した社会保障のシステムづくりが求められる。

子供の発達環境にとつて少子社会はどのような影響を及ぼすであろうか。これまで少子社会、高齢社会における子供の取り上げ方は、将来の労働力、高齢者の扶養・介護の担い手などと「道具的」にとらえるものが多かった。子供が少なくなるこ

とは子供にとってどのような影響があり、子供の健全な成長のためにはどのような対策が必要であるのか、という観点から施策を見直して見る必要がある。子供が少なくなるということは、丁寧な子育てや競争の緩和などのプラスの側面はあるが、一方で、子供同士の教育力が低下し、人間関係・経験世界が貧しくなることにより、社会性が育ちにくくなったり、親の期待が大きく過度の干渉を招いたり、親との一対一の緊張関係の中で育てられる場合など、子供の成長にとって好ましくない事態が予想される。こうした点については、高齢者との交流や保育所の活用などによる地域社会による子育て支援や、男性の積極的な子育てへの参加を促すための意識改革や条件整備を推進していくことが必要である。

少子社会は、社会の成熟、価値観の多様化、選択の自由などを背景とした、先進諸国におけるある程度必然的・普遍的な方向性を示すものである。この方向がこれからも続くことを前提にして、年金・医療など社会保障の在り方の見直し、高齢者の介護システムの構築、子育てと子供の成長への支援策を進めていかなければならない。

### (三) 子育てと子供の成長への支援

女性の労働力人口比率は平成五年平均で五〇・三％(総務庁「労働力調査」)と、平成二年以降五割を超えて推移しており、今後も女性の社会進出は進んでいくものと考えられる。しかし、現状では仕事と家事・育児を両立していくことは大きな負担となっているため、男女の性別役割分担の見直しを進めるとともに、子育てへの社会的な支援を行っていくことが重要な課題である。

出産や育児のためにどのような制度・環境が必

要かについて、共働きの妻についてみると、「育児休業の充実」四六・七％、「出産費用の補助」三三・〇％、「労働時間の短縮」三一・九％、「保育園の充実」二七・五％、「育児手当の充実」二五・八％などの順となっている(平成四年度国民生活選好度調査)。

仕事と育児の両立のための大きな柱である「育児休業等に関する法律」については、施行後二年を経過し、平成七年四月一日からは今まで適用を猶予されていた三十人以下の事業所にも適用されることとなっているが、休業中の所得保障がなされていないことが取得の際のネックの一つであった。この点は、雇用保険に「育児休業給付制度」が創設されることとなり、また休業期間中の社会保険料(本人分)の免除が平成七年四月分から実施される予定であるなど一歩前進したが、今後一層取得しやすい実効ある制度とするよう努めていく必要がある。それとともに、労働時間の短縮をはじめとした労働条件の改善や、フレックスタイム制の導入等柔軟な勤務形態の普及に努め、男女が働きながら協力して子育てができるような環境の整備を、意識改革を含めて進めていかなければならない。

政府は、平成六年度における児童家庭対策を「エンゼルプラン・プレリード」と位置付け、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つための対策を総合的に推進することとし、また今後の取組みとして、子育てを社会的に支援していくための総合的な計画「エンゼルプラン」を策定するとしている。今年度においては、時間延長型保育サービスの実施などの保育対策の充実、病後児デイサービスのモデル事業の創設、健康保険による出産育児一

時金の創設などの施策が行われることとなっている。

このうち保育対策については、残業や遠距離通勤などの事情により、保育時間の延長への需要は高い。今回の延長保育サービスの充実はこれにこたえるものであるが、実施箇所は限られている。どこでも、必要な延長保育を受けられるよう拡充を図っていくことが求められる。加えて、乳児保育の充実や保育の配置基準の見直しを図っていく必要がある。また、小学校低学年の児童については、今年度放課後児童対策事業の実施箇所の拡大が図られることとなっているが、保育園と小学校との時間的な落差は大きい。今後学童保育を一層充実していくとともに、その法的な位置付けを明確にすることも必要である。

児童手当については、現在五千元(第一子及び第二子)～一万元(第三子以降)の手当が、三歳未満の子を対象に支給されているが、支給額・支給期間とも、欧州諸国と比較して大きな格差があり、現状では子育て支援策の内容をなしていないとする意見も強い(ドイツ、フランス、スウェーデンなどでは、原則十六歳未満が対象、所得制限はないか緩やか、額は一万元～二万円程度が多い)。今後、税制との検討を早急に始めつつ、手当の増額や支給期間の延長を図るとともに、所得制限の撤廃などを検討する必要がある。

なお、専業主婦の家庭においても、家事・育児を一手に引き受ける場合には子育ての負担は大きく、周囲に子供が少なかったり、育児経験の不足から子育てに困難を来すことも少なくない。また母親が病気になる場合の対応も困難である。こうした場合にも、きめ細かな育児指導や相談体制

の整備、短期間あるいは一時的な保育園の利用など地域における子育ての支援策を進めていくことが必要である。

子育ては、これまで核家族の中で妻の手によって支えられてきた。家族を巡る状況が大きく変わりつつある中で、夫婦とともに高齢者や子供を支えていけるよう社会経済のシステムを変革し、また企業や個人の意識を変えていくことが必要である。すべての人が、地域や家族との交流の中で充実した日常生活を送りながら子育てに喜びを見出し、子供がいそいそと育っていけるような環境の整備が求められる。

### 三、高齢者の介護と家族への支援

#### (一) 高齢者と家族を巡る状況

六十五歳以上の者のみで構成される世帯は、平成五年現在三百八十九万世帯とこの二十年間で三・九倍となり、高齢者の夫婦のみ世帯(百八十万世帯)や単独世帯(百九十九万世帯)が急増している(国民生活基礎調査)。高齢者の世帯の将来推計をみると、一九九〇年から二〇一〇年にかけて、高齢世帯(六十五歳以上の世帯主の世帯)は千四百七十九万世帯へと一・三倍になるが、このうち夫婦のみ世帯が五百三十万世帯(一九九〇年の二・五倍、高齢世帯の三六％)、単独世帯が四百六十三万世帯(同二・九倍、同三二％)と、両者で高齢世帯の三分の二を占めるものとされている(厚生省人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」)。このように、今後高齢者のみの世帯が一層増加していくと考えられるため、これを支えていくためのシステムづくりが急務である。

介護を要する高齢者の状況については、寝たきり老人の数が、平成二年で約七十万人、痴呆性老

人が同年で約百万人と推計されており、平成十二年にはこれがそれぞれ百万人、百五十万人に増加するとされる。また、これらの高齢者が介護を受けている場所は、寝たきり老人については施設が三分の二で在宅が三分の一、痴呆性老人については施設が四分の一、在宅が四分の三と推計されている(厚生省推計)。

平成四年の国民生活基礎調査によって寝たきり者の状況をみると、在宅の寝たきり者の数は、全く寝たきり十五万七千人、ほとんど寝たきり十八万一千人の合わせて三十三万八千人となっており、このうち六十五歳以上の寝たきり者は二十八万九千人、人口千対一八・一となっている。また、寝たきりの期間は、三年以上が最も多く四九・二%、次いで一年以上三年未満二四・七%と、七割以上が一年以上の寝たきりとなっている。

次に、老後の生活についての認識については、自分の高齢期の生活に対して不安を感じることがあるとする者が九割に達し、その不安の内容の主なもの「身体が虚弱になったり病気がちになること」、「寝たきりや痴呆性老人になり介護が必要になったときのこと」となっている(総理府「高齢期の生活イメージに関する世論調査」平成五年)。また、老後の暮らし方については、「子供と一緒に暮らす」とする者の割合(三六・九%)はほとんど変わっていないが、「別に暮らす」(二六・〇%)、「高齢者用施設にはいる」(一〇・三%)とする者が増え、若年層ほど別居志向が多くなる傾向がある。生活費については、「子供に面倒を見てもらう」とする者(七・六%)は減少を続け、「年金などに頼る」とする者(五九・一%)が増えている(平成五年度国民生活選好度調査)。

さらに、自分が介護されたい場所については、「家庭が三二・二%」、「病院・診療所」が二九・一%、「特別養護老人ホーム」八・九%などとなっているが、六十五歳以上の三世帯世帯の者をみると家庭介護を望む者が五二・〇%と半数を超える(厚生省平成二年保健福祉動向調査)。

(一) 高齢者介護の状況

自分に介護が必要となった場合、主として誰の役割に期待するかについては、配偶者四七・三%(男性六二・九%、女性三五・四%)、子供二九・一%(男性一九・四%、女性三六・四%)、国・地方公共団体のサービス一・三%(男性九・一%、女性一二・九%)の順になっている(総理府「長寿社会に関する世論調査平成三年」)。男女の期待度にはかなりの差があり、また公共福祉サービスに期待する者は少数にとどまっている。

実際に寝たきり者を介護している者についてみると、同居の者八五・六%、別居の者一四・四%、性別は男一六・〇%、女八四・〇%となっている(平成四年国民生活基礎調査)。また、在宅高齢者の介護に当たっている者の続柄を、介護を要する高齢者の性別にみると、配偶者四〇・八%(男性七二・六%、女性一六・三%)、息子の妻二八・四%(男性一一・四%、女性四〇・七%)、娘二二・八%(男性九・〇%、女性三一・六%)などとなっており(東京都「高齢者の生活実態」平成二年)、高齢者の性別により介護者の続柄の割合が大きく異なっていることが分かる。さらに介護者の性別では、介護を受ける高齢者が男性の場合は九四%、また高齢者が女性の場合は七二%と、圧倒的に女性が多数を占める。在宅における高齢者

の世話や介護は、依然として家族の中の女性によって担われていると言えよう。

さらに近年の特徴は、介護者自身の高齢化である。寝たきりの高齢者の同居の介護者のうち、六十五歳以上の者が三四・五%を占めており、七十歳以上の者の割合も二二・〇%となっている。このため介護者の肉体的・精神的な負担は極めて大きく、重介護は困難であるとともに、共倒れの危険さえある。

(二) 高齢者と家族への支援

高齢者の介護は施設から在宅重視へと移行しつつあるが、在宅で介護する場合高齢者の家族には大きな負担がかかる。家族の精神的、肉体的、経済的負担を軽減して、介護を続けられるような環境の整備が必要である。また、急増する独り暮らし高齢者の多くは介護する家族がおらず、夫婦世帯であっても介護者が高齢で負担を支え切れない場合や、共働き世帯で専ら介護に当たる者がいない場合などについて在宅介護を続けていくためには、社会的な介護サービスが中心の役割を果たすことになり、一層きめの細かな対応が求められる。

家族介護者に対する支援としては、まず公的な介護サービスの充実が基本である。「いつでもどこでも受けられる介護サービス」(二十一世紀福祉ビジョン)の実現を目指して、ゴールドプランの思い切った見直しなどサービス水準の大幅な引き上げを図るとともに、それぞれの高齢者や家族の態様に応じたサービスを提供できるよう、多様なサービスメニューを準備していく必要がある。なお民間の介護サービス業についても、その育成・活用を進めていくべきであろう。

次に、家族ができるだけ少ない負担で、介護をしやすくするような環境の整備である。介護のノウハウを紹介し効率的な介護を行うため、家族に対する介護技術の研修の機会を充実させるとともに、高齢者が生活しやすくまた介護者が介護しやすいバリアフリー構造の住宅の普及促進や住宅改修への支援、高齢者の自立を促進し介護者の負担を軽減する福祉用具の開発・普及などを積極的に推進していく必要がある。

また、要介護の高齢者やその家族は外部との接触が少なくなりがちで、精神的な負担感も大きい。このため、様々な公的サービスや施策について積極的な情報提供や働きかけを行い、高齢者や家族が気軽に相談することができるような機関を地域に密着した形で整備していく必要がある。

現在、ゴールドプランに基づき在宅介護支援センターの整備が進められているが、その進捗は、平成十一年度の目標一万か所に対して平成四年度実績七百九十一か所と遅れている。遅れの原因を早急に分析し、重点的に取り組んでいくことが求められる。政府は老人福祉法を改正し、市町村が福祉サービスに関する総合的情報提供を行うこととするともに、在宅介護支援センターについて法的な位置付けを明確にすることとしており、「高齢者や介護者に開かれた福祉サービス」の方向は徐々に進んでいると言えようが、分かりやすく、利用しやすい高齢者福祉サービスに対する国民の期待にこたえるため、一層きめの細かい対応が必要である。

さらに、高齢者の介護をしつつ、働き続けることができるよう、介護休業制度の普及促進が求められる。「介護休業法」の制定に向けて検討を急

ぎ、早急に結論を得るよう努力すべきである。なおその際には、休業期間や所得保障などに配慮し、取得しやすい制度とすることが望まれる。

在宅介護を続ける場合には、経済的な負担も大きい。日常生活費に加えて、介護用消耗品購入費、各種サービスの利用料、住宅の改造費用、福祉用具の購入などの負担は重く、家族が介護する場合にはその介護者の稼得機会の制約も考慮すると、施設における介護との費用負担の格差は相当大きいものと考えられる。在宅介護を推進するためには、家族による無償の労働を当てにするのではなく、その経済的負担を軽減していくことも重要である。このため、在宅介護における負担の実態、施設等との比較などについて調査するとともに、高齢者の態様や家族の介護労働について適正な評価を行い、在宅介護の経済的支援策を講じていなければならない。なお、地方自治体においては、在宅の要介護高齢者やその介護者に対して、何らかの手当を支給するものや、おむつなどの現物を支給するサービスも多くなってきた。介護サービスが行き渡るまでの手当等による支援は検討に値しよう。また、現物給付に関しては、対応が画一的であり多様なニーズにこたえられていないとの指摘もある。高齢者や介護者の声を反映させて、適切なサービスの提供を行っていく必要がある。

官 報 (号 外)

(四) 高齢者の介護システムの確立

要介護高齢者の急激な増加と介護期間の長期化、同居率の低下と世帯規模の縮小、共働き世帯の増加、扶養意識の変化などによって、家族の持つ介護機能は変容している。その一方で、在宅介護重視の方向が強まり、高齢者も住み慣れた地

域、家庭での介護を望む声強い。このため、高齢者介護の機能を外部からの社会的なサービスによって補完・代替していくことが不可欠となっている。

身体の状態、家族の状況、住宅事情など介護を要する個々の高齢者を巡る状況は一つとして同じものはない。これらの高齢者の状態を的確に把握し、福祉にとどまらず保健医療の分野のサービスも総合して、最も高齢者や介護者に適した形で組み立てて供給することが必要である。このため地域におけるコーディネーターの役割は重要であり、そのような人材の育成や現場への思い切った権限の移譲や分権化が求められる。

高齢者の選択を尊重し、高齢者が尊厳を持って安心して暮らしていけるような環境を整備するため、生活の基本である住宅や移動を容易にするま

III 福祉の視点から見た高齢者医療

「国民生活選好度調査(平成五年度)によれば、国や地方自治体の政策として一番力を入れているものとして、「医療と保健」を挙げる者が最も多く(回答者の約四割)になっている。誰もが高齢期を安心して過ごすことができ、明るく活気に満ちた高齢社会を築くためには、福祉分野とともに医療分野の施策の充実が欠かすことができない。

一、高齢者医療の課題

平成二年における寝たきり老人の数は約七十七万人であり、このうち四割強が医療関係施設で療養していると考えられている(長期入院患者二十五万

人、老人保健施設入所者五万人)。寝たきり老人数は平成十二年には百万人に上ると推計されているが、今後特に後期高齢者の増加に伴い介護を要する高齢者の増大は避けられない。

高齢者の健康状態については、「国民生活基礎調査(平成四年度)によれば、六十五歳以上の者で病気やけが等で自覚症状がある「有訴者の人口千人に対する比率(有訴者率)」は四六〇である。また同じく人口千人に対する通院者の比率(通院者率)は五七六・五であり、傷病別にみると「高血圧症が二一五・八と群を抜いて高く、次いで「腰痛症・肩こり」が一三二・八、「目の病気」が一〇三・八などとなっている。これらを全年齢階級の平均と比較してみると有訴者率、通院者率ともその率は倍前後となっており、高齢期における適切な医療サービスの提供は重要な課題である。

高齢者医療については、まず第一には、健康の保持や寝たきりの予防が不可欠である。そして仮に介護が必要になった場合でも、高齢者の多くが、住み慣れた地域で暮らし続けたいとしていること等から、地域医療・保健事業の充実が求められる。第二には、成人病など、長期間に及ぶ療養を必要とする患者の増大や、生活水準の向上に対応して、医療における患者の生活の質の向上を図ることが必要である。第三には、このような医療ニーズの多様化や高度化に的確に対応するため、医療関係者の役割の見直しや意識改革等を含む医学教育・看護教育の充実が求められている。

我が国の平成四年度における国民医療費は、二十三兆三千億円と見込まれ、このうち老人医療費の占める割合は約三割である。また平成三年度における社会保障給付費をみると、総額五十兆九百

二十二億円のうち医療分野は三八・六%を占めている。このうち老人保健給付費は六兆千九百七十六億円(医療分野の三一・一%)であり、昭和四十八年と比較して十四・五倍にもなっている。このような増加の背景には、本来福祉の領域で担うべきものについても医療給付で担っているという指摘もある。このため、今後医療分野で賄う部分の明確化を含めて、医療の給付と負担の在り方について国民の合意を得つつ検討を進めていかなければならない。

二、地域医療、保健事業の充実  
(一) 保健・医療・福祉の連携強化

人口の高齢化や疾病構造の変化に伴い、高齢期における国民のニーズは、保健・医療・福祉の三分野を通じた複合的なものになっている。このため高齢者のケアにかかわる医師、薬剤師、看護婦、ヘルパーなどが、各専門分野の機能を発揮するのみでは十分とは言えず、横の連携を強化して、総合的な支援を行うことが求められている。現在、都道府県等には高齢者サービス総合調整推進会議が、市町村には高齢者サービス調整チームが設置されているが、現状においては三分野の連携が十分に行われているとはいえない状況である(総務庁「高齢者対策に関する行政監察」平成三年)。

一人一人の高齢者にとって、保健・医療・福祉を最適に組み合わせたサービスを提供するためには、この三分野全体について調整できる人材の育成が最も大きな課題である。このため医師、薬剤師、保健婦、看護婦等については、自己の専門分野以外の知識を修得し、関係機関との調整能力を高めるなど、ケア・コーディネーターの役割を果

たすための教育・研修の充実が必要である。また、病院や施設から自宅に戻る際には、それまで受けていたケアとの継続性が重要であるが、これには、デンマークで行われているような、退院前に病院等の関係者と地域のケア担当者が本人や家族を交えて、退院後の療養環境についての、最適なメニューを検討するシステムの構築が必要である。そのためにはサービスを受ける高齢者の側に立って、関係者間の調整、経済的・心理的・社会的問題の解決、社会復帰の促進を図る人材の育成が必要である。現在、六千名を超える医療ソーシャルワーカーが保健所、病院等で活躍しているが、コーディネーターとしての機能を十分発揮するためには、その職務の位置付けを明確にする必要がある。これについては平成四年の医療法改正の際に、本院厚生委員会において、医療ソーシャルワーカー国家資格制度の創設についての附帯決議が行われており、早急な検討が求められている。

ために、地方自治体等が実施している、地域における各種の先駆的な取組みについては、事例紹介などの情報提供を行ったり、地域同士の交流の機会を設ける等、各地域の実情に応じた取組みを支援する体制の整備が必要である。

### (二) 在宅医療の充実

高齢者の多くは自分の住み慣れた家庭や地域で住み続けることを望んでいることから、今後の高齢社会においては、保健・医療についても福祉と同様、在宅生活を可能とするための施策を重点的に進める必要がある。現在、入院による医療的措置を必要とするほどではないが、退院しても適切な療養の場が無く、入院を余儀なくされている高齢者は少なくない。また、病院と在宅の中間施設である老人保健施設についても、入所期間が一年以上の者が三割近くを占め、また退所後の行き先が家庭である場合は半数程度にすぎない(平成四年度「老人保健施設実態調査」)。こうした人々が安心して退院・退所し、地域で暮らし続けるためには、在宅医療の充実が必要である。

地域の医療施設が当該高齢者の病歴を把握し、いつでも相談・治療を行い、急病時における往診等の即応機能や、適切な医療機関への紹介機能等を持つ「かかりつけ医」の果たす役割は大きい。平成六年度社会保険診療報酬の改定により、在宅患者に対する継続的な医学管理及び二十四時間対応が評価されるようになった。また高齢者の割合が多くなっている開業医がかかりつけ医機能を担うことから、グループによる二十四時間の診療体制に対する評価も行われている。かかりつけ医機能の充実には、若手医師の意識を地域医療重視に転換し、開業医の高齢化・後継者不足に対処できる

ような施策の充実が一層必要である。

在宅医療の推進のために平成四年から訪問看護ステーションの設置が進められており、平成六年三月末現在指定事業所は三百八十九か所となっているが、需要は高い。これをゴールドプランへ組み入れ、現在の目標である五千か所の整備を確実に進めるべきである。さらに増設を促進するためには、財政的な支援措置、看護婦等に対する在宅看護のための看護教育の充実や研修機会の増大が必要である。また、症状に応じて必要な時にはいつでも利用できるよう、利用回数制限の一層の緩和や、二十四時間体制の整備、土日祝日における訪問の拡充等多様なサービスの提供が望まれている。そのためにはシルバーサービス産業としての訪問看護も大きな役割を果たすと考えられるので、その育成のための施策も検討する必要がある。

また、施設において回復した身体的機能を退院・退所後においても維持するためには、在宅におけるリハビリテーションが欠かせない。理学療法士・作業療法士による訪問指導や、リフトなど福祉用具の設置に対する援助の拡充も必要である。なお、病状の迅速・的確な判断のためには、健康状況や病歴等について、情報を集積しておく必要がある。このため、医療ICカードの導入などデータベース化に向けた条件整備も求められる。

### (三) 地域保健の推進

高齢期においても健康を維持するためには、若い時からの健康への留意が不可欠である。このためライフサイクルを通じた包括的な健康づくりの推進、生活環境の一層の改善、寝たきり予防の推進等を旨とする地域保健対策の重要性が高まっている。

平成四年度から「保健事業第三次計画」が行われているが、健康教育の充実や健康診査の受診率の向上、また前回中間報告で指摘し、今年度から始まる骨そしょう症対策の一層の充実などが求められている。またブライバシーに配慮しつつ、地域における健康状態に関する情報を集積し、活用ができるようなシステムの構築も必要である。

保健所はこれまで結核・伝染病対策を中心に集団的・強制的な対応に重きを置いてきたが、今後は、急増する高齢者を含む地域住民の生活者としての立場を重視するなど、個々のニーズに的確に対応していくことが求められる。また福祉分野においては、地方への権限移譲が行われているが、保健・福祉が連携していくためには、保健分野においても、住民の生活に密着した問題については、市町村等が自主的・主体的に取り組める体制づくりが必要である。なお国会においては、地域保健対策の推進に関して基本となる事項を定めるとともに、住民に身近で頻度の高い保健サービスの実施主体を市町村に一元化すること等を内容とする「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案」が提出されているが、市町村への権限の移譲に当たっては、マンパワーの養成確保とともに、サービスが円滑に提供されない地域が生じないよう、財政的な支援等を図っていく必要がある。

また地域保健に果たす保健婦の役割はますます大きくなるため、まず保健婦のいない市町村(平成四年末で八十三団体)を解消するとともに、配置されていても大都市では一人の保健婦が一万人以上を受け持つことが少なくないため、人口に応じた配置数の増員が図られなくてはならない。さ

らに、業務量等を勘案した配置のガイドライン策定など保健婦活動の指標の作成、保健婦とりわけ広域的・専門的な事項を扱う都道府県保健所の保健婦について、資質の向上のための研修の充実などに努める必要がある。

### 三、高齢者医療における生活の質の向上

#### (一) 高齢者の療養環境の改善

国民の生活水準の向上等により、医療環境に関する患者のニーズは多様化、高度化してきている。特に療養期間が長期に及ぶ高齢者にとって、療養環境の改善は生活の質の向上と密接に結びつく重要な問題である。平成四年の医療法の改正による、長期入院患者の生活面にも配慮した療養型病床群の制度化、平成五年度補正予算からの医療施設近代化施設整備事業の実施及び六年度の診療報酬改定における、入院環境を総合的に評価する入院環境料の新設等により、入院環境の整備が図られてきているが、まだ不十分な環境の中で毎日を過ごしている高齢者は多い。今後一層病室の面積の拡大や個室化など療養上必要な施設・設備の改善を行うなど、医療機関における医療環境の改善を図っていく必要がある。このほか、待ち時間の短縮や時間外診療の拡充等といった患者のニーズへの対応も求められている。

高齢者の入院に関しては、退院後の療養条件が整わないために入院を余儀なくされている「社会的入院」が大きな問題となっている。この実態についての正確な統計はないが、老人の入院患者六十九万人のうち六か月以上の長期入院患者である三十万人のうちの一定の部分は、社会的入院をしている高齢者の数と考えられる。このため、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設の整備を早急に進める必要があるが、老人の収容比率が著しく高い、いわゆる老人病院(全病院の一五・三%)の中には、療養環境の劣悪なものも存在すると言われている。特に「重点指導対象病院」は看護婦等の員数が著しく不足している病院であり、早急な改善が必要である。老人保健施設や特別養護老人ホームに関しては、平成五年度より一定の評価基準に従って施設サービスについての調査、評価及びアドバイスを第三者が行う「サービス評価事業」が行われているが、今後老人病院についても、医療サービスについての調査・評価・公表を行うことが療養環境の向上のために有効であろう。

#### (二) 痴呆性老人の処遇

平成二年における痴呆性老人の数は約百万人(高齢者人口に占める比率は六・七%)、平成十二年にはその一・五倍の百五十万人(同七%)に上ると予測されており、痴呆性老人の処遇は高齢社会における最も大きな問題の一つである。

平成二年においては、痴呆性老人のうち四人に三人が在宅で療養していると推計されており、介護者は、精神的・肉体的・経済的に大きな負担を抱えている。特に痴呆性老人を介護している家族のうち八割前後が「問題行動」への介護が困難であるとしている。問題行動に振り回されることにより、その対応が不適切なものとなり、それがほけの状態を悪くし、さらにその症状の悪化に悩まされる等悪循環を繰り返す例も少なくない。このような状況の中で、相談体制の整備、訪問看護の拡充、ショートステイやデイサービスでの受入れの拡充、特定疾患への認定等様々な支援策が求められている。

また、家族で支え切れないほど症状が進んだ場合に、受け入れる施設が確保されるよう、痴呆疾患の専門病棟や、痴呆を受け入れる特別養護老人ホームの計画的整備が求められる。スウェーデンで行われているようなグループホーム(ケアスタッフが常駐する小規模ケア付き住宅)や、近年我が国において民間で運営されてきている託老所(日中又は短期間老人を預かる小規模施設)などについても、今後痴呆性老人受入れ施設として整備・支援を進めていく必要がある。

また初老期痴呆患者についても、年齢にかかわらず痴呆性老人と同様の処遇をすることが必要である。なお、老人保健福祉計画の作成に当たって、介護に必要な痴呆性老人の数を、現実より低く計上しているのではないかと指摘もあるもので、実態を十分反映したものとするべきである。

痴呆に関しては発症予防対策や早期発見・早期対応が重要であるため、まず家族や医師、保健婦が痴呆症に対する認識を深める必要がある。また、医療機関の情報ネットワークの整備や福祉関係者との連携、痴呆のメカニズムや治療・ケアの在り方に関する調査・研究の一層の推進が求められる。さらに痴呆性老人の権利擁護に関する検討が必要である。

なお、痴呆症対策を推進していくに当たっては、社会における痴呆に関する偏見を払しょくすることが基本であり、痴呆症に関する知識の普及啓発・理解の促進が求められる。

#### (三) リハビリテーションの充実

リハビリテーションとは機能回復訓練を意味するが、その本来の意義は「権利・名誉・資格の回復」と考えられる。ケアが必要な者の生活の質の向上には、日常生活における自立のレベルを向上

させることが不可欠であるため、リハビリテーションの果たす役割は大きい。

しかし現状では、リハビリテーション部門を備えていると考えられる理学療法科を診療科目として標榜している一般病院は少数にすぎない。このため、例えば脳卒中の患者は発病後一〜二か月してからリハビリテーションを行っている病院に転院して受けることとなる場合が多い。しかしリハビリテーション開始時に「全介助」レベルにあった者の最終自立度は、早期に始めた場合の方がよく、特に年齢が高いほど開始時期による自立度の差が大きい。欧米においては早期離床、早期歩行が一般的となっているが、我が国ではとすると療養期間中における不必要な安静や長期臥床をしがちである。このためリハビリテーションの普及・推進には、まず「早期」に行うことの重要性に関する意識の啓発が必要である。

またリハビリテーションを行う施設を拡充するためには、専門の医師、理学療法士、作業療法士などの人材の育成促進や、診療報酬の一層の充実等が必要である。

現在市町村においては、老人保健法に基づいて、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために「機能訓練事業」を行っており、平成三年度においては七二%の市町村が実施している(平成四年度「健康マップ」)。しかし前出の行政監察によれば、実施回数が基準(週二回で期間六か月)に満たない場合が九割にもなっている。高齢者が在宅生活を続けながら、リハビリテーションを受けられるよう、地域でのリハビリテーションを推進する機能訓練事業の活性化が望まれる。

(四) 高齢者の選択の尊重

国民の医療に対するニーズの多様化・高度化や患者の権利意識の高まりに伴って、検査や治療の必要性、内容等について医療従事者が十分な説明を行い、患者の理解と同意の下に医療を行うという「インフォームド・コンセント」の確立が求められている。そのためには、まず医療関係者と患者は対等であるというように意識を改革することが不可欠である。また、医療情報を整備し提供することにより、与えられた情報を患者が比較検討し、納得のいく選択ができるようにすることが必要である。さらに、高齢者が療養場所を主体的に決めることができるための前提として、病院でも施設でも在宅でも、必要なサービスが同じように提供されるような条件の整備が求められる。

人生最後のときを自宅で迎えたいという願望は強いものと思われるが、厚生省の「平成四年人口動態統計」によれば、七十歳以上の者の死亡場所は自宅が二五・〇％に過ぎず、六九・四％が病院となっている。また同じく厚生省の「末期医療に関する国民の意識調査」(平成五年)によれば、末期状態や脳死のような場合には、自らの意思で延命措置を拒否する「尊厳死」を望む人が八割に上ることが明らかとなった。終末期をどこでいかに迎えるか等、人生最後の選択が尊重されるための環境整備を図らなくてはならない。

また日本人の死因別死亡者数をみるとがんがトップで、二十三万七千人(平成五年)と、四人に一人ががんで死亡している。末期がん患者等のためには緩和ケア病棟(ホスピス)として認定されている病院が全国で十二か所(二百五十三床)ある(平成六年四月現在)が、患者の全人格に配慮した

ケアを実現し、自己の人生を全うするための選択肢を広げる意味で、緩和ケア病棟の整備が求められている。そのための環境づくりとして、診療報酬上の一層の配慮や財政的支援、ホスピスに関する医療関係者及び患者の意識啓発が必要である。本年度から、在宅の末期がん患者に対する診療が評価されるようになったが、最後まで在宅療養を希望する者には、在宅ホスピスを可能とするための様々な面からの条件整備が必要である。

(一) 高齢社会に対応した医学教育

様々な医療環境の変化に対応するため、医学教育や医師の意識にも改革が迫られている。高齢者は多様な症状を複合的に持っている上、医療のみでなく、福祉やさらには生活環境全体を踏まえた患者の全人格に配慮した対応が必要であるため、「老人専門医」の育成が期待されている。しかし、平成四年度現在、老年医学に関する科目名で授業を実施しているのは、医学部を持つ七十九大学中十九大学と、四校に一校にすぎない。最も早くから老年医学教育を実施してきたイギリスでは、八割以上の医学部に老年医学講座が置かれており、また老年医学を必修科目としている。我が国においても、高齢化の進展に適切に対応するため、医学部における老年医学に関する科目及び介護実習を必修にすべきである。

また、高齢化の進展に伴い、プライマリケア(予防医学)の果たす役割が大きくなっていくため、地域医療の重要性に対する認識を深めることが望まれる。また高齢者ケアには保健・医療・福祉の連携した対応が求められているため、各職種が尊重し合って患者に最適なケアを提供してい

なくてはならない。特に、高齢社会の進展により介護・看護の重要性が増大する中で、看護婦が生きがいを持って専門性を発揮できる体制を構築するには、病院等における看護業務及び看護部門の位置付けを明確にすることが必要である。そのため医学教育においても、医師が看護部門の重要性についての認識を深めるよう、実習等を通じて意識啓発をしていくことも必要である。さらに、変化していく医療を取り巻く環境に的確に対応するため、就業後における様々な研修・教育の機会充実も必要である。

(二) 高齢社会に対応した看護教育

看護職員の果たす役割は、高齢化の進展、医学・医療の高度化・専門化、訪問看護など働く場の拡大等を背景として、今後とも増大していくと考えられる。看護職員の養成状況についてみると、平成五年四月現在看護婦課程は、三年課程が五百二十八校(一学年定員約二万七千人)、二年課程が四百三十二校(同約一万九千人)、准看護婦課程は六百三十三校(同約三万二千人)となっている。また、四年制の看護系の大学は、平成六年度において二十一校(同約二千人)、大学院は修士課程が七校(同百十一人)、博士課程が三校(同二十二人)である。今後、看護教育の全般的な充実が求められるが、特に看護職員の教育課程については、医療技術の進展、保健医療福祉ニーズの変化に伴う看護の理論や技術の進展等に応じて、絶えず見直しを行っていく必要がある。また、質の高い看護職員の育成には、教育環境の整備と質の高い教育者の確保とが必要である。このため看護系大学や看護系大学院の整備充実、国や地方公共団体等による看護教員養成研修の充実などに努めることが必要である。

要である。

さらに、看護職員には、新しい医療技術や課題への対応とともに、広範な基礎的知識の修得、専門性の向上、患者の心理の理解など幅広い識見が求められている。このため、生涯にわたる研修システムを構築していかなくてはならない。看護大学卒業生や各種研修修了者に対しては、処遇向上を検討する必要がある。

これらの施策を講じていくことにより、看護業務が一層魅力あるものとなり、現在不足している看護マンパワーの増大につなげていくことが期待される。

IV 高齢者の福祉と生活保障

多年にわたって社会に貢献してきた高齢者には、安定した生活が保障されるべきであり、その基礎となるのは所得の保障である。

高齢期の所得の保障は、公的年金によるものが基本であるが、同時に、就労を希望する者については、就労による収入の道が確保され奨励されるべきである。また、就労の場を確保することは、健康の保持や「生きがい」の上からも重要である。

一、高齢者の生活と就業状況

(一) 高齢者の経済生活の現状  
平成四年における一世帯当たりの平均所得金額をみると、高齢者世帯(六十五歳以上の男性及び六十歳以上の女性のみ、又は十八歳未満の未婚の子が加わった世帯)は三百七十七万四千円であり、全世帯平均の六百四十七万八千円の四九％となっている。しかし、世帯人員一人当たりの平均所得金額をみると高齢者世帯が百九十九万四千円、全世帯が二百七万四千円とはほぼ同額である(厚生省「国民生活基礎調査」平成五年)。

次に、消費支出について現役世代と高齢世代を比較すると、平均消費支出額は、世帯主が六十歳未満の世帯で三十五万六千三百九十一円、世帯主が六十歳以上の高齢勤労者世帯で三十一万六千四百十円、同無職者世帯で二十四万五千五百五十九円となっている。しかし、世帯人員一人当たりでは、それぞれ九万四千五百三十三円、十一万八千五百五十九円、十万六千四百九十九円となり、高齢者世帯の方が多くなっている。これを費目別にみると、高齢者世帯では、世帯主が六十歳未満の世帯に比べて教育費の占める割合が大幅に減り、逆に交際費の割合が一・七倍程度に増えている(総務庁「家計調査」平成五年)。

資産については、預貯金、株式などの金融資産額を平均貯蓄現在高で見ると、全世帯の千二百三十六万四円に比べ、世帯主が六十歳以上の勤労者世帯で二千四百八十万円、同無職者世帯で千九百三十七万円となっており、それぞれ二・〇倍、一・六倍となっている(総務庁「貯蓄動向調査」平成五年)。住宅・宅地資産額は、高齢者夫婦世帯一世帯当たりの全国平均は六千八百八十九万円であり、全世帯の平均四千五百二十二万の一・七倍となっている。また、年間所得二百万円未満の高齢者夫婦世帯(有業者なし)でも三大都市圏で六千二百二十八万円となっている(総務庁「全国消費実態調査」平成元年)。

高齢者は、所得、消費支出、資産のいずれにおいても、平均値でみる限り比較的恵まれているが、経済的に厳しい状況にある者も少なくない。高齢者世帯の所得金額を階級別にみると、「百万円以上百五十万円未満」が一六・七％で最も多く、また、高齢者世帯の約三分の一(三三・六％)が

「百五十万円未満」と低い所得金額に片寄った分布となっている。貯蓄についても、全く保有しない世帯の割合が、高齢者世帯で一四・八％と全世帯の一・三％よりも高くなっている(平成五年「国民生活基礎調査」)。また、生活保護の実態をみると、平成四年度の生活保護人員八十八万八千のうち、六十歳以上の者は三十五万人で四〇・三％を占めている。近年他の年齢層の保護人員数が大幅に減少している中で、高齢者の保護人員数は、ほぼ横ばいで推移している(厚生省「被保護者全国一斉調査」)。

#### (二) 高齢者の雇用状況

高齢者の雇用情勢には厳しいものがある。定年制の現状をみると、定年制を定めている企業のうち六十歳以上の定年制を定める企業は八四・一％、今後六十歳以上とすることを決定又は予定している企業を含めると九四・六％となっている。しかし、六十一歳以上の定年制を定めている企業は、七・〇％にすぎず、継続雇用等によって希望者全員が六十五歳まで働き続けられる企業は二〇・七％にとどまっている(労働省「雇用管理調査」平成六年)。また、有効求人倍率(平成六年四月)も全年齢計の〇・六八倍に比べ、五十五歳以上で〇・一四倍、さらに六十〜六十四歳では〇・〇九倍と低い水準になっており、いったん離職すると再就職は困難な状況にある。

高齢者の労働者割合を企業規模別にみると、全常用労働者に占める六十歳以上の者の割合は企業規模が大きいほど低い。また、企業が五十五歳以上の者の雇用を拡大する考えがあるかどうか、その予定の有無をみると、「増やす予定とするもの」が一九・二％、「増やさない」が二三・九％、「未

定」が五六・八％となっており、見通しは必ずしも明るくない。また、「増やさない」とした企業についてその理由をみると「高齢者に適した仕事がないから」が四四・四％、「若年・中年層の採用で人手は充足できるから」が三一・二％、「高齢労働者が体力、健康面で無理が利かないから」が二五・八％となっている(複数回答)(労働省「高年齢者就業実態調査」平成四年)。

一方、全勤労者の就業意欲をみると、六十五歳くらいまで働きたいとする者は、七十歳くらいあるいは働けるかぎりずっと働くことを希望する者を含め、五七・一％となっている(総務庁「勤労意識に関する世論調査」平成四年)。高齢期の就業理由の第一は経済的理由であり、六十〜六十四歳の男性就業者についてみると、その割合は七七・九％となっている。経済的理由以外では、健康上の理由が九・三％、生計がい・社会参加が五・九％となっている(平成四年「高年齢者就業実態調査」)。また、高齢期の不就業者が希望する就業形態をみると、六十〜六十四歳の男性では短時間勤務希望者が三八・四％と最も多く、以下、普通勤務希望者が二四・四％、任意就業希望者が一五・九％となっており、短時間勤務と任意就業を希望する者が半数を超えている(平成四年「高年齢者就業実態調査」)。

#### 二、公的年金等による所得保障

##### (一) 公的年金制度

平均寿命の伸長によって、老後の生活期間は長期化している。このため、稼得機会を失った後の生活をどのように維持していくかは、切実な問題である。老後生活の基盤となる公的年金制度の意義と役割は大きく、その信頼性と長期的な安定性

を確保することが今後一層重要である。公的年金制度を大別すると、自営業者や農業従事者等を対象にする国民年金制度、サラリーマンを対象にする厚生年金制度、公務員等を対象にする共済年金制度の三制度である。

平成四年度末における制度別の状況をみると、それぞれ加入者数は三千六十二万人、三千二百四十九万人、五百八十三万人に、受給権者数は二百七十六万人(基礎年金三百九十二万人、旧法八百八十四万人)、千八百八十八万人、三百二十二万人となっている。また、平均年金額(月額)は平成三年度末において、それぞれ三万五千円、十五万円、十九万七千円となっている。

年金の給付水準は、一般的に欧米諸国に比してそれほど低いと言われている。確かに厚生年金あるいは共済年金の給付水準は、平均額で同水準かややそれを上回る水準にある。

しかしながら、国民年金(基礎年金)は、経過的年金や減額年金を含んでいること等の要因もあるが、実際の年金額は低い水準にとどまっている。また、厚生年金等においても、女性の平均標準報酬月額が男性のそれに比して六割程度になっていることから、女性の年金の平均額は男性の六割水準か、それを下回るものと言われている。

公的年金制度については、今国会に年金の支給開始年齢の引上げを主な内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」などが提出されている。具体的には、厚生年金の支給開始年齢を平成十三年度から段階的に引き上げ、平成二十五年度から六十五歳支給とすること、六十歳代前半期は、雇用と年金で生活を支えるものと位置付け、「別個の給付」として報酬比例部分に当たる部分年

金を支給しようとするものである。また、給付額改定方式として賃金ネットスライド制の採用、育児休業期間中の本人保険料の免除や高齢者雇用を促進するための在職高齢年金の給付内容の変更、年金給付と雇用保険法に基づく失業給付の併給調整等の措置も含まれている。

公的年金制度は、制度の長期的安定、給付と負担の公平性の確保を図っていくことが基本的に重要であるが、同時にすべての国民の基礎的ニーズを確保するものとの考え方を基本に制度の充実を図っていくべきである。こうした観点から、以下の三点について今後検討を進めていくことが必要であろう。

第一に、国民年金制度については、多数の保険料滞納者、免除者及び未加入者を抱えているという「空洞化」が深刻な問題となっている。滞納者と免除者を合わせると約四分の一となり、このほか未加入者が一割程度あるとも言われている。このままこうした状況を放置すれば、制度の信頼性を損なうばかりでなく、将来多くの無年金者を生む結果になりかねない。この「空洞化」は、社会保険としての年金制度に対する理解不足と関心の無さによるものとの指摘もなされている。このため、公的年金の意義・役割についての周知徹底を図るほか、保険料の納付を容易にするための環境整備について必要な対策を講じるべきである。例えば、年金番号の一元化を進め、公的年金制度間や市区町村との情報交換を一層円滑にするなど、社会保険行政の改善を検討すべきである。

第二に、保険料負担の在り方についてである。今後高齢社会の進展に伴い公的年金の保険料は徐々に引き上げられる見込みとなっている。厚生

省の試算によると、国民年金の保険料は平成五年度の月額一万五百円から平成二十七年には二万七千七百円(平成六年度価格)に、厚生年金の保険料率は現行の一四・五%から平成三十七年度には二九・六%に達するとされている。特に国民年金制度については、このまま保険料負担が増えていくと、未加入者や保険料滞納者の増大を招くおそれもあり、公的年金制度に対する信頼が失われることも懸念される。このため、現在基礎年金額の三分の一となっている国庫負担の在り方を含め、保険料負担の軽減について検討することが必要である。

第三に、保険料負担の公平性の確保についてである。専業主婦は、国民年金制度の第三号被保険者とされており、保険料徴収は行われていない。このため共働き世帯や単身世帯などと比較して、費用負担面での不公平が生じているとの指摘もある。女性の経済的自立、社会進出への影響の観点も含め、税制や健康保険制度上での扱いと併せて検討していくことが必要であろう。

また、平成五年のパートタイム労働者(平均週間就業時間三十四時間以下)は、雇用者総数の一八・二%、九百二十九万人であり、その七割は女性である(総務庁「労働力調査」)。しかし、その多くは厚生年金の加入対象となっていない。こうしたパートタイム労働者についても、専業主婦と同様に検討していくことが必要であろう。

(二) 企業年金・個人年金等の育成・普及  
企業年金・個人年金等は、公的年金を補完する役割を担うものである。

企業年金は、民間のサラリーマンを対象とするものであり、大別して厚生年金基金と適格年金の

二つがある。平成四年度末の加入者数をみると、厚生年金基金が千五百七十七万人、適格年金が千四十万人となっている。企業年金の普及率は、大企業で八〇%を超えているが中小企業ではその半分と言われており、中小企業に対する普及促進を図ることが重要である。

また、自営業者に対しては、民間サラリーマンとの公平を図るため、平成元年の国民年金法改正において国民年金基金制度が創設されている。この制度は発足して間がなく、平成四年度末で三%程度の普及率となっているが、今後一層の加入促進を図るため、積極的な周知・広報活動を行うことが課題である。

一方、個人が私的に契約する個人年金には、貯蓄型と保険型があり、保険型には確定年金、有期年金、終身年金など様々なタイプの商品がある。これらの商品については、その内容や用語に理解しにくい面があることから、分かりやすい商品づくりや勧誘に当たっての十分な説明が必要である。

### (三) 資産の活用

高齢者の持ち家は多く、また所有する住宅、宅地など居住用資産の価値は一般的に高い。このため、居住用資産を活用することによって生活資金を得ることができれば、所得が低い場合でも住み慣れた家に住み続けながら不足する生活費を補うことが可能になる。また、通常の生活費には不足が生じていない場合でも、生活に余裕を持たせることができる。

現在、地方自治体等において居住用資産の活用による「福祉資金貸付事業」などが行われているが、融資期間が有期であり、また、相当高額の資産を保有する者でなければ利用できない。

高齢期を安心して送るための一つの選択肢として住宅・宅地の資産が活用できるよう、その普及促進を図っていく必要がある。

### 三、高齢者雇用の促進、生きがいの創造

高齢者の雇用については、本人の希望や選択に応じた就業を可能にすることが基本的に重要である。高齢期の長期化に伴い、多くの高齢者が就労期間の延長を求めている。六十歳定年制はほぼ定着したが、少なくとも六十五歳までの雇用を確保することが今後一層求められる。

#### (一) 定年延長・継続雇用等の促進

① 定年延長・継続雇用  
雇用については、今後公的年金の支給開始年齢との接続を確保することが強く求められよう。

高齢者の雇用については、まず六十歳代前半を現役として働き続けられるようにすることが重要である。その際、それまでの職業生活で培ってきた知識や技能・経験を生かすには、できるだけ同一の企業において働き続けられることが望ましい。こうしたことから、まず定年延長・継続雇用を促進することが必要である。

六十五歳までの雇用を確保するために、現在、定年到達者の再雇用について努力義務が課されているほか、継続雇用制度導入奨励金などの助成措置が行われている。

国会において、六十五歳に達するまでの継続雇用制度の導入促進等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しており、また、高齢者雇用継続給付の創設等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が提案されている。

定年延長・継続雇用を促進するには、在職者の職業能力開発、健康管理の充実や企業における業務体制の見直しが課題である。

個人の自己啓発については、四十歳以上の在職労働者を対象として助成を行う中高年齢労働者等受講奨励金制度があるが、受講者は平成四年度で約六千人であり、今後更に制度の普及・拡充を図っていく必要がある。企業における計画的な教育訓練の実施、有給教育訓練休暇制度の整備、健康管理を促進するため、国としても一層の支援を行っていく必要がある。さらに、企業において従来の業務体制を見直し、高齢者の活躍の場を広げることが期待される。

②再就職援助の促進等

定年等によって離職する者のうち、引き続き働くことを希望する者については、その知識や技能、経験を活用した再就職を早急に実現することが重要である。このため公共職業安定所や高齢者キャリアセンターなど職業紹介機関が設置されているが、これらの各機関が相互の連携を強化し、雇用に関する情報の一元化や積極的な求人開拓計画への取組みを行うなど、再就職に関する相談・援助体制を充実していくことが必要である。また、離職者に対する職業訓練機会の提供も重要である。さらに、定年等による退職後、個人又はグループで事業を起こす例がみられるが、こうした事業を起こしやすい環境の整備に努めていくことも必要である。

③高齢者に適した職場づくり

高齢者の身体機能は、加齢に伴い徐々に低下していく。このため、高齢者の身体機能に配慮した労働条件の整備が求められるほか、できるだけ長

く働き続けられるよう高齢者に適した職場づくりを進めることが重要である。このため、企業においては、高齢者に適した仕事の開発、設備機械の速度の調節、文書の活字サイズの大形化、照明と温度の管理、職場内の段差の解消、使いやすいワンプロやコンピュータの導入など、安全性の確保や作業負担の軽減を図っていくことが必要である。国としてもこうした機器等の研究・開発の促進、施設設備の改善の支援を行っていく必要がある。

(一) 多様な就業機会の確保

高齢期の就労の特徴は、現役から引退へのならかな移行である。六十歳を過ぎると普通勤務から短時間勤務、任意就業などを希望する者が増え、就業理由も「健康の維持」、「生きがい」の割合が高まってくる。こうした高齢者の就業ニーズにこたえていくためには、多様な就業機会の確保を図ることが必要である。

地域における高齢者の臨時的・短期的な就業機会を確保する機関として、シルバー人材センター等がある。同センターは、各市町村に設置される会員制の団体であり、その数は年々増加しているが、平成五年度で六百六十団体にとどまっている。同センターが高齢者の能力を活用する上で十分機能し得るよう、その増設を図るとともに、受注する仕事に事務系職種を増やすなど会員のニーズにこたえることが重要である。

(二) 生きがいづくりと社会参加支援

高齢者各人が、その長い高齢期を豊かに暮らすためには、健康づくりと同時に、生きがいを持って過ごすことのできる社会を実現することが重要である。高齢者は、就労からの引退等による社会

的役割の低下や子供の独立や配偶者との死別などによって、孤独や無為になったり、生きがいを喪失しがちである。また、肉体的な衰えにより、外出の機会が制限され、社会とのつながりも少なくなりがちになる。とりわけ視覚障害を持つ高齢者の外出は制約されがちであるため、盲導犬の育成も必要である。

高齢期においても、地域社会とのつながりを持ち、生きがいのある生活を送るには、退職前から個々人が高齢期に備えた生活設計を確立することが重要であり、その一環として地域の社会的活動などに参加することも必要である。企業においてもボランティア休暇・休職制度の創設やボランティア活動に関する情報の提供等によって、従業員が自主的に地域ボランティア活動等に参加できるよう環境整備を図っていく必要がある。

また、引退後はこうした経験やそれまでの生活で得た知識などを生かして、地域社会等において何らかの「役割」を担っていくことが必要である。地域社会においては、高齢者の持つ生活文化や生活経験を若い世代に伝えるという面での役割が再認識されており、職業生活等によって得た豊富な知識、多彩な経験を生かすため、地域における様々な活動の場を設けていくことが必要である。高齢者の社会参加を促進するための施策には、社会奉仕活動等への助成事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業などがあり、高齢者の社会参加活動は、近年徐々に活発になっていく。六十歳以上の高齢者のうち、グループ・団体等の自主的な活動に参加している割合は四二・三％となっており、六年前に比べて六ポイント増えている(総務庁「高齢者の地域社会への参加に関する調査」平成

五年)。また、高齢者のボランティア活動参加への希望をみると、六十歳代が七二・八％、七十歳以上が六二・三％と高い割合となっている(平成五年度「国民生活意識調査」)。

高齢者のボランティア活動など、地域における社会参加活動を支援するためには、一緒に活動できる仲間や参加を呼びかける世話役などを求める声強いことから、指導者の養成、研修や講座の開催、地域のボランティアセンターの充実などを進める必要がある。さらに、様々な高齢者のグループによる独り暮らしや寝たきりの高齢者等への援助活動に対する支援を進めることも重要である。

なお、高齢者が社会参加活動を行う場所を確保するため、企業による施設の提供などの支援が期待される。

四、経済生活の安全確保

(一) 高齢期の消費者被害の防止

高齢期の消費者被害について国民生活センター及び全国の消費生活センターへの相談件数をみると、平成四年度で総件数約十九万五千五百件(一・三％)が六十歳以上の者が当事者となった相談である。こうした被害の背景には、健康に不安を持つことが多い後期高齢者の増加が挙げられており、家庭医療用具や健康食品など健康関連商品での被害の割合が高くなっている。また、訪問販売による被害の割合が他の年齢層に比べて高いことや資産を運用する際に、金融商品の内容を理解できないままリスクの高い商品を購入させられるといった被害が多いことも、その特徴である。

高齢期の消費者被害を未然に防止するためには

は、高齢者を対象とする消費者教育を一層充実していく必要がある。そのため老人大学等の生涯学習の場を通じて啓蒙を図ることも必要であらう。

また、地域の福祉サービスにおいても消費生活相談に応じるなど消費者行政と福祉行政の連携を図っていくことも重要である。

シルバーサービスの中で有料老人ホームは高額の商品であり、被害が起きた場合の影響が大きいことから、入居者の保護を図ることが重要である。

有料老人ホームは、民間企業などが主体となつて経営するものである。平成四年七月現在、その数は二百四十四、入居定員は二万四千二百七十六人となっている。有料老人ホームの契約形態には利用権方式と分譲方式があるが、大半は利用権方式で終身利用型となっている。

有料老人ホームの契約に関しては、入居金の性格、入居後の生活関連サービスの質、「終身介護」の範囲等を巡つてのトラブルがあり、また、トラブルがあつても住みづらくなることを恐れて表面化しないケースも多いと言われる。

有料老人ホームに対する規制は、平成三年に施行された改正老人福祉法により、設置の際の事前届出制、運営についての改善命令、有料老人ホーム設置運営指導指針の改正など、この強化が図られている。しかし、同指針の定める介護に関する有料老人ホームの類型表示が分かりにくいことや、契約締結前に入居希望者に交付されるはずの

重要事項説明書が交付されないこと、あるいは交付されても理解しづらい内容であることなどの問題が指摘されている。

被害の未然防止を図るためには、まず契約に関しては、介護サービスなどについて分かりやすい内容の表示を徹底させることが求められる。そのため有料老人ホームの類型表示の見直しなどきめ細かな施策を進めていく必要がある。また、運営に問題がある有料老人ホームについては、積極的な改善措置を行うことも検討する必要がある。さらに、万一ホームが倒産した場合に備えて、入居者の保護を図る体制を整備していくことも必要であらう。

なお、いわゆる「分譲型介護付きマンション」については、現在規制がなされていないが、介護の質を巡つてトラブルが生じることも考えられることから、トラブル防止のための対策を講じていくことも必要である。

#### (二) 高齢者の財産・権利の保護

高齢者が安定した生活を継続していくためには、加齢による心身機能の低下に応じて、その財産・権利を保護していくシステムを整備することが重要である。

現在、一部の地方自治体等において、高齢者の財産管理を支援するため、財産の保管や預貯金手続の代行などのサービスが実施されている。独り暮らしの高齢者が急増していることもあり、公的機関や信頼できる第三者に対して、相談や財産管

理を委託することができるようなシステムを普及・促進していく必要がある。

また、痴呆症などによって精神的機能が低下した高齢者の財産・権利を保護する制度としては、禁治産及び準禁治産制度がある。しかし、本人の行為能力が一律に制限されることや禁治産者の宣告を受けるとその旨が戸籍に記載されることが問題として指摘されており、被保護者の能力の程度に応じて柔軟に対応できる制度の検討が求められる。近年、欧米諸国においては、画一的な保護から、本人の意向を反映した多様な保護へと制度が変わりつつあるが、我が国においても、このような新たな制度について、積極的に検討を進めていくことが必要であらう。

#### V 提言

本調査会は、今期の調査項目を『本格的高齢社会への対応』とし、初年度の中間報告においては、高齢者福祉政策の基本的方向について検討を加え、高齢者介護と生活環境の問題を中心に十項目の提言を行った。二年度目に当たる本年度においては、こうした成果を基礎としつつ高齢者福祉の問題について更に多面的に分析するため、「高齢者福祉の視点からの施策の検証」をテーマとし、前回中間報告における提言を中心にフォーアップを行うほか、「家族の変貌」、「高齢者医療」、「高齢者の生活保障」の三つの関連分野について、施策の現状とその課題を検証してきた。

以下、前回提言の中で一層の対応が必要と考えられる事項や、本年度検討した三分野について早速に取組みが必要と考えられる事項について提言を行う。政府並びに関係各方面におかれては、この実現に努められるよう要請するものである。

一、新たな高齢者福祉総合推進計画の策定

介護需要の急増に対応しつつ在宅介護を推進していくためには、現在の「高齢者保健福祉推進十年戦略(ゴールドプラン)」の目標水準では不十分である。ホームヘルパー、特別養護老人ホームの整備などについては現ゴールドプランの目標値の大幅な上乗せを図るとともに、整備が遅れている在宅介護支援センターやケアハウスについては一層のてこ入れを図る必要がある。このため、ゴールドプランの抜本的な見直しを内容とする「新ゴールドプラン」の策定を急ぐべきである。なおその際には医療、住宅、年金・雇用等を含めた総合的な計画とすることが必要である。

また、高齢社会における施策の総合的推進を図るための基本的な法律の制定についても、幅広く検討を進めるべきである。

二、マンパワーの確保、福祉マインドの育成

マンパワーの確保は、高齢社会を支えていくための基本である。保健医療・福祉関係職員の社会的地位の向上、勤務条件や賃金等の労働条件の改善、人材養成の促進などを引き続き強力に推進していくべきである。また福祉分野のボランティア活動についても、参加しやすい環境の整備を図っていく必要がある。さらに、社会保障や高齢者福

社についての理解を促進するため、青少年期からの福祉教育の推進に努めるとともに、福祉の体験学習や地域における高齢者とのふれあいなどの機会を積極的に拡充していくべきである。

三、高齢者向け住宅の整備促進、福祉のまちづくりの推進

二十一世紀の超高齢社会へ向け、生活関連社会資本を早急に整備していくことが重要である。公共投資の配分の見直し等によって福祉関連分野の重点的な整備に努めるべきである。また、生活の基本的な条件である住宅については、高齢者が入居しやすく、住みやすい、介護が必要になった場合でも暮らし続けられるような住まいを保障していく必要がある。このため、公的賃貸住宅の供給、公的なケア付き住宅の整備、バリアフリー構造による住宅建築の徹底、住宅改造の支援などの施策を積極的に促進していくべきである。

高齢者や障害者の社会参加のために不可欠な福祉のまちづくりについては、生活空間として面的な整備を進め、高齢者や障害者にとって快適かつ安全な移動手段を確保するなど、より一層の取組みが求められる。特に、自宅からターミナルまでの移動手段の確保、鉄道駅におけるエレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や歩道の段差の解消の促進などについて、積極的な施策を講じていくべきである。

四、国際家族年への適切な取組み  
本年は国連が定める「国際家族年」である。国際

家族年に当たっての我が国の基本的な課題としては、家庭内の夫婦の平等、子供を生み育てやすい環境の整備、高齢者や子供、女性の人権の尊重などが挙げられる。こうした課題に適切に対応するための施策を講じていくべきである。

五、社会保障における家族のとりえ方の整合性の確保

我が国の社会保障における家族のとりえ方は、社会福祉、医療保険、年金保険それぞれの制度において、世帯単位、個人単位など様々である。今後、世帯規模の縮小や単独世帯の増加が進んでいく中で、個人の尊重とともに、多様な家族の多様なニーズに対応した社会福祉施策が求められることから、権利の付与や費用徴収の単位を、個人中心に移行していく方向が適当である。社会保障における家族のとりえ方について、分かりやすく整合性のあるものとするよう検討するべきである。

六、子育てと子供の成長への支援

子供を生み育てやすい、また子供が健やかに育つことができるような環境の整備に努める必要がある。夫婦が協力して子育てができるための支援策として、男女の性別役割分担を見直していくとともに、育児休業を取得しやすくなるための環境の一層の整備、労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及、乳児保育・延長保育の一層の充実や学童保育の制度化、児童手当の抜本的な改善、教育費の負担軽減、高齢者との交流や保育園の活用など地域社会による子育て支援等の施策を推進してい

くべきである。

七、高齢者と家族への支援

在宅で高齢者を介護している家族の肉体的、精神的、経済的な負担は大きい。また独り暮らしや共働き世帯等では、社会的な介護サービスが中心とならざるをえない。このため、公的な介護サービスの早急な拡充に努めるとともに、福祉サービスについての相談・情報提供窓口の一元化、利用しやすい手続きによる迅速なサービスの提供、所得保障を含む介護休業制度の早急な法制化、在宅介護の経済的負担の軽減など切実な要求について、その実現のための施策を強力に推進すべきである。

八、個々の高齢者のニーズに対応した介護システムの構築

高齢者が地域で安心して暮らし続けていくためには、それぞれの高齢者の態様を的確に把握して、保健・医療・福祉の各サービスを有機的に結びつけ、その高齢者や介護者に最も適した介護システムを構築していく必要がある。このため、関係職種間の連携強化や、全体について調整できる人材の育成が求められる。こうした役割を担うための教育・研修の充実を図るとともに、総合的な調整を行う医療ソーシャルワーカーの位置付けの明確化について検討すべきである。

また在宅で高齢者を適切にケアしていくためには、介護サービスの充実とともに、在宅医療サービスの提供が欠かせない。そのため、訪問看護

サービスの一層の拡充や在宅リハビリテーションの充実を努めるべきである。

九、高齢者医療における生活の質の向上と高齢者の選択の尊重

療養期間が長期化しがちな高齢者にとって、療養環境の改善は、生活の質の向上にも結びつく重要な課題である。このため、病室の面積拡大や個室化を促進するとともに、待ち時間の短縮を図るなど医療環境の改善を進めていくべきである。特に「老人病院」については、医療サービスについての調査・評価等を行い、療養環境の向上を図るべきである。また、機能回復による日常生活の質の向上のため、早期におけるリハビリテーションを一層進めていくべきである。

また、高齢者が主体的に治療方法や療養場所を決定できるよう「インフォームドコンセント」の確立に努めるとともに、終末期を自らの選択によって尊厳を持って過ごすことができるよう、在宅を含めたホスピスの拡充を図るべきである。

十、痴呆性老人に対する処遇の総合的推進

今後、後期高齢者の増加に伴い、痴呆性老人の数も増大していくと考えられる。現在、痴呆性老人の多くは在宅で療養しているが、介護者の負担は極めて大きい。このため、痴呆性老人受入れ施設の拡充、相談体制の整備、痴呆のメカニズムやケアの在り方についての調査研究、社会における偏見の払しょく等、総合的な痴呆症対策を強力に推進するべきである。

十一、高齢社会に対応した医学教育の推進

高齢化の進展に伴い、在宅医療・地域医療の推進、医療と保健・福祉分野の連携強化、介護・看護の役割の重視が求められており、これらに的確に対応できる医学教育を推進していかなくてはならない。このため、高齢者の多様な症状や生活全体について総合的に対応できる老人専門医の育成、医学部における老年医学に関する科目及び介護実習の必修化、病院における看護業務及び看護部門の位置付けの明確化、就業後における研修・教育の機会の充実等の施策を推進していくべきである。

十二、国民年金制度の「空洞化」問題への対応

強制加入を基本とする国民年金制度において、多数の未加入者や保険料滞納者が存在するという「空洞化」が深刻な問題となっている。このような事態を看過すれば制度の信頼性を損なうばかりでなく、将来多数の無年金者が生じる結果を招きかねない。このため、制度の意義と役割について周知徹底を図るなど、未加入者や保険料滞納者を解消するための対策を強力に推進すべきである。また、年金番号の一元化を積極的に推進すべきである。

十三、六十歳代前半の雇用確保等

六十五歳まで働き続けられる企業は二割程度にとどまっているのが現状であり、六十歳代前半の雇用を確保することは喫緊の課題である。定年延長・継続雇用を促進するための施策を強力に推進すべきである。

また、高齢者ができるだけ長く働き続けるた

め、身体機能に配慮した働きやすい労働条件や職場環境を整備していくべきである。

十四、有料老人ホーム被害の未然防止

有料老人ホーム契約では、入居金の性格、入居後の生活サービスの質、「終身介護」の範囲などを巡ってトラブルがある。被害を未然に防止するため、有料老人ホームの類型表示の見直しなどにより、介護サービス等について分かりやすい表示の徹底を図るとともに、運営に問題がある有料老人ホームへの積極的な改善措置を講じていくべきである。

参 考

目 次

一、図 表

第一図 老年人口・高齢化率の推移

第二図 二十一世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて—

第三図 二十一世紀福祉ビジョンが想定しているイメージ

第一表 部門別社会保障給付費の年次推移

第二表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率の国際比較

第三表 高齢者保健福祉推進十か年戦略の進捗状況

第四表 介護休業制度の普及率

第五表 高齢者・障害者等のための公共交通機関施設整備等の状況

第六表 年齢三区分別人口の割合及び指数

第七表 世帯構造別にみた六十五歳以上の者のいる世帯数の年次推移

第四図 六十五歳以上の者のいる世帯と六十五歳以上の者のみの世帯の指数の年次推移

第五図 性・年齢階級別にみた六十五歳以上のひとり暮らしの数の推移

第六図 合計特殊出生率と合計結婚出生率

第七図 年齢・男女別十五歳以上人口の未婚率の推移

第八図 育児休業制度を望む共働き夫婦子育てを巡る制度・政策

第九表 寝たきり等の程度別にみた年齢階級・性別要介護者数

第一〇表 寝たきり者の年齢階級別にみた主な介護者の続柄・性別の構成割合

第九図 老後の生活

第一〇図 介護を要する老人の性別にみた主な介護者の続柄

第一一表 寝たきり老人数の見通し(概数)

第二二表 高齢者の年齢階級別有配偶率、寝たきり・痴呆等の状況

第二三表 老人医療費と国民医療費の推移

第二四表 老人保健施設退所者の入退所の経路

第二五表 老人訪問看護制度

第二六表 老人訪問看護制度における事業所の状況

第二七表 老人病院制度の概要

第二八表 痴呆性老人数等の見通し(在宅、概数)

第一四図 施設処遇されている痴呆性老人推計数

第一六表 死亡の場所別死亡者数・構成割合の年次推移

第一七表 世帯類型別消費支出の構成比

第一八表 所得金額階級別にみた高齢者世帯の相対度数分布

第一九表 六十五歳までの雇用確保の制度を有する企業の割合

第二〇表 高齢者の就業意欲(何歳くらいまで働きたいか)

第二一表 企業規模、産業、年齢別常用労働者の割合

第二二表 企業規模、産業、今後二年くらいの間五十五歳以上の常用労働者の雇用を増やさない理由別事業所の割合

第二三表 不就業者の希望する就業形態の割合(男子)

第二四表 老後の所得保障概念図

第二五表 公的年金加入者数の年次推移

第二六表 受給権者数の年次推移

第二七表 年金額の推移

第二八表 国民年金の保険料の将来見通し

第二九表 厚生年金の保険料率の将来見通し(平成六年財政再計算結果)

第三〇表 公的年金制度の周知度

第三一表 シルバーサービスの現状(介護サービス関連)

第三二表 国の有料老人ホーム類型

第三三表 調査会委員名簿

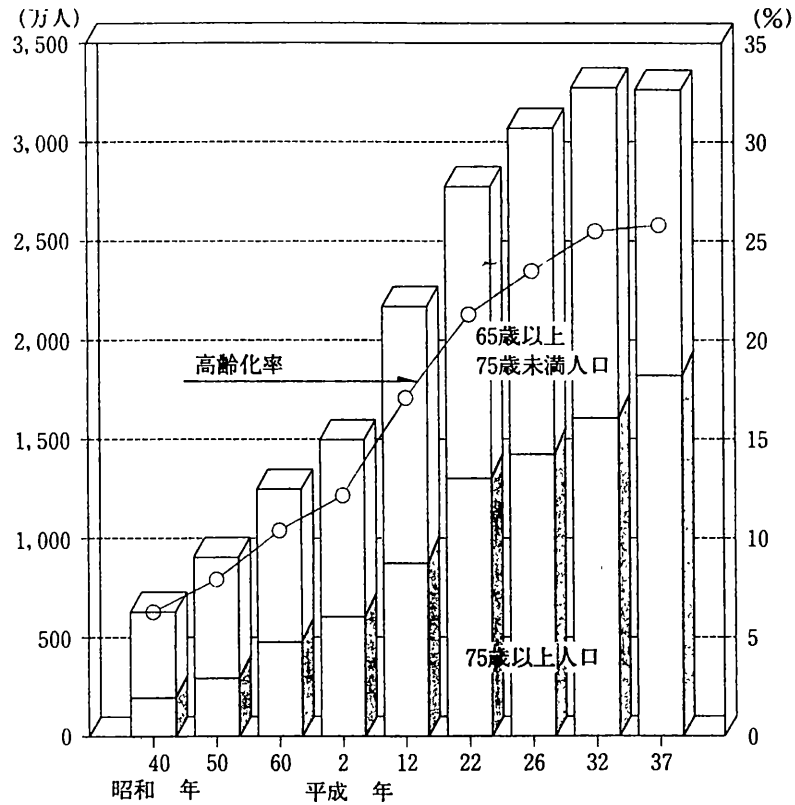
第三四表 調査会の活動状況

第三五表 海外派遣議員の報告

(参考) 海外派遣議員の報告

一、図 表

第 1 図 老年人口・高齢化率の推移



(注) 高齢化率とは、65歳以上人口が総人口に占める比率のことを指す。

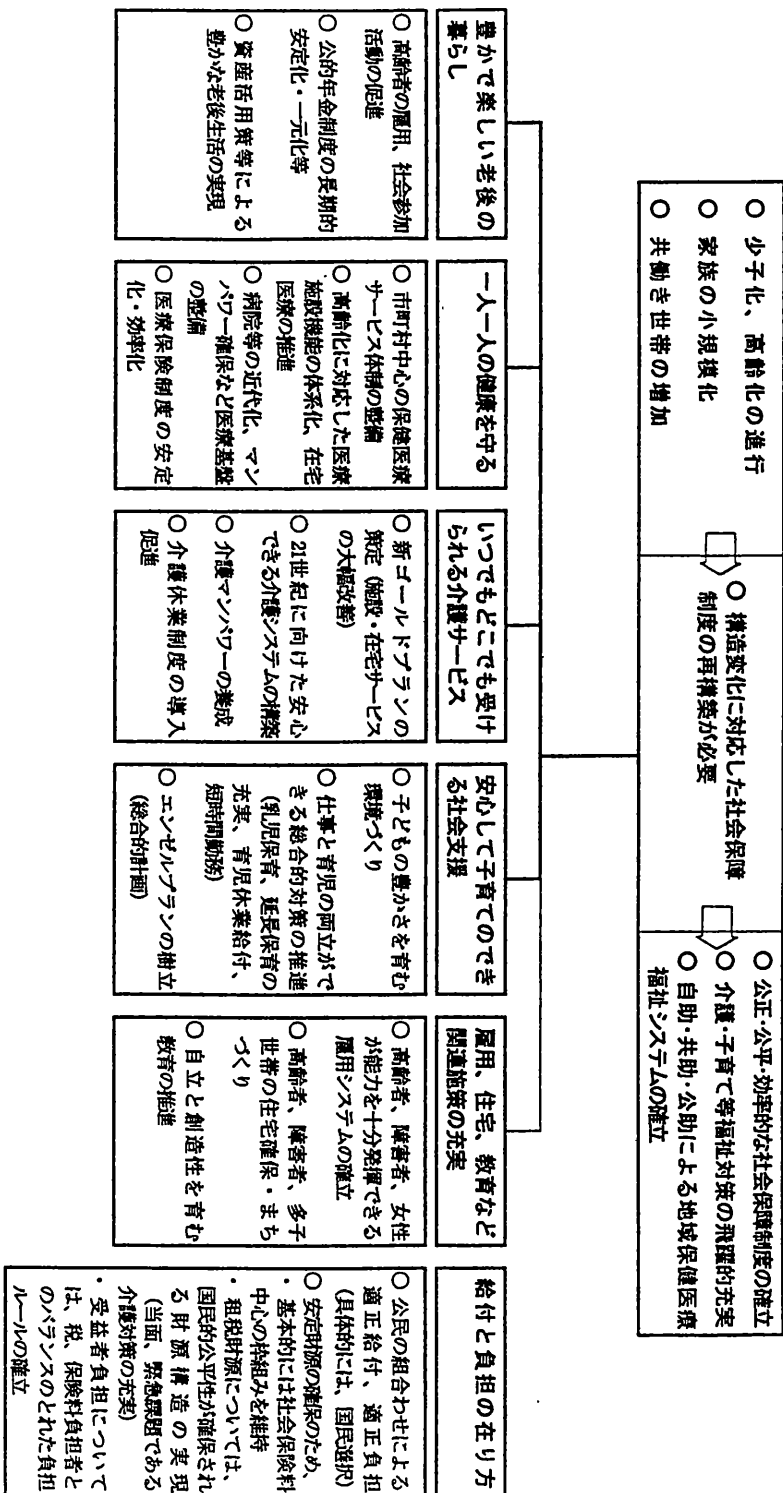
資料：平成2年までは総務庁「国勢調査」

平成12年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月中位推計）」

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第2図 21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて—

国民誰もが安心してできる活力ある福祉社会の建設



（出所）厚生省資料

第 3 図 2 1 世紀福祉ビジョンが想定しているイメージ

1 ヶ月の在宅福祉サービスのイメージ

( 3 週 )

| (月)         | (火)        | (水)         | (木)        | (金)         | (土)        | (日)        |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
|             | ホームヘルプサービス | ホームヘルプサービス  | ホームヘルプサービス | ホームヘルプサービス  | ホームヘルプサービス | ホームヘルプサービス |
| デ イ サ ー ビ ス | 訪問看護サービス   | デ イ サ ー ビ ス |            | デ イ サ ー ビ ス | 訪問看護サービス   |            |

(その他の1週)

| (月)         | (火)        | (水)         | (木)        | (金)     | (土)     | (日)     |
|-------------|------------|-------------|------------|---------|---------|---------|
| ホームヘルプサービス  | ホームヘルプサービス | ホームヘルプサービス  | ホームヘルプサービス |         |         |         |
| デ イ サ ー ビ ス | 訪問看護サービス   | デ イ サ ー ビ ス | ショートステイ    | ショートステイ | ショートステイ | ショートステイ |

介護サービスのイメージ

|                     | 現 在      | ビ ジ ョ ン |
|---------------------|----------|---------|
| 【在宅サービス】            |          |         |
| ホームヘルプサービス          | 1~2回/週   | → 6回/週  |
| デイサービス              | 1回/週     | → 3回/週  |
| ショートステイ             | 4回/年     | → 6回/年  |
| 老人訪問看護サービス          | 1回/週     | → 2回/週  |
| 【施設サービス】            |          |         |
| 特別養護老人ホーム<br>老人保健施設 | 待機者等 数万人 | → 解 消   |

(注) 在宅サービスのイメージは、寝たきり老人に関するもの

子 育 て 支 援 対 策 の イ メ ー ジ

現 行                      ビジョン

○ 0歳児保育

実施か所数      7,000か所

○ 延長保育

実施か所数      1,300か所

○ 放課後児童クラブ

実施か所数      3,900ヶ所

希望すればいつでも利用可能に

(出所) 厚生省資料

第1表 部門別社会保障給付費の年次推移

| 年 次    | 社 会 保 障 給 付 費 (億円) |                   |         |                   |         |                   |        |                   |
|--------|--------------------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|--------|-------------------|
|        | 総 数                | 対国民<br>所得比<br>(%) | 医 療     | 対国民<br>所得比<br>(%) | 年 金     | 対国民<br>所得比<br>(%) | その他    | 対国民<br>所得比<br>(%) |
| 昭和40年度 | 16,037             | 6.0               | 9,137   | 3.4               | 3,508   | 1.3               | 3,392  | 1.3               |
| 45     | 35,239             | 5.8               | 20,758  | 3.4               | 8,548   | 1.4               | 5,933  | 1.0               |
| 50     | 116,726            | 9.4               | 56,881  | 4.6               | 38,865  | 3.1               | 20,981 | 1.7               |
| 51     | 144,828            | 10.3              | 67,862  | 4.8               | 53,344  | 3.8               | 23,621 | 1.7               |
| 52     | 168,462            | 10.8              | 75,755  | 4.9               | 65,993  | 4.2               | 26,715 | 1.7               |
| 53     | 197,213            | 11.5              | 88,661  | 5.2               | 78,538  | 4.6               | 30,014 | 1.7               |
| 54     | 219,066            | 12.0              | 97,088  | 5.3               | 89,987  | 4.9               | 31,991 | 1.8               |
| 55     | 246,044            | 12.3              | 106,582 | 5.3               | 104,709 | 5.2               | 34,753 | 1.7               |
| 56     | 273,578            | 13.0              | 114,424 | 5.5               | 120,616 | 5.8               | 38,539 | 1.8               |
| 57     | 299,489            | 13.7              | 122,982 | 5.6               | 134,115 | 6.1               | 42,391 | 1.9               |
| 58     | 319,016            | 13.8              | 129,931 | 5.6               | 144,966 | 6.3               | 44,120 | 1.9               |
| 59     | 335,794            | 13.8              | 134,335 | 5.5               | 155,567 | 6.4               | 45,891 | 1.9               |
| 60     | 356,440            | 13.7              | 141,550 | 5.5               | 170,170 | 6.6               | 44,720 | 1.7               |
| 61     | 385,886            | 14.3              | 150,702 | 5.6               | 188,806 | 7.0               | 46,378 | 1.7               |
| 62     | 406,546            | 14.4              | 158,573 | 5.6               | 201,331 | 7.1               | 46,643 | 1.7               |
| 63     | 422,777            | 14.1              | 165,303 | 5.5               | 212,107 | 7.1               | 45,367 | 1.5               |
| 平成元    | 446,404            | 13.9              | 173,713 | 5.4               | 227,231 | 7.1               | 45,459 | 1.4               |
| 2      | 471,122            | 13.7              | 182,133 | 5.3               | 242,485 | 7.1               | 46,503 | 1.4               |
| 3      | 500,922            | 14.0              | 193,254 | 5.4               | 258,327 | 7.2               | 49,341 | 1.4               |

(注) 1. 「年金」部門には、恩給を含む。

2. 「その他」部門とは、生活保障の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種の手当、施設措置費等社会福祉サービスに係る費用、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。

資料：昭和40～56年度までは厚生省大臣官房政策課調べ、昭和57年度以降は社会保障研究所調べ、国民所得は経済企画庁「国民経済計算」

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第2表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率の国際比較

(単位：%)

| 国 名       | 社会保障給付費<br>の対国民所得比<br>1989年度 | 老年人口比率<br>(65歳以上<br>人口比率)<br>1989年 | 租税・社会保障負担の<br>対国民所得比(1989年) |            |       |
|-----------|------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------|-------|
|           |                              |                                    | 租税負担                        | 社会保障<br>負担 | 計     |
| 日 本       | 13.9                         | 11.6                               | 27.8                        | 10.9       | 38.7  |
| 1991年度    | 14.0                         | 12.6                               | 27.4                        | 11.8       | 39.2  |
| ア メ リ カ   | 15.7                         | 12.5                               | 26.1                        | 10.4       | 36.5  |
| イ ギ リ ス   | 22.1                         | 15.6                               | 40.7                        | 10.8       | 51.5  |
| 旧 西 ド イ ツ | 28.4                         | 15.4                               | 30.9                        | 22.1       | 53.0  |
| フ ラ ン ス   | 33.6                         | 13.9                               | 34.1*                       | 28.0*      | 62.1* |
| スウェーデン    | 44.2                         | 17.8                               | 55.8                        | 20.0       | 75.8  |

(注) フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比(\*)については、1988年の数値である。

資料：社会保障研究所調べ

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第3表 高齢者保健福祉推進十か年戦略の進捗状況

| 区 分        |             | 年 度 | 平成4年度予算<br>( )内は実績     | 平成5年度予算  | 平成6年度予算案 | 十か年戦略目標<br>(平成11年度) |
|------------|-------------|-----|------------------------|----------|----------|---------------------|
| 在宅福祉対策緊急整備 | ホームヘルパー     |     | 46,405人<br>(56,543人)   | 52,405人  | 59,005人  | 100,000人            |
|            | ショートステイ     |     | 15,674床<br>(17,797床)   | 19,674床  | 24,274床  | 50,000床             |
|            | デイサービス      |     | 3,480か所<br>(2,743か所)   | 4,330か所  | 5,180か所  | 10,000か所            |
|            | 在宅介護支援センター  |     | 1,200か所<br>(791か所)     | 1,800か所  | 2,400か所  | 10,000か所            |
| 施設の緊急整備    | 特別養護老人ホーム   |     | 192,019床<br>(196,279床) | 202,019床 | 212,019床 | 240,000床            |
|            | 老人保健施設      |     | 91,811床<br>(71,336床)   | 113,811床 | 139,811床 | 280,000床            |
|            | ケアハウス       |     | 9,700人<br>(3,760人)     | 16,700人  | 23,700人  | 100,000人            |
|            | 高齢者生活福祉センター |     | 120か所<br>(101か所)       | 160か所    | 200か所    | 400か所               |

(出所) 厚生省資料

第4表 介護休業制度の普及率

(%)

| 区 分   |        | 計     | 介護休業制度あり |
|-------|--------|-------|----------|
| 計     | 昭和56年度 | 100.0 | 8.7      |
|       | 昭和60年度 | 100.0 | 11.4     |
|       | 昭和63年度 | 100.0 | 13.6     |
|       | 平成2年度  | 100.0 | 13.7     |
|       | 平成5年度  | 100.0 | 16.3     |
| 平成5年度 | 業      | 100.0 | 8.7      |
|       | 業      | 100.0 | 9.3      |
|       | 業      | 100.0 | 14.2     |
|       | 業      | 100.0 | 84.4     |
|       | 業      | 100.0 | 15.7     |
|       | 業      | 100.0 | 17.4     |
|       | 業      | 100.0 | 41.0     |
|       | 業      | 100.0 | 13.0     |
|       | 業      | 100.0 | 11.6     |
|       | 規      | 100.0 | 51.9     |
|       | 模      | 100.0 | 22.5     |
|       | 模      | 100.0 | 14.2     |
|       | 模      | 100.0 | 14.2     |

(資料) 労働省「女子保護実施状況調査」(昭和56年度、60年度)

労働省「女子雇用管理基本調査」(昭和63年度、平成2年度、5年度)

(出所) 労働省資料

第5表 高齢者・障害者等のための公共交通機関施設整備等の状況

| 1 鉄道関係          | 57年度末             | 4年度末         | 整備率  | 対57年度比       |
|-----------------|-------------------|--------------|------|--------------|
|                 |                   | 総駅数(6924)    |      |              |
| ・身体障害者用トイレの設置   | 396               | 2,544        | 36.7 | 6.4          |
| ・誘導・警告ブロックの設置   | 1,425             | 4,195        | 60.6 | 2.9          |
| ・エスカレーターの設置     | 378               | 811          | 11.7 | 2.1          |
| ・エレベーターの設置      | 82                | 300          | 4.3  | 3.7          |
| 2 自動車関係         | 57年度末             |              |      | 対57年度比       |
| ・低床・広ドアバスの導入    | 25,671両           | 42,638       |      | 1.7          |
| ・リフト付バスの導入      | -                 | 682          |      | -            |
| (うち、路線バス)       | -                 | (59)         |      | -            |
| ・スロープ付超低床式バスの導入 | -                 | 78           |      | -            |
| ・リフト付タクシーの導入    | -                 | 476          |      | -            |
| 3 旅客船ターミナル関係    | 57年度末             | 4年度末         | 整備率  | 対57年度比       |
|                 |                   | 総ターミナル数(368) |      |              |
| ・身体障害者用トイレの設置   | -                 | 96ターミナル      | 26.1 | -            |
| ・誘導・警告ブロックの設置   | -                 | 29           | 7.9  | -            |
| ・エスカレーターの設置     | -                 | 9            | 5.8  | -            |
| ・エレベーターの設置      | -                 | 20           | 12.9 | -            |
| 4 空港旅客ターミナル関係   | 57年度末             |              | 整備率  | 対57年度比       |
|                 |                   | 総ターミナル数(78)  |      |              |
| ・空港に車椅子の配置      | 71ターミナル<br>(300台) | 77<br>(650)  | 98.7 | 1.1<br>(2.2) |
| ・身体障害者用トイレの設置   | 30<br>(86カ所)      | 61<br>(250)  | 78.2 | 2.0<br>(2.9) |
| ・エスカレーターの設置     | -                 | 35<br>(202)  | 79.5 | -<br>(-)     |
| ・エレベーターの設置      | 21<br>(40機)       | 41<br>(128)  | 93.2 | 2.0<br>(3.2) |

注1) 昭和57年度末(昭和58年3月)は、「国連・障害者の十年」初年にあたる。

2) 鉄道関係の57年度末の数値は国鉄、私鉄大手14社、地下鉄の合計、4年度末の数値はJR、私鉄大手15社、地下鉄の合計。

3) 低床・広ドアバスの4年度末の数値は平成3年度末現在。リフト付バス及びスロープ付超低床バスの4年度末の数値は平成5年7月末現在。タクシー関係の4年度末の数値は平成4年11月現在。

4) 空港旅客ターミナル関係の4年度末の数値は平成5年6月現在。

5) 旅客船ターミナル及び空港旅客ターミナルの整備率のうちエスカレーター、エレベーターについては総ターミナル数を各々155、44(2階建以上のターミナル数)として算出。

(出所) 運輸省資料

第 6 表 年 齢 3 区 分 別 人 口 の 割 合 及 び 指 数

| 年 次     | 割 合 ( % ) |                         |                                 |                         |                     | 従 属 人 口<br>指 数 | 年 少 人 口<br>指 数 | 老 年 人 口<br>指 数 | 老 年 化<br>指 数 |
|---------|-----------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
|         | 総 数       | 年 少 人 口<br>( 0 ～ 14 歳 ) | 生 産 年 齢<br>人 口<br>( 15 ～ 64 歳 ) | 老 年 人 口<br>( 65 歳 以 上 ) | う ち<br>( 70 歳 以 上 ) |                |                |                |              |
| 大 正 9 年 | 100.0     | 36.5                    | 58.3                            | 5.3                     | 2.9                 | 71.6           | 62.6           | 9.0            | 14.4         |
| 昭 和 5 年 | 100.0     | 36.6                    | 58.7                            | 4.8                     | 2.8                 | 70.5           | 62.4           | 8.1            | 13.0         |
| 15      | 100.0     | 36.7                    | 58.5                            | 4.8                     | 2.6                 | 70.9           | 62.7           | 8.2            | 13.1         |
| 25      | 100.0     | 35.4                    | 59.6                            | 4.9                     | 2.8                 | 67.7           | 59.4           | 8.3            | 13.9         |
| 30      | 100.0     | 33.4                    | 61.2                            | 5.3                     | 3.1                 | 63.3           | 54.6           | 8.7            | 15.9         |
| 35      | 100.0     | 30.2                    | 64.1                            | 5.7                     | 3.4                 | 55.9           | 47.0           | 8.9            | 19.0         |
| 40      | 100.0     | 25.7                    | 68.0                            | 6.3                     | 3.7                 | 47.1           | 37.9           | 9.2            | 24.4         |
| 45      | 100.0     | 24.0                    | 68.9                            | 7.1                     | 4.2                 | 45.1           | 34.9           | 10.3           | 29.4         |
| 50      | 100.0     | 24.3                    | 67.7                            | 7.9                     | 4.8                 | 47.6           | 35.9           | 11.7           | 32.6         |
| 55      | 100.0     | 23.5                    | 67.4                            | 9.1                     | 5.7                 | 48.4           | 34.9           | 13.5           | 38.7         |
| 56      | 100.0     | 23.4                    | 67.2                            | 9.3                     | 5.9                 | 48.7           | 34.8           | 13.9           | 39.9         |
| 57      | 100.0     | 23.0                    | 67.5                            | 9.6                     | 6.1                 | 48.2           | 34.0           | 14.2           | 41.6         |
| 58      | 100.0     | 22.5                    | 67.7                            | 9.8                     | 6.4                 | 47.7           | 33.3           | 14.4           | 43.4         |
| 59      | 100.0     | 22.0                    | 68.0                            | 9.9                     | 6.6                 | 47.0           | 32.4           | 14.6           | 45.1         |
| 60      | 100.0     | 21.5                    | 68.2                            | 10.3                    | 6.8                 | 46.7           | 31.6           | 15.1           | 47.9         |
| 61      | 100.0     | 20.9                    | 68.5                            | 10.6                    | 7.1                 | 45.9           | 30.5           | 15.4           | 50.6         |
| 62      | 100.0     | 20.2                    | 68.9                            | 10.9                    | 7.3                 | 45.2           | 29.4           | 15.8           | 53.8         |
| 63      | 100.0     | 19.5                    | 69.2                            | 11.2                    | 7.5                 | 44.4           | 28.2           | 16.2           | 57.5         |
| 平 成 元 年 | 100.0     | 18.8                    | 69.6                            | 11.6                    | 7.6                 | 43.7           | 27.1           | 16.7           | 61.7         |
| 2       | 100.0     | 18.2                    | 69.7                            | 12.1                    | 7.9                 | 43.5           | 26.2           | 17.3           | 66.2         |
| 3       | 100.0     | 17.7                    | 69.8                            | 12.6                    | 8.2                 | 43.3           | 25.3           | 18.0           | 71.1         |
| 4       | 100.0     | 17.2                    | 69.8                            | 13.1                    | 8.5                 | 43.3           | 24.6           | 18.7           | 76.0         |
| 5       | 100.0     | 16.7                    | 69.8                            | 13.5                    | 8.7                 | 43.4           | 23.9           | 19.4           | 81.1         |

各年10月1日現在。ただし、大正9年～昭和55年、60年及び平成2年は国勢調査人口(年齢不詳を按分した人口)による。

$$1) \frac{0 \sim 14 \text{ 歳人口} + 65 \text{ 歳以上人口}}{15 \sim 64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$3) \frac{65 \text{ 歳以上人口}}{15 \sim 64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$2) \frac{0 \sim 14 \text{ 歳人口}}{15 \sim 64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$4) \frac{65 \text{ 歳以上人口}}{0 \sim 14 \text{ 歳人口}} \times 100$$

(注) 平成5年10月1日現在の推計人口数

(資料) 総務庁「我が国の人口(推計)」

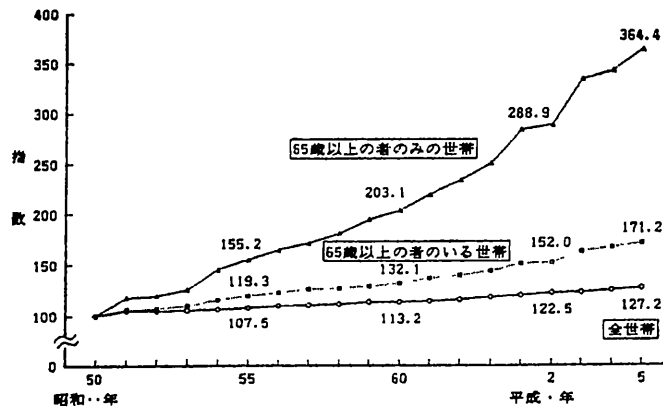
(出所) 「官報資料版」平成6年5月11日

第7表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の年次推移

| 年 次            | 総 数    | 全世帯に占める割合 (%) | 単独世帯  | 夫婦のみ<br>の世帯 | いずれか<br>が 65 歳<br>未 満 | と も に<br>65 歳<br>以 上 | 親と未婚<br>の子のみ<br>の世帯 | 三世 代<br>世 帯 | その他の<br>世 帯 | 65歳以上<br>の者のみ<br>の世帯<br>(再掲) |
|----------------|--------|---------------|-------|-------------|-----------------------|----------------------|---------------------|-------------|-------------|------------------------------|
| 推 計 数 (単位:千世帯) |        |               |       |             |                       |                      |                     |             |             |                              |
| 昭和50年          | 7 118  | (21.7)        | 611   | 931         | 487                   | 443                  | 683                 | 3 871       | 1 023       | 1 069                        |
| 60             | 9 400  | (25.3)        | 1 131 | 1 795       | 799                   | 996                  | 1 012               | 4 313       | 1 150       | 2 171                        |
| 61             | 9 769  | (26.0)        | 1 281 | 1 782       | 781                   | 1 001                | 1 086               | 4 375       | 1 245       | 2 339                        |
| 62             | 9 954  | (26.2)        | 1 290 | 1 892       | 746                   | 1 147                | 1 081               | 4 372       | 1 319       | 2 497                        |
| 63             | 10 225 | (26.2)        | 1 405 | 2 047       | 836                   | 1 212                | 1 176               | 4 261       | 1 335       | 2 681                        |
| 平成元年           | 10 774 | (27.3)        | 1 592 | 2 257       | 880                   | 1 377                | 1 260               | 4 385       | 1 280       | 3 035                        |
| 2              | 10 816 | (26.9)        | 1 613 | 2 314       | 914                   | 1 400                | 1 275               | 4 270       | 1 345       | 3 088                        |
| 3              | 11 613 | (28.7)        | 1 816 | 2 572       | 901                   | 1 671                | 1 392               | 4 472       | 1 361       | 3 574                        |
| 4              | 11 884 | (28.8)        | 1 865 | 2 706       | 1 002                 | 1 704                | 1 439               | 4 348       | 1 527       | 3 666                        |
| 5              | 12 187 | (29.1)        | 1 990 | 2 842       | 1 036                 | 1 806                | 1 538               | 4 377       | 1 440       | 3 895                        |
| 構 成 割 合 (単位:%) |        |               |       |             |                       |                      |                     |             |             |                              |
| 昭和50年          | 100.0  | ・             | 8.6   | 13.1        | 6.8                   | 6.2                  | 9.6                 | 54.4        | 14.4        | 15.0                         |
| 60             | 100.0  | ・             | 12.0  | 19.1        | 8.5                   | 10.6                 | 10.8                | 45.9        | 12.2        | 23.1                         |
| 61             | 100.0  | ・             | 13.1  | 18.2        | 8.0                   | 10.3                 | 11.1                | 44.8        | 12.7        | 23.9                         |
| 62             | 100.0  | ・             | 13.0  | 19.0        | 7.5                   | 11.5                 | 10.9                | 43.9        | 13.2        | 25.1                         |
| 63             | 100.0  | ・             | 13.7  | 20.0        | 8.2                   | 11.9                 | 11.5                | 41.7        | 13.1        | 26.2                         |
| 平成元年           | 100.0  | ・             | 14.8  | 20.9        | 8.2                   | 12.8                 | 11.7                | 40.7        | 11.9        | 28.2                         |
| 2              | 100.0  | ・             | 14.9  | 21.4        | 8.4                   | 12.9                 | 11.8                | 39.5        | 12.4        | 28.6                         |
| 3              | 100.0  | ・             | 15.6  | 22.1        | 7.8                   | 14.4                 | 12.0                | 38.5        | 11.7        | 30.8                         |
| 4              | 100.0  | ・             | 15.7  | 22.8        | 8.4                   | 14.3                 | 12.1                | 36.6        | 12.8        | 30.8                         |
| 5              | 100.0  | ・             | 16.3  | 23.3        | 8.5                   | 14.8                 | 12.6                | 35.9        | 11.8        | 32.0                         |

(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成5年)

第4図 65歳以上の者のいる世帯と65歳以上の者のみの世帯の指数の年次推移

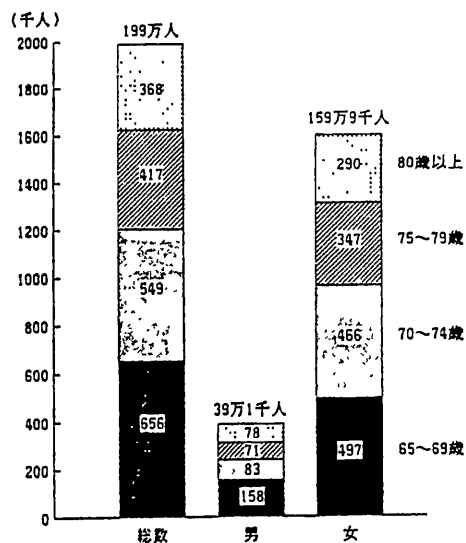


(注) 指数は昭和50年を100とする。

(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成5年)

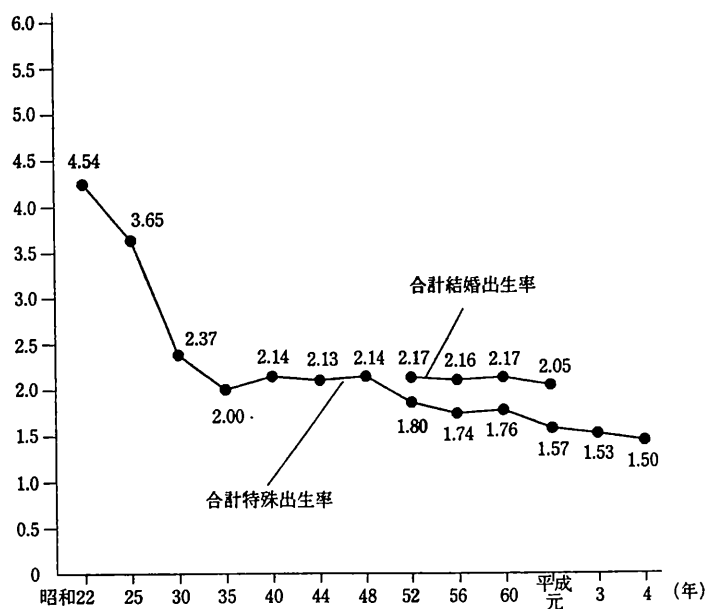
第5図 性・年齢階級別にみた65歳以上のひとり暮らしの数

平成5年



(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成5年)

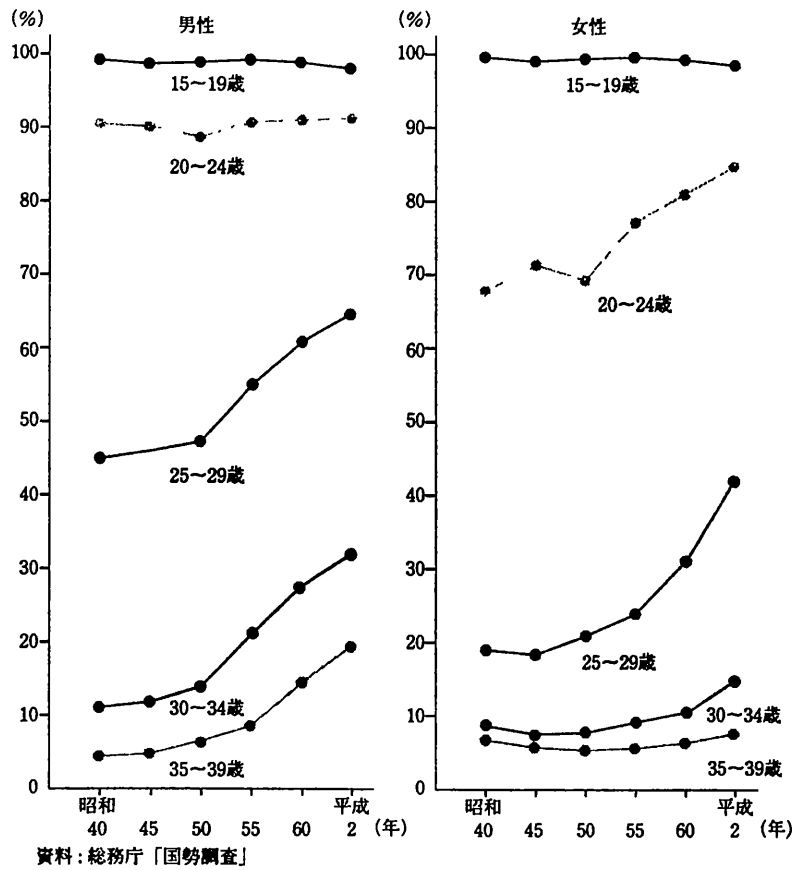
第6図 合計特殊出生率と合計結婚出生率



- (注) 1. 厚生省「人口統計資料集」により作成。  
 2. 合計特殊出生率とは、15歳から49歳の各年齢ごとにある年の女性1人当たりの出生率を求め、その出生率を合計することである年の概念上1人の女性が生涯に生む子供の数を表したものである。  
 3. 合計結婚出生率とは結婚年別出生率と、結婚年別夫婦数を用いて年次ごとに結婚年別出生率を算出し、その結果を合計したものでこの指標は、ある年次の結婚年別出生率から期待される一夫婦あたりの出生児数

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

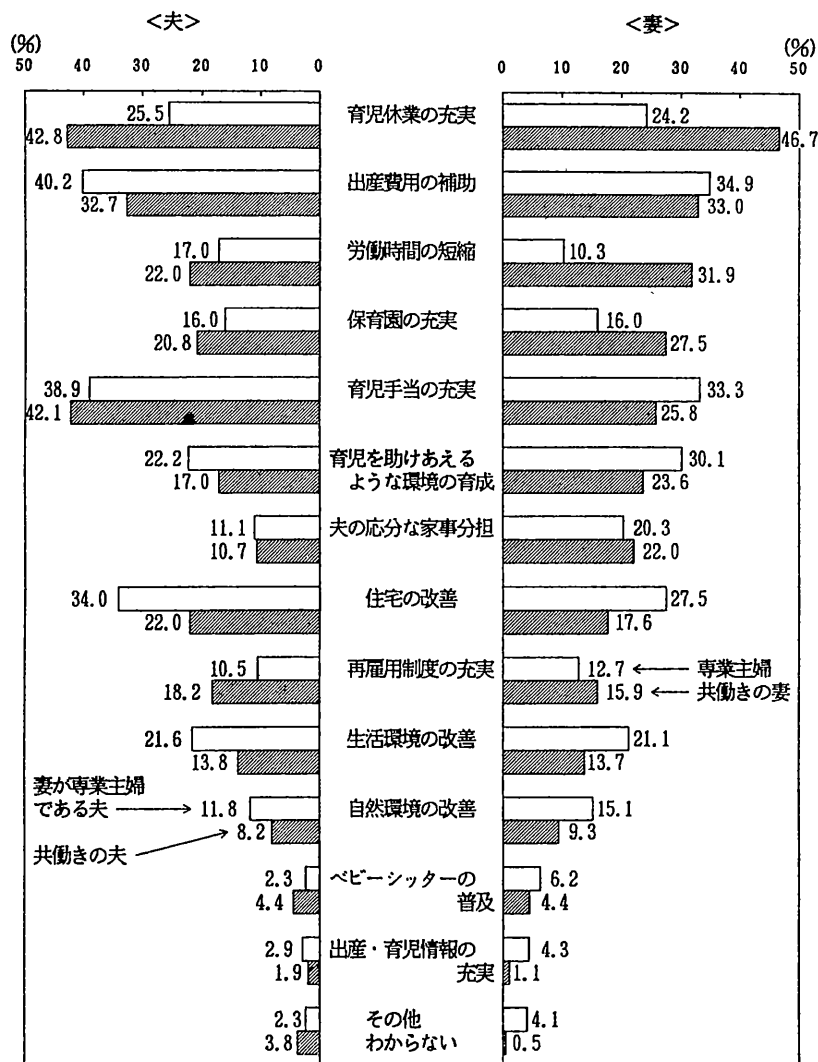
第7図 年齢・男女別15歳以上人口の未婚率の推移



(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第 8 図 育児休業制度を望む共働き夫婦

「一般的に出産や育児をしやすくするためにはどのような制度、環境を整えていく必要があると思いますか。(3つ選択可)」



(備考) 対象は、夫 {「妻が専業主婦である夫」は、配偶者の職業が「主婦(無職)」と答えた男性 306人。  
「共働きの夫」は、本人、妻がともに「勤め人」と答えた男性 159人。  
妻 {「専業主婦」は、「主婦(無職)」と答えた女性 418人。  
「共働きの妻」は、本人、夫がともに「勤め人」と答えた女性 182人。

(出所) 経済企画庁「国民生活選好度調査」(平成4年度)

第 8 表 子育てを巡る制度・政策

| 制度・政策           |                                            |                                                                               |  | 日 本                                                                                                  | アメリカ                                                                          | 旧西ドイツ                                                                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生 産             | 母子の健康<br>出産費用                              |                                                                               |  | 母子健康手帳公布 健康診査<br>医療保険で分娩費等支給                                                                         | 州によっては傷病手当金                                                                   | 出産一時金50～100DM                                                                                                                                                            |
|                 | 出産休暇                                       | 対象<br>勤続等<br>期間<br>休暇中の所得保障                                                   |  | 女子労働者<br>産前6週間・産後8週間<br>健康保険等で出産手当金支給                                                                | 出産休暇は法定<br>されていない                                                             | 全女子労働者<br>産前6週間・産後8週間<br>出産手当金 賃金の100%                                                                                                                                   |
| 0 歳児と共に過ごす      | 育児休業                                       | 根拠法<br><br>対象<br>勤続等<br>期間<br>休暇中の所得保障<br><br>形態<br>再就職<br>費用負担               |  | 育児休業等に関する法律<br>(平成3年5月成立)<br>男女雇用労働者<br><br>子供が1歳になるまで<br>なし<br><br>全日休業・勤務時間短縮措置<br>申出を理由とする解雇制限    | 第101議案に提出され<br>た家族・医療休暇法案<br>は上・下院を通過した<br>が、大統領拒否権によ<br>り成立しなかった。<br>(1990年) | 連邦育児手当法等1986年<br>男女労働者<br><br>産後18か月まで請求権あり<br>生後6か月まで月600M<br>以降は収入額により逓減<br>全日<br>以前と同程度の職に復職<br>全額国庫負担<br>* 出産手当も受給してい<br>る場合育児手当参入<br>0～2歳 保育所 (公私)<br>3～5歳 幼稚園 (公私) |
|                 | 預ける                                        | 保育所・幼稚園等                                                                      |  | 0～5歳 保育園 (公私)<br>3～5歳 幼稚園 (公私)<br><br>特別保育事業の拡充<br>企業委託保育サービス助成                                      | 3～5歳 保育学校 (公私)<br>3～5歳 幼稚園 (公私)                                               |                                                                                                                                                                          |
| 働 き な か ら 育 て る | 家庭内<br>家事の分担                               | ベビー・ノクター等<br>家庭科教育                                                            |  | 幼全同ベビー・ノクター協会認<br>可 (1991年)<br>高等学校家庭科男女必修<br>(平成6年より)                                               | 州により異なる (主に選択)                                                                | 児童養育期間を年金制度<br>で評価<br>州により異なる                                                                                                                                            |
|                 | 様々な勤務形態<br>別人事・在宅勤務・企業内保育等<br>女子雇用者中のパート割合 | フレックス<br>再雇用・コース<br>再雇用制度のある企業14.8%<br>パート 31.9%                              |  | フレックスタイム制度導入企<br>業割合 2.7% (30人以上)<br>再雇用制度のある企業14.8%<br>パート 31.9%                                    | 既婚女性フレックス適用率<br>9.9%<br>マミートラックが話題に上<br>るパート25.2%                             | パート 30.6%                                                                                                                                                                |
|                 | 所定内労働時間・所定外労働時間<br>最低公定年休・有給取得日数           |                                                                               |  | 1,905時間・219時間<br>10日・9日                                                                              | 1,756時間・192時間<br>——・19日                                                       | 1,499時間・99時間<br>18日・29日                                                                                                                                                  |
|                 | 児童手当<br>扶養控除等<br>住宅政策等                     | 根拠法<br>対象<br><br>所得制限の有無<br>額 (日本以外は対平<br>均賃金割合)<br>費用負担者                     |  | 児童手当法<br>第1子から (平成4年より)<br><br>358.9万円 (平成3年度)<br>第1・2子—5千円<br>第3子以降—1万円<br>国・地方 (被用者分につ<br>いては事業主も) | 社会保障法上の要扶養<br>家族扶助 (AFDC)<br>は貧しい家庭の救済の<br>意味合いが強い                            | 1975年改正<br>第1子から16歳未満の児童<br>学生27歳・失業者22歳未満<br>第2子70DM3子以降140DM<br>第1子1.64%第2子4.26%<br>第3子7.20%<br>全額国庫負担                                                                 |
| 学 校 教 育         | 義務教育                                       | 義務教育期間<br>年間授業日数・休暇                                                           |  | 6歳から9年間<br>約260日・6週間                                                                                 | 6歳から (5歳児も在籍)<br>9年間とする州が多い<br>約180日・5週間                                      | 6歳から9年間<br>約185～225日・5～6週<br>間                                                                                                                                           |
|                 | 高等教育<br>費用負担                               | 学生の経済的負担<br>奨学金制度等                                                            |  | 経費総額の34% (1986年)<br>育英奨学制度 (貸与)<br>大学生の約11.8%受給 (1990)                                               | 経費総額の22% (1986年)<br>連邦奨学金受給者34.9% (1986年) 80年代に予算削減                           | 無償<br>連邦教育助成法 3割弱か<br>受給 半額貸与・半額給与                                                                                                                                       |
| 家 族 制 度 等       | 婚姻<br>改姓<br>離婚<br>遺妊<br>中絶<br>養子           | 法定婚姻年齢<br>同・別氏選択・結合氏使用<br>破綻主義の採用<br>支援政策 (国連調査による)<br>人口妊娠中絶の是非<br>完全養子制度の有無 |  | 男性18歳/女性16歳<br>一方の姓を選択<br>1947年民法改正 破綻主義<br>直接支援<br>合法<br>1987年民法改正特別養子制度                            | 同・別氏の選択可・結合氏<br>の使用を認める州もある<br>直接支援<br><br>有 (州により異なる)                        | 男性18歳/女性18歳<br>一方の姓を選択・結合氏可<br>1976年より破綻主義<br>間接支援<br>1974年合法化<br>1976年完全養子制度                                                                                            |
|                 | 女性の権利                                      |                                                                               |  | 1986年男女雇用機会均等法<br>1992年「西暦2000年に向けての<br>新国内行動計画」(第1次改訂)                                              | 1964年公民権法                                                                     | 1980年職場における男女均<br>等待遇法                                                                                                                                                   |
| そ の 他           | 子供の権利                                      |                                                                               |  | 児童憲章・児童福祉法                                                                                           | 1980年養子援助・児童福祉法                                                               | 1961年児童少年福祉法                                                                                                                                                             |
|                 | 地球環境                                       | 地球温暖化等環境問<br>題への取り組み                                                          |  | 地球温暖化防止行動計画策定                                                                                        | 全温室効果ガスを2000年ま<br>でに1987年レベル以下に                                               | CO <sub>2</sub> 排出を2005年までに25<br>%削減 (閣議決定)                                                                                                                              |

(出所) 経済企画庁「国民生活白書」(平成4年度)

| 制度・政策           |                                  |                                                                                                        |  | フランス                                                                                                                                           | イギリス                                                                                                                  | スウェーデン                                                                                                                                                     |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生               | 出産                               | 母子の健康<br>出産費用                                                                                          |  | 100%給付 (疾病保険)<br>哺育手当又はミルククーポン支給                                                                                                               | 妊娠中のタイムオフの権利<br>出産手当 (国民保険)                                                                                           | 無料検診・診療<br>無償 (医療保険)                                                                                                                                       |
|                 | 出産休暇                             | 対象<br>勤続等<br>期間<br>休暇中の所得保障                                                                            |  | 女子労働者<br>年間 200時間以上・保険登録<br>産前6週間・産後10週間<br>賃金の90%                                                                                             | 女子労働者<br>2年又は5年の継続勤務<br>産前11週間・産後29週間<br>6週間は賃金の90%保障<br>12週間は低率の定額給付                                                 | 10日間は父母同時に取得可<br>被保険者<br>賃金の90%保障<br>産前産後6週間・授乳時間                                                                                                          |
| 0歳児と共に過ごす       | 育児休暇                             | 根拠法<br><br>対象<br>勤続等<br>期間<br>休暇中の所得保障<br><br>形態<br>再就職<br>費用負担                                        |  | 両親休暇法 (1977年) → 労働<br>法典に編入および両親保険法<br>父母・同時可<br>1年以上継続して就業<br>子供が3歳になるまで<br>原則1年最長3年<br>無給 第3子から養育手当<br>全日・半日休暇<br>以前と同程度の職に復帰<br>使用者と自営業者の負担 | 育児休業制度はない<br><br>雇用関係の断絶<br><br>以前を下回らない条件で復職                                                                         | 1972年育児休暇法および<br>1973年両親保険法<br>父母同時に取得不可<br>直前6か月・2年間に12か月<br>生後8歳までに450日<br>360日間は90%、その後は<br>一定額の両親手当を支給<br>全日・6時間労働・半日労働<br>以前と同程度の職に復帰<br>使用者85% 国庫15% |
| 保               | 預ける                              | 保育所・幼稚園等                                                                                               |  | 0～1歳 集団託児所<br>2～5歳 小学校付設幼児学<br>校・幼稚園<br>有資格保母の家庭に預かる制度                                                                                         | 3～4歳 保育学校 (公)<br>初等学校付設学級<br>5～6歳 初等教育幼児部<br>(公)                                                                      | 0～7歳 保育所<br>4～7歳 幼稚園 (公)<br>7～12歳 学童保育所 (公)<br>0～12歳 有資格保母の家庭<br>に預かる制度                                                                                    |
|                 | 家庭内<br>家事の分担                     | ベビーシッター等<br>家庭科教育                                                                                      |  | ベビーシッター費用について<br>在宅児童保育手当を支給<br>男女とも学習                                                                                                         | チャイルドマインダーの登録<br>民間の親グループによる保育                                                                                        | 子供が病気の時等に世話をす<br>る有資格の保母の制度等<br>男女とも家庭科・育児を学習                                                                                                              |
| 働 き な が ら 育 て る | 労働環境                             | 様々な勤務形態<br>フレックス<br>再雇用・コース<br>別人事・在宅勤務・企業内保育等<br>女子雇用者中のパート割合<br><br>所定内労働時間・所定外労働時間<br>最低公定年休・有給取得日数 |  | パート23.8%<br><br>総労働時間 1,683時間<br>30日・26日                                                                                                       | フレックス適用労働者割合28%<br>ジョブシェアリング適用労働<br>者割合18%<br>パート43.8%<br><br>1,766時間・187時間<br>—・24日                                  | パート40.5%<br><br>27日 31日                                                                                                                                    |
|                 | 経済的<br>支 援                       | 児童手当<br>根拠法<br>対象<br><br>所得制限の有無<br>額 (日本以外は対平均<br>賃金割合)<br>費用負担者<br><br>扶養控除等<br><br>住宅政策等            |  | 社会保険法典等<br>第2子から (16歳未満)<br>学生は20歳未満<br>なし<br>第2子8.40%・第3子10.76%<br><br>事業支出 (支払賃金の7%)<br>自営業者 (所得の7%)<br><br>税額の計算上、扶養者の数に<br>応じて低い税率が適用される   | 1975年児童給付法<br>第1子から (16歳未満)<br>19歳未満の学生 (全日制)<br>なし<br>第1子4.06%<br><br>全額国庫負担<br><br>離婚者等の子女にのみ1720ポ<br>ントの控除が認められている | 1948年児童手当法<br>第1子から (16歳未満)<br>学生は20歳まで<br>なし<br>第1・2子5.01%<br>第3子7.51% 第4子14.52<br>全額国庫負担<br><br>一般的な扶養控除はない                                              |
| 学 校 教 育         | 義務教育                             | 義務教育期間<br>年間授業日数・休暇                                                                                    |  | 6歳から10年<br>約180日・5週間                                                                                                                           | 5歳から11年<br>約200日・5週間                                                                                                  | 7歳から9年間 (基礎学校)<br>授業は年間40週間                                                                                                                                |
|                 | 高等教育<br>費用負担                     | 学生の経済的負担<br>奨学金制度等                                                                                     |  | 毎年1～2万円程度<br>国の支給する給付制<br>15%が受給給付制 (1987年)                                                                                                    | 学生の直接の学費負担はない<br>約7割の学生が何らかの奨学<br>金を受給 (1987年)                                                                        | 学生の直接の学費負担はない<br>20歳までは奨学金 (家族手<br>当)、給付金・貸与金制度                                                                                                            |
| 家 族 制 度 等       | 婚姻<br>改姓<br>離婚<br>遺児<br>中絶<br>養子 | 法定婚姻年齢<br>同・別氏選択、結合氏使用<br>破綻主義の採用<br>支援政策 (国連調査による)<br>人口妊娠中絶の是非<br>完全養子制度の有無                          |  | 男性18歳 女性15歳<br>通常夫の姓・女性は旧姓維持可<br>1975年より破綻主義<br>間接支援<br>1975年より中絶合法化<br>1966年完全養子制度                                                            | 男性16歳 女性16歳<br>同氏・別氏の選択可<br>1969年より破綻主義<br>直接支援<br>1967年より中絶合法化<br>1975年完全養子制度                                        | 男性18歳 女性18歳<br>同氏・別氏の選択可<br>1920年より破綻主義<br>直接支援<br>1974年より中絶合法化<br>1970年完全養子制度                                                                             |
|                 | 女性の権利                            |                                                                                                        |  | 1972年労働法典改正同一賃金<br>1983年機会均等に関する刑法<br>典の一部および労働法改正法                                                                                            | 1970年男女同一賃金法<br>1975年性差別禁止法                                                                                           | 1980年労働生活における<br>男女間の均等に関する法律                                                                                                                              |
| そ の 他           | 子供の権利                            |                                                                                                        |  | 1948年児童法                                                                                                                                       |                                                                                                                       | 1924年児童福祉法                                                                                                                                                 |
|                 | 地球環境                             | 地球温暖化等環境問<br>題への取り組み                                                                                   |  | 1990年CO <sub>2</sub> 排出を2000年までに<br>年間1人当たり2トン以下へ<br>(閣議了解)                                                                                    | 1990年CO <sub>2</sub> 排出を2005年<br>までに安定化                                                                               | 1990年CO <sub>2</sub> 排出を2000年まで<br>に安定化                                                                                                                    |

第9表 寝たきり等の程度別にみた年齢階級一性別要介護者数

| 平成4年           |       |        |          |         |      |
|----------------|-------|--------|----------|---------|------|
| 年齢階級一性別        | 総数    | 全く寝たきり | ほとんど寝たきり | 寝たり起きたり | その他の |
| 推 計 数 (単位:千人)  |       |        |          |         |      |
| 総 数            | 1 118 | 157    | 181      | 488     | 292  |
| 6～59歳          | 205   | 15     | 18       | 71      | 101  |
| 60～69          | 179   | 18     | 23       | 84      | 53   |
| 70～79          | 298   | 43     | 51       | 140     | 64   |
| 80歳以上<br>(再掲)  | 436   | 82     | 88       | 193     | 73   |
| 65歳以上          | 836   | 134    | 155      | 380     | 167  |
| 男              | 493   | 62     | 75       | 212     | 143  |
| 女              | 625   | 95     | 106      | 276     | 149  |
| 構 成 割 合 (単位:%) |       |        |          |         |      |
| 総 数            | 100.0 | 14.1   | 16.2     | 43.6    | 26.1 |
| 6～59歳          | 100.0 | 7.2    | 8.9      | 34.8    | 49.1 |
| 60～69          | 100.0 | 10.2   | 13.1     | 46.9    | 29.8 |
| 70～79          | 100.0 | 14.3   | 17.2     | 46.9    | 21.6 |
| 80歳以上<br>(再掲)  | 100.0 | 18.8   | 20.2     | 44.2    | 16.8 |
| 65歳以上          | 100.0 | 16.0   | 18.5     | 45.4    | 20.0 |
| 男              | 100.0 | 12.7   | 15.2     | 43.1    | 29.0 |
| 女              | 100.0 | 15.2   | 16.9     | 44.1    | 23.8 |

(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成4年)

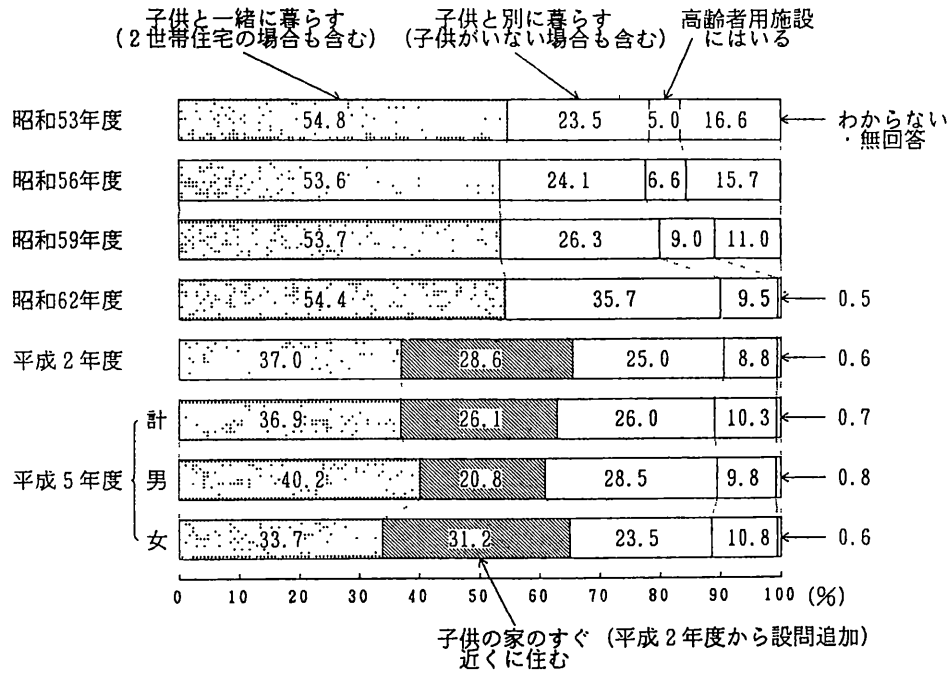
第10表 寝たきり者の年齢階級別にみた主な介護者の続柄一性別の構成割合

| (単位:%)      |       |         |         |         |       |                |
|-------------|-------|---------|---------|---------|-------|----------------|
| 平成4年        |       |         |         |         |       |                |
| 介護者の続柄一性別   | 総 数   | 6 ～ 59歳 | 60 ～ 69 | 70 ～ 79 | 80歳以上 | 寝たきり老人<br>(再掲) |
| (寝たきり者数:千人) | (338) | (33)    | (42)    | (94)    | (170) | (289)          |
| 総 数         | 100.0 | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0 | 100.0          |
| 同居者         | 85.6  | 84.5    | 82.0    | 81.9    | 88.6  | 86.0           |
| 配偶者         | 30.4  | 33.5    | 62.2    | 44.3    | 14.3  | 27.9           |
| 子の配偶者       | 18.2  | 3.8     | 7.5     | 16.5    | 24.5  | 20.6           |
| 父子          | 28.9  | 0.7     | 11.1    | 19.7    | 43.8  | 33.4           |
| 父           | 4.1   | 42.2    | -       | -       | -     | -              |
| その他の親族等     | 3.9   | 4.3     | 1.2     | 1.3     | 6.0   | 4.0            |
| 別居者         | 14.4  | 15.5    | 18.0    | 18.1    | 11.4  | 14.0           |
| 親族以外        | 5.7   | 5.3     | 6.1     | 7.7     | 4.6   | 5.6            |
| 親族以外        | 8.7   | 10.2    | 11.9    | 10.4    | 6.7   | 8.4            |
| 男           | 16.0  | 22.7    | 31.8    | 15.7    | 11.0  | 14.1           |
| 女           | 84.0  | 77.3    | 68.2    | 84.3    | 89.0  | 85.9           |

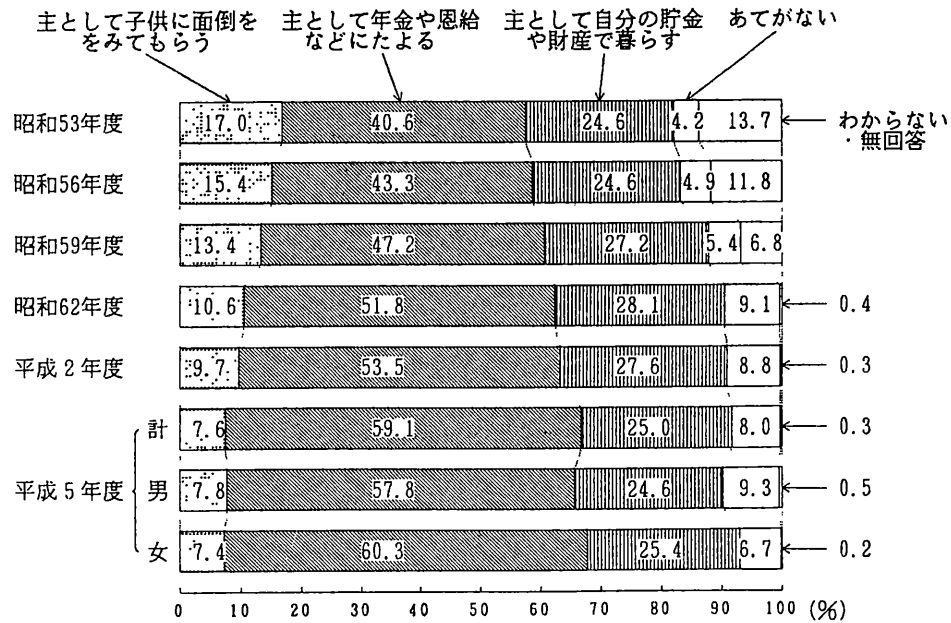
(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成4年)

# 第9図 老後の生活

「あなたは老後働けなくなったらどのように生活しようと思いますか。  
暮らし方についてはどうですか。」

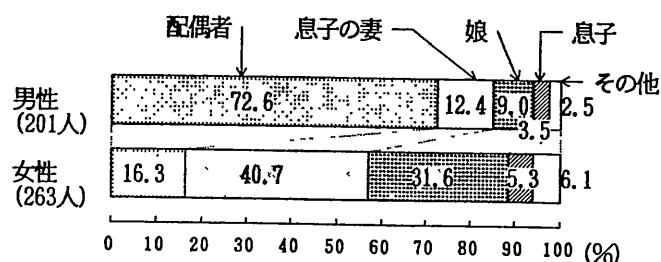


「生活費についてはどうですか。」



(出所) 経済企画庁「国民生活選好度調査」(平成5年度)

第 10 図 介護を要する老人の性別にみた主な介護者の続柄



- (備考) 1. 東京都「高齢者の生活実態」(平成2年)により作成。  
 2. 東京都内に住居する高齢者8,715人のうち、家庭で介護を必要とする高齢者のおもな介護者が「世帯員」と「世帯員以外の親族」と答えた者に対してその続柄を訪ねたものである。

(出所) 経済企画庁「国民生活白書」(平成4年度)

第 11 表 寝たきり老人数の見通し(概数)

(単位: 万人)

|        | 65歳以上人口 | 要介護老人数 | 老人保健施設  | 福祉サービス等 |           | 長期入院患者数 |
|--------|---------|--------|---------|---------|-----------|---------|
|        |         |        |         | 在宅      | 特別養護老人ホーム |         |
| 昭和61年度 | 1,300   | 60     | —       | 23      | 12        | 25      |
| 平成2年度  | 1,500   | 70程度   | 5程度     | 24程度    | 16程度      | 25程度    |
| 7年度    | 1,800   | 85程度   | 15～17程度 | 29～31程度 | 20程度      | 18～20程度 |
| 12年度   | 2,100   | 100程度  | 26～30程度 | 33～37程度 | 24程度      | 10～14程度 |

資料: 厚生省監修「老人の保健医療と福祉—制度の概要と動向」(平成4年)

(注) 厚生省大臣官房統計情報部「昭和61年国民生活実態調査」「昭和61年社会福祉施設調査」等から推計

(出所) 総務庁「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」(平成5年)

第 1 2 表 高齢者の年齢階級別有配偶率、寝たきり・痴呆等の状況

|         | ①             | ②    |      | ③          | ④              | ⑤              | ⑥     | ⑦            |
|---------|---------------|------|------|------------|----------------|----------------|-------|--------------|
|         | 男女比<br>(男性を1) | 有配偶率 |      | 子との<br>同居率 | 有病率<br>(人口千人対) | 受療率<br>(人口千人対) | 寝たきり率 | 痴呆性老<br>人出現率 |
|         |               | 男    | 女    |            |                |                |       |              |
| 60～64歳  | 1.08          | 91.4 | 73.0 | 51.4       | 493.5          | 101.96         | 0.95  | —            |
| 65～69   | 1.33          | 90.2 | 67.9 | 50.3       | 576.2          | 137.55         | 1.74  | 1.2          |
| 70～74   | 1.45          | 87.4 | 45.1 | 54.2       | 662.6          | 184.53         | 2.93  | 3.1          |
| 75～79   | 1.52          | 81.4 | 29.8 | 60.5       | 697.0          | 210.04         | 4.81  | 4.7          |
| 80～84   | 1.70          | 71.2 | 16.4 | 72.6       | 703.5          | 227.82         | 8.74  | 13.1         |
| 85歳以上   | 2.14          | 52.3 | 6.1  |            | 655.3          | 227.82         | 15.58 | 23.4         |
| 65歳以上全体 | 1.49          | 83.3 | 42.3 | 57.6       | 644.4          | 182.19         | 4.22  | 4.6          |

注) ① 「平成2年国民調査」, ② 「平成2年国民生活基礎調査」, ③ 「昭和61年国民生活基礎調査」, ④ 「平成2年患者調査」, ⑤ 「昭和59年厚生行政基礎調査」, ⑥ 「昭和55年老人の生活実態及び健康に関する調査報告書 (東京都福祉局)」

(出所) 三浦文夫編「図説高齢者白書 1 9 9 3」

第13表 老人医療費と国民医療費の推移

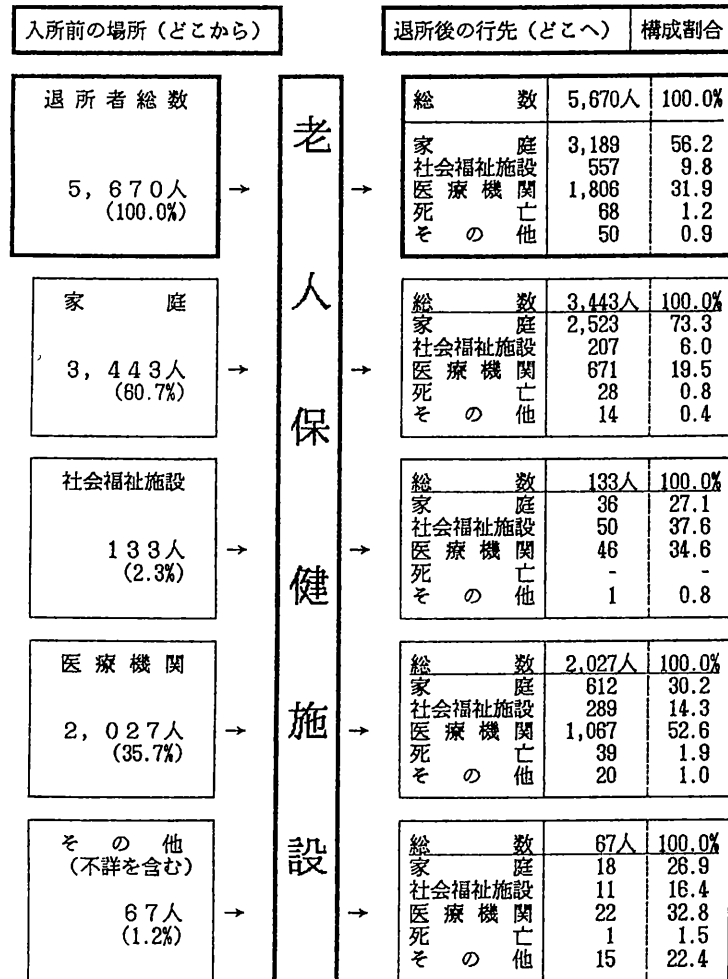
| 年 度    | 老人医療費  |      | 国民医療費   |      | 国民所得に占める国民医療費の割合 |
|--------|--------|------|---------|------|------------------|
|        |        | 伸 率  |         | 伸 率  |                  |
|        | 億円     | %    | 億円      | %    | %                |
| 昭和48年度 | 4,289  |      | 39,496  |      | 4.12             |
| 49     | 6,652  | 55.1 | 53,786  | 36.2 | 4.78             |
| 50     | 8,666  | 30.3 | 64,779  | 20.4 | 5.22             |
| 51     | 10,780 | 24.4 | 76,684  | 18.4 | 5.46             |
| 52     | 12,872 | 19.4 | 85,686  | 11.7 | 5.50             |
| 53     | 15,948 | 23.9 | 100,042 | 16.8 | 5.82             |
| 54     | 18,503 | 16.0 | 109,510 | 9.5  | 6.01             |
| 55     | 21,269 | 14.9 | 119,805 | 9.4  | 6.00             |
| 56     | 24,281 | 14.2 | 128,709 | 7.4  | 6.14             |
| 57     | 27,487 | 13.2 | 138,659 | 7.7  | 6.32             |
| 58     | 33,185 | 20.7 | 145,438 | 4.9  | 6.30             |
| 59     | 36,098 | 8.8  | 150,932 | 3.8  | 6.20             |
| 60     | 40,673 | 12.7 | 160,159 | 6.1  | 6.17             |
| 61     | 44,377 | 9.1  | 170,690 | 6.6  | 6.34             |
| 62     | 48,309 | 8.9  | 180,759 | 5.9  | 6.42             |
| 63     | 51,593 | 6.8  | 187,554 | 3.8  | 6.26             |
| 平成元    | 55,578 | 7.7  | 197,290 | 5.2  | 6.17             |
| 2      | 59,269 | 6.6  | 206,074 | 4.5  | 5.98             |
| 3      | 64,095 | 8.1  | 218,260 | 5.9  | 6.08             |
| 4 (推計) | 68,158 | 6.3  | 233,000 | 6.9  | 6.4              |
| 5 (推計) | 72,908 | 7.0  | 243,400 | 4.5  | 6.4              |

(注) 昭和58年1月以前の老人医療費は、旧老人医療費支給制度の対象者にかかわるものであり、老人保健制度創設に伴う対象者拡大のため、56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

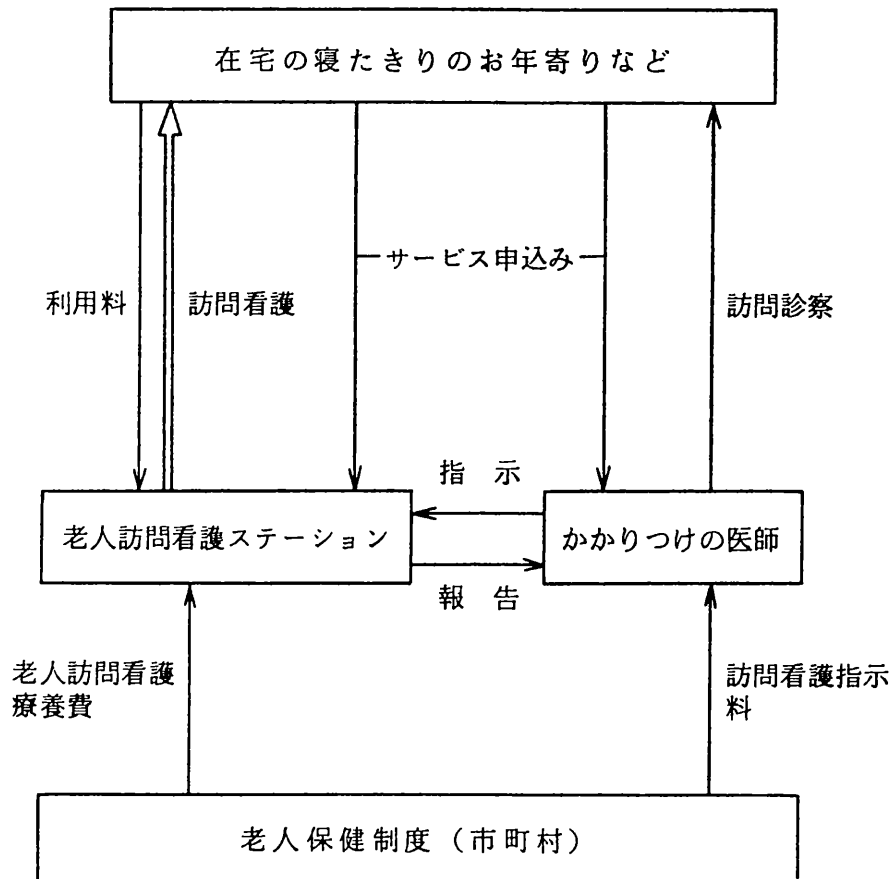
(出 所) 総務庁「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」(平成5年)

第 1 1 図 老人保健施設退所者の入退所の経路

平成 4 年 9 月



第 1 2 図 老人訪問看護制度



（出所）総務庁「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」（平成 5 年）

第 14 表 老人訪問看護制度における事業所の状況

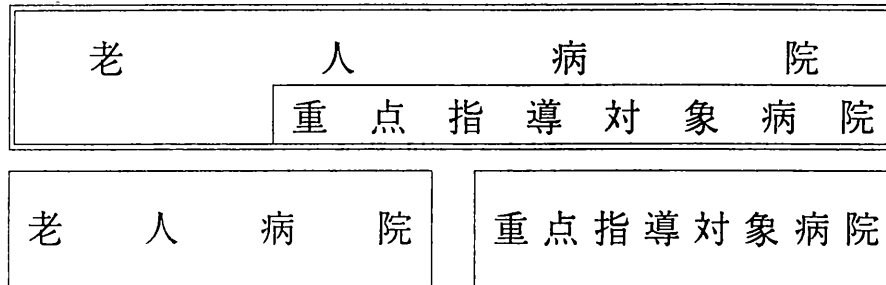
| I 事業所の状況  |                                                                 |                                            |                                                |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|
| (1)       | 老人訪問看護ステーション数<br>最も多い開設者                                        | 277か所<br>医療法人 51.6%                        | (老人保健施設)<br>(814施設)<br>(同 71.7%)               |
| (2)       | 従事者総数<br>1事業所当たり従事者数<br>1事業所当たり常勤換算従事者数                         | 1,576人<br>5.7人<br>3.8人                     |                                                |
| (3)       | 何らかの施設に併設している事業所<br>最も多く併設している施設                                | 77.6%<br>医療施設 52.0%                        |                                                |
| (4)       | 活動状況<br>1事業所当たり被訪問者数<br>1事業所当たり訪問回数                             | 29.8人/1か月<br>132.1回/1か月                    |                                                |
| II 利用者の状況 |                                                                 |                                            |                                                |
| (5)       | 利用者数<br>男 [平均年齢 79.6 歳]<br>女 [平均年齢 82.7 歳]                      | 8,262人<br>40.6%<br>59.4%                   | (52,808人)<br>[80.5歳](27.2%)<br>[81.8歳](72.8%)  |
| (6)       | 心身の状況<br>最も多い主傷病<br><br>痴呆を有す利用者                                | 循環系 61.7%<br>(うち、脳血管疾患が80.5%)<br><br>54.8% | (同 49.5%)<br>(同 80.7%)<br><br>(68.4%)          |
| (7)       | 日常生活自立度<br>寝たきり者<br>ADL全項目要介助者<br>入浴 要介助者<br>移動 要介助者<br>着替 要介助者 | 69.9%<br>42.6%<br>91.5%<br>82.4%<br>81.7%  | (43.5%)<br><br>(93.1%)<br><br>(77.7%)          |
| (8)       | 利用状況<br>1人当たり平均利用回数<br>1人当たり平均利用時間                              | 4.4回/1か月<br>1.2時間/1回                       |                                                |
| (9)       | 事業所とのアクセス状況<br>事業所と同一医療圏内に居所がある者<br>事業所からの訪問手段                  | 97.2%<br>自動車 75.4%<br>自転車 12.4%            | (76.8%)                                        |
| (10)      | 経路<br>最も多い利用前の場所<br><br>最も多い終了後の状況<br>次に多い終了後の状況                | 自宅 73.8%<br><br>医療機関に入院 46.1%<br>死亡 27.5%  | (医療機関 50.4%)<br><br>(家庭 56.2%)<br>(医療機関 31.9%) |

(注) ( ) 内は老人保健施設及び老人保健施設入所者の数値である。  
 なお、老人保健施設数は「老人保健施設報告」平成5年9月分(概数)、  
 それ以外は全て「平成4年老人保健施設実態調査」によった。  
 (出所) 厚生省「老人訪問看護統計調査」(平成5年)による。

### 第 13 図 老人病院制度の概要

(平成 4 年 10 月 1 日実施)

老人病院制度は、医療法上の制度ではなく、老人診療報酬点数表上定められたものであって、老人の心身の特性を踏まえた医療を確保するために設けられたものである。



(対 象)

- 老人の収容比率が著しく高い病院
- ・特例許可病院
  - ・65歳以上の収容比率が60%以上の病院
- (次の病院は、適用除外)

(適用除外)

- ①医療法標準を満たしている病院
- ②基準看護承認病院
- ③結核、精神病棟(病院)
- ④伝染病院
- ⑤外科系単科小規模病院
- ⑥二次医療圏老人人口が20%超の地域に所在する中核病院

(診療報酬の適用)

- 一般診療報酬との主な比較
- ・在宅医療に対する評価・推進
  - ・生活指導に対する評価
  - ・リハビリテーションに対する評価
  - ・検査等の適正化

(対 象)

老人病院のうち、看護婦等の員数が著しく不足している病院

- ・看護・介護職員比率が次に該当する病院

- ①看護 8 : 1 未満でかつ介護 13 : 1 未満
- ②看護 10 : 1 未満でかつ介護 10 : 1 未満
- ③看護 13 : 1 未満でかつ介護 8 : 1 未満
- ④看護 15 : 1 未満
- ⑤介護 15 : 1 未満

(診療報酬の適用等)

都道府県による重点指導を行うとともに、老人診療報酬上所要の適正化を図る。

- ・老人看護料(60点)
- ・点滴注射料の入院時医学管理料への包括
- ・検査料、画像診断料等の算定制限
- ・1年超入院の薬剤料の上限設定

(出所) 厚生省「社会保障の手引」(平成 5 年度版)

第 15 表 痴呆性老人数等の見通し（在宅、概数）

（単位：千人）

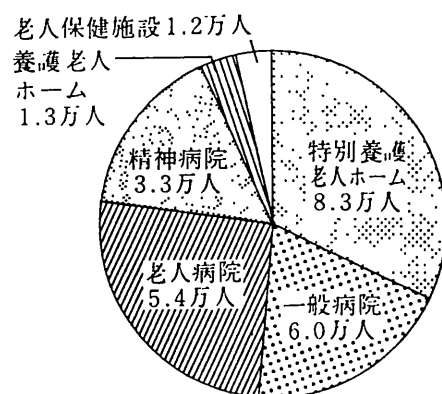
|                        | 昭和<br>60 年 | 平成<br>2 年 | 7 年    | 12 年   | 17 年   | 22 年   | 27 年   |
|------------------------|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 65 歳 以上 人 口 (A)        | 12,468     | 14,818    | 18,009 | 21,338 | 24,196 | 27,103 | 30,642 |
| 在宅の痴呆性老人数 (B)          | 593        | 744       | 924    | 1,121  | 1,338  | 1,593  | 1,848  |
| (B) の年齢階層別<br>構成割合 (%) | 65 ～ 69 歳  | (8.6)     | (8.2)  | (7.6)  | (6.5)  | (6.0)  | (6.1)  |
|                        | 70 ～ 74 歳  | (16.2)    | (13.8) | (13.6) | (14.0) | (13.1) | (10.7) |
|                        | 75 ～ 79 歳  | (20.6)    | (19.6) | (17.2) | (17.5) | (18.4) | (17.3) |
|                        | 80 ～ 84 歳  | (28.3)    | (28.8) | (28.4) | (25.9) | (27.1) | (27.8) |
|                        | 85 歳 以 上   | (26.3)    | (29.6) | (32.6) | (35.0) | (34.9) | (40.1) |
| 出現率 (%) (B/A)          | (4.75)     | (5.02)    | (5.13) | (5.25) | (5.53) | (5.88) | (6.03) |

資料：厚生省痴呆性老人対策推進本部報告（昭和 62 年 8 月）

出典：厚生省監修「老人の保健医療と福祉－制度の概要と動向」（平成 4 年）

（出所）総務庁「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」（平成 5 年）

第 14 図 施設処遇されている痴呆性老人推計数



資料：平成 2 年度厚生科学研究

（出所）厚生省「厚生白書」（平成 5 年版）

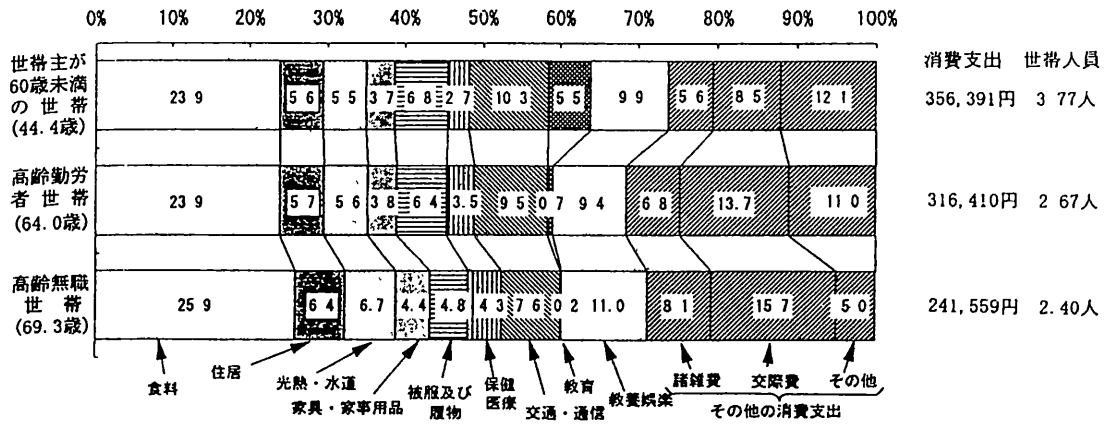
第 1 6 表 死亡の場所別死亡者数・構成割合の年次推移

| 死 亡 の 場 所   | 昭和45年   | 50年     | 55年     | 60年     | 平成元年    | 2年      | 3年      | 4年      |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 死 亡 数       |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 総 数         | 353 123 | 382 761 | 429 413 | 470 530 | 507 286 | 534 743 | 541 102 | 559 421 |
| 病 院         | 59 858  | 106 762 | 177 738 | 263 348 | 333 031 | 358 129 | 368 522 | 388 186 |
| 診 療 所       | 8 407   | 14 901  | 20 017  | 22 405  | 21 715  | 21 448  | 21 538  | 21 594  |
| 老人保健施設      | .       | .       | .       | .       | 143     | 346     | 616     | 763     |
| 助 産 所       | 44      | 31      | 3       | -       | -       | -       | -       | -       |
| 自 宅         | 272 829 | 248 469 | 219 314 | 173 395 | 143 537 | 146 078 | 141 581 | 140 033 |
| そ の 他       | 11 985  | 12 598  | 12 341  | 11 382  | 8 860   | 8 742   | 8 845   | 8 845   |
| 構 成 割 合 (%) |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 総 数         | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |
| 病 院         | 17.0    | 27.9    | 41.4    | 56.0    | 65.6    | 67.0    | 68.1    | 69.4    |
| 診 療 所       | 2.4     | 3.9     | 4.7     | 4.8     | 4.3     | 4.0     | 4.0     | 3.9     |
| 老人保健施設      | .       | .       | .       | .       | 0.0     | 0.1     | 0.1     | 0.1     |
| 助 産 所       | 0.0     | 0.0     | 0.0     | -       | -       | -       | -       | -       |
| 自 宅         | 77.3    | 64.9    | 51.1    | 36.9    | 28.3    | 27.3    | 26.2    | 25.0    |
| そ の 他       | 3.4     | 3.3     | 2.9     | 2.4     | 1.7     | 1.6     | 1.6     | 1.6     |

(注) 70歳以上。

(出所) 厚生省「人口動態統計」(平成4年)による。

第 1 5 図 世帯類型別消費支出の構成比



(出所) 総務庁「家計調査年報」(平成5年)

第 1 7 表 所得金額階級別にみた高齢者世帯の相対度数分布

| 所得金額階級      | 累積百分率 (%) |       | 百分率 (%) |
|-------------|-----------|-------|---------|
|             | 平成3年      | 平成4年  | 平成4年    |
| 総 数         | •         | •     | 100.0   |
| 50万円未満      | 6.3       | 4.3   | 4.3     |
| 50 ~ 100    | 20.8      | 15.9  | 11.6    |
| 100 ~ 150   | 35.4      | 32.6  | 16.7    |
| 150 ~ 200   | 46.7      | 44.7  | 12.1    |
| 200 ~ 250   | 57.5      | 54.9  | 10.2    |
| 250 ~ 300   | 67.7      | 64.6  | 9.7     |
| 300 ~ 350   | 75.2      | 72.5  | 8.0     |
| 350 ~ 400   | 81.1      | 79.3  | 6.8     |
| 400 ~ 450   | 84.7      | 82.3  | 3.0     |
| 450 ~ 500   | 87.6      | 86.2  | 3.9     |
| 500 ~ 600   | 90.9      | 90.4  | 4.2     |
| 600 ~ 700   | 93.6      | 92.8  | 2.4     |
| 700 ~ 800   | 95.0      | 94.3  | 1.5     |
| 800 ~ 900   | 95.9      | 95.1  | 0.8     |
| 900 ~ 1000  | 96.6      | 95.7  | 0.6     |
| 1000万円以上    | 100.0     | 100.0 | 4.3     |
| 平均所得金額 (万円) | 305.3     | 317.1 |         |
| 中央値 (万円)    | 214       | 222   |         |
| 平均世帯人員 (人)  | 1.59      | 1.56  |         |

(出所) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成5年)

第 18 表 65歳までの雇用確保の制度を有する企業の割合

○ 一律定年制を採用している企業のうち、

|             |        |
|-------------|--------|
| 65歳以上定年制企業  | 4.4 %  |
| 60～64歳定年制企業 | 75.5 % |
| 60歳未満定年制企業  | 20.0 % |

○ 60歳以上定年制を定めている企業のうち、何らかの勤務延長制度、再雇用制度を有する企業の割合

71.7 %

○ 定年年齢が60～64歳の企業で、原則として希望者全員に65歳まで勤務延長制度、再雇用制度を適用する企業及び65歳以上定年制を採用している企業

19.1 %

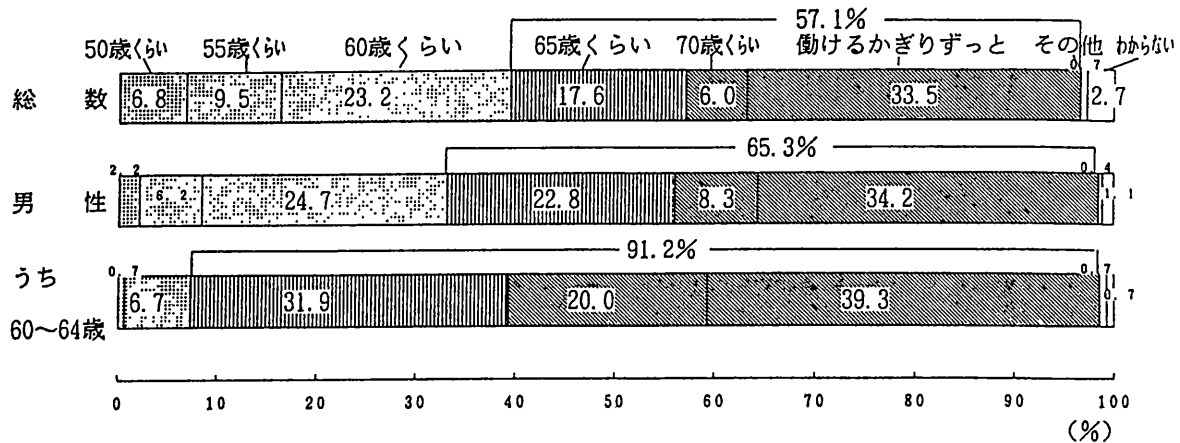
(備考) 1 勤務延長制度とは、定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度。

2 再雇用制度とは、定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用することのできる制度。

(資料) 労働省「雇用管理調査」(平成5年)より算出

(出所) 労働省資料

第16図 高齢者の就業意欲(何歳くらいまで働きたいか)



(資料) 総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年)

(出所) 労働省資料

第19表 企業規模、産業、年齢別常用労働者の割合

| 企業規模、産業       | 全労働者  | (事業所規模5人以上) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |        |       | (%) |  |
|---------------|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|-----|--|
|               |       | 55歳以上       | 55歳 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 |     |  |
| 調査対象計         | 100.0 | 16.0        | 2.0 | 1.8 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.2 | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 1.9    | 1.0   |     |  |
| 5,000人以上      | 100.0 | 6.8         | 1.4 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 0.8 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.3    | 0.1   |     |  |
| 1,000～4,999人  | 100.0 | 8.9         | 1.6 | 1.4 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 0.6 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.5    | 0.3   |     |  |
| 300～999人      | 100.0 | 11.7        | 1.9 | 1.6 | 1.7 | 1.3 | 1.3 | 0.8 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 0.8    | 0.2   |     |  |
| 100～299人      | 100.0 | 16.4        | 2.2 | 1.9 | 2.1 | 1.8 | 1.5 | 1.2 | 1.1 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 1.6    | 0.6   |     |  |
| 30～99人        | 100.0 | 21.0        | 2.3 | 2.4 | 2.4 | 2.0 | 1.8 | 1.6 | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.0 | 2.5    | 1.1   |     |  |
| 5～29人         | 100.0 | 22.4        | 2.1 | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 1.8 | 2.0 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 3.7    | 2.3   |     |  |
| 鉱業            | 100.0 | 22.6        | 2.8 | 3.2 | 2.7 | 2.0 | 2.3 | 1.8 | 1.4 | 1.4 | 1.1 | 0.9 | 2.1    | 0.8   |     |  |
| 建設業           | 100.0 | 27.9        | 2.5 | 2.4 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.6 | 2.1 | 1.9 | 1.9 | 1.5 | 4.0    | 1.5   |     |  |
| 製造業           | 100.0 | 15.8        | 2.3 | 2.2 | 2.0 | 1.7 | 1.5 | 1.1 | 0.8 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 1.5    | 0.8   |     |  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 100.0 | 8.3         | 1.6 | 1.5 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.3    | 0.1   |     |  |
| 運輸・通信業        | 100.0 | 14.0        | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 1.7 | 1.5 | 1.0 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 0.9    | 0.5   |     |  |
| 卸売・小売業、飲食店    | 100.0 | 11.3        | 1.5 | 1.0 | 1.3 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 1.7    | 1.2   |     |  |
| 金融・保険業        | 100.0 | 8.6         | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 0.9 | 0.8 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.8    | 0.4   |     |  |
| 不動産業          | 100.0 | 27.7        | 1.4 | 2.4 | 2.2 | 2.6 | 3.0 | 2.5 | 2.6 | 1.9 | 1.7 | 1.8 | 3.7    | 1.9   |     |  |
| サービス業         | 100.0 | 18.4        | 2.0 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.5 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 2.6    | 1.2   |     |  |
| (事業所規模30人以上)  |       |             |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |        |       |     |  |
| 昭和63年         | 100.0 | 9.8         | 1.6 | 1.4 | 1.3 | 1.1 | 1.0 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.8    | 0.3   |     |  |
| 平成4年          | 100.0 | 13.0        | 2.0 | 1.8 | 1.7 | 1.4 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 1.2    | 0.5   |     |  |

(出所) 労働省「高年齢者就業実態調査」(平成4年)

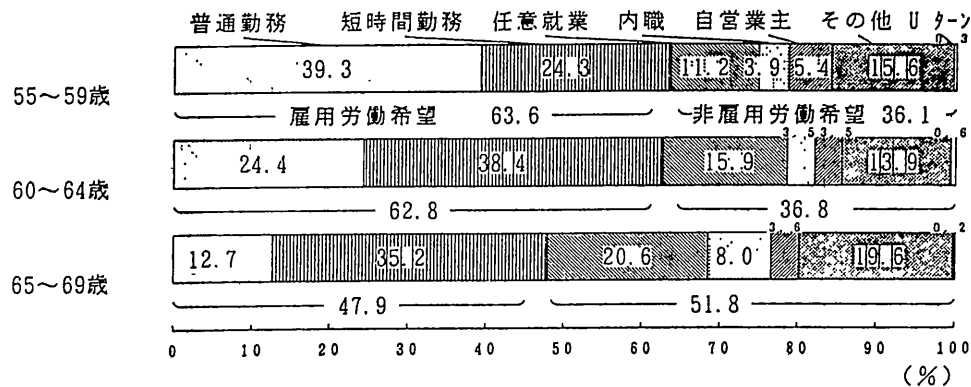
第20表 企業規模、産業、今後2年くらいの間に55歳以上の常用労働者の雇用を増やさない理由別事業所の割合

(事業所規模5人以上、今後2年くらいの間に中途採用、定年延長、再雇用・勤務延長等により従来より55歳以上の常用労働者の雇用を増やさない予定であると回答した事業所)

| 企業規模、産業       | 計     | (M. A. 2つまで) (%) |                         |                     |                  |        |                      |                       |      |
|---------------|-------|------------------|-------------------------|---------------------|------------------|--------|----------------------|-----------------------|------|
|               |       | 高年齢労働者に適した仕事がない  | 高年齢労働者は体力健康の面で整理がきかないから | 高年齢労働者の過去の経歴にこだわるから | 雇用してもすぐに辞めてしまうから | 資金が豊富で | 若年・中年層の採用で人手は充足できるから | 高年齢労働者に頼らず、雇用の予定はないから | その他  |
| 計             | 100.0 | 44.4             | 25.8                    | 2.9                 | 2.2              | 9.0    | 31.2                 | 24.7                  | 14.6 |
| 5,000人以上      | 100.0 | 23.8             | 26.9                    | 10.5                | 1.7              | 3.6    | 36.0                 | 22.1                  | 24.0 |
| 1,000～4,999人  | 100.0 | 53.4             | 11.6                    | 0.0                 | 0.8              | 8.1    | 37.4                 | 16.4                  | 15.1 |
| 300～999人      | 100.0 | 53.0             | 16.0                    | 0.9                 | —                | 7.9    | 50.5                 | 9.7                   | 15.3 |
| 100～299人      | 100.0 | 38.7             | 24.3                    | 0.3                 | 1.1              | 13.8   | 52.4                 | 15.6                  | 13.1 |
| 30～99人        | 100.0 | 57.1             | 23.5                    | 2.7                 | 0.9              | 5.3    | 38.5                 | 9.9                   | 17.6 |
| 5～29人         | 100.0 | 43.0             | 29.1                    | 3.3                 | 3.0              | 9.3    | 22.9                 | 31.6                  | 13.6 |
| 鉱 産 業         | 100.0 | 38.1             | 27.6                    | 8.8                 | —                | 2.7    | 26.1                 | 33.9                  | 15.8 |
| 建 設 業         | 100.0 | 48.2             | 46.6                    | 0.4                 | 0.0              | 10.8   | 27.5                 | 13.8                  | 25.7 |
| 製 造 業         | 100.0 | 40.8             | 38.7                    | 1.6                 | 10.2             | 8.7    | 20.3                 | 26.1                  | 13.4 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 100.0 | 17.8             | 5.6                     | —                   | —                | 0.3    | 42.7                 | 40.6                  | 16.4 |
| 運 輸 ・ 通 信 業   | 100.0 | 52.7             | 35.4                    | 2.2                 | 1.3              | 4.4    | 22.9                 | 17.2                  | 14.3 |
| 卸売・小売業、飲食店    | 100.0 | 47.1             | 19.9                    | 2.0                 | 0.3              | 10.0   | 38.1                 | 24.8                  | 11.4 |
| 金 融 ・ 保 険 業   | 100.0 | 27.0             | 12.8                    | 0.3                 | 0.8              | 4.3    | 37.0                 | 18.3                  | 35.2 |
| 不 動 産 業       | 100.0 | 30.5             | 4.8                     | —                   | —                | 9.6    | 36.2                 | 42.2                  | 27.2 |
| サ ー ビ ス 業     | 100.0 | 43.2             | 17.9                    | 7.2                 | 0.2              | 8.8    | 30.7                 | 29.9                  | 12.5 |
| (事業所規模30人以上)  |       |                  |                         |                     |                  |        |                      |                       |      |
| 昭和63年         | 100.0 | 49.2             | 29.3                    | 2.0                 | 1.4              | 8.0    | 34.2                 | 19.6                  | 15.3 |
| 平成4年          | 100.0 | 42.6             | 26.4                    | 2.5                 | 2.5              | 8.3    | 38.7                 | 15.7                  | 19.0 |

(出所) 労働省「高年齢者就業実態調査」(平成4年)

第17図 不就業者の希望する就業形態の割合(男子)

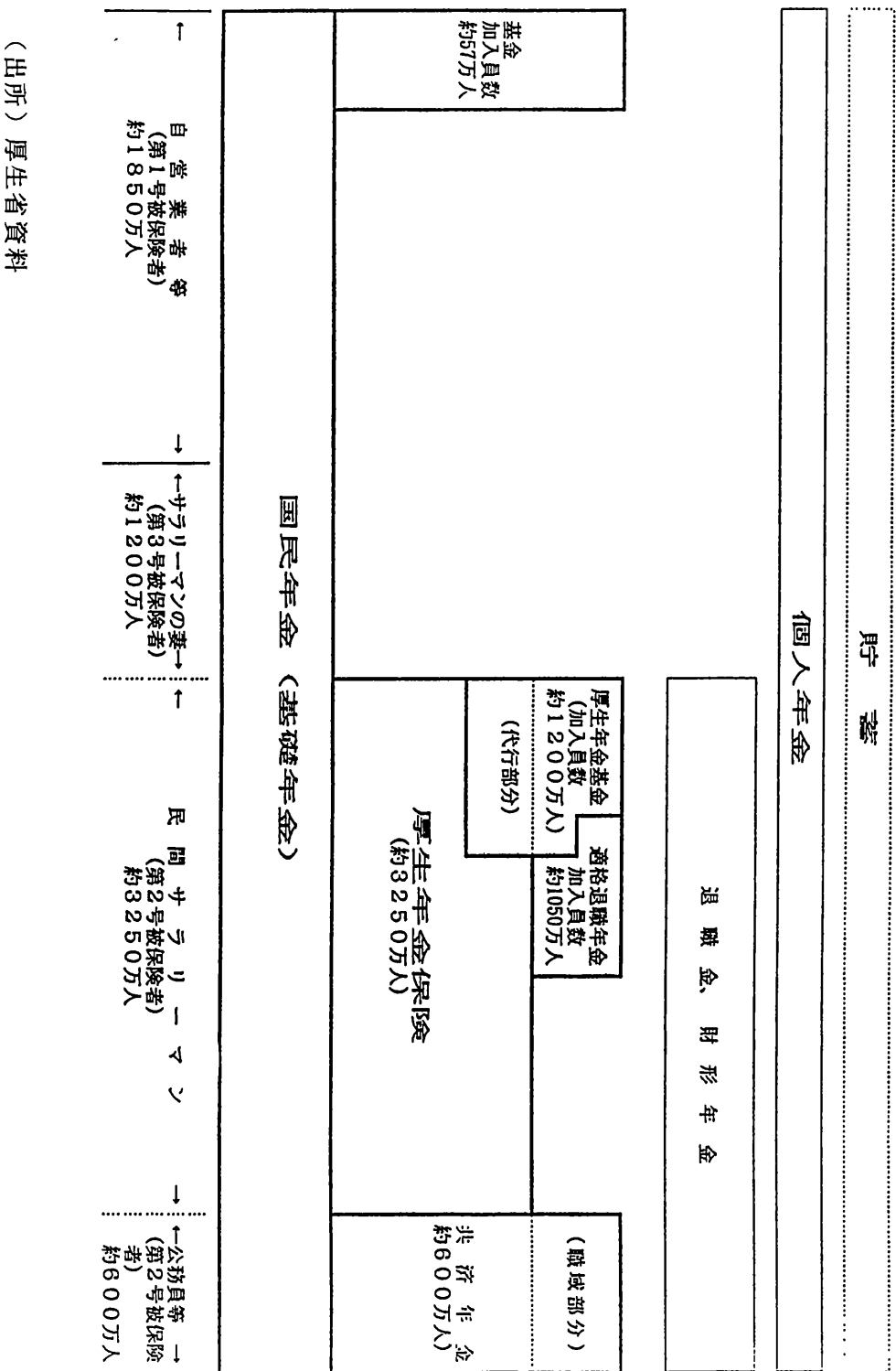


(注) 「任意就業希望」とは、「近所の人や会社などに頼まれたりして、任意に行う仕事をしたい」をいう。

(資料) 労働省「高年齢者就業実態調査」(平成4年)

(出所) 労働省資料による。

第 1 8 図 老後の所得保障概念図



第 2 1 表 公的年金加入者数の年次推移

(単位：千人)

| 年 次    | 総 数    | 国民年金<br>第 1 号<br>被保険者 | 国民年金<br>第 3 号<br>被保険者 | 厚生年金   | 共済組合  |
|--------|--------|-----------------------|-----------------------|--------|-------|
| 昭和50年度 | 55,456 | 25,884                |                       | 23,893 | 5,678 |
| 55     | 59,045 | 27,596                |                       | 25,445 | 6,006 |
| 60     | 58,239 | 25,091                |                       | 27,234 | 5,914 |
| 62     | 64,105 | 19,292                | 11,299                | 27,676 | 5,840 |
| 63     | 64,929 | 18,727                | 11,615                | 28,769 | 5,817 |
| 平成元    | 65,678 | 18,155                | 11,788                | 29,921 | 5,814 |
| 2      | 66,313 | 17,579                | 11,956                | 30,997 | 5,781 |
| 3      | 68,352 | 18,536                | 12,050                | 31,959 | 5,807 |
| 4      | 68,941 | 18,508                | 12,112                | 32,493 | 5,828 |

(注) 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第 2 2 表 受給権者数の年次推移

(単位：千人)

| 年 次    | 国民年金<br>(旧法) | 基礎年金  | 厚生年金   |
|--------|--------------|-------|--------|
| 昭和50年度 | 3,119        | —     | 2,449  |
| 55     | 6,256        | —     | 4,773  |
| 60     | 8,837        | —     | 7,384  |
| 62     | 9,148        | 1,210 | 8,642  |
| 63     | 9,196        | 1,497 | 9,279  |
| 平成元    | 9,236        | 1,805 | 9,919  |
| 2      | 9,278        | 2,084 | 10,519 |
| 3      | 9,100        | 2,928 | 11,092 |
| 4      | 8,842        | 3,917 | 11,803 |

資料：社会保険庁「事業年報」

(出所) 厚生省「厚生白書」(平成5年版)

第 2 3 表 年金額の推移

## ・ 国民年金 (老齢基礎年金, 月額)

|            | 61年度   | 62年度   | 63年度   | 元年度    | 2年度    | 3年度    | 4年度    | 5年度    |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基礎年金額 (円)  | 51,900 | 52,208 | 52,267 | 55,500 | 56,775 | 58,500 | 60,442 | 61,442 |
| 平均受給額 (万円) | 2.9    | 2.9    | 3.0    | 3.1    | 3.2    | 3.5    |        |        |

注: 平均受給額は旧法拠出制及び基礎年金の平均

## ・ 厚生年金保険 (老齢厚生年金, 月額)

|            | 61年度    | 62年度    | 63年度    | 元年度     | 2年度     | 3年度     | 4年度     | 5年度     |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| モデル年金額 (円) | 183,842 | 184,942 | 185,125 | 195,492 | 199,983 | 206,250 | 212,892 | 216,408 |
| 平均受給額 (万円) | 13.0    | 13.2    | 13.2    | 14.1    | 14.6    | 15.1    |         |         |

注: (1) モデル年金は昭和63年度以前は32年加入, 平成元年度以降は35年加入の夫婦

(2) 平均受給額は旧法老齢年金, 旧法船員保険老齢年金及び新法老齢年金の平均

## ・ 共済年金 (退職共済年金, 月額)

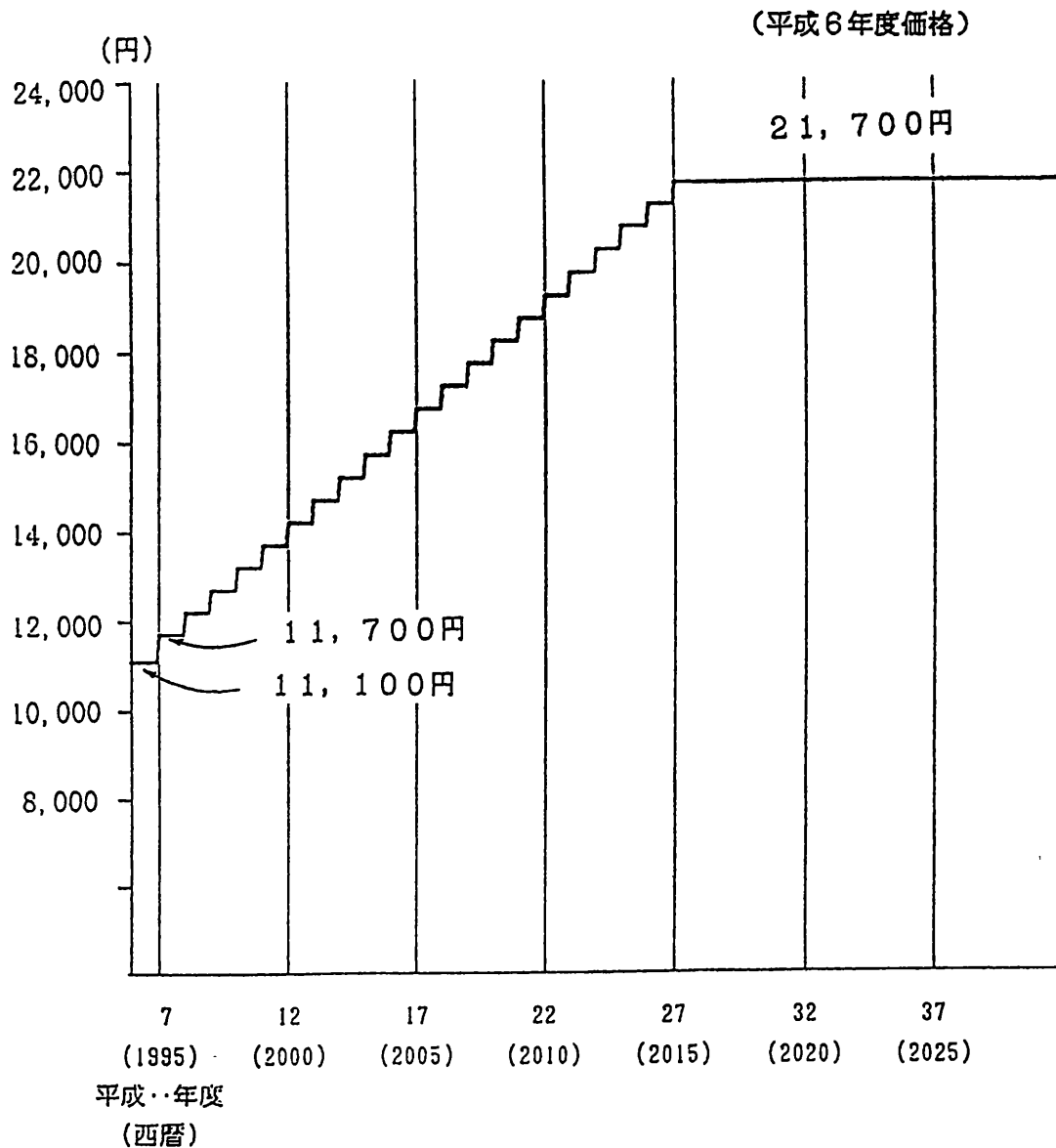
— 国家公務員等共済組合, 地方公務員共済組合, 私立学校教職員共済組合, 農林漁業団体職員共済組合

|            | 61年度 | 62年度 | 63年度 | 元年度  | 2年度  | 3年度  |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 平均受給額 (万円) | 18.0 | 18.1 | 18.4 | 18.8 | 19.2 | 19.7 |

注: 共済年金の平均受給額については, 各共済の独自給付を含む。

(出所) 総務庁「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」(平成5年)

第 19 図 国民年金の保険料の将来見通し

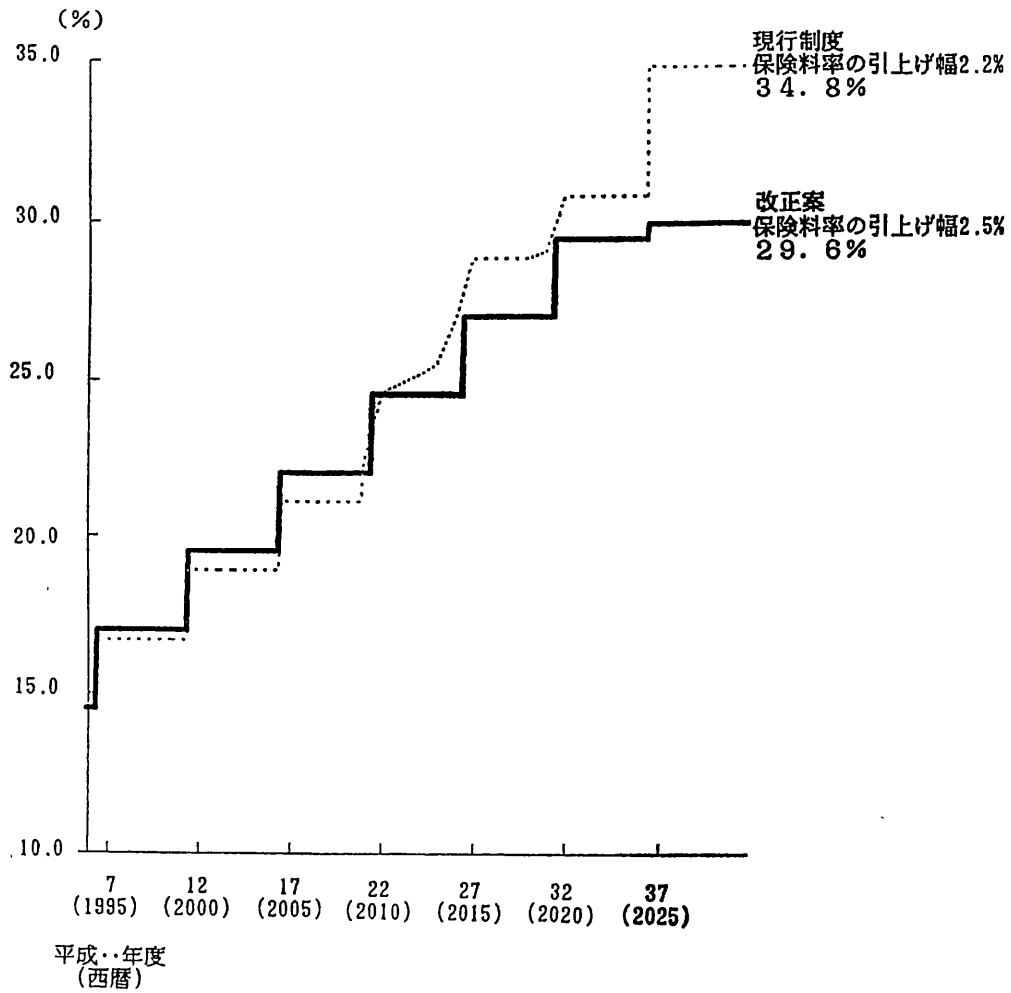


○ 10,500円 → 11,100円 → 11,700円  
 [平成5年4月] [平成6年4月] [平成7年4月]

○ 平成8年4月以降毎年度500円ずつ引上げ(平成6年度価格)

(出所) 厚生省資料による

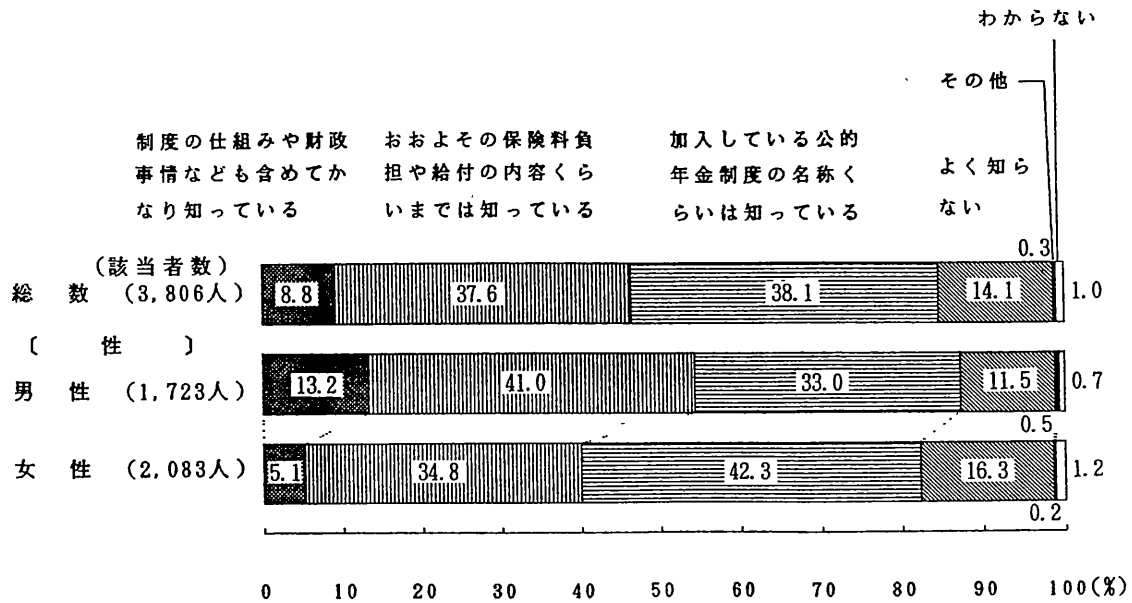
第20図 厚生年金の保険料率の将来見通し(平成6年財政再計算結果)



(注) 標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇率2.0%、運用利回り5.5%  
 としている。

(出所) 厚生省資料

第 2 1 図 公的年金制度の周知度



(出所) 総理府「公的年金制度に関する世論調査」(平成5年)

第 2 4 表 シルバーサービスの現状(介護サービス関連)

| 平成5年('93)6月1日現在   |                                                               |                                                                    |               |                                  |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------|
| 業 種               | 現 状                                                           | 行政指導等                                                              | シルバーマークの取得の状況 | 組織化の状況                           |
| 有料老人ホーム           | ・施設数 244か所<br>・定員 24,276人<br>(4年7月1日現在)<br>・有料老人ホーム協会会員 86事業者 | ・老人福祉法に基づく届け出義務等<br>・有料老人ホーム設置運営指導指針による行政指導<br>・社会福祉・医療事業団等による低利融資 | 16事業者         | ・(社) 有料老人ホーム協会(昭和57年2月設立)        |
| 在宅介護サービス          | ・全国在宅介護事業協議会会員 61事業者                                          | ・ガイドラインに基づく行政指導<br>・社会福祉・医療事業団等による低利融資                             | 25事業者         | ・全国在宅介護事業協議会(平成元年11月設立)          |
| 在宅入浴サービス          | ・全国入浴福祉事業協議会会員 60事業者                                          |                                                                    | 36事業者         | ・全国入浴福祉事業協議会(昭和63年9月設立)          |
| 福祉機器・介護用品レンタルサービス | ・全国福祉機器・介護用品レンタル事業協議会会員 78事業者                                 |                                                                    | 93事業者         | ・全国福祉機器・介護用品レンタル事業協議会(平成2年12月設立) |

注: シルバーマーク制度は、(社) シルバーサービス振興会において実施されている。

(出所) 厚生統計協会「国民の福祉の動向」(1993年)

第 2 5 表 国の有料老人ホーム類型

|                | 契約上定める要介護状態になった場合の取扱い            |               |                                                                                            |                  |
|----------------|----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|                | 契約の解約の有無                         | 専用居室又は介護居室の権利 | 介護を行う場所                                                                                    | 移行に伴う新たな入居一時金の有無 |
| 終身利用（同一施設内介護）型 | 解約しない                            | 存続            | 同一施設内                                                                                      | 不要               |
| 終身利用（提携施設介護）型  | 解約しない                            | 存続            | 提携施設<br>または<br>同一設置者の別施設<br>（介護の程度が軽い場合は、同一施設内で介護し、更に重度の介護が必要となった場合に、提携施設等に移すものも含む）        | 不要               |
| 提携施設移行型        | 解約する<br>（新たに提携施設等と契約を締結）         | 消滅            | 提携施設<br>または<br>同一設置者の別施設<br>（介護の程度が軽い場合は、同一施設内で介護し、更に重度の介護が必要となった場合に、契約を解除し、提携施設等に移すものも含む） | 不要               |
| 限定介護型          | 解約する<br>（契約上定められた以上の介護が必要となった場合） | 消滅            | 契約上定めがない<br>または<br>契約上定めがあっても新たな入居一時金が必要                                                   |                  |
| 健康型            | 解約する<br>（介護が必要となった場合）            | 消滅            |                                                                                            |                  |
| 介護専用型*         | 解約しない                            | 存続            | 同一居室内                                                                                      | —                |

\*「介護専用型」とは、主として入居時より常時介護を要する者を入居させることを目的とするものをいう。  
「手続き等」については省略。

（出所）木間昭子「有料老人ホームにおける消費者被害（下）」

国民生活センター『国民生活研究』1992年6月

二、調査会委員名簿(平六・六・二三現在)

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 会長 鈴木 省吾   | 理事 清水嘉与子   | 理事 竹山 裕    |
| 理事 三重野栄子   | 理事 小島 慶三   | (理事 笹野 貞子) |
| 理事 武田 節子   | (理事 浜四津敏子) | (理事 鈴木 栄治) |
| 理事 吉岡 吉典   | 委員 岩崎 純三   | 委員 遠藤 要    |
| 委員 太田 豊秋   | 委員 加藤 紀文   | 委員 成瀬 守重   |
| 委員 服部三男雄   | 委員 溝手 顕正   | (委員 木暮 山人) |
| (委員 藤田 雄山) | 委員 青木 薪次   | 委員 菅野 壽    |
| 委員 日下部禮代子  | 委員 栗原 君子   | 委員 佐藤 三吾   |
| 委員 谷本 巍    | 委員 村沢 牧    | (委員 岩崎 昭弥) |
| (委員 喜岡 淳)  | (委員 篠崎 年子) | (委員 庄司 中)  |
| (委員 鈴木 和美) | (委員 竹村 泰子) | (委員 千葉 景子) |
| (委員 西岡瑠璃子) | (委員 安永 英雄) | (委員 山口 哲夫) |
| (委員 渡辺 四郎) | 委員 笹野 貞子   | 委員 平野 貞夫   |
| (委員 勝木 健司) | (委員 釘宮 磐)  | 委員 和田 教美   |
| 委員 下村 泰    |            |            |

( )は、平成五・八・二七以降当調査会に所属したことのある理事及び委員  
三、調査会の活動状況(平五・八・二七～六・六・二三)  
調査項目「本格的高齢社会への対応」

—高齢者福祉の視点からの施策の検証—

① 調査会

〈第百二十八回国会〉

○平五・一〇・二七

海外派遣議員の報告

中間報告フォローアップ(関係各省から説明聴取)

(政府委員)

|             |        |
|-------------|--------|
| 厚生大臣官房総務審議官 | 佐々木典夫君 |
| 運輸省運輸政策局長   | 豊田 実君  |
| 労働省婦人局長     | 松原 亘子君 |
| 建設省住宅局長     | 三井 康壽君 |

○平五・一一・一二

中間報告フォローアップ(関係各省に対する質疑)

(政府委員)

|             |        |
|-------------|--------|
| 厚生大臣官房総務審議官 | 佐々木典夫君 |
| 厚生省健康政策局長   | 寺松 尚君  |
| 厚生省生活衛生局長   | 柳沢健一郎君 |
| 厚生省社会・援護局長  | 土井 豊君  |
| 厚生省老人保健福祉局長 | 横尾 和子君 |
| 厚生省児童家庭局長   | 瀬田 公和君 |
| 厚生省保険局長     | 多田 宏君  |
| 運輸省運輸政策局長   | 豊田 実君  |
| 労働省婦人局長     | 松原 亘子君 |
| 建設省住宅局長     | 三井 康壽君 |

(説明員)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 文部省初等中等教育局中学校課長     | 河上 恭雄君 |
| 文部省教育助成局施設助成課長      | 矢野 重典君 |
| 文部省体育局学校健康教育課長      | 近藤 信司君 |
| 厚生省保健医療局国立病院部経営指導課長 | 廣瀬 省君  |
| 運輸省鉄道局技術企画課長        | 小杉 昭夫君 |
| 運輸省自動車交通局旅客課長       | 春田 謙君  |
| 運輸省自動車交通局技術安全全部審査課長 | 中島 恒夫君 |
| 郵政省通信政策局技術政策課長      | 大須賀克己君 |
| 労働省職業安定局雇用保険課長      | 戸苅 利和君 |
| 建設大臣官房政策課長          | 林 桂一君  |
| 建設省道路局企画課長          | 佐藤 信彦君 |
| 建設省住宅局住宅政策課長        | 山本繁太郎君 |

〈第百二十九回国会〉

○平六・二・二四

参考人から意見聴取・質疑

(参考人)

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 『二十一世紀への福祉ビジョン—高齢者福祉政策を中心として—』 | 丸尾 直美君 |
| 慶応義塾大学総合政策学部教授                 | 湯沢 雅彦君 |
| 『家族の変化と老人扶養』                   |        |
| お茶の水女子大学教授                     |        |

○平六・三・一六

参考人から意見聴取・質疑

(参考人)

『年金改革の哲学と手法』

上智大学文学部教授

『高齢化社会における医療保障の課題―サービスと財源の総合化―』

社会保障研究所調査部長

○平六・三・一八

参考人から意見聴取・質疑

(参考人)

『個人貯蓄とライフサイクル―生涯収支の実証分析―』

京都大学経済研究所教授

『医療と福祉の新時代』

阪南中央病院内科医長・健康管理部次長

○平六・三・二四

参考人から意見聴取・質疑

(参考人)

『福祉専門職と長寿社会の展望』

日本社会事業大学教授・社会福祉学部長

○平六・四・一三

参考人から意見聴取・質疑

(参考人)

『家族と社会福祉政策』

立教大学社会学部教授

『高齢期の消費者被害の実状と対策―有料老人ホームを中心として―』

国民生活センター調査研究部調査役補佐

○平六・五・一八

公聴会

(公述人)

日本在宅看護システム株式会社社長・在宅看護研究センター代表

前原市社会福祉協議会主任ヘルパー

社団法人呆け老人をかかえる家族の会代表理事

筑後市民生部福祉事務所高齢者対策係長

社会福祉法人秋川あすなろ保育園園長

帝京平成短期大学福祉学科助教授

財団法人関西盲導犬協会事務局長

主婦・有償ボランティア

○平六・六・三

中間報告フォローアップ、二年度目の調査項目(関係各省から説明聴取・質疑)

(政府委員)

文部省初等中等教育局長

厚生省老人保健福祉局長

運輸省運輸政策局長

労働省婦人局長

建設省住宅局長

(説明員)

文部省初等中等教育局特殊教育課長

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房調査室長

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局企画課長

運輸省運輸政策局消費者行政課長

労働大臣官房審議官

労働省職業安定局次長

建設大臣官房審議官

建設省道路局企画課長

○平六・六・八

各委員意見表明

竹山 裕君(自由民主党)

日下部禮代子君(日本社会党・護憲民主連合)

小島 慶三君(新緑風会)

武田 節子君(公明党・国民会議)

高見 国生君

一ノ瀬 諭君

今 キヨ子君

太田 貞司君

下重 貞一君

稲川 寿子君

野崎 弘君

横尾 和子君

豊田 実君

松原 亘子君

三井 康壽君

嶋崎 和男君

太田 義武君

阿部 正俊君

小林 和弘君

吉武 民樹君

大田 晋君

淡路 均君

伊藤 庄平君

中井 敏夫君

梅野捷一郎君

佐藤 信彦君

吉岡 吉典君(日本共産党)  
下村 泰君(二院クラブ)

フリートキング

○平六・六・二三

中間報告書の了承

② 勉強会

〈第百二十九回国会〉

(第二回目)

テーマ—スウェーデンにおける高齢者福祉の現状と日本の課題

講師—ストックホルムコミュニケーション社会福祉第一五区管理責任者

期 日—平六・二・二三

馬場 寛君

(第二回目)

テーマ—終末期医療の現状と未来

講師—聖ヨハネ会総合病院核町病院ホスピス科部長

期 日—平六・三・三〇

山崎 章郎君

③ 海外派遣

〈第百二十七回国会閉会後〉

調査目的—高齢化社会問題調査のため

派遣議員—団長 鈴木 省吾

清水嘉与子

三重野栄子

浜四津敏子

鈴木 栄治

吉岡 吉典

笹野 貞子

派遣地—イギリス、スウェーデン、デンマーク及びフランス

派遣期日—平五・八・二九〜九・八

④ 近郊視察

〈第百二十八回国会〉

視察目的—保健医療、福祉等の高齢社会対策に関する実情調査

視察委員—会長 鈴木 省吾

理事 清水嘉与子

理事 竹山 裕

理事 三重野栄子

理事 笹野 貞子

理事 鈴木 栄治

理事 吉岡 吉典

委員 太田 豊秋

委員 加藤 紀文

委員 菅野 壽

委員 日下部禮代子

委員 栗原 君子

委員 下村 泰

視察先—聖路加国際病院、マイホームはるみ

視察期日—平五・一一・五

〈第百二十九回国会〉

(第一回目)

視察目的—保健医療等の高齢社会対策に関する実情調査

視察委員—会長 鈴木 省吾

理事 竹山 裕

委員 加藤 紀文

委員 成瀬 守重

委員 栗原 君子

委員 佐藤 三吾

委員 笹野 貞子

委員 下村 泰

視察先—国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立職業リハビリテーションセンター

視察期日—平六・二・一七

(第二回目)

視察目的—医療等の高齢社会対策に関する実情調査

視察委員—会長 鈴木 省吾

理事 清水嘉与子

理事 竹山 裕

理事 三重野栄子

理事 浜四津敏子

理事 吉岡 吉典

委員 太田 豊秋

委員 加藤 紀文

委員 溝手 顕正

委員 青木 薪次

委員 栗原 君子

委員 笹野 貞子

委員 下村 泰

視察先—社会福祉法人聖隷福祉事業団(浜名湖エデンの園、聖隷クリストファー看護大学、総合病院聖隷三方原病院)

視察期日—平六・三・一一

(参考) 海外派遣議員の報告(平五・一〇・二七調査会)

平成五年度海外派遣特定事項調査第一班は、高齢化社会問題についての調査のため、去る八月二十九日から九月八日まで、イギリス、スウェーデン、デンマーク及びフランスに派遣されました。

派遣議員は、本調査会の鈴木省吾会長を団長として、三重野、浜四津、鈴木栄治、吉岡、笹野の各議員と私、清水の合計七名でございます。

現地におきましては、短い日程の中で、各国の政府関係者と会談するとともに、高齢者福祉施設を視察いたしました。また、在外公館からも調査事項に関して説明を聴取し、資料の収集に努めました。

した。

本日は、派遣議員団を代表して、各国における最近の高齢者福祉政策の動向と課題を中心に御報告申し上げます、今後の調査の参考に供したいと存じます。

まず、イギリスですが、保健省を訪問し、本年実施されたコミュニティーケア改革を中心に高齢者福祉施設について意見交換をいたしました。

イギリスは、周知のように、「揺りかごから墓場まで」と言われ、社会保障の充実した国と見られてきました。確かに理念の上では国民すべてを

保障しておりますが、伝統的な保守主義を背景として、国が保障する水準は最低限度となっております。医療と社会サービスの行政体制は区別されており、医療・保健サービスは国営の国民保健サービス(NHS)、福祉などの社会サービスは地方自治体の責任で実施されております。

高齢者対策については、一九六〇年代以降、コミュニティケアということで地方自治体が在宅ケア対策を実施することが法的に義務化されております。しかし、八〇年代のサッチャー政権においては民間部門の役割が強調され、公的部門、家族、ボランティアなど広い範囲の中でケアの責任が議論されてきました。

こういう中で、一九九一年の国民保健サービスの改革に続き、今回コミュニティケア改革が実施されたところであります。改革のポイントとして次の三点が挙げられます。

第一は、地方自治体の役割が拡大し、従来の公営サービスの供給主体から民間サービスを含めた総合的なサービス供給の責任主体になったこととあります。具体的には、自治体がコミュニティケア計画を策定すること、また民間サービスの活用などを含めたすべての在宅福祉サービス、施設サービスの供給責任を自治体に一元化することなどです。

第二は、高齢者の個々のニーズを評価し、総合的なサービスを提供するため、自治体がケア・マネジメントを実施し、必要とされるサービスについてのみ公費負担によるサービスを提供するようになったこととあります。

第三に、イギリスでは施設利用料についての所得補助制度が低所得者に適用されているため、高

齢者の民間施設入居者が大幅に増加し、財政上問題となっておりまして。今回の改革により所得補助制度が廃止され、国庫の負担軽減分は自治体に交付され、改革の実施に充てられることになったこととあります。保健省の説明では、今回の改革の目的は高齢者サービスの改善と財政問題の両方であるが、あえて言えば改革しなければ財政上のコントロールができなくなることが背景にあったということとありました。

次に、スウェーデンですが、社会省を訪問し、最近実施されたエーデル・リフォームの内容、経済悪化の福祉への影響、マンパワーの確保、福祉教育などについて意見交換を行いました。

スウェーデンの福祉政策は、一九三二年以降の四十年にわたる社会民主党政権下で築かれたもので、一九九一年からの保守政権下でも基本路線は維持されております。しかし、戦後最悪と言われている近年の経済不況を背景として財政赤字が増大しておりまして、議会内では社会保障給付の削減を含め、福祉政策の見直しを行うべきであるとの声も強くなっていることとあります。租税負担と社会保障負担を合わせた国民負担率は一九九〇年で七七％となっておりますが、高い税率などによるゆがみを是正するため一九九一年に税制改正が行われ、個人所得税の軽減が図られております。

このような状況を背景に、近年の高齢者福祉行政は在宅ケアの充実を重視しております。また、八〇年代以降の経済危機や高齢層の増加の中で医療と福祉を総合的に把握した行政を進めるため、一九九二年一月からエーデル・リフォームと言われる老人医療改革が実施されております。

この改革の内容を具体的に申し上げますと、第一に、医療は県、福祉はコミュニティの権限となっておりまして、ナースングホームを県からコミュニティに移管し、高齢者のケアは福祉、医療とコミュニティに一元化しようとするものであります。第二に、一般病院での入院治療が必要でなくなった高齢者が入院を継続する場合は、コミュニティがその費用を負担することにより在宅ケアへのインセンティブを高め、いわゆる社会的入院を抑制することとあります。第三に、外来診療、訪問看護といったプライマリケアについても、コミュニティと県との合意が整えばコミュニティに移管できるということであります。社会省によれば、改革が実施されて時間を経っていないが、一言で言えば成功との評価でありました。

また、スウェーデンでは経済の停滞を背景として福祉支出がカットされ、ホームヘルパー数の減少、老人ホームの建設の抑制、コミュニティ間の格差拡大の動きが出てきております。社会省の説明によれば、経済、財政は厳しい状況にあり、福祉カットは今後も続く。しかし、高福祉のため経済が悪化し福祉カットしていると言われているのは誤解である。福祉の基本的なものは変わらず与えていきたいということとありました。コミュニティに対する補助金のカットは疾病給付や年金から手をつけており、老人福祉分野は他に比べ削り込んではいないということとあります。

スウェーデンではストックホルム市のヤーデット・ナースングホームと、それに関連したグループ住宅を視察しました。ナースングホームは長期療養病棟のことで、医師は常駐せず、看護婦が運営の責任者となっております。我が国で言うケー

スワーカーが老人の状況を調査し、医療的なものが必要であるが、緊急でない場合には入居させるということとあります。また、地域医療の窓口となっており、プライマリケアも実施しております。個室または二人部屋となっており、家族の写真が飾られ、家具の持ち込みもあるなど家庭的な雰囲気は維持されておりました。また、グループ住宅は痴呆性老人や重度の障害者を対象とした六から八人用の小規模集合住宅ですが、個室と共有の居間があり、スペースの広さ、十分なケアができる職員数、低い個人負担額など、申し分ない環境にあります。ただし、高齢者の人気は高いが、行政にとってはコストが大変かかる、重度化した場合の対応などが問題と述べておりました。

デンマークでは、社会省を訪問し、高齢者福祉政策の発展、福祉の財政的な基盤、女性の就労と老人ケア、家族の役割などについて意見交換を行いました。

デンマークは、社会福祉は公共サービスであるという理念に基づき、社会福祉全般にわたる法整備や改革を行い、一九六〇年代には世界に冠たる社会福祉国家を実現させました。しかし、一九七三年の石油ショック後のデンマーク経済は、経済の低迷、財政赤字、対外債務の累積といった多くの課題が社会民主党政権のもとで悪化し、従来の福祉水準をそのままの形で維持することが困難であることが明らかになりました。一九八二年から十年余りにわたる保守党政権下では、社会福祉の根幹部分は維持しつつも在宅ケア重視等の政策が打ち出されました。本年一月に成立した社会民主党を中心とする左派中道四党連立内閣も前政権の主

要路線を継続し、高齢者福祉行政では在宅ケアの充実を推進しております。

社会省の説明においても、今後、デンマークの人口の高齢化が特に八十歳以上で進むことから、まずは治療より予防が大切で、高齢者の残存能力の活用、在宅ケアの促進などによりケアの時期をおくらすことが課題であると述べておりました。九〇年代は、高齢者の住居、ケアの質、コストの抑制に焦点が移っていくことであります。

デンマークの高齢者対策の行政体制は、保健医療は県、在宅サービスなどの社会サービスはすべてコミューンの責任となっております。ほとんどが公的サービスであり、財源は税収で賄われておりまして、租税負担率は一九八九年で五〇・七％と極めて高い状況にあります。

その後、コペンハーゲン市のスロン・ケアセンターを訪問しました。ここは、老人ホームとケアつきのシェルタードホームから成っております。生活環境の継続性の維持、高齢者の自己決定権の尊重、残存能力の活用という福祉理念に沿って、家庭でなれ親しんできた家具の持ち込みを認めたり、従来は受け取った老齢年金をホームに預け必要経費を差し引く方式だったものを、各自が年金を管理して、必要なサービスを選択し料金を支払う方式に変えたり、個人個人に合った日常器具の工夫や非常時の連絡などにも細かく配慮しておりました。十分な広さの個室で自由な生活を楽しんでいる入居者の様子には、施設に収容されているという感じは全くありませんでした。

最後の訪問国フランスでは、社会省を訪問し、

高齢者福祉政策について意見交換をいたしました。

フランスは世界で最も早く高齢化社会を経験している国であり、高齢化率は一九九一年で一六％と推計されております。フランスの国民負担率は一九九〇年で六二・一％と我が国の三九・六％に比べ相当高い水準にありますが、社会保障財政は近年赤字基調で推移しております。今後も、人口の高齢化、高い失業率等が予想され、経済の活力を損なわないように社会保障財政の健全化を図ることが大きな課題となっております。一九九三年の保健共済政権の登場に伴い各種の経済改革が実施されておりますが、社会保障分野でも一般社会拠出金の料率の引き上げ、年金支出の抑制策などが実施されつつあります。

フランスの高齢者福祉の仕組みは複雑で、国、県、コミューン、老齢年金庫、疾病保険金庫の五つが関与しておりますが、県が政策の実施責任を担っておりまして、高齢者計画の作成、老人ホームに入居する場合の社会扶助、家事援助サービスの提供を行っております。また、県の委員会を中心として、社会福祉事務所の事業、老齢年金金庫や疾病保険金庫との契約で行われる医療福祉事業などが統合、調整されているということがあります。

フランスも在宅福祉が一九八〇年代以降推進されておりますが、レストラン、観劇、旅行などの奨励が盛んで、介護などの基本的なサービスの供給が充実しているという指摘もあります。

以上の報告に加えて、調査団として関心のあった事項の一つですが、在宅ケアにおける家族の役割、家族への支援策について各国の考え方を聞き

ましたので、申し上げたいと存じます。

イギリスでは、約八割の老人がひとり暮らしまたは夫婦のみ世帯で、老親が著しい障害を持つに至っても子が親を引き取るようなことは極めてまれなようです。しかし、公的サービスを受けている高齢者は少数で、介護の大部分は主に家族などのインフォーマルな部門で支えられております。家族や働く女性への支援策として休息ケアやナイトサービスなどのパラエティーのあるケアを提供して対応する考えというものであります。

スウェーデンでは、三世代同居は一割以下ですが、近くに住んでおり、子供との交流は頻繁なようです。高齢者のケアは公共部門の主たる責任であり広範囲に及んでおりますが、公的サービスを受けているのは高齢者の三分の一で、三分の二は家族の世話を受けているとの説明でした。このため、家族介護者への支援は重要な課題となっております。デイケアセンター、リリーフケアの充実のほか、一九八八年には親族等介護有給休暇法が制定され、家族介護者への現金給付がなされております。家族介護が可能となるためには十分な公的ケアが不可欠という論理であります。

デンマークの高齢者も子供との同居率は一割以下で、日常には子供の助けをほとんど受けておりません。社会省の説明におきましても、デンマークでは社会福祉思想が発達しており、介護を受けることは高齢者の権利であり、国の義務である。ただし、行政的には市の責任ということであって、デンマーク人が親を尊敬しないということではないと述べておりました。

フランスにおいては、高齢者の在宅における一般的なケアは家族によって行われており、在宅ケ

ア、看護といったも家族や地域における介護の補助的なサービスという位置づけであると述べておりました。家族介護者への支援措置としては、在宅における高齢者の看護手当、税額控除があるということでありました。総じて、ヨーロッパは我が国と家族観が大きく異なりますが、家族への支援措置には学ぶべき点が多いのではないかと感じました。

今回の海外派遣の成果をどう生かしていくかですが、我が国における高齢者福祉政策を見ますと、ノーマライゼーションの考え方のもとに在宅福祉が重視され、高齢者保健福祉推進十カ年戦略、いわゆるゴールドプランが実施されております。また、住民に最も身近な市町村によって保健・福祉サービスの一元的、計画的な提供が図られることになりました。

この基本的な考え方は、ヨーロッパの福祉先進国に共通しており、正しい方向と考えますが、我が国の対策は本格化したばかりであり、今回訪問した北欧などの諸国と比較すると、理念、実施体制、高齢者サービスの内容などで格段の違いがあります。もとより、福祉政策の理念や対策は各国によって特色が異なるのは当然であります。二十一世紀には我が国が世界一の超高齢社会になることを考えますと、今回の海外派遣における調査も参考としつつ、当調査会において議論を深め、対策の強化を急ぐことが喫緊の課題であると考えます。

最後に、今回の調査に当たり多大な協力をいただいた在外公館及び視察先の関係者に対し心から感謝を申し上げ報告を終わります。

調査報告書

産業・資源エネルギーに関する調査  
右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成六年六月二十三日

産業・資源エネルギー 櫻井 規順  
に関する調査会長  
参議院議長 原 文兵衛殿

産業・資源エネルギーに関する調査報告(中間報告)

目次

まえがき

第一部 第二年度における調査の概要

一 産業問題

二 資源エネルギー問題

三 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)

第二部 二十一世紀に向けての企業行動の在り方

第一章 二十一世紀型企業社会への方向

一 日本の企業社会の特質

二 二十一世紀への産業経済の変化と企業の対応

第二章 二十一世紀に向けた課題

一 企業の社会的責任

二 企業と従業員問題

三 企業と消費者問題

四 企業の社会貢献

五 企業の海外進出行動の在り方と産業の空洞化問題

第三部 二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策

第一章 二十一世紀を展望したエネルギー需給

をめぐる国内外の情勢

一 我が国を取り巻く国際エネルギー情勢

二 エネルギーをめぐる国内情勢

三 化石エネルギー政策をめぐる情勢

四 国際エネルギー政策をめぐる情勢

第二章 二十一世紀に向けてのエネルギー政策の在り方―供給面を中心として―

一 基本的視点

二 公益事業政策

三 非化石エネルギー政策―地球に優しいエネルギーの課題―

四 エネルギー技術の研究開発・教育政策

第四部 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)

一 政府の対応と今後の取組

二 今後なお検討すべき課題

第五部 二十一世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題についての政策的対応(提言)

第一章 二十一世紀に向けての企業行動の在り方

一 企業のフィランソロピー活動支援のための税制・特定公益増進法人制度の見直し

二 「社会貢献会計」導入の検討

三 フィランソロピー活動に関する情報ネットワークの整備

四 ボランティア休暇・休職制度の普及促進

第二章 二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策

一 太陽光発電設備の普及促進

二 ごみ発電の一層の推進

三 原子力安全に係る情報開示制度の整備

四 エネルギー技術に係る高等教育及び基礎研究体制の整備

五 省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成

第三章 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)

一 都市内物流の効率化の推進と省庁間の連携強化

二 モーダルシフトの推進と環境整備

あとがき

参考資料

一 参考人一覧

二 委員派遣

三 視察

まえがき

第二二四回国会(平成四年八月)において設置された第三期の産業・資源エネルギーに関する調査会は、「二十一世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題」について、長期的かつ総合的に調査を行うこととなった。本調査会では、このテーマの下に、産業問題と資源エネルギー問題それぞれについて年次別にテーマを定め、所要の調査を行うこととした。第二年度の今期は、産業問題について「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」を、また、資源エネルギー問題について「エネルギー供給の課題と対策」をテーマに調査検討を行った。

なお、本年度のテーマの調査検討に先立ち、平成四年六月の第二期産業・資源エネルギーに関する調査報告(最終報告)の諸提言のうち、物流問題に関するフォローアップを行った。

本報告は、第二年度のテーマについての調査の経過と結果並びに第二期の調査報告(最終報告)のうち、物流問題に関するフォローアップについて取りまとめたものである。

第一部 第二年度における調査の概要

一 産業問題

従来、企業の役割は商品やサービス等の提供を通じて経済の発展に寄与することと考えられてきた。しかし、近年は株主、従業員、消費者など企業の利害関係者の利益のほか、環境問題への取組、地域社会への貢献、企業の海外進出に伴う現地の融和など、経済的な面だけでなく社会的な面を重視した企業行動が求められるなど企業をめぐり環境は変わってきている。

そこで、二十一世紀に向けて企業の社会的責任など企業行動のあるべき姿、企業と従業員・消費者問題、社会貢献活動の在り方、海外進出と現地社会との融合策等について、こうした観点から、「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」をテーマに掲げて調査することとした。

調査に当たっては、

1 日本企業社会の特質

2 二十一世紀への産業経済の変化と企業の対応

3 二十一世紀に向けた企業行動と企業の社会的責任

4 企業と従業員・消費者問題

5 企業の社会貢献の在り方

6 企業の海外進出と現地社会との融合策等について、学識経験者等の参考人から意見を聴取し、質疑を行うと共に、委員相互間の意見表明及び自由討議を行った。

なお、「産業・資源エネルギー問題に関する実

情調査」を目的として、静岡県及び大阪府に委員派遣を行った。その際、浜松市において「静岡県地域における企業行動、従業員活動、消費者活動、社会貢献活動等の状況」に関する調査を目的として、地方公聴会を開催した。また、神奈川県において企業行動の在り方について施設の視察及び実情の聴取を行った。

二 資源エネルギー問題

我が国のエネルギー需要は、今後、省エネルギー化を進めてもさらに増加するものと見込まれる。一方、世界的にもエネルギー需要は、発展途上国を中心に増加する傾向にあり、将来、需給の逼迫化も予想されるため、このような事態に対処してエネルギーを安定的に確保することは極めて重要な課題である。また、今後のエネルギー供給については、極力、二酸化炭素の排出を抑制することが求められており、地球に優しいエネルギーの開発と実用化も緊急の課題となっている。

このため、「エネルギー供給の課題と対策」のテーマを掲げ、二十一世紀に向けて、安定供給の確保策、新エネルギーの実用化と普及の推進、エネルギー供給システムの整備等について、調査することとした。

調査に当たっては、

- 1 エネルギーの供給の現状と見通し
- 2 エネルギーの安定供給の確保と供給システムの整備
- 3 原子力開発利用等のエネルギー技術の在り方
- 4 新エネルギー等の実用化に向けた施策の現状と課題
- 5 エネルギー産業の在り方

6 地球的諸問題とエネルギー等について学識経験者等の参考人からの意見を聴取し、質疑を行うと共に、委員相互間の意見表明及び自由討議を行った。

なお、「産業・資源エネルギー問題に関する実情調査」を目的として、大阪府等に委員派遣を行った。また、神奈川県及び都内において、製鉄に伴う電気・蒸気の活用及びごみ発電に係る施設の視察及び実情調査を行った。

三 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)

平成四年六月の第二期の産業・資源エネルギーに関する調査報告(最終報告)の諸提言のうち物流問題、すなわち、

- 1 魅力ある職場づくりの推進
  - 2 輸送需要の平準化・物流の効率化
  - 3 運輸部門における省エネルギー対策
- について、学識経験者等の参考人から意見を聴取し、質疑を行うと共に、委員相互間の意見表明を行った。

また、都内において物流関係事業についての施設の視察及び実情の聴取を行った。

第二部 二十一世紀に向けての企業行動の在り方

第一章 二十一世紀型企業社会への方向

一 日本の企業社会の特質  
市場シェア等量的拡大指向の経営、長期継続的取引慣行及び日本型雇用システム等に代表される日本型経営システムは、戦後の復興期から今日に至るまで、我が国の経済発展に大きく寄与してきている。しかし、近年、グローバル化が進展する中で日本経済・企業の世界経済に及ぼす影響が大

きくなり一國繁栄主義は許されなくなったこと、我が国経済が産業による違いがあるとしても高度成長段階から成熟段階に入ったこと、企業の繁栄と個人の豊かき、国の繁栄が必ずしも一致しなくなったこと、若年労働者の減少により労働力人口の伸びが縮小し、二十一世紀には減少することが予想されることなど内外の環境変化により転換期を迎えている。

(一) 量的拡大指向の経営

我が国企業経営の特徴は、短期的な利益追求よりも市場シェア、売上高、企業規模といった量的拡大を重視し、長期的な利益に目標を置く傾向があった。このような企業行動を可能にした大きな要因は、高い経済成長率の下では将来成長率も大きく期待されるため、企業は積極的に投資を行いシェアの拡大に走りやすいからである。しかし、一部の先端分野において、良質、低価格の販売競争は、国内的には低マージン多売型のシェア競争を招き、国際的には集中豪雨的な輸出をもたらし大きな要因となっている。このため、薄利多売のシェア競争から脱却し、個々の企業が独創性を武器とした質の高い競争を実現し、国際的には水平的分業を可能とする産業構造に転換する必要性に迫られている。

(二) 長期継続的取引慣行

我が国の企業は、株主との間には株式の持ち合い、取引先との関係ではいわゆる系列関係、金融関係との間ではメインバンクといった長期的で安定的な関係にある。特に、企業間の取引形態について見てみると、我が国は「系列」に代表されるような長期継続的取引が生産財の六割を占めるなどウェイトが大きくなっている。

こうした長期継続的取引関係は、価格に表されるような情報のみに頼るスポット的な市場に比べ、完成品メーカーと部品供給業者間の関係に見られるように、技術開発に関する情報の密接な交換、分析、蓄積が可能となり、これらを踏まえてリスクや無駄の少ない投資を行い得るというメリットを有している。しかし、長期継続的取引が優れた取引であっても、市場に参入しようとする企業にとっては価格以外の制約要因となり、自由な競争が阻害されるという市場の閉鎖性が批判されている。このような疑念を解消し、自由で公正な競争秩序を確立するため、国は、独占禁止法の厳正な運用による競争条件の整備と企業内容開示制度の強化による経営の明確化等を通じて、内外に対して公正で透明な取引環境を整備する必要がある。

(三) 日本型雇用システム

日本企業の強さは、一説には質が高く忠誠心に富んだ労働力にあり、また、終身雇用、年功序列、企業別組合という日本型雇用システムにあるといわれている。

日本型雇用システムがこれまで有効に機能し得たのは、戦後の高度経済成長期には若年層の比重が高く中高年層が相対的に少ないピラミッド型の人口構成であったこと、高度成長による組織規模の拡大により低賃金で大量の若年労働力を雇い、年功的な賃金・処遇を行うことに経済的な合理性があったこと等が挙げられる。しかし、経済成長率の低下や高齢化社会の到来によって、企業にとって長期的雇用関係を維持することが困難となってきたのは、従業員の会社への帰属意識に変化の兆しが見られ、女性の社会進出や外国人

労働者の増大も従来の雇用システムに影響を与えてきている。このため、従来の在職年数に応じた年功的処遇から能力主義を取り入れた人事・賃金システムへの移行を配慮し、給与体系の見直しも検討される必要がある。また、労働者の自発的移動を抑制する退職金、企業年金、フリンジ・ベネフィット(企業内福祉支出)などの諸制度の見直しも重要である。さらに、高齢化の進展、女性の社会進出意欲の高まり等に対応した一層の雇用環境整備等を図らなければならない。

二 二十一世紀への産業経済の変化と企業の対応  
二十一世紀に向けて、我が国の産業経済社会は一層国際化が進むと共に、国民の多様なニーズに対応した産業のサービス化・情報化の進展などその構造がより高度化していくと考えられる。

また、高齢化社会の到来による福祉型産業へのニーズの高まりから、福祉従事者の大幅な増員が見込まれ、生活システムにかかわる新しい産業の創出とそれに伴う雇用の拡大が予想される。このため、企業はこうした産業経済の変化に対応して事業の転換を推進する必要がある。国においても市場の育成を図ることが期待される。なお、ハイテク化に伴う産業構造の高度化に対応するため、その担い手である理工系人材の確保、育成のため、入試制度を含めた教育の在り方や技術者の処遇改善等の対策が必要である。

また、現在の産業経済システムは為替変動が波及しにくい構造になっており、円高メリットが享受しにくいとの批判がある。今後の政策として、国民が真に豊かさを実感できる仕組みを実現する必要はある。規制緩和問題については、例えば価格の規制は運用によっては価格の硬直化をもたら

し、経営の効率化が十分に進まず、消費者への利益の適正な還元を阻害するという批判もある。さらに、産業によっては政府規制が多すぎる分野もあり、企業間の相互の工夫と競争を促すため、必要な規制緩和を積極的に進めるべきである。

さらに、我が国の産業経済社会システムは競争阻害要因が多いといわれている。具体的には、カルテルや価格の横並び等の慣行が根強く残り、消費者利益擁護のために一層の競争条件の整備が必要であり、自由な取引の下での公正な競争の確保等市場経済ルールの確立を図るため、独占禁止法などの厳正な運用が必要である。

加えて、我が国の企業構造は大企業、中小企業と重層的であり、いわゆる二重構造の問題が指摘されている。このため、この二重構造の解消を目指し、大企業と中小企業が共存共栄できるような環境づくりが必要である。

中小企業は事業所数の九九％、従業者数の八〇％、製造業出荷額の五二％と、我が国の経済の中において大きな位置を占めており、我が国の経済全体の発展にとっても中小企業の経営基盤の強化は重要な課題である。このため、下請取引関係の適正化を始め技術開発、情報化の促進等、中小企業の自立化のための対策の推進が必要である。その一方、幅広い優良な中小企業を基礎とした社会的分業システムの形成も重要である。このため、中小企業が新しいフロンティアに向けて活動を展開していけるよう税制、金融面を含めた適切な助成及び誘導対策の推進を図らなければならない。

一方、国は産業の高度化のための基盤整備のほか、必要な生活基盤の充実など環境整備を進める

ことも重要である。我が国では産業基盤の充実が図られた一方で、生活基盤の整備が遅れてきたことが指摘されている。例えば住宅、道路等が未整備であり、特に住宅環境は他の先進国に比べて大きく立ち遅れているといわれる。このため、今後とも安定的な経済成長を図る中で、生活基盤の充実などの施策の積極的な推進により、バランスのとれた経済社会構造の実現を目指すことが必要である。併せて、地域間格差是正を図るための情報システム、医療を含めた福祉施設等の整備の一層の推進を産、官、民協力の下に推進していくことの重要性が指摘されている。

## 第二章 二十一世紀に向けた課題

### 一 企業の社会的責任

二十一世紀に向けての企業行動は、より広く社会の理解と信頼を得るという基本的理念が必要である。企業の社会的責任はこれまでの公害問題、企業犯罪、ヤミカルテル等に見られるように、主として企業が社会的な倫理に反する行動をとることへの批判が中心であった。このため、企業の責任は一般的には消費者のニーズに合った安価かつ良質の商品・サービスを提供するほか、良い消費者を育てて、市場社会の中でその役割を果たすために企業行動を展開していくこととされてきた。

これに対して九〇年代に入り、企業が積極的にどう社会に貢献すべきかというさらに広い意味での企業の社会的責任についての要請が強まっており、その対応が求められている。

その第一は企業の活動範囲が広がり、社会に対して大きな影響を与えるようになったことである。このため、企業、消費者、国などはお互いの役割を認識する中で企業は人材や技術などその所

有する経営資源を社会に生かし、社会の発展に貢献していくことが期待される。

第二は環境問題への関心の高まりである。環境問題は従来の生活環境の汚染だけでなく、二十一世紀に向けては地球温暖化など、より高度で解決が困難な問題への対応を迫られている。このためには、省エネルギー、省資源、環境関連投資などの総合的な対策のほか、より高度な技術開発の推進等による問題への対応が必要である。こうした技術開発への企業の役割が今後重要であり、高度の技術水準を持った企業はその成果を社会に還元して、環境問題へ貢献する責任が求められている。これと合わせて、リサイクルを考慮した商品設計等が必要となっている。

第三は企業の社会貢献活動の活発化である。企業の社会貢献活動に対して、やや懐疑的な見方も未だに存在するが、次第に企業の社会貢献に対する社会の期待が高まり、大企業を中心に新しい企業行動ルールの一環として、社会貢献活動を位置付ける動きが定着してきている。このための環境整備が今後必要になると思われるが、消費者や社会的弱者の立場を重視する方向へ向けての企業行動の展開が期待される。

第四は従来の商慣行の見直しである。企業は自由、透明、公正な市場の実現を目指して企業の社会的役割を果たすと共に、商慣行についても必要に応じて新しい時代の要請に対応するよう改善を図ることが望まれる。

第五は人を中心とした経営理念の確立である。我が国の企業経営は人材を大切にするという特徴があるといわれており、この理念の下で従業員の多様な個性と創造性の発揮により、真にゆとりの

ある豊かな国民生活に向けて一層努力すべきである。

第六は「共生」である。企業は企業同士の共生、企業と株主、企業と従業員、企業と消費者との共生を念頭に置きながら、公正な競争を通じて収益性と社会性のバランスのとれた企業経営に努めることが重要である。また、企業活動によってもたらされた利益については、内部留保の問題を含め、株主、従業員等企業関係者に公正な分配が行われ、さらに、消費者を含めた社会への適正な還元が必要である。このために、経済団体連合会では平成五年十月「ヒューマン・キャピタリズムとわが国産業・企業の変革」を取りまとめているが、あるべき企業行動の方向を自覚した経営者自身の企業行動倫理の意識改革が望まれる。また、今後の企業は国民生活の質的向上を目指した生活者本位の経済構造の構築に向けて努力が必要である。

## 二 企業と従業員問題

個人の価値観の多様化に伴い、生活に対する考え方や従業員の企業に対する欲求も変わってきている。例えば、従来の一般的な雇用形態に対して、よりゆとりのある労働ニーズが高まってきており、パート労働者の増加など労働力の質的变化が雇用構造に影響を与えつつある。

我が国の企業は比較的従業員の立場に配慮してきたといわれる。しかし、従来の雇用関係は新規学卒者を中心とする正規従業員とそれ以外の短時間労働者を始めとする非正規従業員とに大きな労働条件の違いがあり、その見直しが求められている。

正規従業員は我が国の雇用慣行の特徴とされる

長期雇用を前提とした雇用保障の下に、あったといわれる。このため、正規従業員は企業との一体感、企業意識等が高く、これが生産効率の向上につながってきた。また、管理者層への昇進を含めて企業内において人材養成が行われてきた。しかし、これが他方では企業に対する従業員の私生活の犠牲、「過労死」に代表されるような長時間労働問題等も派生させてきた。

これに対して、非正規従業員は正規従業員に比較して雇用の不安定さや労働条件の劣悪さが指摘されてきた。この問題は近年、女性の就業の増加や外国人労働者の増加等により顕在化している。長期的傾向として、正規従業員よりもパートタイマーなど短時間労働者の増加が著しく、また、現在以上に女性が多くを占めると予想される。さらに、これらの労働者は景気変動に対する雇用の調整手段として利用されることが多く、最近のように不況時には大きな雇用不安の問題が発生することになることから、平成五年十二月いわゆる「パート労働法」が施行されたが、短時間労働者等の労働条件の保護のための施策について今後とも一層の充実を図る必要がある。

最近では、個々の従業員の欲求、生活文化、職業意識等に応じた弾力的な雇用形態へのニーズも高まっているが、企業と従業員は基本的には安定した雇用関係に立って従業員の創造力、開発力等に比重を置いた人材の育成に努める必要がある。次に、我が国の当面する諸課題を挙げると以下の通りである。

(一) 女性の雇用機会の拡大  
最近では、女性の就業者が増大してきているが、なお現在、女性の就業については働く意思があつ

てもその場が制限されていることが問題といわれており、特に最近の不況下において、大卒女子の採用を手控える企業が増えていることから、雇用の機会の男女差別が指摘されている。

長期的には労働力不足が進行するといわれているので、女性の就業機会の増加、男女雇用差別の解消に向けて必要な諸施策の推進を図ると共に、育児・介護休業制度の改善など、女性が就業しやすい環境整備に努める必要がある。

## (二) 高齢者雇用の促進

今後、我が国は高齢化社会を迎えることになるが、これに伴って六〇歳代前半を中心とした高齢者の雇用機会の確保が大きな課題になっている。高齢者の雇用問題は、働く意思と条件がありながら就業する場が少ないということにある。このため、高齢者に対してその豊かな経験を十分生かせるような仕事の場の拡大を積極的に図る必要がある。また、高齢者が働きやすい変形労働時間制、フレックスタイム制など多様な雇用形態の導入も検討する必要がある。国家公務員においても短時間勤務制度を導入し、定年退職者に対して雇用機会を提供している官庁もあるが、こうしたことも今後の方向の参考となる。また、いわゆるシルバー人材センターを活用するため、企業の協力を求める必要性も指摘されている。

## (三) 外国人労働者問題

我が国の経済の国際化に伴い、最近では外国人労働者問題への対応が大きな課題となっている。外国人労働者は非正規従業員として雇用される場合が実態的には多い。現在の制度は日系人の場合は広く門戸が開かれているが、一般の外国人については専門技術者等としての雇用に限定されてお

り、いわゆる単純労働者としての雇用は認められていない。しかしながら、円高を背景とした我が国の高賃金を求めて多くの外国人が不法就労しているといわれている。こうした傾向は国際化の進展に伴い、今後一層強まることが予想されている。外国人労働者の実情を踏まえて、既に法制化されている技能実習生制度の拡充強化など、この問題に対する適切な対応の在り方について今後とも検討を進める必要がある。

## (四) 障害者雇用の促進

福祉社会の実現に向けて今後、障害者雇用の促進が大きな課題である。現在、「障害者雇用の促進等に関する法律」によって、企業は全従業員の一・六％以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられている。

しかしながら、実際の雇用率は一・四％程度で法律の目標基準を下回っており、その比率も横ばいの傾向で推移している。しかも、従業員規模の大きい企業ほど障害者雇用が遅れている。

このため、企業に対し障害者雇用の促進の啓蒙に努めると共に、法律による助成制度の充実を図る必要がある。また、長期的な福祉社会に向けての障害者雇用の促進の在り方について基本的な検討を行うべきである。

## 三 企業と消費者問題

市民社会において企業は商品・サービスの提供等の営利活動を行い、消費者も企業の活動なしには生活を営むことはできない。また、企業は消費者の多様な立場に立った商品・サービスを提供しなくては今後の生き残りは困難である。したがって企業と消費者の間に良好な関係を形成していくことが重要となる。企業は消費者に対していかな

る行動をとるべきか、また国は企業と消費者の良好な関係構築に向けていかなる政策をなすべきかが今後の検討課題となる。

(一) 製造物責任法案をめぐる問題

産業経済社会の発展に伴い、多くの企業が高度化、複雑化し、消費者との間には経済力、情報量、技術力等に関して著しい不均衡が生じている。消費者と企業との間で紛争が生じた場合、現実には多くの企業側の主導により解決が図られ、消費者側の救済が不十分な場合も見受けられる。そこで紛争解決に向け、消費者の利益をいかに確保していくかが問題となっている。

特に紛争が製造物の安全性に関する問題である場合、いかに被害者の救済を実現していくかが今後検討されるべき課題となっている。今国会、いわゆる「製造物責任法案」が現在審査中であるが、消費者が高度な技術に関し、「欠陥を証明することとは困難であり、原因究明に関して消費者側をサポートすべき機関の充実強化が必要になる。

(補足)「製造物責任法案」は六月二十二日成立した。

(二) 消費者意識の高揚

企業と消費者の関係を見ると、消費者は経済力、情報量、技術力等の格差から弱者であり、保護されるべき対象としてこれまで位置付けられてきた。しかし、企業と消費者が今後、良好な関係を築くためには、消費者が主体的に意見を述べ、行動していく姿勢をとる必要がある。

それにはまず商品・サービスの内容を吟味するための情報が消費者に与えられる必要がある。これなしに消費者は適切な選択を行えず、トラブル等に巻き込まれてしまう可能性も高い。そこで判

断を下すのに実際に役立つ内容での情報の提供が必要となる。その際には商品・サービスの目的・特性、想定される消費者の年齢、レベルなどに応じた基準の設定が求められる。

また、消費者が情報を分析し、判断する能力を高めるため、消費者教育の果たす役割が今後一層高まるものと考えられる。既に新学習指導要領の中で消費者教育が取り入れられているが、消費者教育は被害を避けるための消極的な意味ばかりでなく、生活上いかなる価値観に立って行動していくべきかという人間教育としての意味を持たせていくべきである。ところが我が国の消費者教育は、歴史も浅く、教材、教育方法も不十分である。そこで企業の持つ人材、ノウハウの提供によって教育が行われることが期待される。

(三) 産業社会の変化の中での企業と消費者

二十一世紀を迎え、我が国の産業経済は、高齢化、情報化等の変化が見込まれている。そこで企業と消費者との関係を考える上でも、以下の課題への対応を検討していく必要がある。

1 高齢化社会における企業と消費者の関係

高齢者には心身の活動機能の低下、社会的孤立化、知識の陳腐化、将来の生活への不安といった要因があり、また高齢者は相対的に処分可能な財産を保有している場合もあり、トラブルに見舞われやすい。そこで高齢者の弱みにつけ込む悪徳企業に対する社会的取締り・監視の強化、高齢者への消費者教育の充実、高齢者保護法制度の整備等が必要とされる。

また、高齢化社会の進展で高齢者向きの商品・サービスに対する需要が高まると考えられる。企業に対しては高齢者の身体的機能、ニーズにあっ

た、高齢者に優しい商品の開発・提供が求められる。さらに、国に対しては、高齢者の使用が想定される商品に関して、高齢者を基準とした商品の安全性、利便性が確保されるような施策が求められる。

2 高度情報化社会における企業と消費者の関係

企業が消費者の情報を収集し、経営に活用していくことは、今後の企業の生き残りにとって重要となる。そこで企業においては消費者の情報の収集・分析能力を向上させるように組織体制の整備、OA化の推進等が求められる。また、国においてはこのような取組が各企業(特に中小企業)で円滑に進められるように施策を推進していくべきである。

また、消費者に関する情報自体が価値を有することから、学歴や支払能力等といった消費者個人の情報集積が進められ、消費者のプライバシーが侵されるおそれもある。プライバシー保護に向けて、企業等による個人情報収集の限界、規制の在り方などを検討していく必要がある。

(四) 環境問題における企業と消費者の関係

近年、地球環境サミット等を契機に、環境への配慮が企業に求められている。そして消費者も環境問題に取り組む企業の製品購入など、相応の役割が求められてくる。しかし、環境に配慮した企業の商品・サービスの見極めは難しく、消費者が判断する上でのガイドラインの設定が求められる。例えば資源枯渇の回避、環境汚染の低減、ごみ処理の負荷軽減等が基準になろう。

また、リサイクル、リユースに関しては、現状ではコスト面等の困難があり、多くの場合、積極

的に取り組む企業や消費者の負担で行われている。そこでリサイクル、リユースに積極的な者が報われる効率的なシステムづくりが必要となる。その際には諸外国の制度等も参照し、企業がものづくりだけでなく回収、廃棄まで責任を持つような仕組みを構築していくべきである。

四 企業の社会貢献

(一) 企業をめぐる環境の変化とフィランソロピー活動

近年、企業による社会貢献活動がフィランソロピー活動という形で活発に行われている。また、社会の中にも企業が積極的に地域社会に貢献することへの期待が大きくなってきている。フィランソロピー(Philanthropy)とは「慈善」や「博愛」を意味し、日本では「社会貢献」と訳され、企業や個人が寄付活動やボランティア活動を通して自発的に社会の問題点を解決していくというものである。

このような動きが出てきた背景には、以下のようないかなる企業をめぐる環境の変化が考えられる。すなわち、近年の企業の海外進出の活発化に伴い、現地社会との融合策として地域社会への貢献活動に対する期待が高まったこと、当面の経済成長の目標が達成された八〇年代後半以降、人々が経済的効率性よりも「ゆとり」や「豊かさ」を志向するようになり、価値観が多様化してきたこと、それに伴い企業に対する評価も社会への貢献度や環境への配慮などが考慮されるようになってきたこと、行政による一律的な公共サービスの提供を補完し、地域社会に根ざしたきめの細かいサービスや財の提供に対する需要が増していること、一国だけで

は解決できない地球環境等のグローバルな問題の発生等である。

そのような環境の変化に伴い、企業自身の社会に対する役割も従来のような株主の権利保護、従業員の雇用の確保と生活の安定、良質な商品・サービスの提供にとどまらず、健全な社会の存在は企業活動の重要な要素であるという考えの下で、企業が自らの経営資源を活用してフィランソロピー活動に取り組むようになってきている。

(三) フィランソロピー活動への取組

企業のフィランソロピー活動の対象は学術・文化、福祉、国際交流、環境問題等多岐にわたっている。その形態も企業が自主プログラムを組んで行うもの、財団を設立してそれを通して行うもの、民間非営利団体(NGO等)を通して行うもの、等様々である。また従業員のボランティア活動を支援するボランティア休暇・休職制度、従業員の寄付活動に会社が一定金額の寄付金を上乘せるマッチング・ギフト制度等、従業員の自発性を支援するための制度を採用する企業も増えてきている。そして企業のフィランソロピー活動で重要なことは継続性である。そのためには経営者がリーダーシップを発揮して企業理念の中に社会貢献活動を取り込み、財団又は社内に専門部署を設置して長期的な視野から取り組むことが望まれる。

(四) 寄付金と税制

現行の寄付金に関する税制の問題点は、法人と個人の間に制度上の差があり、特に個人の寄付は税制上の配慮が不十分であり(一般の寄付金)については所得控除は認められない等)、フィランソロピー活動を推進していく上で問題点として

指摘されているところである。また税制上比較的に優遇されている法人についてもフィランソロピー活動に熱心な企業の場合控除枠を使い切ってしまう場合もあるので、制度面での見直しが必要である。

(四) 民間非営利団体の育成と特定公益増進法人制度

企業のフィランソロピー活動の一つとして、民間非営利団体に対する寄付という形態がある。しかし民間非営利団体の多くは法人格を持たないため、それに対する寄付金は税制上一般の寄付金という扱いになり、特定公益増進法人に対する寄付と比較して不利になっている。また現行の特定公益増進法人制度は、その認定が主務官庁にゆだねられており、許可基準の標準化・明確化の点で改善の余地がある。さらに、その目的が法律により列挙されているため、新しい分野での公益活動に機動的に対応しにくいという面もある。加えて、複数の公益活動を行う場合は共管法人という形をとるため、複数の官庁が関係し、手続が一層複雑になる。以上のように現行制度の下ではフィランソロピー活動の実際の担い手である民間非営利団体を育成しにくい状況にあるといえる。

民間非営利団体は法人格を持つことによって社会的な信頼や税制上の特典を得られ、それによって組織が強化され、長期的な視野から継続的に活動を行えるというメリットを持つことができる。そのため特定公益増進法人制度の改善、若しくは弾力的に運用することによって民間非営利団体の活動を支援し、育成していく必要がある。しかしその場合、公益法人に対する信頼を失わせないようにするためにも、事業活動などの情報を積極的

に公開すると共に、第三者機関などによるチェック体制を整備する必要がある。

(五) フィランソロピー活動に関する情報の提供・交換の緊密化

フィランソロピー活動は、企業、個人、民間非営利団体による共同作業である。したがって三者相互間の情報の提供・交換を密接にしなければ企業、個人はどこに対して何を提供したら良いのか分からず、受け手側である民間非営利団体との間にミスマッチが生じ、貴重なボランティア資源を有効活用できないおそれがある。ボランティア資源の適正配分を行うために企業、個人、民間非営利団体は情報の提供・交換を緊密に行い、連携を図っていくことが望まれる。また民間非営利団体の多くが組織が小さいため、規模の大きな支援が難しいという問題があるが、民間非営利団体が相互に情報の提供・交換をすることによって、共同して大きな問題に取り組めるという効果もある。さらに活動実績などの情報を公開することによって、社会による監視、評価を受け、健全な非営利団体の育成にも資すると考えられる。

(六) 今後の企業のフィランソロピー活動の方向  
企業がフィランソロピー活動を通じて社会に貢献することが、長期的には企業の利益につながるという認識の下、「見識ある自己利益(Enlightened self-interest)」の概念を経営理念に取り込み、継続性のある活動を続けること。企業が自分の得意分野を通じて活動を行うことによって、企業文化を育てていくこと。寄付活動だけではなく、環境整備、文化・芸術施設の整備等、地域社会の生活環境全般にわたる貢献等が今後の企業のフィランソロピー活動の方向として考えられる。

そして以上の点を踏まえたうえで、企業のフィランソロピー活動は、従業員を会社から社会に開放し、従業員個人が自発的にフィランソロピー活動を行っていくことによって、国民の社会参加を実現し、個人の生活をより豊かなものにしていくと考えられる。

五 企業の海外進出行動の在り方と産業の空洞化問題

(一) 企業の海外進出行動の在り方

我が国の企業の海外進出は、第五回海外事業活動基本調査によると、平成五年三月末現在製造業の海外現地法人数三、三七八社、現地雇用者数一四〇万人、平成四年度の売上高総計七九兆円(六、三三二億ドル)、海外生産比率六・二%、製造業の海外現地法人の日本向け輸出額(逆輸入額)一・七兆円(二二六億ドル)、経常利益総計三、二四二億円となっており、我が国の産業発展の大きな要因の一つであるだけでなく相互依存関係にある世界経済の繁栄と成長に不可欠の存在となっている。しかし、海外進出規模の拡大に伴い、現地の社会や産業に様々な影響を与えることから、企業の海外進出に当たっては、進出先国の経済や産業の安定的な発展に寄与すると共に、現地社会との融和を図るような節度ある企業行動が望まれる。このため、通商産業省では海外投資を行った企業が進出先国の経済社会に積極的に融和、貢献していく上での指針として「海外事業展開に当たって期待される企業行動」を策定し、広く関係団体に周知しているほか、経済団体連合会等でも同様の観点から指針等を作成している。

しかし、なお進出先国の一部から批判が聞かれ

ることから、今後、以下の点について一層慎重な配慮が必要と考えられる。

第一は技術・ノウハウ等の積極的移転である。我が国の研修等を通じて着実に進められているが、海外進出企業がより一層進出先国の経済・社会に貢献していくためには、技術、ノウハウ等の積極的な移転を行う必要がある。

第二は進出先国における研究開発活動の促進である。平成五年度の研究開発費総計は一、三九九億円、研究所数二二九箇所、研究員数八、〇九一人と増加してきているが、進出先国における産業の活性化を図るため、現地における研究開発活動を一層推進する必要がある。

第三は部品の現地調達促進である。平成四年度の製造業現地法人の部品の現地調達率は七六・〇％と上昇傾向にあるが、業種によりバラツキがあり、今後も部品の現地調達を促進していくべきである。その際、中長期的実施計画を作成、実行していくほか、十分な部品メーカーが存在せず、どうしても日本及び第三国からの部品供給に依存しなければならぬ場合については進出先国の理解を得る必要がある。

第四は現地人雇用に当たっての配慮である。平成四年度末の役員及び管理者の現地雇用はそれぞれ五三・三％、七九・六％となっているが、今後も積極的に雇用するほか、従業員の採用、配置、昇進に当たっては、人種、宗教、国籍、性別等により不当な差別を行わないよう十分な配慮を行うことも必要である。

第五は社会貢献等の推進である。ボランティア活動、寄付活動等の社会・文化活動について我が国とは異なる考え方を有している。このため、進

出企業は、社会、文化の相違を踏まえ、進出先国の社会の一員としての自覚を持ち、積極的に当たる必要がある。

第六は環境面への配慮である。近年、環境問題への取組の重要性が国際的にも一層強く認識される中で、海外における進出企業においても、その事業活動に際し、環境上の基準など進出先国の環境政策に従うことはもちろん、我が国に比べて環境の基準の低い国や未整備な国においては、我が国における経験を生かした一層の努力を行うことが期待される。

第七は現地法人の自主性の確保である。海外への進出企業は、本社と有機的に結びついたグローバルな経営を行うが、一方、進出企業は現地法人として活動する必要がある、現地法人としてその自主性を確保することが必要である。

国は、我が国企業がより円滑な形で海外での企業活動を推進できるよう、我が国企業の海外行動指針等の一層の周知徹底と海外諸制度の情報収集や提供に努めるなどの支援策を講じることも重要である。また、多国籍企業の紛争等に関するナショナル・コンタクトポイントもより整備する必要がある。

## (二) 産業の空洞化問題

我が国企業の海外進出に伴う産業の空洞化問題がある。海外生産拠点の拡充を背景に製品輸入が増加すると、その分だけ国内生産が減少し、国内の雇用情勢を悪化させ設備投資を縮小させる可能性がある。しかし、国内設備投資が維持され、他の生産部門や産業が海外へ移転した部門に置き替われば、国内の生産や雇用を縮小する事態は回避できる。そのためには、対外直接投資と国内設備

投資の同時並行的な拡大が必要であり、国内にある過剰貯蓄を社会資本整備に回すほか、我が国が海外から魅力ある投資国になることも重要である。

しかし、日本経済全体で見れば新たな産業ないし生産部門が台頭してくるとしても、生産拠点が海外へシフトした業種では、資本や労働力が成長部門に吸収されるまで、少なくとも短期的には雇用の減少や設備の遊休化といった事態が生じうる。ミスマッチの可能性がある。特に、大企業と比べて対応余力が小さいと見られる中小規模の企業では、こうした摩擦が一段と厳しくなるおそれがある。

企業自身の対応策としては、雇用の確保を前提としつつ、競争力のある高付加価値な製品、先端技術を導入した製品など新たな分野への進出、他の生産部門ないし産業への多角化を図るため、研究開発投資による技術革新を積極的に行う必要がある。また、国は、企業の海外進出による国内経済への影響に配慮した上で、内外価格差を是正し、新規産業を創造するために規制緩和など政策的な対応を進めるほか、産業構造を比較優位な情報産業等への転換とそのための円滑な産業構造の調整に努めることが重要である。

## 第三部 二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策

世界は、この二十年余の間に二度の石油ショックと湾岸戦争を経験し、また、原子力発電については、その導入以降、四十数年の間に、スリー・マイル・アイランドやチェルノブイルの発電所の事故等を経験してきた。そして、現在、発展途上国を中心とする世界のエネルギー消費の増大を背

景に、地球温暖化問題が顕在化するなど、二十一世紀を展望したエネルギー供給の在り方を考える場合、大きな制約要因を抱え、その解決には全球的取組が求められている。

一方、我が国は、産業構造の変化、人口の減少・高齢化等社会経済の質的变化を迎える中で、更なる生活の向上に伴い、エネルギー消費量は増加傾向を辿ることが見込まれており、省エネルギーが急務となっている。また、我が国の国際社会における責務の増大に伴い、エネルギー供給面において、石油依存度の低減努力及び天然ガス利用の拡大と共に、非化石エネルギーの導入が重要な課題となっている。

これらの状況変化を念頭において、今後、我が国の経済社会の動向を見極めつつ、エネルギーの安定供給に係る基本的方向等を明確にし、エネルギー政策を進化・発展させていくことが求められている。

## 第一章 二十一世紀を展望したエネルギー需給をめぐる国内外の情勢

一 我が国を取り巻く国際エネルギー情勢  
世界の一次エネルギー供給は、石油をはじめとしたエネルギー需給の緩和を背景に、安値安定を推移している。しかしながら、中長期的には、石油資源の枯渇等一次エネルギーの供給不安及び地球環境問題への対応の具体化等が予測されるため、世界のエネルギーは需給両面において楽観視できないとの指摘もある。

まず、需要面では、アジアを中心とした発展途上地域のエネルギー需要の伸びが引き続き大きく、国際エネルギー機関(IEA)では、同地域で一九九〇年から二〇一〇年までの間に年平均四・

○%の伸びを予測している。我が国を含めたアジア地域で、一次エネルギーとして重要な一般炭について、通商産業省は、同地域で二〇〇〇年の需要量が一九九〇年の約二・一倍になると試算しており、注目すべきと考えられる。

エネルギー消費と密接に関連する地球温暖化問題の解決の一方策として、気候変動枠組み条約に基づき、本年九月までに先進各国等は、二〇〇〇年以降における温室効果ガスの排出量を一九九〇年レベルで安定化させるための政策等を締約国会議に通報することが義務付けられたところから、今後のエネルギー需要に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

一方、供給面では、石油の場合、原油価格の低下もあって非OPEC諸国における石油開発が停滞しているため、その分はOPECへの追加依存となつて今後とも続き、特に中東地域への依存度は高まると見込まれる。このため、同地域の動向が、石油供給に大きく影響するものと見込まれる。その他、石炭等のエネルギー供給についても、将来の不透明感が強い。その要因としては、世界最大の石炭生産国である中国が、内需の増大に伴い、今後は輸入国になる可能性も指摘されており、石炭の需給逼迫という事態の到来も将来十分考えられる。また、天然ガスも石油同様に可採埋蔵量が十分でないことや、新規開発の難しさ等の問題がある。

## 二 エネルギーをめぐる国内情勢

最近の我が国の最終エネルギー消費は、減速し始めた景気の影響で一九九二年度において対前年度比〇・五%増に止まったが、一九八八年度から一九九二年度までの五年間では、年平均二・六%

の高い伸びとなった。

一方、一次エネルギー供給は、一九七三年度には七七%のシェアを占めていた石油が、一九九二年度は五八%へと減少し、その減少分は天然ガス、原子力等が代替している。しかし、原子力発電所の建設が長期のリードタイムを必要とする実情にあること、新エネルギーの導入が進展していないこと等から、政府は、一九九〇年に閣議決定した「石油代替エネルギーの供給目標」の見直し作業を行っている。

また、現在の石油価格については、為替レートや物価変動等を考慮して第一次石油危機以前と比較すると、実質的に据え置きに近いもので、低価格水準にあるといえる。この結果、新エネルギー開発や省エネルギーの推進のインセンティブが失われているほか、エネルギー需要の伸びが予想を上回る結果も招いている。

## 三 化石エネルギー政策をめぐる情勢

### (一) 石油

石油の安定供給確保のためには、自主開発の推進及び備蓄の強化を行うと共に、産油国との関係を引き続き強化することが重要と考えられる。

#### 1 石油の自主開発

石油の安定供給確保のためには、我が国の企業等が自ら石油を開発輸入することが不可欠である。平成四年度における海外自主開発原油の輸入量は、約三、二六二万キロリットル（我が国原油総輸入量の二一・八%）に達しているが、政府目標は、二十一世紀初頭を目途に、自主開発原油の供給見込み量を総供給量の三〇%としている。

今後、石油の自主開発を円滑に推進するためには、石油探鉱のリーダーとしての民間企業の育

成、開発資金融資の拡大、新油田開発のための技術向上と人材の確保などが課題となっている。しかし、我が国の石油開発関連企業は未だ資金的基盤が脆弱であるため、石油公団の組織、機能を最大限に活用する等、自主開発の促進の努力を図る必要がある。

#### 2 備蓄

我が国の石油備蓄の内、国家備蓄については、五、〇〇〇万キロリットルを新たな目標とした増強を進めてきており、その結果、平成五年度末現在、約四、〇〇〇万キロリットル（六九日分）に達しており、民間備蓄の約四、四〇〇万キロリットル（七六日分）と合わせ、合計八、四〇〇万キロリットル（一四五日分）の備蓄を行っている。

今後、更に、国家備蓄の増強に努めると共に、供給上の変化に弾力的に対応するため、民間備蓄と国家備蓄の有機的活用を図っていくことが重要である。

#### 3 中東協力強化の必要性

石油は、埋蔵量及び生産量ともに圧倒的に中東地域に依存しており、それだけに同地域の恒久平和の確保が課題であるといえる。したがって、中東産油国との連携強化が重要となり、石油産業における開発から精製に至るまでの人的・技術的交流強化を図ると共に、中東産油国の多くが産業構造の高度化、多面的工業化、民生向上を強く希望していることから、それらに資する幅広い協力を行う必要がある。

#### 4 石油製品の輸入拡大

石油製品（特にガソリン）について内外価格差が存在している状況にかんがみ、石油産業の一層の効率化等を図るため石油関連税制等の見直しの検

討が必要となっている。

また、石油製品の内外価格差は正に伴う価格引下げによる消費増大が、環境破壊の効果を有するため、所得分配の公正及び資源の効率的利用の視点から分析する必要があるとの意見もあった。一方、石油製品の国際市場は、規模が小さく緊急時には安定的な供給が困難になることも予想されるため、いわゆる消費地精製方式は今後とも石油製品の安定供給上重要な役割を果たすものと考えられる。

現在、「特定石油製品輸入暫定措置法」によって、石油製品の輸入については、精製あるいは備蓄設備等を有する者に限定されているが、昨今、その見直しを求める動きが高まっている。一方、石油製品貿易の著しい変化に対応するには、現行の仕組みを今後とも維持していく必要があるとの意見もあった。

### (二) LPG

我が国では昭和三〇年代後半から多様な需要に応じたLPGの消費量は年率一〇%を超える急速な伸びを示し、平成四年度では我が国総エネルギー消費の約五%を占めるまでに至っている。LPGは、約八〇%を輸入しており、うち約八〇%が中東諸国に依存するなど、石油以上に供給源が中東地域に集中しているといえる。

現在、LPGの備蓄については、輸入業者に対して、五〇日分の備蓄が業務付けられているが、国家備蓄についても、一九九二年六月の石油審議会石油部会液化石油ガス分科会報告において、二〇〇五年度に一三〇万トン程度、そして二〇一〇年度に一五〇万トン程度（年間輸入量の一月分に相当）の規模の国家備蓄の目標が示され、現在そ

のための予備調査が開始されている。

(三) 石炭

石炭は石油、天然ガスなどのエネルギー資源に比して埋蔵量が豊富であり、また主要な産炭地が先進国を含めた広い地域に分布している。その反面、固体であるがゆえのハンドリングの悪さや、燃焼時の二酸化炭素や硫黄酸化物等の排出が多い等環境保全面に難点がある。

現在、我が国では国内石炭鉱業の構造調整が進展し、国内炭の生産規模は段階的に縮小してきているが、可採埋蔵量からして前述の難点の解決を図ると共に、石炭の活用を推進を図るべきとの指摘もある。石油危機以降、海外炭輸入の増加が著しく、平成四年度の我が国の海外炭輸入量は約一億一、〇〇〇万トンに達し、石炭需要の九〇％を超えるに至っている。現行「石油代替エネルギーの供給目標」では、平成二二年度における石炭供給目標を一億四、二〇〇万トンとしており、今後一〇年間で約二、二〇〇万トンの供給増が必要となっている。

このため、海外炭の安定供給確保が重要な課題となっているが、その実現は、我が国のみでは完結し得るものではなく、アジア太平洋地域全体として石炭供給の安定化を図る認識が必要である。今後、新たな資源開発等による供給源の確保と多角化の推進、コールセンターをはじめとするコールチェーンの一体的整備の促進など海外炭安定供給確保対策及び石炭利用効率の大幅な向上等を目指したクリーン・コール・テクノロジーの開発・普及を強力に展開していく必要がある。

(四) 天然ガス

天然ガスは、炭酸ガスの排出量が少ないクリー

ンエネルギーであるため、世界的に注目を集め、今後、需要の拡大が予想されている。このため、世界各国との競争激化が予想されるが、我が国としては、資源国と協力し、新しい供給先を開発するための先行的な調査等を行うことが重要である。

しかし、天然ガスは、石油と同様に資源に限りがあり、現在、東南アジア・環太平洋地域からの輸入に依存しているものの、徐々に供給力増加にかげりがでてきている。今後、天然ガスの賦存が有望視されている地域については、開発環境が厳しくなるため、開発費の増大等が考えられることから、ファイナンス等の円滑化をはじめ開発促進のための公的取組の強化が望まれる。同時に、長期的観点に立脚し、天然ガスの受入れ・流通システムの効率的な在り方、パイプライン網の整備、ピーク時対策、供給中断等の緊急時対応を念頭に置いた天然ガスの地下貯蔵の可能性等も検討する必要がある。

なお、今国会において、海外における天然ガスの開発に係る債務保証、出資等を内容とする「石油公団法」の改正が行われた。

四 国際エネルギー政策をめぐる情勢

第一次石油危機以後、我が国は石油依存度の低減を目標として、石油代替エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進等を実施すると共に、石油輸入先の多角化を目指し努力を行ってきた。

しかし、最近の国際エネルギー情勢の変化は、従来の我が国の国際エネルギー政策の見直しを迫るほど大きなものである。それは第一に、石油において、世界及び我が国の中東産油国への依存度が上昇傾向にあり、今後その傾向が続く見通し

であること、第二に、アジア地域を中心としたエネルギー需要の急増等により、石炭、天然ガスの国際需給がタイト化する見通しにあること、第三に、温暖化対策をはじめとした地球環境問題への取組が本格化すること等である。

このような情勢の中で、世界最大のエネルギー輸入国であり、かつ経済、技術大国である我が国が、環境対策協力、資源探査協力、経済支援等について国際社会において果たすべき役割は高まる一方である。このため、我が国は、国際エネルギー機関(IEA)やアジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)等を通じて国際社会への働きかけを強め、国際協調の実現を図ることにより、国際エネルギー需給の安定を確保するほか、先進国及び発展途上国のそれぞれの主要エネルギー供給源の最適化を図る国際的なエネルギーのベストミックスの在り方とその実現についても取組が必要である。

特に、中東和平の実現と中東諸国との関係強化は、エネルギーの安定供給を図る上で、最も重要であり、基本的な課題である。そのために、我が国は外交努力を基盤とする経済協力と共に、文化交流等を通じて平和の確立等に積極的に取り組む必要がある。具体的には、我が国の政府開発援助のうち、エネルギー資源保有国やエネルギー輸送経路に当たる発展途上国への円借款等による経済支援、インフラ整備を通じて貧困の解消は特に重要である。しかし、こうした援助を行う際にも、地球環境に配慮した環境対応型や省エネルギー設備の導入等の条件を付す必要がある。

また、アジア地域では、現在もまた将来的にも石炭を主要エネルギーとする国が多く、今後、石

炭消費の増加とそれに伴う二酸化炭素等の排出量の増加が見込まれることから、この地域に対する我が国のクリーン・コール・テクノロジーや、省エネルギー等の技術協力と共に、自国で利用する資源の開発等の経済協力が必要とされる。

その他、原子力安全に関する国際技術協力は、原子力の持つ危険性にかんがみ、発展途上国をはじめ、旧ソ連や東欧等に対しても、積極的に展開されることが求められている。

第二章 二十一世紀に向けてのエネルギー政策の在り方―供給面を中心として―

一 基本的視点

経済発展、環境保全、エネルギー需給の安定という三つの要請を、同時に解決するには、省エネルギー等適確な需要対策を講ずると共に、コージェネレーション型地域開発や供給力増強のインフラストラクチャーの構築等が求められている。

その際、世界の持続可能な発展に留意し、エネルギー供給として、ライフサイクル・アナリシス等のトータルな手法をもって、我が国のエネルギー供給の在り方を模索する必要がある。ちなみに、総合エネルギー調査会基本政策小委員会中間報告においても、我が国のエネルギー供給構造の多元化等の情勢を背景に、総合的・包括的なセキュリティ対策と共に、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応の観点から、エネルギー政策の国際的展開を政策概念に位置付ける必要性を指摘している。また、内外価格差等に加え、近年の技術進歩の要因を背景とするエネルギー供給の効率化の要請にかんがみ、現行規制を見直し、市場

原理の拡大を内容とするエネルギー供給体制の柔軟化が重要と指摘している。

以下、今期の調査の中心となった公益事業政策、非化石エネルギー政策、エネルギー技術の研究開発・教育政策等について述べる。

## 二 公益事業政策

### (一) 電力事業

発電電力量については、平成四年度は七、六四二億キロワット時、平成一四年度は九、九二二億キロワット時が計画されている。電源構成については、多様化を進め、石油火力の依存度を可能な限り下げることが目標に、平成四年度の構成比二五％を平成一四年度に一〇％に下げることとしている。

一方、LNG火力については、平成四年度は、二三％と導入が進み、ミドル・ピーク電源としての位置付けの下に長期的な燃料調達に配慮しながら導入が推進されることとなっている。石炭火力については、ベース電源としての開発が進められ、平成四年度の一一％の実績に対し、二〇％に拡大が予定されている。一方、原子力についても同様に、ベース電源として平成四年度の二九％から、平成一四年度には三四％、また平成二二年度(二〇一〇年度)には四三％に拡大する計画としている。

しかし、近年になり、原子力発電所等の発電開始までのリードタイムの長期化と共に、電源立地の遠隔化が顕著となっている。このため、電源立地対策の強化が重要となっており、「地域共生型発電所構想」を進めるための施策が進められている。

他方、エネルギー技術開発の成果である電気と

熱を同時に供給するコージェネレーション機器の普及の進展に伴い、電気事業者以外の者が容易に自家発電をし得ることになった。その結果、発電部門における市場原理の拡大気運の高まりをもたらし、エネルギーの有効利用の観点から重要な課題となりつつある。しかし、余剰電力を第三者へ販売するには、電力の託送のシステムが必要となるが、託送のもたらす新たな系統連系コスト増を考慮すれば、慎重な検討が必要である。また、余剰電力の購入等に際しては、需要者間に不公平が生じないことが必要である。今後、自家発電の普及が余剰電力の範囲を超え、分散型電源を核とする電気事業への本格的参入もあり得ることから、電力の安定供給に留意しつつ、その在り方について検討しなければならない。

その他、夏の電力ピーク問題が激化するにつれ、今日、供給対策とあわせ需要対策が重要なものとなっている。このため、ピーク時の需要対策として、ピーク時の利用料金を割高にする方法と、逆にピーク時に利用しない場合に協力を金を出す方法があり、その検討が求められているが、これらは、いわば所得再分配の側面を有することから、それらを考慮した上で、負荷平準化に結びつくよう適正に運用することが必要である。

なお、現在、政府は電気事業審議会において、大規模電源の開発のリードタイムの長期化、電気料金の内外価格差の存在等を背景に、分散型電源の一層の導入促進が重要との認識に立ち、効率的な電力システムの在り方について検討を進めているほか、「地球温暖化防止行動計画」に示される二酸化炭素排出目標を踏まえ、長期電力需給見通しについても検討を行っている。

### (二) ガス事業

夏の電力ピーク対策として、都市ガスあるいはプロパンガスを冷房用に使用する等システム間の連携が重要となり、このため、ガス冷房の抜本的技術開発が重要となっている。

また、環境特性や取り扱いの利便性に優れた都市ガス利用の動きが強まっていることから、需要家に対して、多様な選択の幅を広げることが長年の課題になっている。しかし、現在、都市ガスの供給区域について規制が存在し、消費者の選択の自由の阻害要因となっている恐れがあることから、規制の見直しが必要となっている。

なお、今国会において、大口需要家に対する料金規制の緩和等を内容とする「ガス事業法」の改正が行われた。

今後の課題としては、競争原理の導入拡大により、規模の経済性を有するガス事業の特性を考慮し、需要家の要請に応えるための供給システムを整える上で、天然ガスの将来性とその役割について、見極めが必要となる。しかし、その点については、積極的評価と、逆に限界を指摘するなど両論があり、天然ガス・パイプライン構想及び天然ガスの将来性について調査を深めることが必要である。

二十一世紀に向けて我が国経済社会の構造改革が進む中で、公益事業の在り方については、高品質あるいは大量を要する事業者向け需要と、家庭向け一般需要に対し、それぞれ、相応しいエネルギーを供給するなど、需給構造に近づきつつ、ニーズの変化に対応して新たなエネルギー供給形態の提供が可能となるよう既存制度の見直しを図っていくと共に、適切に資本投下を行っていくことが

重要な課題となっている。

三 非化石エネルギー政策―地球に優しいエネルギーの課題―

地球温暖化問題を背景に原子力発電、太陽光発電等の非化石エネルギーの導入が大きな課題となっており、以下、原子力及び新エネルギーのほか、これらと同様、地球温暖化防止に重要となる省エネルギーについて述べる。

### (一) 原子力

世界のエネルギー消費の増大が開発途上地域でも予想される中、先進諸国はエネルギー利用の効率化、クリーンエネルギー利用のポテンシャルが大いことを考慮しなければならない状況となっている。こうした中で、原料調達が長期間に及び、また、エネルギー供給システムの安定度が高く、そして、コスト水準が国民経済上からも負担し得る世界のエネルギー供給の中心は、石油、石炭、原子力であり、これらの国際エネルギー・ベストミックスを推進する必要があるとの意見があった。

特に、地球温暖化問題等の制約の下では、国際的なベストミックスの一方策として、原子力安全の技術を有する国は、原子力をより多く利用することにより、化石燃料を途上国が優先使用できるよう配慮すべきであるとする意見がある一方で、自ら原子力発電を推進しつつ、途上国が原子力安全の技術を有しないことを理由に、その使用の抑制を主張することは国際社会においては困難であるとの意見もあった。

この他、エネルギー資源の有効活用等の観点から、高速増殖炉の推進、プルトニウムの利用が不可欠とする意見がある一方、これらには未熟な技

術も残っており、評価し得ないとする意見があった。このため、我が国としては、余剰プルトニウムの不保持と国際管理システムの確立により、世界各国の理解を得ることが必要となるとの意見もあった。

このような中で、受動的安全性等を考慮した軽水炉技術の研究開発を進める必要がある、また小型の高速炉による砂漠の灌漑用電力の供給による地球環境問題解決への貢献等が期待されるとの意見もあった。

今後の課題としては、地球的視点に立脚した国際的合意を前提として、世界のエネルギー需要を賄い得るものは、現状では、石油、石炭、原子力に限られるとした上で、これらを組み合わせたエネルギー・ベストミックス論を世界に提案していく必要があると指摘されている。無論、そのためには、更なる安全対策及び高度化対策の強化と共に、原子力発電に対する国民の理解増進に資するよう、原子力発電所等の情報開示について、国が関与する事項と共に、可能な限りの公開は必須となる。

しかし、原子力発電をめぐる国内の動向は、原子力発電所のリードタイムの長期化傾向に象徴されるように、原子力発電所周辺地域住民の理解は万全とはいえない。原子力発電の立地に係る代償利益も現状では不十分であり、周辺地域住民に対する電力料金の思い切った割引の導入を検討するべきである。安い電力料金が引き金となり、近辺の地域への企業立地が進むと考えられる。加えて、地域振興策として、高速道路、新幹線等のインフラストラクチャー整備も進める必要がある。原子力発電をめぐる国民の意見は一樣ではない

が、地球温暖化問題への対応策として、太陽光発電のコストや量的な制約、省エネルギー推進の困難性等の要因を考慮すると、原子力発電の潜在的な危険性及びこれを顕在化させない安全技術の存在を認めた上で、原子力発電の推進の選択の是非につき、正面から議論することが必要な時期である。

また、原子力発電を非化石エネルギーの中核と位置付け、国民の理解を得て立地促進するには、チェルノブイル発電所の事故以来の原子力発電に対する不安などから、原子力発電に係る各種情報の積極的な公開・広報活動の強化が求められている。

一方、原子力発電所の事故時においては、国境を越えて被害が及ぶこともあり得るほか、何よりもその安全確保の推進が困難な国々があること、放射性廃棄物の問題あるいはプルトニウムの核兵器転用の恐れなどの不安要因に留意すれば、新増設を含めて、将来的には原子力発電を廃止し、その補填は省エネルギーや新エネルギーの研究開発で賄うべきである。また、五十年・百年先を見据えた安全なエネルギーと資源の開発に全力を傾注することが政治の責務であるとし、欧米での撤退に見られるごとく、プルトニウム利用や高速増殖炉路線の再生をめざす「核燃料リサイクル」政策については、経済性及び技術上からも、抜本的見直しを行うべきである、等の意見もあった。

いずれにしても、原子力を含むエネルギー問題は、あらゆる分野に関係があり、とりわけ地球環境を守るエネルギー政策を総合的に推進しなければならぬ時期に至っているだけに、多岐に及ぶエネルギー行政機関を指導し得るだけの権限を有

する民主的機関の設置が求められるとの意見もあった。

#### (二) 省エネルギー

国際政治情勢が流動化の様相を強め、さらに我が国のエネルギー供給構造も大きな転換期を迎え、石油以外のエネルギー資源の供給問題にも目配りをしなければならない時期に至った。こうした中で長期計画に定められている我が国の経済成長率の三・五％を見直し、実情を加味して低くすべきである。仮に見直しをしないまま、環太平洋地域の高い経済成長を背景とするエネルギー需要の増大要因が加わるとなれば、石油の需給バランスが崩れる可能性がある。そうなれば、今後、我が国の想定し得るいくつかの経済成長率パターンごとに、エネルギー制約の有無やその程度についても調査する必要がある。

こうしたエネルギー供給上の制約要因が現実化する恐れがあるとすれば、その供給対策以前の問題として、省エネルギーの推進は当然のことであり、その観点から、今日の大量生産・大量消費型の社会活動から発生するゴミの燃料化を進めるべきである。また、昼間時における点灯を要しない採光を考慮した建築物の普及、エネルギーの有効利用を考慮した給湯パイプの設置及びエレベーター等の利用を前提とする公共建物の設計の見直しなど、建築の在り方について省エネルギーの観点から検討する必要がある。

その他、地球温暖化問題への対応については、環境税・炭素税の導入の可否について、今後、調査を行っていく等、各国の動向を注視しつつ対応していく必要がある。

#### (三) 新エネルギー

新エネルギーの開発は、クリーンな石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給、地球環境保全の観点などから極めて重要である。既に新エネルギーの中には、技術的にも最先端に達しているものもあり、本格的な普及が検討されるべきものもある。これらについては、その導入促進のための措置が求められている。しかし、一般に、既存エネルギーと比較して、まだコスト高であるため、その普及には、家庭用太陽電池の場合、設備投資に対する所得税の控除、電力会社への売電に係る優遇税制及び財政上の優遇措置を講ずると共に、低圧直流で動作する電化製品等の開発も必要である。

また、重点的な技術開発を推進すべきものとして、石炭からクリーンな燃料の製造、太陽光発電による水分解システムや自然エネルギーの輸入システム等のほか、オートメーション等の省エネルギーの推進、天然ガス液化機能のあるタンカーの開発、家庭用ソーラーパネルとヒートポンプ等の組み合わせ利用等が挙げられた。

今後の課題としては、水素利用クリーンエネルギーシステム、石炭液化などニューサンシャイン計画の一層の推進のため技術開発促進助成措置の強化を図ると共に、原子力をはじめ各種の次世代エネルギー技術分野に優れた人材を集め、活力ある研究開発を推進し革新的技術を生み出していく必要がある。

しかし、問題は、原子力発電に代わり期待される太陽光発電、風力など新エネルギーの研究開発を進める上で、エネルギー対策関係費一兆二、八一五億円（九三年度）のうち、再生可能なエネル

ギーの開発、利用促進の費用が合わせて二九一億円に過ぎない状態をまず改めるべきであるとの指摘があった。

いづれにしても、今後、コスト低減の最大の手段である量産化によるコスト引き下げに資するよう、公的施設への太陽光発電設備の導入促進の他、太陽や風力などの新エネルギー開発を進めることが求められており、これらの再生エネルギーにより、一次エネルギーの一〇％以上の確保が可能であるとの指摘もあった。

#### 四 エネルギー技術の研究開発・教育政策

エネルギー・セキュリティの確保のためには、技術の発展から導入・普及に至る各段階における限界突破力の有無が重要な鍵となる。これらのエネルギー技術の涵養については、着実な研究開発と、その下支えをする大学の高等教育あるいは義務教育におけるエネルギー教育を、体系的かつ強力に展開する必要がある。

また、大学における研究費については、その増額もほど遠い状況が続いている。その不足分について、大学別に別途補填を工夫する余地もあるが、文部省の管轄下にあるため、例えば、他省庁の研究費を使用してまで研究遂行のできる立場の研究者は少ないとされている。我が国のみならず世界のエネルギーやこれに関連する科学技術の将来を支える基礎研究を展開するには、まずエネルギー技術等の基礎研究費の増額を確保すると共に、これらを、別途、大きな機関で統合し、重点的に研究投資し得る制度を確立することが望まれる。

また、原子力は、総合科学技術であることから、他分野との密接な関係の保持が必要である。

しかし、理工系離れ等の風潮が強まる下で、次代の若者が夢を持って研究開発に参加し、優れた多くの人材を結集して、活力ある研究開発を推進することが、今何よりも求められている。

さらに、巨大科学により問題解決が求められる課題が多くなるにつれ、経常黒字国という経済的に恵まれた状況にある日本が研究分野で先端に立ち、例えば、太陽光発電衛星と宇宙開発の結合を図り、新エネルギー開発に道を拓くなどの方途を提供するよう政治的合意を形成し、それに予算を割くべきである。

これらを踏まえ、資源の有限性等を内容とする省エネルギー教育の徹底等、エネルギー教育がエネルギー問題の解決において不可欠であると共に、二十一世紀における社会の基盤となるエネルギーに関する革新的技術等の開発の重要性が指摘された。

#### 第四部 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)

一 政府の対応と今後の取組  
平成四年六月の産業・資源エネルギーに関する調査会報告の諸提言のうち物流問題に関し、その後の政府の対応は、次のとおりである。

##### (一) 魅力ある職場づくりの推進

トラック等自動車運転手の労働時間等労働条件改善対策については、労働基準法による最低基準の履行確保に加え、従来からの拘束時間、運転時間の上限等の基準を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を策定し、これに基づき重点的・計画的に監督指導している。さらに、労働時間短縮に向けた労使の自主的努力を促進する目的で「労働時間の短縮の促進に関する臨

時措置法」を平成四年九月施行し、積極的活用を指導している。

賃金体系については、労使の自主的な話し合いにより決定されるべきものであるが、「出来高払い制」よりも「定額制」の賃金制度が望ましいケースが考えられることから、歩合給制度のうち累進歩合を廃止するほか、固定給と併せて通常の賃金の六割以上が保障される保障給を採用するよう通達を出している。

職場環境の改善、福利厚生施設の充実については、トラック関係団体において運輸事業振興助成交付金を活用して運転手の休憩、仮眠、食事等のための総合施設であるトラックステーション等の福利厚生施設の近代化等を行っている。

物流業のイメージアップに向けた広報活動の強化等については、関係団体において、パンフレット等を作成し学校へ配付すると共に、イメージアップのための新聞広告を実施している。

女性・中高年労働力の積極的活用については、関係団体においてトラック運転手等に関する女性及び中高年労働者の実態調査を行ったほか、女性労働活用に関するシンポジウムを開催している。

##### (二) 輸送需要の平準化・物流の効率化

弾力的価格体系の構築については、平成二年十二月に施行された「貨物自動車運送事業法」及び「貨物輸送取扱事業法」の改正により、トラック運送業及び貨物運送取扱業に関する運賃規制が従来認可制から届け出制に緩和されたことを受けて、関係団体において、サービスレベルに応じたコストをより的確に反映した運賃・料金を導入するよう検討を行っている。

物流施設・情報化機器の設置に対する支援措置

の拡充については、平成四年度以降、コンテナデポ(複合一貫輸送拠点施設)、パレットデポ(一貫パレチゼーション推進施設)、複合一貫輸送用機器、情報システムの整備に対する融資制度の創設のほか、プッシュプルフォークリフトに対する特別償却制度の創設等を行っている。また、平成五年十一月に施行された「流通業務市街地の整備に関する法律」の改正により、流通業務市街地の整備対象都市を拡大するほか流通業務の効率化に資すると認められる事業に対し金融税制上の支援措置を講じている。

事業の共同化・協業化に対する支援措置の拡充については、平成四年十月に施行された「中小企業流通業務効率化促進法」に基づき、中小企業が共同して共同配送センターを整備して行う共同配送等に対して、金融税制上の支援を講じている。

また、平成五年度から十年度を対象期間とするトラック事業に係わる中小企業近代化計画を平成五年七月に告示すると共に、これに沿って各県トラック協会が作成した構造改善計画を承認している。

##### (三) 運輸部門における省エネルギー対策について

乗用車の燃費改善、省エネ型車両の導入を進めているほか、旅客輸送については鉄道ネットワークの整備、新バスシステムの導入等による公共交通機関の利用促進を図っている。また、貨物については幹線輸送における鉄道・海運へのモータールシフトを推進するため受け皿としての鉄道・海運の輸送力増強のための施設整備を推進している。

二 今後なお検討すべき課題

最近、物流問題をめぐっては道路混雑の緩和、

環境問題、省エネルギー対策、労働力の不足問題等が提起されていることから、従来の提言に加えて総合物流対策の確立、都市内物流の効率化、モーダルシフトの推進及び環境面の整備においてなお一層の促進を図る必要がある。

まず、総合物流対策の確立である。物流問題については、物流業は運輸省、荷主産業は通商産業省等、道路交通管理関係は建設省、交通取締りは警察庁、環境問題は環境庁と、縦割り行政のため総合政策に欠ける面が見受けられる。国民のニーズを的確に反映した総合的な政策を円滑に実施できるよう、予算・政策面における迅速な対応と関係省庁間の連携を図るため、物流問題に対する弾力的・機動的な政策実施体制の整備と総合的な物流政策の策定が必要である。

次に、都市内物流の効率化である。環境問題、省エネルギー、道路交通混雑等の制約要因が特に顕在化している都市内物流問題解決のためには、特定の運送業者が他社の荷物の集配も担当する地域共同集配システムの構築等が有効であることから、その推進に向けて国の支援が是非とも必要である。

さらに、モーダルシフトの推進である。従来のトラック輸送中心から省力型、低公害型の大量輸送機関である鉄道、海運に転換するモーダルシフトをより一層推進することが重要となっている。そこで、トラック、鉄道、海運の輸送の在り方を抜本的に見直し、その基本方針の下に物流インフラの整備に向けた国の支援措置を講ずることが必要である。

最後に、環境面の整備である。環境面から電気

自動車やメタノール自動車等集配車両の低公害車を積極的に進めることを検討すべきである。その手段として目標数値と達成年度を提示し、低公害車の導入を促進するため、低公害車用スタンドの整備や低公害車に対する金融税制上の優遇措置を一層拡充する必要がある。

#### 第五部 二十一世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題についての政策的対応(提言)

この一年間における本調査会の調査結果を取りまとめてきたが、以下、これらを踏まえて、緊急に政策的対応を要する事項について提言する。

#### 第一章 二十一世紀に向けての企業行動の在り方

企業の社会的責任論の高まりと共に、企業行動のあるべき姿は、商品・サービス等の提供という企業本来の役割に加えて、地域社会への貢献等社会的側面が重視されてきている。

そこで、企業の社会的側面、特に社会貢献活動の環境整備を図る必要があることから、次の諸点に留意して諸施策を講じていくべきである。

- 一 企業のフィランソロピー活動支援のための税制・特定公益増進法人制度の見直し
- 企業活動のフィランソロピー活動を促進するためには、その担い手となる企業財団・民間非営利団体の整備、育成が不可欠である。そのため民間の自発性を生かしつつ、フィランソロピー活動に係る税制及び特定公益増進法人制度を改善することが必要である。
- 税制面では企業の寄付活動を促し、フィランソロピー活動に幅広く取り組めるよう、寄付金の損金算入限度額の拡大を図る必要がある。

特定公益増進法人制度では、その認定に当たり、複数あるいは新規の公益活動を目指す法人にも機動的に対応できるよう、法定の公益活動要件を整備し、見直す必要がある。また、長期間を要していた民間主導の特定公益増進法人の認定について、極力その期間を短縮すべきである。

#### 二 「社会貢献会計」導入の検討

企業がフィランソロピー活動に要した支出を数量的に把握し、その活動を目に見える形で公開することによって、フィランソロピー活動に対する関心を喚起するという効果が得られる。

そのため、国は企業会計の中に「社会貢献会計」の導入を検討し、フィランソロピー活動が企業経営の上で制度的に取り込まれるような仕組みを整備することが望まれる。

#### 三 フィランソロピー活動に関する情報ネットワークの整備

フィランソロピー活動を効果的に行い、ボランティア資源を有効に活用するために、企業、個人、民間非営利団体が相互に情報を提供し合い、交換を行えるようにしなければならない。

そのため、企業・個人・民間非営利団体が中心となり、フィランソロピー活動に関する情報ネットワークを整備し、社会の中にシステムとしてフィランソロピー活動を定着させていくことが重要である。また、国や地方公共団体等は、民間の自発性を尊重しつつ、こうした体制の整備に関し側面から支援していくことが必要である。

#### 四 ボランティア休暇・休職制度の普及促進

従業員によるボランティア活動を支援するため、ボランティア休暇・休職制度を導入する企業が増えてきているが、未だ一般化するには至っていない。

また、この制度を導入している企業においても、その趣旨が十分に理解され、周知されているとは言えず、休職期間中の経済的保障、復職後の職場の配置、派遣先での事故・災害に対する対応等、検討すべき課題も多い。

そのため、従業員が安心してボランティア活動に専念できるよう、国がガイドラインの設定や指導を行い、ボランティア休暇・休職制度の一層の普及促進を図るべきである。

#### 第二章 二十一世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策

地球温暖化防止の観点から二酸化炭素等の排出を抑制しつつ、エネルギーの安定供給と供給システムの整備を図っていくことが急務となっている。このため、各般の現行施策の推進とともにさらに以下の諸施策についても早急に検討する必要がある。

#### 一 太陽光発電設備の普及促進

長期エネルギー需給見通しにおける新エネルギー導入の目標実現の方策として、太陽光発電の大量導入が提唱されている。しかし、現状では、発電コストの低減が大きな課題となっており、この解決方法として、量産化が一つの鍵となっている。このため、一般住宅用太陽光発電設備に対する補助制度の拡充と共に、住宅金融公庫や日本開発銀行の政策金融の活用や税制特例措置の創設等を検討していく必要がある。

#### 二 ごみ発電の一層の推進

ごみ焼却施設における余熱利用としての発電は、従来、余剰電力の利用の条件等が整っていなかったため、発電が積極的に行われていなかった。一方、ごみの埋め立て等による処分は限界に

近づいており、その焼却処分の促進が急務とされている。こうした中で、ごみ焼却施設から発生する未利用エネルギーを最大限に利用していくことが望まれる。

加えて最近では、ごみ発電により安定した電力供給が可能であることから、電力会社においても、積極的に協力が得られるものと期待される。

このため、石油火力や石炭火力に比較して発電原価の高いごみ発電の導入の促進策として、発電に係るコストを考慮し、売電価格の見直しの検討を行うほか、ごみの有するエネルギーの有効利用に資するため、各般の財政支援を拡充することが必要である。

三 原子力安全に係る情報開示制度の整備  
我が国をはじめ東アジア地域においては、数多くの原子力発電の新増設が予定されている。しかし、我が国においては、その立地において、必ずしも計画通り進展していないのが実情である。こうした中で、地球温暖化あるいは原子力発電の安全性等の観点や、エネルギーの安定供給の観点に立って、原子力発電の是非を議論していくことが求められている。

原子力発電の選択の検討にあたっては、国民個々の主体的な判断・選択が反映される仕組みとともに、原子力の安全性確保が世界共通の課題となりつつあることから、安全審査について、その適確性・透明性の確保を図るため、原子力安全に係る情報開示制度を整備する所要の立法措置を講ずる必要がある。

四 エネルギー技術に係る高等教育及び基礎研究体制の整備

エネルギー総合科学技術に係る教育の重要性の認識が高まっているが、特に、大学・大学院における高等教育の体系化・強化が求められている。しかし、理工系離れが常態化する中で、若者が意欲的に取り組めるよう事態の改善を図るため、まず、エネルギー技術関係高等教育の現状と課題につき、政府は、基礎調査を行うとともに、この基礎調査の結果を踏まえ、所要の施策を検討していく必要がある。

また、エネルギーの基礎研究についても、関係省庁の所掌する研究所や基礎研究費等、これらを統合し、中核的な研究機関等横断的かつ本格的な基礎研究体制の早期整備を図る必要がある。

五 省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成  
省エネルギーに対する期待が大きき、このため、省エネルギー型の交通体系や都市構造の構築、ゴミ発電等未利用エネルギーの活用やコージェネレーション型の地域開発の推進、家庭での省エネルギーの推進、サマー・タイム制の導入の検討など、二十一世紀に向けた社会システムの構築が求められている。しかし、その実現には、単に産業政策のみならず、消費者を含む社会生活等の広い政策分野に及ぶことから、各省庁横断的な本格的な取り組みが欠かせない。このような観点から、政府において、省エネルギー・省資源型の「持続的発展可能な社会」の形成に向け、その進展状況と課題をとりまとめ、白書として公表する必要がある。

第三章 第二期調査会調査報告(最終報告)のフォローアップ(物流問題)  
物流問題をめぐっては、平成四年六月の本調査

会報告において、魅力ある職場づくりの推進、輸送需要の平準化・物流の効率化、運輸部門における省エネルギー対策、労働力不足問題について提言が行われているが、今後とも道路混雑の緩和、環境問題、省エネルギー対策の必要性から、次の諸点に留意して諸施策を講じていくべきである。

一 都市内物流の効率化の推進と省庁間の連携強化

都市内物流問題の解決は、道路混雑、環境、省エネルギー、労働力の不足等の問題により、緊急の課題となっている。その解決の一つとして、特定の運送業者が他社の荷物の集配も担当する地域共同集配システムの構築は有効であると考えられる。その実現に当たっては、関係者が個別に実施するのでは効果が上がらないことから、地域の荷主や運送事業者だけでなく、国、地方公共団体等の協力が是非必要である。特に、国においては、物流業は運輸省、荷主産業は通商産業省等、道路管理は建設省、交通取締りは警察庁、環境問題は環境庁と縦割り行政のため総合政策に欠ける面が見受けられることから、同システム構築に当たっては関係省庁間の連携を図り、円滑に実施出来るようにするべきである。また、低利融資や税制上の特例措置等積極的な支援を図ると共に、その法制化に向けて検討を進めるべきである。

二 モーダルシフトの推進と環境整備  
幹線貨物輸送の分野においては、従来のトラック重視から、省力型、低公害型の大量輸送機関である鉄道、海運へと転換するモーダルシフトの推進を含めて物流問題を考える必要がある。このためには、鉄道や海運を利用しやすいような環境を

整備すると共に、輸送需要転換の受け皿となる輸送力増強を図る必要がある。また、必要なインフラ整備に当たっては膨大な経費を要することから、国は、モーダルシフトを推進するための鉄道・海運の活用方策を国民に提示し、国民の理解を得る共に、支援措置を積極的に講ずるべきである。

あとがき

本調査会は、第二年度のテーマである「二十一世紀に向けての企業行動の在り方」(エネルギー供給の課題と対策)に関し、問題点を抽出、調査、検討を行ったほか、第二期の調査会調査報告のうち「物流問題」に関するフォローアップを行った。本報告は、その調査結果を取りまとめると共に、早急に検討を要する課題について、一項目にわたり提言を行った。また、調査の過程において、国会日程の関係から実現できなかった政府当局からの説明聴取と質疑については最終年度始めに実施することとしている。

産業問題に関しては、企業の社会的責任として、景気低迷下にある経済を反映し、従業員の雇用の安定と男女差別に論点が移されたが、中長期的には社会貢献が大きな課題といえよう。

資源エネルギー問題に関しては、地球温暖化問題への対応等が重要となっており、天然ガスや新エネルギー、さらには原子力発電等につき、今後議論を深めていく必要がある。

最終年度は、過去二年間の課題の整理と残された問題について調査し、「二十一世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の在り方」について最終的に取りまとめることとしている。

参考資料

一 参考人一覧

平成五年十月二十日

社団法人全日本トラック協会理事長

全日本運輸産業労働組合連合会中央執行委員・生活福祉部長

平成五年十一月十二日

財団法人日本エネルギー経済研究所専務理事・

エネルギー計量分析センター所長

石油連盟専務理事

電気事業連合会専務理事

平成五年十二月三日

上智大学経済学部教授

社団法人経済団体連合会専務理事

専修大学経済学部教授

平成六年二月九日

スタンフォード大学教授

上智大学法学部教授

日本放送協会解説委員

横浜国立大学長

東京工業大学原子炉工学研究所長

新エネルギー・産業技術総合開発機構理事

平成六年四月一日

学習院大学経済学部教授

慶應義塾大学経済学部教授

上智大学法学部教授

社団法人日本フィランソロピー協会理事長

日本アイ・ビー・エム株式会社専務取締役

神奈川大学経営学部教授

二 委員派遣

○平成六年三月十五日～十七日(静岡県、大阪府)

派遣委員

|    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 会長 | 櫻井 規順 | 理事 | 尾辻 秀久 | 理事 | 薬科 満治 |
| 理事 | 長谷川 清 | 理事 | 山下 栄一 | 理事 | 立木 洋  |
| 委員 | 合馬 敬  | 委員 | 佐藤 静雄 | 委員 | 関根 則之 |
| 委員 | 楠崎 泰昌 | 委員 | 南野知恵子 | 委員 | 瀬谷 英行 |
| 委員 | 森 暢子  | 委員 | 萩野 浩基 | 委員 | 星野 朋市 |

視察先

財団法人浜松地域テクノポリス推進機構 テクノポリス浜松市都田開発区 スズキ株式会社湖西工場 三洋電機株式会社ニューマテリアル研究所 関西電力株式会社関西国際空港エネルギーセンター 関西国際空港熱供給株式会社 大阪ガス株式会社泉北製造所第二工場

浜松地方公聴会

(テーマ)

静岡県地域における企業行動、従業員活動、消費者活動、社会貢献活動等の状況

(公述人)

静岡県知事

ヤマハ株式会社代表取締役社長

連合静岡会長

株式会社ソナティ・エイト代表取締役

財団法人静岡総合研究機構副理事長

三 視察

○平成五年十月十三日

参加委員

|    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 会長 | 櫻井 規順 | 理事 | 吉川 芳男 | 理事 | 山下 栄一 |
| 理事 | 長谷川 清 | 理事 | 立木 洋  | 委員 | 岡 利定  |
| 委員 | 佐藤 静雄 | 委員 | 南野知恵子 | 委員 | 瀬谷 英行 |
| 委員 | 前畑 幸子 | 委員 | 森 暢子  | 委員 | 小島 慶三 |
| 委員 | 小林 正  | 委員 | 河本 英典 |    |       |

視察先

日本自動車ターミナル株式会社葛西トラクタターミナル 協同組合東京ベ・マルシェ

○平成六年五月二十七日

参加委員

|    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 会長 | 櫻井 規順 | 理事 | 尾辻 秀久 | 理事 | 吉川 芳男 |
| 理事 | 薬科 満治 | 理事 | 山下 栄一 | 理事 | 立木 洋  |
| 委員 | 佐藤 静雄 | 委員 | 関根 則之 | 委員 | 楠崎 泰昌 |
| 委員 | 森 暢子  | 委員 | 星野 朋市 | 委員 | 中川 嘉美 |

視察先

日本鋼管株式会社京浜製鉄所 東京都大井清掃工場 東京熱供給株式会社品川八潮パークタウン

地域冷暖房給湯施設

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話

03  
(3587)  
4294

定価

本号一部  
四十二円  
税二円  
送料五円  
(送料別)